

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

No.  
71

2017.6

### 法務省法務総合研究所国際協力部報

#### 巻頭言

1 知財高裁所長と国際交流 前知的財産高等裁判所長 森・濱田松本法律事務所 弁護士 設楽隆一

#### 寄稿

7 ベトナムの社会とことば 大阪大学大学院言語文化研究科教授 清水政明

#### 連携と協調のフォーラム

27 模倣品対策室の国際的な取り組み 経済産業省製造産業局模倣品対策室 室長補佐 越本秀幸

35 日本弁護士連合会国際交流委員会との連携～国際交流委員会委員長及び副委員長との意見交換～  
国際協力部教官 伊藤 淳

#### 外国法制・実務

39 [ベトナム] ベトナムにおける税務訴訟～ある事案の分析をもとに～ J I C A 長期派遣専門家 川西 一

52 [カンボジア] カンボジアの司法～民事訴訟法（再審）～ J I C A 長期派遣専門家 内山 淳

58 [ラオス] ラオス民法典制定 国際協力部教官 伊藤 淳

65 [ミャンマー] ミャンマーにおける都市政策に関する法整備の現状及び今後の展望  
ミャンマー建設省都市住宅開発局 J I C A 長期派遣専門家 田中成興

69 [インドネシア] インドネシアにおける法令の種類、序列および整合性に関する法的枠組み（二・完）  
名古屋大学大学院国際開発研究科教授 島田 弦

79 [ネパール] 新たな民法の制定に向けて～ネパール法整備支援の現場から(4)～ J I C A 長期派遣専門家 長尾貴子

86 [中国] 中国行政訴訟法の改正条文等について(4) J I C A 長期派遣専門家 白出博之

#### 活動報告

##### 【会合】

105 第18回法整備支援連絡会 国際協力部長 阪井光平

170 シンポジウム「ラオス民法典制定と実務上の課題」 国際協力部教官 松尾宣宏

##### 【国際研修・共同研究】

177 [ラオス] 現行プロジェクト第10回本邦研修（刑事模擬事件記録の利用方法） 国際協力部教官 伊藤 淳

189 [ミャンマー] 第9回本邦研修（倒産法制） 国際協力部教官 横山栄作

196 [インドネシア] 第4回本邦研修（日本の地方自治について） 国際協力部教官 石田正範

203 [東ティモール] 東ティモール共同法制研究（市民登録法及び民法における婚姻・家族法） 国際協力部教官 大西宏道

208 ベトナム現地セミナー（財産登記法） 国際協力部教官 松尾宣宏

212 カンボジア現地セミナー（契約の無効・取消し、再審、強制執行）  
国際協力部教官（現高松地方・家庭裁判所判事補） 湯川 亮

217 インドネシア現地ワークショップ（知的財産事件研修カリキュラム） 国際協力部教官 東尾和幸

##### 【海外出張】

220 モンゴル現地調査 国際協力部教官 廣田 桂

##### 【講義・講演】

224 国際協力専門官 稲本実穂

##### 【活動予定】

225 国際協力専門官 稲本実穂

#### 専門官の眼

227 塙の外の世界は広がった 国際協力専門官 遠藤裕貴

#### 各国プロジェクトオフィスから

231 ベトナム長期派遣専門家 川西 一

カンボジア長期派遣専門家 内山 淳

ラオス長期派遣専門家 須田 大

ミャンマー長期派遣専門家 野瀬憲範

インドネシア長期派遣専門家 横幕孝介

#### 編集後記

233 国際協力専門官 稲本実穂

## 知財高裁所長と国際交流

前知的財産高等裁判所長

森・濱田松本法律事務所 弁護士

設 樂 隆 一

### 1 はじめに

裁判所のホームページというと、判例情報の閲覧という固いイメージをお持ちの方が多いかもしいないが、知財高裁のホームページ (<http://www.ip.courts.go.jp/index.html>) には、「最近の裁判例」や「事件情報」と並んで「トピックス」があり、ここから「トピックス一覧」をクリックすると、知財高裁を訪問してきた外国の知財関係者と知財高裁所長らとの会談のニュース、あるいは、知財高裁裁判官の国際会議への参加などのニュースが、日本語と英語で掲載されており、知財高裁の国際交流の一端を垣間見ることができる。

今回、この原稿を書くに当たり、2005年4月から現在までのトピックス一覧を見たところ、非常に興味深いトレンドがあることが判明した。

まずは、トピックスとして掲載された行事の数であるが、2005年から2011年までは、年間5件から10件までであったのに対し、2012年からこのトピックスの数が増え始め、2013年は19件、2014年は27件、2015年は34件、そして2016年は49件と急激に増加している。

そして、その内訳であるが、知財高裁判事等の国際会議への出席のトピックスを除けば、知財高裁への来訪者のトピックスの数は、2005年から2012年までは、年間2ないし6件であり、そのうちアジアからの訪問者に限ると、年間約1、2件であったのに対し、2013年以降は、来訪者の数が急激に増加しており、2013年は合計9件（アジアからは6件、欧米からは3件）、2014年は合計13件（前同6件と7件）、2015年は合計24件（前同14件と10件）、2016年は22件（前同13件と9件）であり、ここ数年間でアジアからの知財高裁への来訪者が急増していることがその顕著な傾向である。

筆者は、2014年6月から知財高裁所長を務めていたため、この大きなトレンドを肌で実感してきたところである。そして、このような変化の原因はと考えると、一言でいえば、アジア各国の社会経済情勢の発展により、知的財産権侵害を救済するための司法制度の整備も含めた知的財産権制度の充実が急務となってきているため、日本を訪問して、知財高裁や特許庁等を見学する必要性が大きくなってきているということに尽きよう。

もっとも、アジアと一口に言っても、中国のように、近年知的財産権侵害訴訟の数が急激に増加し、北京や上海、広州の3か所に知財法院を設立し、さらに知財高裁の設立も検討するなど、急激に増加する知財訴訟に対しダイナミックに対応している国もあれば、韓国、シンガポールのように日本と同様に知財訴訟制度が長年にわたり整備されてきている国もある一方で、インドネシア、タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーなど

は、各国の経済、社会の発達の態様に応じ、知的財産権の司法的保護についてさまざまな違いがあり、その多様性に驚かされるところである。

## 2 インドの最高裁長官の訪問について

知財高裁所長を務めていたときに印象に残ったアジアからの訪問者は多いが、その中から強く印象に残った訪問者を紹介する（なお、同トピックスには、欧米からの訪問者や知財高裁判事の国際会議への出席についても興味深い記事が掲載されているが、今回は誌面の都合上アジアに絞って紹介する。）。

平成 28 年 5 月 19 日、インド最高裁判所の Tirath Singh Thakur 長官、Anil Ramesh Dave 判事、Nuthalapati Venkata Ramana 判事、インドの Mukul Rohatgi 法務長官ら合計 12 名が来庁した時のことである。相互の挨拶の後、私が「日本における知財訴訟とその発展」(Intellectual Property Litigations in Japan and its Development)と題して、日本の知財訴訟の特徴等につき英語でプレゼンテーションを行い、その後、上記プレゼンテーションの内容に関連して、活発な議論が交わされた。（以下、そのときの写真を掲載するが、写真はいずれも知財高裁のホームページからの引用である。）



私は、日本の知財訴訟制度の特徴の一つとして、特許権侵害訴訟等における裁判所による和解が、日本の実務では重要な紛争解決の手段になっていること、特に、特許権者勝訴の確率が高い場合に、和解で紛争が終了することが多いことなどを説明し、判決における勝訴率は低くとも、和解により終了している事件数をみると、特許権者の実質的な勝訴率は約 45%であることなどを説明した時のことである。

インドのような英米法系の国においては、裁判の手続きを担当した裁判官が、判決をする前に、非公開の和解手続きにおいて、当事者やその代理人と個別に話をし、和解の仲介をするということは、裁判手続きの公正さ、透明性を考慮すると、考えられないことであり、このような和解手続きが日本の実務において重要な紛争解決方法となっていることについて、インドの判事や実務家は、全員到底納得ができないという雰囲気のもと、激論になりかけたことがある。

「インドの人は議論好き」とは聞いていたが、インドでは相容れない日本の和解という

実務慣行に対し、多数のインドの実務家が口々に意見を述べ始め、所長室が騒然となったところで、Thakur 長官が両手で皆を制すると、再び静寂が戻り、紳士的な同長官と私の二人だけの質疑応答となった。

同長官からの質問は、その場のインドの実務家の意見を整理し集約したものと思われるが、記憶に残るものとしては、①和解手続きにおける裁判官と当事者とのやり取りは判決の資料となるのか、証拠にならないとしても裁判官の判決の内容に実質的な影響を与えることはないのか、②裁判官が非公開の手続きで当事者の一方のみと話をすることが可能であるとすると、裁判官が双方に対し、不利な心証を告げれば、どんな事件でも簡単に和解が成立するのではないかと、いうものであった。いずれも、この種の会合ではあまりみられない鋭い質問が含まれており、他国の制度を聞き、その場でそのような鋭い質問をしていくインドの実務家のレベルの高さ及びインド人の議論好きな国民性を実感した次第である。

もっとも、これに対する私の答えは、①については、和解における資料は、証拠ではないので、裁判官が作成する判決に影響を与えることはない、②については、当事者のいずれに対しても不利益な心証を告げて和解をまとめようとする裁判官は、たちまちのうちに当事者からの信用を失い、その後の和解手続きが困難になるであろう、日本の和解手続きが実務慣行として長年続いてきたのは、日本の裁判官が和解手続きにおいても公正であるためであり、裁判官に対するそのような信頼関係があるからこそ、和解の実務が長年継続してきたものである、というものであった。

日本の訴訟実務における和解手続きは、世界的にみてもやや特殊なものであり、その手続きが非公開で不透明であることからすると、裁判官や弁護士がその運用を誤るとたちまちのうちに不合理な制度となる危険性は理解しているところであり、そのようなリスクと隣り合わせでありながらも、長年、日本の実務において和解手続きによる解決がなされてきたのは、日本の裁判官と弁護士との信頼関係があることによるところが大きい。和解による紛争解決のメリットは、事案の内容に即した柔軟かつ適切な紛争解決ができること、判決と異なり上訴がなされないため、最終的な解決となること、和解手続きを通じ、事前に判決の内容を予測でき、判決か和解かの選択ができること、和解による紛争解決のほうに、日本人の国民性になじみやすいことなどであり、紛争解決におけるそのメリットは大きい。一方、その手続きが非公開であって不透明であり、手続きにある程度のリスクが伴うものであることも事実であり、日本以外の国で、和解手続きが成功するか否かは不明である。かえって、そのような和解手続きの伝統がない国において、いたずらに日本の和解の実務を持ち込むことは、インドの実務家が指摘するとおり、弊害のほうが大きくなる恐れもあり、必ずしも適切ではないといえるかもしれない。

Thakur 長官らからは、このほか、両国の裁判例に関する情報のデータベースによる共有化等の提案もなされたが、知財高裁は既に裁判例情報をホームページを通じて公表しており、重要なものについては、その要旨ないし全文の英訳が進んでいることを説明した。

また、最後に、Thakur 長官に同行した女性弁護士から、同長官に対し、日本の特許権侵



害訴訟が迅速に審理されているのに比べ、インドでは一審の特許権侵害訴訟の審理に10年もかかり、到底迅速とはいえないため、その状況を改善してほしいとの要望があり、同長官からは、日本の特許権侵害訴訟が迅速に審理されているのは素晴らしいことである、インドでも知財専門の高裁を設立する予定であり、迅速な審理を目指していきたい、インドと日本は、古くから経済界の交流は盛んであるのに、司法界の交流はこれまであまりなされてこなかった、今後は両国の知財担当裁判官の人的交流及びこれに関する取組みを積極的に行いたいとの提案がされ、活発な議論を終了した。大変有意義で実り多い会談であった。

なお、裁判官の人的交流については、その後、インドの Ramana 最高裁判事らのご招待により、知財高裁の片瀬亮判事がインドの最高裁、デリー高裁を訪問し、その後、インド・アンドラプラデーシュ州（AP州）のヴィジャヤワダにおいて、ジェットロ等が主催する「知的財産法、商事法、新たな法律問題」に関する国際ワークショップにも参加して、日本の司法制度について説明をしている（その詳細は、知財高裁ホームページのトピックス 2017.03.06 を参照されたい。）。



なお、インドの人の英語は早口で発音が独特でわかりにくいとの意見もよくきくところだが、Thakur 長官の英語は、洗練されていてわかりやすく、同行してきた通訳の方の出番がほとんどないほどであった。

### 3 タイ中央知的財産国際取引裁判所所長らの知財高裁訪問について

平成27年9月17日、タイ中央知的財産国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court）から、Pavana Sugandhavanij 所長（Chief Justice）ら18名の裁判官を含む計38名が来庁した。同裁判所の裁判官や書記官のほぼすべてのメンバーが来庁したのではないと思われるくらいの多数の裁判官、書記官らの訪問に驚いた次第である。私のほうから、知的財産高等裁判所の構成や裁判所調査官制度、専門委員制度、特許訴訟の審理手続、無効の抗弁と無効審判の関係、商標の類否判断の手法などについての説明をし、引き続き、知的財産高等裁判所が取り扱う具体的な事件類型や、専門委員の資格、選任方法などに関し活発な質疑応答が行われた。タイ中央知的財産国際取引裁判所の裁判官から、商標権侵害訴訟等が多く、特許権侵害訴訟の数はまだそれほど多くはないとの説

明があったのが、印象に残った。



#### 4 インドネシアの法務大臣等の知財高裁訪問について

平成 28 年 10 月 25 日には、Yasonna H. Laoly インドネシア法務人権大臣ら合計 15 名が来庁された。

私が知財高裁の概要につき説明をした後、Laoly 大臣らからは、知財高裁が取り扱う訴訟事件の内容、知的財産訴訟に関する専属管轄及び上告手続の内容、損害額の算定手法等を中心として、多くの質問がされ、活発な質疑応答が行われた。Laoly 大臣の知財訴訟制度の改善に対する熱意を強く感じる事ができた。



ところで、インドネシアからは、知財高裁のホームページのトピックスの昨年 1 年だけをみても、次のとおり、多数の研修員が来庁している。

まず、①平成 28 年 6 月 3 日には、JICA が実施するインドネシア「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」の研修員（Ramli 知財総局長を含む研修員 14 名）が、来庁し、②同年 7 月 21 日には、同プロジェクトに基づき法務省で

行われている第1回本邦研修の一環として、インドネシア最高裁判所、同法務人権省法規総局及び同省知的財産総局等から、ラミ・ムリアティ（Rahmi Mulyati）最高裁判所民事室書記官ら計21名が来庁し、③同年9月28日には、インドネシア知的財産総局（DGIP）の商標審判委員会メンバーら15名が、我が国の商標審判制度や商標裁判事例等を学ぶことを目的としたJICAによる「インドネシア商標審判委員会向け研修」の一環として、来庁し、④同年10月28日には、前記プロジェクトに基づき法務省で行われている第2回本邦研修の一環として、インドネシア最高裁判所から、ナニ・インドラワティ（Nani Indrawati）スマラン地方裁判所長ら計14名が来庁し、いずれも知財高裁の裁判官から、知財訴訟の審理の実情などについての説明を受け、訴訟実務に関して活発な質疑応答が行われている。



また、日本の知財高裁の間明判事が法整備支援のためにインドネシアに派遣されていることも含めると、インドネシアに対する法整備支援の充実が図られていることがよく理解できる。

## 5 アジア知財国際シンポジウムの開催について

今年の10月末には、知財高裁は、最高裁、法務省、特許庁、日弁連及び弁護士知財ネットとともに、アジア知財国際シンポジウムの開催に向けて準備を進めており、会議初日に、特許訴訟における証拠収集手続をテーマとする各国模擬裁判を行う予定にしている。その詳細は、知財高裁のホームページのトピックスに掲載されている。

([http://www.ip.courts.go.jp/vcms\\_lf/N\\_2017\\_IP\\_simpo.pdf](http://www.ip.courts.go.jp/vcms_lf/N_2017_IP_simpo.pdf))

知財におけるアジアブームはこれからしばらく続きそうな様子である。

## ベトナムの社会とことば

大阪大学大学院言語文化研究科教授

清水政明

清水政明（しみず まさあき）

1967年生まれ。大阪外国語大学外国語学部タイ・ベトナム語学科（ベトナム語専攻）卒業。京都大学大学院人間・環境学研究科研究指導認定退学。京都大学助手，首都大学東京准教授などを経て，現在大阪大学大学院言語文化研究科教授。専門は，ベトナム語音韻史。特に字喃（チュノム）資料を用いた上古ベトナム語の研究に従事。著書に『世界の言語シリーズ4 ベトナム語』（大阪大学出版会）他。

## 目次

- 0. はじめに
- 1. 伝統的秩序とことば
- 2. 南北ベトナムとことば
- 3. おわりに

## 0. はじめに

1986年 *Dôi Mới* (刷新) 政策施行以来海外との経済交流に門戸が開かれ，特に昨今の日中関係の余波を受け日系企業が工場をベトナムにシフトする等，日越関係は今後ますます発展する兆しが強まってきた。一方，ベトナム人研修生の増加と日越経済連携協定（J V E P A）によるベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受け入れ実施に際し，様々な場面でベトナム語母語話者との接触，ベトナム語母語話者への日本語教育等の機会が増えてきた。

以上の背景の下，本稿ではベトナム社会主義共和国で最も多くの話者を擁するベトナム語<sup>1</sup>について，その使用される社会と言語使用の実態を具体的に見てゆきたいと思う。

## 0-1. 類型的特点

まず，ベトナム語の類型的特点として，語形変化がほとんど見られない「孤立型言語」であること，「膠着語」の一種とされる日本語とは根本的に異なる点を指摘する。

(1)	wataŋi-wa	hon-o	jon-de	iru.	(J)
	I-TOP	book-ACC	read-TE	iru-PRES	

<sup>1</sup> 系統的には，オーストロアジア語族モン・クメール語派ベト・ムオン諸語に属する。ベトナム社会主義共和国には公的に53の少数民族と人口の約85%を占めるベト（キン）族がいるとされている。2013年改正の憲法によると，個々の少数民族独自の言語と多数民族のベトナム語の間に階層が付与され，ベトナム語が初めて「国家言語（*ngôn ngữ quốc gia*: National Language）」と位置づけられた。



(2)	Tôi	đang	đọc	sách.	(V)
	I	PROG	read	book	

またベトナム語はほとんどの場合一つの音節が何らかの意味を持つのに対し、日本語は多くの場合、複数の音節が一つの概念を表す。付録1及び0-3.に示すように、ベトナム語の音節構造は日本語の音節構造よりも複雑で、且つその構成要素の一つに中国語と同様「声調」が含まれる。

(3)	「さかな」	/ s a k a n a /	(J)
		↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	
		C V C V C V	
		↓ ↓ ↓	
		σ σ σ	

(4)	‘cá’	/ k a : <sup>5</sup> /	(V)
		↓ ↓	
		C V	
		↓	
		σ	

日本人学習者にとってはその音節構造の複雑さゆえに、ベトナム語がしばしば発音の習得が困難な言語とされる。また、ベトナム語の音節は前後の環境によって影響を受ける度合いが極めて低いので (Han et al. 1974), しばしばベトナム語話者の日本語発音に強い「癖」が感じられる。

## 0-2. 漢語起源語彙

漢武帝の時代から 10 世紀に亘り中国に支配され、独立後も中国式国家建設に努めたベトナムでは、日本語同様多数の漢語を借用し現在も日常語に使用している (川本 2000)。以下、2013 年に改正されたばかりのベトナム社会主義共和国憲法「前文」の第一文と、ここに見える漢語 (斜体字) の漢字を示す。

(5)	Trải qua mấy nghìn năm <i>lịch sử</i> , <i>Nhân dân Việt Nam</i> <i>lao động cần cù</i> , <i>sáng tạo</i> , <i>đấu tranh</i>
	[歴史] [人民] [越南] [労働] [勤劬] [創造] [闘争]
	<i>anh dũng</i> để dựng nước và giữ nước, đã hun đúc nên <i>truyền thống yêu nước</i> , <i>đoàn kết</i> , <i>nhân nghĩa</i> ,
	[英勇] [伝統] [団結] [仁義]
	<i>kiên cường</i> , <i>bất khuất</i> và xây dựng nên nền <i>văn hiến Việt Nam</i> .
	[堅強] [不屈] [文献] [越南]

(訳) 何千年もの歴史を経て、ベトナム人民は国を築き維持すべく、勤勉に労働し、創造し、勇敢に戦った。そして愛国、団結、仁義、強靱、不屈の伝統を作り上げ、ベトナム文

明を築き上げた。

これら中国語由来の語彙に加えて、近代日本で作られた翻訳語、そして日本製の訓読み漢字語までもがベトナム漢字音にしたがって読まれ口語に浸透している。

(6)	漢字	J. 発音	V. 正書法	V. 発音
	[社会]	/ʃakai/	<i>xã hội</i>	/sa: <sup>4</sup> ho:i <sup>6</sup> /
	[権利]	/kenri/	<i>quyền lợi</i>	/k <sup>w</sup> ien <sup>2</sup> lɪ:i <sup>6</sup> /
	[自由]	/dʒiju:/	<i>tự do</i>	/tu: <sup>6</sup> zɔ: <sup>1</sup> /
(7)	[手続]	/tetsuzuki/	<i>thủ tục</i>	/thɯ: <sup>3</sup> tuk <sup>h</sup> p <sup>8</sup> /
	[立場]	/tatʃiba/	<i>lập trường</i>	/lɒp <sup>8</sup> tʃɯɿŋ <sup>2</sup> /
	[場合]	/ba:i/	<i>trường hợp</i>	/tʃɯɿŋ <sup>2</sup> hɯ:p <sup>8</sup> /

因みに、日本語とベトナム語で同一起源の漢語でも用法（品詞）が異なる場合があり、注意を要する（Shimizu et al. 2008）。

(8)	私は	ベトナムの	歴史に	とても	関心が	ある。
	I-TOP	Vietnamese-GEN	history-DAT	very	interest-NOM	exist
(9)	Tôi	rất	<i>quan tâm</i>	đến	lịch sử	Việt Nam.
	I	very	interested	to	history	Vietnamese

「関心」という漢語は日本語では名詞として使用されるのに対し(8), ベトナム語では「動詞」に分類される(9)。しばしばベトナム人日本語学習者が「～に関心します」と誤用する所以である。

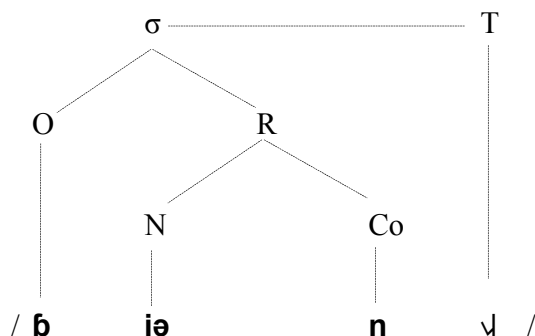
### 0-3. 韻文の特徴

ベトナム語はしばしば日本語より「音楽的な言語」と言われるが、その理由の一つに豊富な声調の体系がある。また、豊かな韻文の伝統もその音楽性に彩りを加えている。

日本語には「五七調」という律文があるが、多音節の語が大多数を占め（標準語には）声調がないという事情から、中国語のように音節を更に細かく分解し、その一部を繰り返したり（押韻）調子を整えたりする（平仄）技巧を援用することは不可能である。

一方、ベトナム語は中国語と同じく声調を有し、音節構造が以下のように中国語と同様であることから、それらの技巧をそのまま利用して韻文が作られる。まずはその音節の構造を見る。

(10)



σ (=syllable)	音節
T(one)	声調
O(nset)	頭子音
R(ime)	韻
N(ucleus)	主母音
Co(da)	末子音

「海」

一つの音節はまず、頭子音、韻に分けられ、それら全体を覆う形で声調が存在する。その声調の数は、開音節及び末子音が鼻音・半母音の音節で6種、末子音が閉鎖音の音節で2種区別される [付録2]。

ベトナム語の韻文は、(10)の図のRを共有する音節がしかるべき箇所に配列され(押韻)、Tの1, 2調(平)及びそれ以外の声調(仄) [付録1]の2グループに分けられ、しかるべき箇所に配列される(平仄)。以下の例では、□で囲った音節に平仄が適用され、斜体の音節が押韻されている。

(11) 「六八体」

- |          |             |       |             |       |            |      |             |
|----------|-------------|-------|-------------|-------|------------|------|-------------|
| 1. Trăm  | <b>năm</b>  | trong | <b>cõi</b>  | người | <b>ta</b>  |      |             |
|          | 平           |       | 仄           |       | 平          |      |             |
| 2. Chũ   | <b>tài</b>  | chũ   | <b>mệnh</b> | khéo  | <b>là</b>  | ghét | <b>nhau</b> |
|          | 平           |       | 仄           |       | 平          |      | 平           |
| 3. Trái  | <b>qua</b>  | một   | <b>cuộc</b> | bẻ    | <b>dâu</b> |      |             |
|          | 平           |       | 仄           |       | 平          |      |             |
| 4. Những | <b>điều</b> | trông | <b>thấy</b> | mà    | <b>dau</b> | đón  | <b>lòng</b> |
|          | 平           |       | 仄           |       | 平          |      | 平           |

(訳) 1. 人生百年の中で

2. 才(才能)と命(運命)は実に相性が悪いもの

3. 一夜にして海が桑の畑と化してしまう人生を経るに

4. 目にするもの全てに心が痛むことだ

『金雲翹』阮攸(1766-1820)

(12) 「双七六八体」

- |         |      |            |     |            |     |            |
|---------|------|------------|-----|------------|-----|------------|
| 1. Thuở | trời | <b>đất</b> | nổi | <b>con</b> | gió | <b>bụi</b> |
|         |      | 仄          |     | 平          |     | 仄          |

2.	Khách	má	<b>hông</b>	nhieu	<b>nôi</b>	truân	<b>chiên</b>	
			平		仄		平	
3.	Xanh	<b>kia</b>	thăm	<b>thăm</b>	tàng	<b>trên</b>		
		平		仄		平		
4.	Vi	<b>ai</b>	gây	<b>dựng</b>	cho	<b>nên</b>	nỗi	<b>ngày</b>
		平		仄		平		平

(訳) 1. 天地が風塵を巻き起こす時

2. 紅顔の客人は苦悩に苦しむもの

3. 天上の深き青さよ

4. 一体誰が為にこの苦悩が生じるのか 『<sup>チンフゴムクック</sup>征婦吟曲』段氏点(1705-1748)

6・8音節が繰り返される六八体の例(11)と、7・7・6・8音節が繰り返される双七六八体の例(12)である。また、日常的に口にされる諺(俗語)にもしばしば上と同様の押韻と平仄のルールが見られる。

(13)	Kiến	<b>đen</b>	tha	<b>trúng</b>	lên	<b>cao</b> ,		
		平		仄		平		
	Thé	<b>hào</b>	cũng	<b>có</b>	mưa	<b>rào</b>	rất	<b>to</b> .
		平		仄		平		平

(訳) 黒蟻が高いところに卵を運ぶと、必ず大きな夕立がある。

(14)	Con	<b>oi</b>	nhớ	<b>lầy</b>	lời	<b>cha</b>		
		平		仄		平		
	Mông	<b>nằm</b>	tháng	<b>chín</b>	thật	<b>là</b>	bão	<b>roi</b> .
		平		仄		平		平
	Bao	<b>giờ</b>	cho	<b>đến</b>	tháng	<b>mười</b>		
		平		仄		平		
	Thì	<b>con</b>	ra	<b>lộng</b>	vào	<b>khởi</b>	mặc	<b>lòng</b> .
		平		仄		平		平

(訳) 子よ、父の言葉を覚えておきなさい。9月5日には嵐が降ってくるもの。10月になれば、浅瀬にいよいよ沖に出ようが構いやしない。

これら俗語は、現代でも主に農村での生活の智慧として伝承され、本来テキストとして書き残されることのない口承文学の一部として存在している。ベトナム語が音楽的な言語



と言われる所以の一端がここにある。

## 1. 伝統的秩序とことば

### 1-1. 待遇表現

儒教的秩序を重んじるベトナム社会では、言語使用においても日本語と同様、上下の人間関係に敏感である。ただ、日本語の待遇表現（敬語体系）とベトナム語における待遇表現には多々異なる部分がある。まず、ベトナム語に見られる待遇表現を形式面から分類してみる。

まず、呼称詞<sup>2</sup>。日本語の待遇表現の多くが文末形式に現れるとすれば、ベトナム語は多くの場合いわゆる呼称詞にそれが現れる。つまり自称・対称・他称の呼称詞<sup>3</sup>としてどの語彙を使うかによって聞き手・第三者との上下・親疎関係が明確に表現される。

- (15) *Em là sinh viên Việt Nam.*  
弟/妹 COP 学生 ベトナム  
(訳) 私はベトナム人学生です。[先生に対して]

- (16) *Cháu đi đâu về?*  
甥/姪 行く どこ 帰る  
(訳) どこへ行ってきたの？ [甥/姪ほどの年頃の相手に対して]

また、会話の中で文の要素として自称・他称の呼称詞が生起しない場合、文末助詞に呼称詞を添えて文を終える場合がしばしばある。

- (17) *Cái này rẻ lắm anh ạ.*  
CL この 安い とても 兄 POL  
(訳) これとっても安いですよ。[年上/成年の男性に対して]

- (18) *Bao nhiêu tiền một cân hờ chị?*  
いくら お金 1 キロ QUES 姉  
(訳) 1キロいくらですか。[年上/成年の女性に対して]

続いて、文末助詞。まず、ベトナム語における文の意味的構造を以下に示す。これはあくまで意味的構造を示すものであり、統語構造として以下の順番で要素が配列されるわけ

<sup>2</sup> 会話の中で自分、聞き手、第三者を呼ぶ語をここでは「呼称詞」と呼ぶ。その中には名前、親族名詞、親族呼称、職業名詞、人称代名詞が含まれる。

<sup>3</sup> 会話の中で、自分を呼ぶ呼称詞を「自称」、聞き手を呼ぶ場合を「対称」、第三者を呼ぶ場合を「他称」の呼称詞と呼ぶこととする。

ではない。

(19) 

命 題
-----

 + モダリティー要素

図中の「命題」は文の意味内容の中で客観的な出来事や事柄を表した部分、「モダリティー要素」は命題に対する話し手の発話・伝達の際の態度のあり方を表した部分である。例えば以下の文を見てみよう。

(20) 

Ông	là	ai	<i>đáy</i>	<i>a?</i>
祖父	COP	誰	PRSL	POL

(訳) お宅様はどなたですか。[熟年男性に対して]

(20)において斜体の *đáy* と *a* がモダリティー要素であり、いずれも文末助詞の一種である。それぞれ「聞き手への関心」と「聞き手への敬意」を表し、後者が「敬語」機能を果たす要素ということになる。

文末助詞としばしば共起するのが文頭に置かれる間投詞 *da* である。敬意を表すべき相手に何かを問われた場合、あるいは話しかけられて応答する場合にこの要素を文頭に置き、文末を上述の助詞で締めるとというのが一般的である。また、単に敬意を表すべき相手に何かを言う時にも文頭に置く。

(21) *Da,*      *cháu*      *ăn*      *rồi*      *a.*  
INTR   甥/姪   食べる   PRFT   POL

(訳) はい、もう食べました。

[挨拶としておじ/おば程の年齢差の人に食事は済んだかと尋ねられて答える場合]

次いで、種々の動詞の使用、形式的に日本語の文末表現に対応する形式である。ここで用いられる動詞は、例えば *xin* (請う), *mời* (招く), *đề nghị* (依頼する), *nhờ* (頼む), *làm ơn* (恩を為す<sup>4</sup>), *có thể ... được* (できる), *cho* (与える), *kính* (敬う) 等が挙げられる。また、これらを組み合わせて使う場合もしばしば見られる。

(22) *Tôi*      *xin*      *bắt đầu*              *làm*      *việc.*  
私      請う      始める              する      仕事

(訳) 始めさせていただきます。

<sup>4</sup> この動詞のみ単独で用いられることはなく「～てください」の意味で用いられるが、ここでは逐語訳を示しておく。

(23) *Mời* các anh *dùng* cơm.

招く 各 兄 召し上がる ご飯

(訳) どうぞお召し上がり下さい。

(24) *Đề nghị* mọi người *phát biểu* kiến.

依頼する 全ての 人 発表する 意見

(訳) 皆さん意見をお願いします。

(25) *Nhờ* em *lấy giúp* cho anh.

頼む 弟/妹 取る 助ける 与える 兄

(訳) 取ってちょうだい。

(26) Anh *làm ơn* cho em *hỏi*.

兄 下さい 許す 弟/妹 尋ねる

(訳) お尋ね致します。(←尋ねさせて下さい。)

(27) Chị *có thể* gửi cho nó *được* không?

姉 できる 送る 与える あの子 できる NEG

(訳) あの子に送ってもらえますか。(←あの子に送ることができますか。)

(28) *Kính* chào *quý vị*.

敬う 挨拶する 貴殿

(訳) 皆様、こんにちは。(←皆様に謹んでご挨拶いたします。)

次に、動詞そのものに敬意が含意される敬意動詞を挙げる。(29)の動詞などがこれに相当する。

(29) *dùng* 召し上がる *Mời* anh *dùng* cơm.

招く 兄 ご飯

(訳) どうぞお召し上がり下さい。

*xoi* 召し上がる *Mời* bác *xoi* nước.

招く 伯父/母 水

(訳) お茶をどうぞ。

*biểu* 差し上げる *Kính* *biểu* thầy.

敬う 先生

(訳) 先生に謹呈致します。

*thưa* 申し上げる *Dạ, thưa* cô.

INTR 叔母

(訳) 先生 (に申し上げます)。

*xin* 頂戴する      Dạ, *xin* anh.

INTR                      兄

(訳) 頂きます。

最後に、名詞への接辞である。日本語の「貴～」に相当する形式 *quý*～が挙げられる。

(30) Xin cảm ơn sự hợp tác của *quý* khách

請う 感謝する 事 協力する の 貴 客

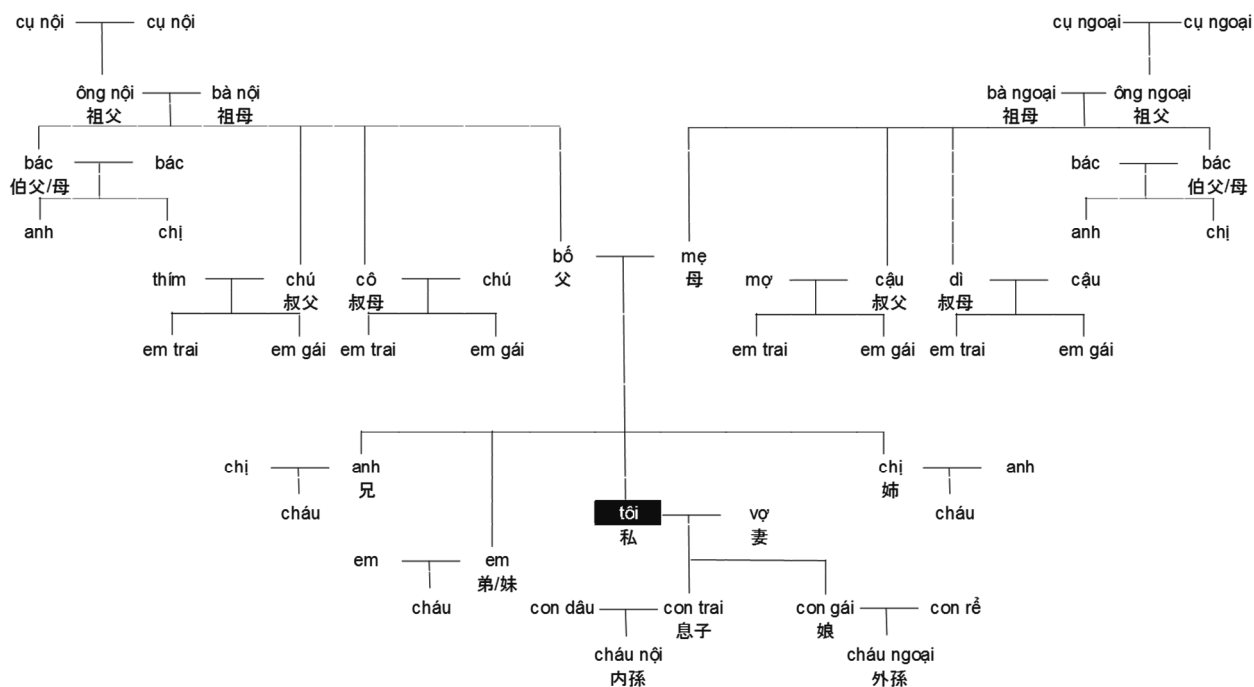
(訳) お客様, ご協力有難うございます。

### 1-2. 呼称詞

ベトナム語の待遇表現で特に重要な要素は呼称詞である。呼称詞として用いられる語彙は、人名、親族名詞、親族呼称、職業名詞、人称代名詞等である。

まず、呼称詞としてしばしば転用される親族名詞 (北部方言) の体系を以下に示す。

### (31a) 北部方言の親族名詞



白抜きの *tôi* (私) を中心に、兄弟、伯父/母、叔父/母とその配偶者それぞれに多様な語彙が見られるのがわかる。また、その中にも多く漢語由来の語彙が含まれている。



(31b)	<i>ông</i>	[翁]	祖父
	<i>bà</i>	[婆]	祖母
	<i>bác</i>	cf. <i>bá</i> [伯]	(父方・母方の) 伯父・伯母
	<i>cô</i>	[姑]	(父方の) 叔母
	<i>thím</i>	cf. <i>thâm</i> [嬸]	(父方の) 叔父の妻
	<i>cậu</i>	cf. <i>cữu</i> [舅]	(母方の) 叔父
	<i>đì</i>	cf. <i>đì</i> [姨]	(母方の) 叔母

まず、これらの親族名詞はそのまま個々の親族が互いを呼称する際の親族呼称として使用される。そしてベトナム語に特徴的なのは、これらの親族呼称が家族以外の話者の属する社会構成員に対しても転用されるという点である。例えば、以下の例を見てみよう。

(32)	a. <i>Đạo này</i>	<b><i>cháu</i></b>	<i>thế nào,</i>	<i>có</i>	<i>khỏe</i>	<i>không?</i>
	この頃	甥	どの様	ある	元気な	NEG
	(訳)この頃どう、元気かい。(←甥は元気かい?)					

	b. <i>Đạ,</i>	<b><i>cháu</i></b>	<i>khỏe,</i>	<i>cảm ơn</i>	<b><i>bác</i></b>	a.
	INTR	甥	元気な	感謝する	伯父	POL
	(訳)有難うございます。元気です。(←甥は元気です。伯父さん有難うございます。)					

(32)a.の話者と b.の話者に血縁関係はないが、親しい間柄で、年齢的に a.の話者は b.の話者の父親よりも若干年上で、二人は「甥-伯父」程の年齢差という関係にある。その際、*cháu* (甥/姪)、*bác* (伯父/母) の語彙は自称にも対称にも用いられていることがわかる。日常生活でよく耳にするこの種のペアには、例えば以下のようなものが挙げられる。

(33)	<i>anh</i>	(兄)	↔	<i>em</i>	(弟/妹)
	<i>chị</i>	(姉)	↔	<i>em</i>	(弟/妹)
	<i>chú</i>	(叔父)	↔	<i>cháu</i>	(甥/姪)
	<i>cô</i>	(叔母)	↔	<i>cháu</i>	(甥/姪)
	<i>bác</i>	(伯父/母)	↔	<i>cháu</i>	(甥/姪)
	<i>cụ</i>	(曾祖父/母)	↔	<i>con</i>	(子)

次いで、以下の会話を見てみよう。

(34)	a. <b><i>Cô</i></b>	<i>oi,</i>	<i>cái</i>	<i>này</i>	<i>bao nhiêu</i>	<i>tiền</i>	<i>hả</i>	<b><i>cô?</i></b>
	叔母	INTR	CL	この	いくら	お金	QUES	叔母
	(訳)すみません、これいくらですか。(←叔母さん、これいくらですか?)							

b. Dạ, cho **cháu** xin 10 nghìn ạ  
 INTR 与える 姪 頂く 1万 POL  
 (訳) 1万ドンです。(←姪に1万ドン下さい。)

(34)で想定される話者は、例えば a.は 60 代男性、b.は 20 代女性で互いにあまり面識がない。二人が親しい関係であれば、60 代男性は b.に対して **cháu** (姪) と呼びかける可能性が高い。しかし、ここで敢えて **cô** (叔母) と呼びかけるのは、「子どもの立場で」相手と呼びかけるという習慣によるものである。これもある種の気遣いの表現であり、上からの目線で **bác** (伯父) と自称し相手を **cháu** (姪) と呼ぶことを避け、そこに小さな子どもがいると想定してその子の目線で相手と呼び、自分を中立的な呼称詞 **tôi** (私) で自称する訳である。この習慣自体、本来家族内で行われているものが家族以外の社会に転用されたものであり、例えば自分達に子供ができると夫婦同士が「お父さん、お母さん」と呼び合うことに通ずる現象である。

そこで、最後に夫婦間の呼称について見てみたい。最も一般的な呼称法は以下のパターンである。

(35) Bữa cơm trưa của **anh** đây.  
 CL 飯 昼 の 兄 PRSL  
 (訳) これ、お昼ご飯です。(←兄のお昼ご飯ですよ。[お弁当を手渡しつつ])

Cảm ơn **em. Anh** đi vậy nhé.  
 感謝する 妹 兄 行く そう ATTN  
 (訳) ありがとう。じゃあね。(←妹に感謝するよ。じゃあ兄は行くね。)

つまり、付き合いだして以来結婚後も、呼称法の上で夫婦は「兄一妹」の関係になる。ところが、一旦二人の関係に問題が生じるや、呼称法が一変する。以下は、夫の言動に憤慨する妻の発言である。

(36) Thế **ông** cứ đi đi. **Tôi** ở đây một mình  
 そう 祖父 構わず 行く IMPR 私 いる ここ 一人で  
 cũng được mà.  
 も よい CLM  
 (訳) じゃあ行きなさいよ。私は一人残ったって構わないわ。

また、男女平等の機運が高まる中、最近では若者世代で以下の呼称も広く見られる。

- (37) Vợ ơi, chồng báo điều này này.  
 妻 INTR 夫 告げる こと この PRSL  
 (訳)君, 伝えたいことがあるんだ。(←妻, 夫はこのことを告げるよ。)

呼称詞としては, 以上の親族名詞の他, 職業名詞もしばしば用いられる。

- (38) Thưa thầy, cho em xin tờ nữa được không ạ?  
 申し上げる 先生 与える 弟/妹 請う 枚 更に できる NEG POL  
 (訳)先生, もう一枚頂けますでしょうか。

一方, 近い間柄同士の場合, 本来の人称代名詞が用いられる。

- (39) Nam ơi, mày cho tao xem vở của mày đi.  
 ナム INTR お前 与える 俺 見る ノートの お前 IMPR  
 (訳)ナム, お前のノート見せてくれよ。

このような軽卑語はいわゆる人称代名詞として体系を成している。また, 15世紀のベトナム語ではこれらが一般的な人称代名詞として用いられていた (清水 1996)。

(40)

軽卑語	1人称	2人称	3人称
単数	tao	mày	nó
複数	chúng tao	chúng mày	chúng (nó)

因みに, 普通語における人称代名詞専用の語彙としては, 上述の一人称単数 tôi (私) に加えて以下のものがある。

(41)

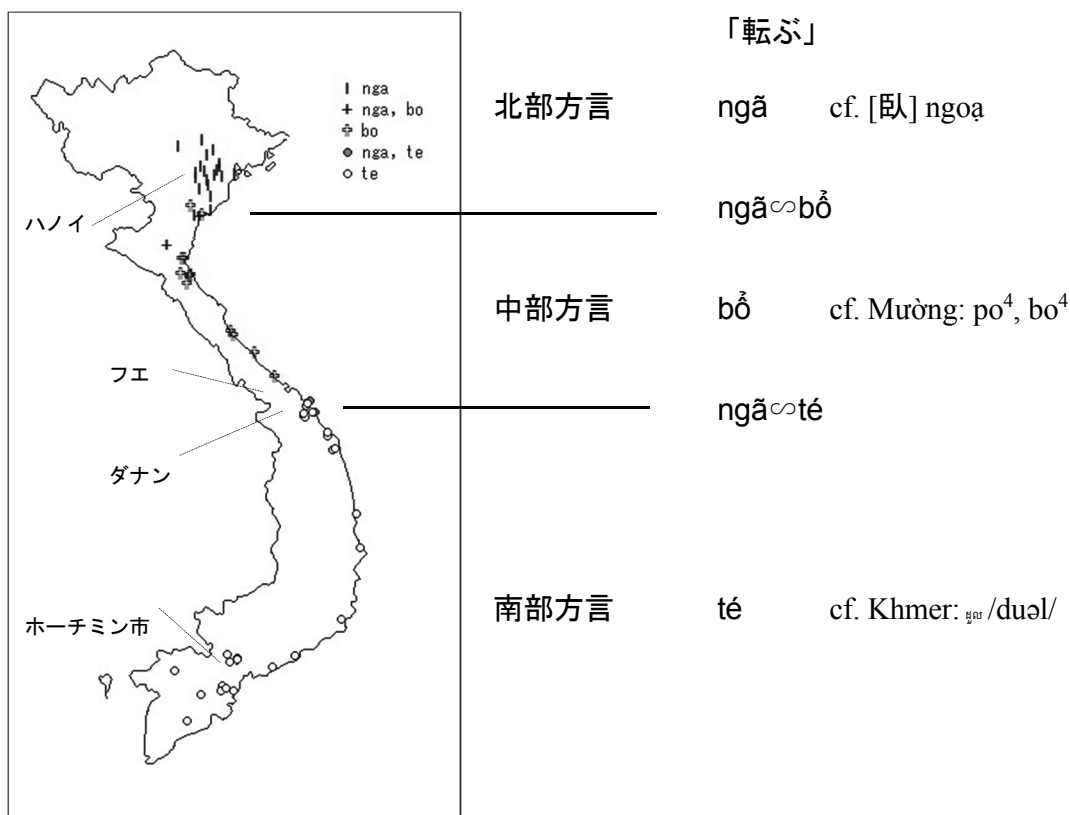
普通語	1人称	3人称
単数	tôi	
複数	chúng tôi (排除形) chúng ta (包括形)	họ

## 2. 南北ベトナムとことば

### 2-1. 方言の形成過程

南北に長いS字型の国土を有するベトナムは、その方言も多様である。15世紀以降、急速に領土を南方に拡大したが、その「南進」の担い手となったのは北部および北中部出身者であった(Đặng 1994)。したがって、現代ベトナム語は概ね北、中、南部方言に分かれ、中部方言に古い形が残るという特徴的な分布となっている。ここでは、まず方言区分の概要とその成立過程を概観した上で、個別の現象について社会言語学的観点から観察する。まず、2-1.の記述は主に2011年9月に行った方言調査に基づく(清水2012)。

(42)



Map 2-1: To fall down

(Kondo 2013 より)

「転ぶ」を現す形式は、北部の *ngã* /ŋa:⁴/, 中部の *bỏ* /bo:³/, 南部の *té* /te:⁵/ の3形式が主である。北/中部の等語線と接する中部の Thanh Hoá 省では *ngã* と *bỏ* の両形式が見え、中/南部方言を分かつ等語線に接する Đà Nẵng 市では、北部形式と南部形式の両方が見える。

まず、北部方言と中部方言の関係について考察する。中部の形式 *bỏ* は、ベトナム語の古形を今に保存するといわれる Mường 語の形式 *po⁴, bo⁴* に対応し、北部形式が漢字音 *ngoạ* /ŋʷa:⁶/ との関連性を想起させることから、本来の中部形式に漢語からの借用語である北部形式が被さった結果、現代の北、中部の分布が形成された。

興味深いことは中部方言と南部方言を分かつ等語線に接する Đà Nẵng 市では、中部方言ではなく北部形式と南部形式の両方が見えることである。この分布を解釈する可能性の一

つとして、移動してきた北部方言話者の語彙 *ngã* が先住民であるクメール系民族の語彙（現代クメール語で *ng* /*duəl*/）に取って代われ、それがベトナム語化した形式 *té* が現代も南部で使用されていると考えられる（Kondo 2013）。

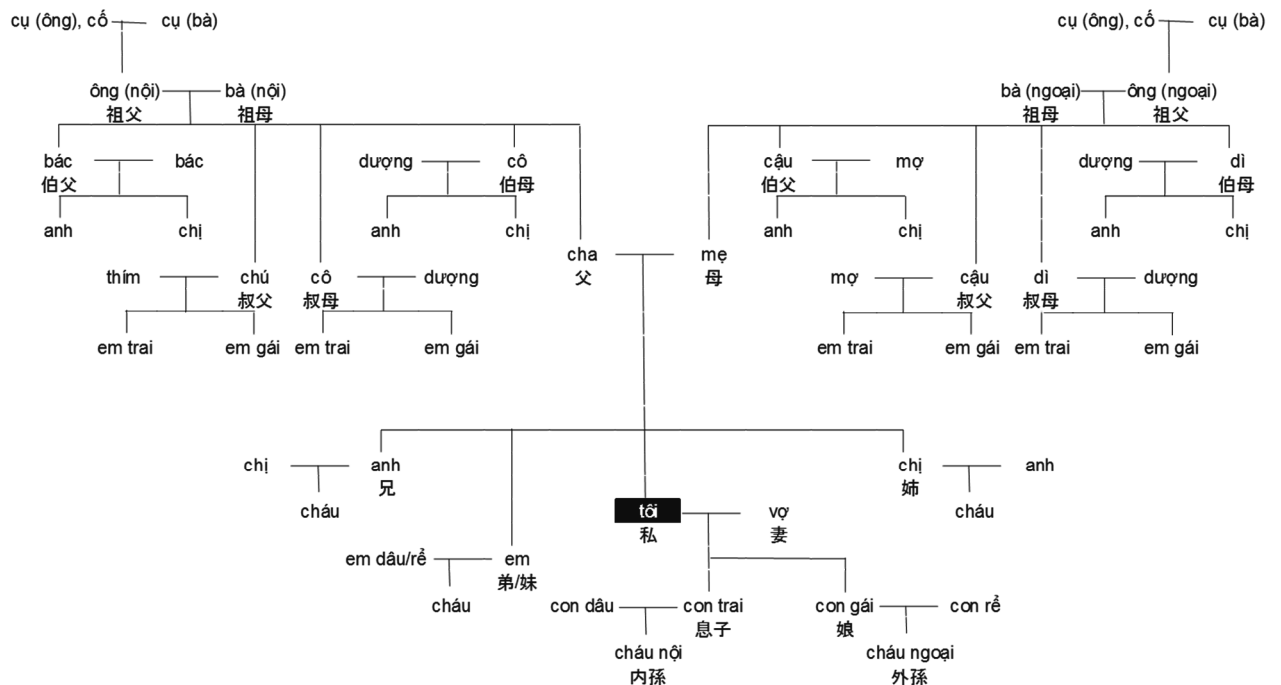
メコンデルタを含む南部の開拓に際しては、北部・北中部出身のベトナム人のみならず、明清交代期の移民（明郷と呼ばれる）が活躍したことが知られている。彼等の多くを占めた中国語潮州方言話者の話す言語が南部方言の形成過程に大きな影響を与えたと考えられている（Shimizu 2014）。

## 2-2. 南部方言話者から見た北部方言

中部方言に比べ、南北の方言差は互いに理解可能な範囲である。とはいえ、南北間の方言差は歴然としており、特に 1975 年以降の南北間の軋轢は、方言意識の中にも現れている。ここでは、南北間の方言差を観察するに当たり、上述の呼称法の問題にしぼって見ることとする。ここに述べる内容の多くは、Trần (1995) に拠る。

呼称詞の基礎となる親族名詞の体系自体南北で異なるので、以下に南部方言の親族名詞を示す。

### (43) 南部方言の親族名詞



北部方言と大きく異なる部分は、伯父/母と叔父/母を示す名詞である。北部方言では両親より上の伯父/母に対しては押し並べて *bác* であったところが、南部方言では、父方の伯父/母に対してのみ *bác* が使われ、それ以外は両親との上下関係にかかわらず、父方のおじ、

おば、母方のおじ・おばとその配偶者がそれぞれ同一の語彙で表現されている。つまり伯父/母と叔父/母の区別があるのは父方の伯父・叔父とその配偶者のみということになる。

以上の親族名詞を利用した南部方言の呼称法にはどのような特徴があるか。Trần (1995)では主に以下の2点が指摘されている。1. 「母方」との関係をより重んじる。2. 「敬意」よりも「親愛」の意の表出を重んじる。以下それぞれについて具体的にみる。

まず母方との関係の重視について、ベトナム史上最初の長期王朝である李朝期(1010～1225)にベトナム社会はそれまでの東南アジア的「双系制的」社会から父系社会に変化を遂げた(桃木 2011)。父系社会において、親族名詞の父方が「内(nội)」母方が「外(ngoại)」と位置づけられることは容易に理解できる。しかし、南部方言の呼称法を見ると、特に母方への親愛の情が以下のような呼称法に見られると言う。

- (44) a. *Tím oi, rửa chén rồi chưa con?*  
(人名) INTR 洗う 茶碗 PRFT まだ 子供  
(訳) ティムや、もう茶碗は洗い終わったかい。

- b. *Chút xíu nữa ngoài oi!*  
少し 更に 母方 INTR  
(訳) もう少しだよ、爺ちゃん。

- a. *Ồ, rửa rồi ra đây ngoài biểu.*  
INTR 洗う PRFT 出る ここ 母方 告げる  
(訳) ああ、洗い終わったらこっちへおいで、話がある。

この会話に現れる *ngoại* という呼称詞は、北部方言 *ông ngoài* (母方の祖父) の *ông* を省略した形である。つまり、南部方言は祖父母を呼ぶ際、父方と母方をはっきりと区別し、父方の祖父母には *nội* [内]、母方の祖父母には *ngoại* [外]のみで呼びかけることがしばしばある。

更にこの呼称法は、北部方言と同様に血縁関係のない人同士にも転用され、そこでは通常の場合 *ngoại* [外]が使われ、相手に対して特にマイナスの態度を表明したい場合にのみ *nội* [内]が使われると言う。

- (45) *Đi đâu dữ vậy bà nội oi!*  
行く どこ ひどい そう 祖母 父方 INTR  
(訳) そんなに慌ててどこ行くんだよ、婆さん。

この事実は親族内においても母方が父方よりも身近な存在である(あるいは嘗てそうであった)ことの裏返しとも取れる。特に南部では、母方の祖父母に同情するような諺 *Bà*



*ngoại thương đại thương dột, Bà nội chẳng vội mà thương.* (母方のお婆さんはばかばかしいほど孫を可愛がるが、父方のお婆さんは焦って可愛がることなんてない。)がよく口にされるのもその表れかもしれない。

次いで、「敬意」よりも「親愛」の意の表出を重んじる点について観察する。まず、以下に見る北部方言に一般的な呼称のパターンを見てみよう。

(46) a. *Anh đi đâu đây? Tôi có chuyện muốn hỏi anh một chút.*  
兄 行く どこ PRSL 私 ある 話 したい 尋ねる 兄 少し  
(訳)どこへ行くの。ちょっと尋ねたいことがあるんだけど。

b. *Chào bác! Chiều về tôi sẽ sang nhà bác ngay.*  
挨拶する 伯父/母 午後 帰る 私 FUT 行く 家 伯父/母 直に  
(訳)こんにちは。午後に帰ったらすぐ伯父さんの家に行きますよ。

この会話の話者 a.と b.は実は血縁関係にあり「伯父—甥」の間柄なのだが、b.が既に 50 代、または社会的に高い地位にある人物であれば、(46)のような呼称法が使われる。つまり、b.の社会的立場を鑑みて、a.は通常の *bác—cháu* のパターンを避け、b.自身もそれを自然に受け入れている様子が窺える。一方、南部方言では、同様の状況において通常そのような疎遠な呼称法は避け、*thằng* ~ (～の奴)、*con* ~ (～ちゃん)、*bây* (お前) 等の呼称詞を使うにとどまると言う。

また、南部方言に特徴的な呼称法として、母方の伯母・叔母に対し *má* (母) に序数をつけ、例えば、母の兄弟で長女の伯母に対して *má hai* (二番目のお母さん)、あるいは四女の叔母に対して *má năm* (5番目のお母さん) と呼ぶことがしばしばある。これは元来母方の祖母の姉妹を呼ぶ際、例えば祖母の最年長の姉に対し *ngoại hai* (二番目のお婆ちゃん) と呼ぶこととも平行する現象である。

これ以外に、先生と生徒の関係において北部では生徒に対し *em* (弟/妹) と自・他称するところを南部では *con* (子供) が使われたり、北部では *bác, chú, cô* に対して *cháu* (甥/姪/孫) で自・他称するところで *con* (子供) を使うところを見ても、やはりより近しい関係を重んじる傾向が窺える。

以上のような特徴を、南部方言話者は自らの方言の優れた点として評価する一方、北部方言話者は必ずしもそうではない。

### 3. おわりに

最後に、ベトナム人日本語学習者の言語そのもの及び習慣を知る上で重要な点として、以上のような文レベルの問題ではなく、談話あるいは会話レベルのある種の特徴がある。それは南北に共通する部分だが、他人にものを依頼する際、はっきり依頼することを極力避ける傾向がある。ベトナムから送られてくる長い電子メールの意図が、結局末尾の段落

の2行であったり、研究室を訪ねてくる学生の目的をうっかり確認し忘れていたりすることがあるが、そこを汲み取ることが教師の力量であると言っても過言ではない。ある意味で、日本の気遣いの文化に通ずる部分でもある。

略号

ACC	対格	NEG	否定
ATTN	注意喚起	NOM	主格
COP	繫詞	POL	丁寧
CL	類別詞	PRES	現在
CLM	主張	PRFT	完了
DAT	与格	PROG	進行
FUT	未来	PRSL	個人的関心
GEN	属格	QUES	疑問
IMPR	命令	-TE	日本語「テ形」
INTR	間投詞	TOP	主題

## 参考文献

- Đặng Thu (chủ biên). 1994. *Di dân của người Việt từ thế kỷ X đến giữa thế kỷ XIX* (10 世紀～19 世紀前半におけるベトナム人の移民). Trung tâm Nghiên cứu Dân số và Phát triển. Hà Nội.
- Han, Mieko S. & Kim, Kong-On. 1974. Phonetic variation of Vietnamese tones in disyllabic utterances. *Journal of Phonetics*, 2, 223-232.
- KONDO Mika. 2013. *Vietnamese Dialect Maps on Vocabulary*. Asian Geolinguistic Society of Japan. Monograph Series, No.1.  
([http://agsj.jimdo.com/app/download/8543895492/Vietnamesedialectmaps\\_kondo%284%29.pdf?t=1381280435](http://agsj.jimdo.com/app/download/8543895492/Vietnamesedialectmaps_kondo%284%29.pdf?t=1381280435))
- SHIMIZU Masaaki. 2014. *The Distribution of Final Palatals in Vietnamese Dialects*. The 2nd International Conference on Asian Geolinguistics. May 24-25, 2014. Bangkok, Thailand.
- SHIMIZU Masaaki, NGUYEN Thi Thanh Xuan, NGUYEN My Chau, SAKURAI (Yamamoto) Rie, and TOMITA Kenji. 2008. The Role of Chinese Loan Words in the SLA among the L1 Speakers in Confucian Countries. *The 2008 International Conference on Taiwanese Literature Conference Proceedings*. Oct. 18–19, 2008. National Cheng-kung University. Tainan, Taiwan. pp.[8-]1-11.
- Trần Thị Ngọc Lan. 1995. *Phương Ngữ Nam Bộ* (南部方言). Viện Khoa Học Xã Hội tại TP. Hồ Chí Minh. Nxb. Khoa Học Xã Hội. Hà Nội.
- 川本邦衛. 2000. 「ベトナムの漢字文化—伝統と現在」『漢字の潮流』戸川芳郎編. 山川出版社. pp. 112-128.
- 清水政明. 1996. 「漢文＝字喃文対訳『佛説大報父母恩重經』に見る字喃について」『人間・環境学』5. 京都大学大学院人間・環境学研究科. pp. 83-104.
- 清水政明. 2012. 「ベトナム語方言調査報告—Quảng Nam-Đà Nẵng 方言の多様性—」東ユーラシア言語地図プロジェクト研究集会. 2012/3/11. 青山学院大学.
- 桃木至朗. 2011. 『中世大越国家の成立と変容』大阪大学出版会.

## 付録1 ベトナム語ハノイ方言音韻体系

### 音節頭子音

	唇音	歯音	歯茎音	硬口蓋音	軟口蓋音	声門音
破裂音	(p)	t		tʃ	k	ʔ
有気		tʰ				
有声	b		d			
摩擦音	f v	s z			x ɣ	h
鼻音	m		n	ɲ	ŋ	
流音			l			

### 介母音

唇音 w

### 母音

	前	中	後
二重	iə	uə	uə
閉	i:	u:	u:
半閉	e:	ɤ:	o:
半開	ɛ:	ʌ	ɔ:
開		a: / a	

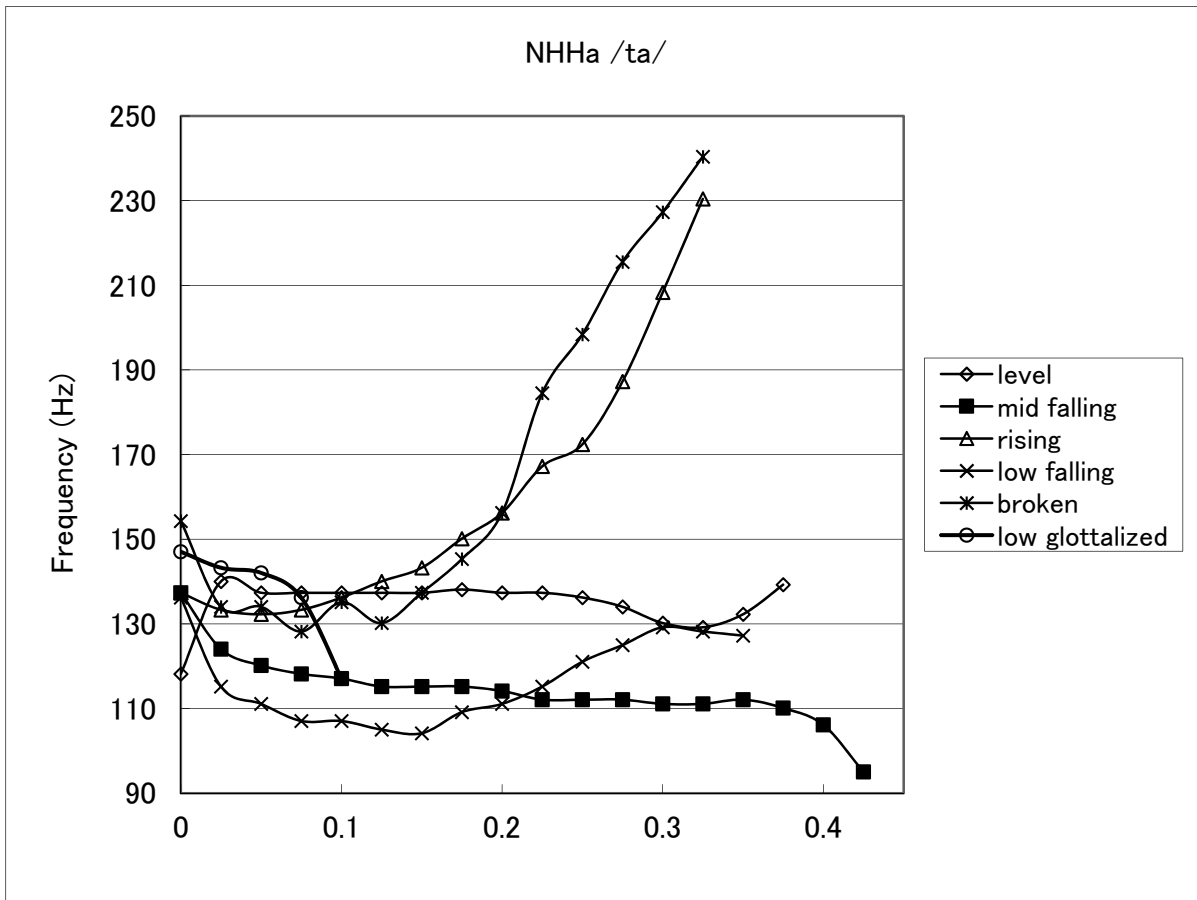
### 音節末子音

	唇音	歯音	硬口蓋音	軟口蓋音	唇音化軟口蓋音
鼻音	m	n	[ŋ	ŋ	ŋm]
閉鎖音	p	t	[k	k	kp]
半母音	w		j		

### 声調

1	ma	ma:1	level
2	mà	ma:2	mid falling
3	mả	ma:3	low falling
4	mã	mã:4	broken
5	má	ma:4	rising
6	mạ	mạ:4	low glottalized
7	mát	ma:t1	rising checked
8	mạt	ma:t2	low checked

付録2 ハノイ方言の声調



# 連携と協調のフォーラム

## 模倣品対策室の国際的な取り組み

経済産業省製造産業局模倣品対策室

室長補佐 越本 秀幸

### 1. はじめに

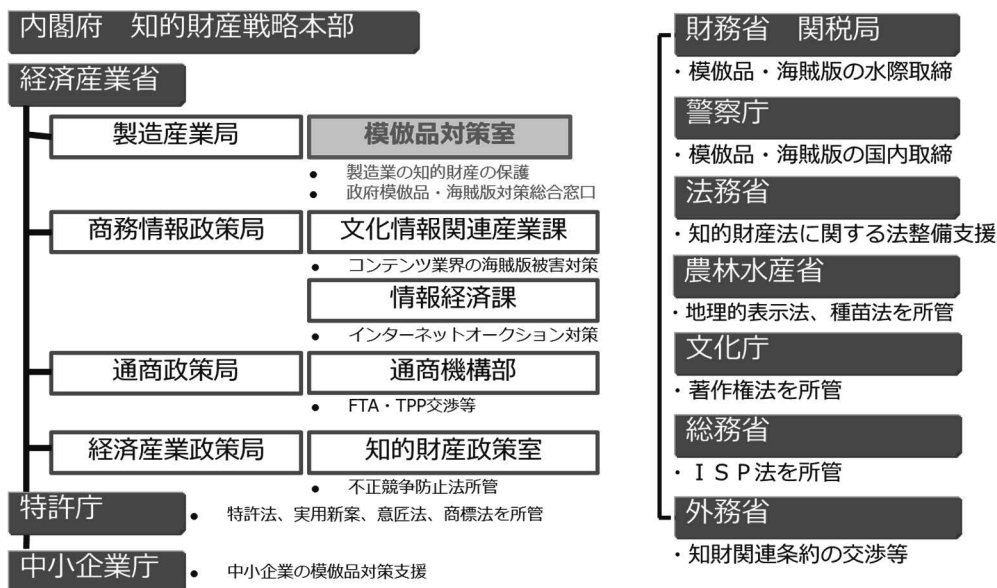
近年の模倣品・海賊版を巡る状況は一層複雑化しており、巧妙化、潜伏化が進むとともに、インターネットや電子商取引の普及により簡単に世界中に拡散する状況となっています。このような状況では、1つの省庁、企業での対策には限界があるので、協力・連携して取り組んでいく必要があります。この度 ICD NEWS において、「連携と調和のフォーラム」とのテーマで寄稿する機会をいただきましたので、経済産業省模倣品対策室の取り組みを基に日本政府関係省庁との連携の必要性等について紹介させていただきます。

### 2. 模倣品対策室とは

#### (1) 模倣品対策室の設置経緯

知的財産に関する所掌を有する省庁・課室は、非常に多く、それぞれの立場から様々な取り組みを行っています。そのため、企業等からの模倣品・海賊版対策に関して「相談先が分かりにくい」、「複数官庁に関係することも統合的に対応すべき」との要望があり、これを受けて、2004年8月に「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が設立され、この窓口を設置する部署として、模倣品対策室（当時は「模倣品対策・通商室」）が設置されました。

こうした設置経緯から、模倣品対策室は一元的に関係省庁と連携・協力する機能を備えているといえます。

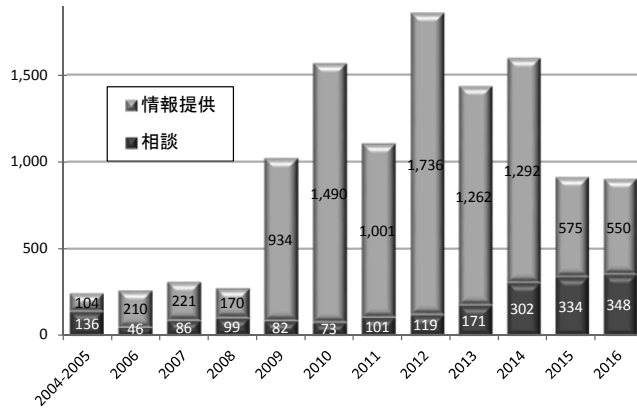


知的財産に関する日本政府の体制

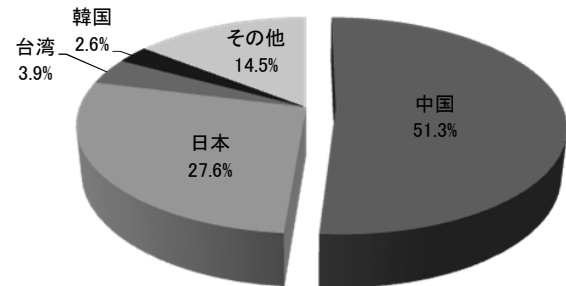


## (2) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口<sup>1</sup>の役割

政府模倣品・海賊版対策総合窓口には大きく分けて2つの役割があります。一つは企業・国民からの相談・情報提供への対応、もう一つはHPや年次報告書による情報発信です。

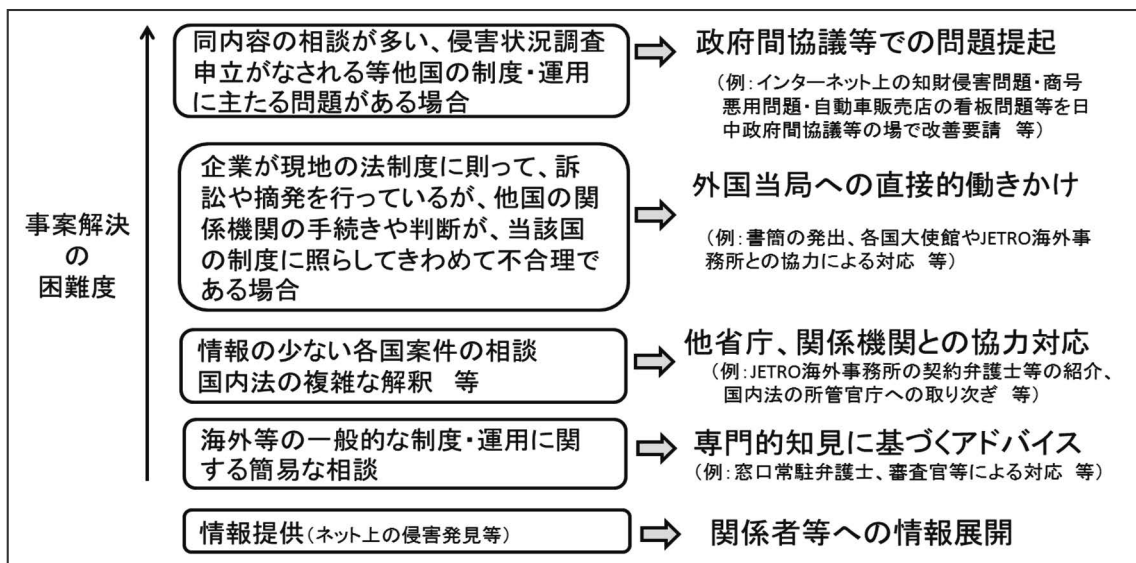


相談案件の推移



模倣品の製造国・地域が判明している相談案件の割合（2016年）

窓口への相談については、主に以下のように対応していますが、いずれの対応においても、関係省庁や関係機関の協力は欠かせません。



窓口への相談内容に応じた一般的な対応

また、毎年6月～7月頃に発行している年次報告書「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」には、窓口の業務報告だけでなく、模倣品・海賊版による被害状況、日本政府・日本産業界の取り組み、海外各国・地域の動向等の情報を掲載しています。

<sup>1</sup> <http://www.meti.go.jp/policy/ipr/>

### 3. 国際的な取り組み

当室では業界団体のニーズや窓口への相談を踏まえて、海外での取り組みを実施しています。以前は模倣品の製造・販売地は中国一国でしたが、中国政府が模倣品対策に力を入れ、市場で模倣品を販売することが困難になったことから、中国で製造し、ASEANや中東等の第三国へ輸出して販売するケースが増加しています。そのため製造地である中国はもちろんのこと、第三国での対策も重要になっています。

以下、各国における主な取り組みを紹介させていただきます。

#### ●中国

模倣品対策に関し、中国政府とは主に政府間対話を通じた要請・協力を行っています。

##### (1) 日中知的財産権ワーキング・グループ

2009年6月、日中ハイレベル経済対話の機会を捉え、二階俊博経済産業大臣と陳徳銘中国商務部部長との間で、「経済産業省と中国商務部との知的財産権保護に関する交流及び協力に関する覚書」が交換され、日中知的財産権ワーキング・グループが設置されました。本ワーキング・グループでは、議題に応じて、関係省庁を会議に招請することができ、日本からは経済産業省、内閣府知的財産戦略推進事務局、警察庁、外務省、財務省、農林水産省、文化庁、特許庁が参加しています。

直近では2016年6月に第5回のワーキング・グループが日本で開催され、日中における知的財産関連法制の動向や今後の知的財産戦略について確認すると共に、インターネット上の知的財産権侵害対策の強化や、日中二国間のみならず第三国市場にも拡大しつつある模倣品被害に対する措置等、両国が協力して取り組んでいく対策等について意見交換を実施しました。

今後も年1回、日本と中国との交互開催で実施する予定です。

##### (2) 日中事務レベル ワーキング・グループ

2009年8月、二階俊博経済産業大臣と周伯華中国国家工商行政管理総局長との間で署名された「知的財産保護の協力に関する覚書」の交換が行われ、商標等の知的財産保護に関する協力の枠組みを構築する等、知的財産権保護の取組を促進することに同意しました。具体的な内容として、①日中共同で協力分野における「年間作業計画」の策定、②商標権侵害の執行に係る案件についての情報提供・照会、③ワーキング・グループの開催、④日中協力の内容の公表及び関係機関へ内容通知等が明記されており、これまで2回のワーキング・グループを特許庁と連携して開催し、模倣品の分業化など巧妙化する模倣業者の手口に対する対策、日本企業名やキャラクターの冒認出願問題等について意見交換を実施しました。

本ワーキング・グループは2012年を最後に中断していますが、再開に向けて中国側へ働きかけを続けています。

## ●ASEAN

### (1) ベトナム

ベトナムは非常に多くの日本企業が進出している一方、中国と国境を接すること等から、模倣品の流入が依然として多くなっています。エンフォースメントについては、行政措置・刑事措置・民事措置の各ルートが利用可能であるものの、行政措置による解決が最も一般的となっています。また、水際措置については、依然として疑義品の発見・通報が少ないこと、疑義品写真の提供がなされないまま権利者が真贋判定の回答を迫られる場合もある等、運用に課題を残している状況です。

こうした状況に鑑み、ベトナムでは大きく分けて2つのプロジェクトを実施しています。

#### ①中越国境対策プロジェクト

中国からベトナムに流入する模倣品の国境における取引の実態、流入ルート、手口等を現地調査し、両国政府、権利者の対策立案を目指すプロジェクトです。

##### ・中越国境調査

現地調査の結果、①ベトナム側では市場で模倣品が堂々と販売されているものの、中国側では市場で模倣品の販売・展示はない、②中国側の店舗を持たない「貿易商」がベトナム人バイヤーから模倣品の注文を受け、遠隔地の工場に製造依頼、③納品された模倣品は「貿易商」の倉庫に保管され、運送業者を用いて国境を越えるため関係者以外の目に触れることがない、という結果が得られました。

##### ・中越国境での対策

調査結果を踏まえ、最初の対策として、2016年11月に中越国境であるラオカイの執行機関（財務省税関、商工省市場管理局、経済警察、国境警備隊等）に対して真贋判定セミナーを実施しました。このセミナーでは日本関税協会知的財産情報センター（C I P I C）と連携し、日本税関における水際差止実績や手続きに関する講演を行っていただきました。

今後も国境の執行機関に対して真贋判定セミナー等のキャパシティビルディングを進めていきます。

#### ②大規模市場における三者連携プロジェクト

大規模市場の経営者、執行機関、日本の権利者が連携し、入居店舗への知的財産権啓発、市場調査、模倣品販売中止の指導等の実施を目指すプロジェクトです。

##### ・背景

行政措置については、権利者の申請に基づき市場管理局が個別に取締りを行っていますが、しばらくすると模倣品が再び販売される状況がありました。また、模倣品に対する店舗販売者の問題意識は低く、消費者も模倣品と分かった上で購入するケースも散見されました。

そこで、市場管理局、市場経営者、権利者が一体となって、市場から模倣品を排除するキャンペーン活動を行い、その成果を公表することで、市場における模倣品販売抑制効果

だけでなく、一般消費者への啓発も行うことができるというプロジェクトを立ち上げました。具体的に想定される効果としては、権利者にとっては市場管理局、市場経営者の協力を得て、模倣品流通を継続的に抑制することができ、市場管理局にとっては知的財産権保護活動の成果を市場にアピールし、模倣品排除による消費者の安全確保を図ることができ、市場経営者にとっては模倣品の無い、クリーンな市場の形成による一般消費者や観光客への宣伝効果です。

- ・反模倣品啓発セミナー

2016年7月にドンファン市場で入居店舗を対象に反模倣品啓発セミナーを実施しました。セミナーでは、市場管理局より模倣品販売が処罰の対象になり得ること、日本の権利者より模倣品がベトナムの経済・消費者に悪影響を及ぼすことについて講演が行われ、また市場管理局と入居店舗代表との間で反模倣品誓約書への調印も行われました。

今後はドンファン市場での共同市場巡回等のフォローアップや他市場でのセミナー開催を軸に、取組を維持・発展させ、ベトナムにおける反模倣品機運の定着を図っていきます。

## (2) インドネシア

インドネシアはASEANで一番人口が多く、日本企業が投資先として強い関心を持っている一方、水際措置はほぼ機能せず、刑事措置に関しても知的財産権侵害事犯が全て親告罪である等、エンフォースメントが困難であることから、米国のスペシャル 301 条報告書の優先監視国にも指定されています。そこで、現地当局に対してキャパシティビルディングセミナーや真贋判定セミナーを実施したり、現地の実情を把握するために日本へ招聘したりと、複数の側面から取り組みを実施しています。

- ・真贋判定セミナー、キャパシティビルディングセミナー

2016年8月、3年振りにジャカルタで真贋判定セミナー及びキャパシティビルディングセミナーを開催しました。知的財産総局（DG I P）の協力により日インドネシアで講師を選定し、対象としてDG I P、警察、税関、検察等の政府職員だけでなく、ローカル企業、弁護士、モール事業者等の民間人も含めて実施しました。また、インドネシアは水際差止めが実質的に機能していない状況を踏まえ、東京税関から知的財産権専門家を派遣してもらい日本の税関における水際差止手続きに関する講演を行っていただきました。

- ・日本への招聘

2016年2月にDG I Pを日本へ招聘しました。文民捜査官による刑事措置や海外周知商標等に関して、日本企業・団体向けに知的財産権エンフォースメントセミナー及び権利者団体との意見交換を実施するとともに、特許庁と模倣品対策室との合同での政府間意見交換を行いました。

2016年12月にはインドネシア国家警察を日本へ招聘しました。DG I Pと警察との違いや連携等に関して、日本企業・団体向けに知的財産権エンフォースメントセミナー及び権利者団体との意見交換を実施するとともに、警察庁と模倣品対策室との合同での政府間意見交換、さらに法務省訪問では、日本の刑事手続きにおける摘発から裁判までの手続き



の流れ等に関して、日本の制度・運用をベンチマークとすべく研修を行いました。

インドネシアは権利者のニーズが特に強いことから、今後も現地当局に対するセミナー及び日本へ招聘の両面から取り組みを進めていきます。

### (3) タイ

タイでは模倣品が多く流通しているとともに、国境を接するラオスやミャンマー等からも多くの模倣品が流入していることから、2007年から米国のスペシャル301条報告書において11年連続で知的財産権保護が不十分として優先監視国に指定されています。しかし、2013年に国家知的財産執行センター（NICE）を設置し、さらに2016年に短期・中期・長期計画とから成る20年間の知的財産（IP）ロードマップを策定する等、タイ政府は、米国のスペシャル301条のリストからタイを除外させるべく、エンフォースメント強化に積極的に取り組んでいます。

こうしたタイ政府の状況に鑑み、より効果的なエンフォースメントを促進するために、現地当局に対して真贋判定セミナーを定期的を実施しています。直近では2015年6月に実施し、2017年度においても実施予定です。

### (4) マレーシア

マレーシアは知的財産裁判所の設置や国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）の事務局長が率いる政府及び民間の執行機関又は団体から構成される著作権特別タスクフォースの設立等、知的財産権保護の強化を進めており、2012年より米国のスペシャル301条報告書の監視国から除外されています。また、マレーシアには税関登録制度がありませんが、MDTCCが国内市場向けにブランドを登録するBOB（Basket of Brands）制度を設ける等、MDTCCを中心として、模倣品対策が図られています。

一方、マレーシアには、著作権侵害製品への正規版ホログラムシール貼付の問題（いわゆる不正ODL<sup>2</sup>問題）があり、経済産業省文化情報関連産業課、文化庁と連携してMDTCCと協議を重ねた結果、ODL許可情報をインターネット上で公開するという一定の成果を上げることができました。しかしながら、不正ODL問題自体が解決したわけではないことから、引き続き対応していく必要があります。

このような状況を踏まえて、マレーシアについては主にMDTCCを対象に真贋判定セミナー等のキャパシティビルディングを進めていきます。

### (5) ミャンマー

ミャンマーは、著作権法以外の知的財産法は未整備ながら、現行の法制度と運用で税関差止めが可能であることが確認されています（海上関税法18条）。そこで、2015年度より

---

<sup>2</sup> マレーシアにおいて販売されるDVD等に貼付されなければならない政府公認のOptical Disc Label（MDTCCが管轄）が、日本のアニメーション作品の海賊版DVDに添付されている問題

税関差止めプロジェクト<sup>3</sup>を実施し、特定のブランドと商品について税関登録を行った上で、真贋判定方法を税関と共有するとともに、疑義品発見や差止めのフロー、役割の取決めを行い、差止めを促進しています。本プロジェクトはJICA専門家の協力も得ながら実施しており、今後も継続していく方針です。

## (6) フィリピン

フィリピンは、ASEANの中で二番目に多い人口規模となっていることから、近年、日本企業の関心が高まりつつあります。エンフォースメントについては、国家知的財産権委員会（NCIPR）の下での共同摘発が実績を上げたこと等から、2014年より米国のスペシャル301条報告書の監視国から除外されていますが、デザイン模倣二輪車を始めとして多くの被害事例が依然として報告されています。

そこで、フィリピンでのエンフォースメントに関する最新情報収集及び当局との関係構築を目的に、2016年11月、経済産業省としては初めてフィリピン執行機関を招聘しました。より多くのエンフォースメントに関する情報を収集するため、招聘対象者として司法省、知財庁（OBI）、関税局を選定し、日本企業・団体向けに知的財産権エンフォースメントセミナー及び権利者団体との意見交換を実施するとともに、模倣品対策室との政府間意見交換、東京税関視察（キャパシティビルディング）を行いました。

フィリピンに関しては引き続き調査事業等で情報収集するとともに、権利者のニーズがより高まれば、現地での真贋判定セミナー開催に向けて進めていきます。

## ●インド

インドは12億人を超える人口を抱えることから、多くの日系企業が進出している一方、市場には模倣品・海賊版が多く流通しており、さらに水際差止めが不活発であることや、刑事裁判の長期化等の課題が指摘されていることから、米国のスペシャル301条報告書の優先監視国に位置づけられています。

そこで、現地当局、主に税関職員に対してキャパシティビルディングや真贋判定セミナーを実施しています。

### ・真贋判定セミナー、キャパシティビルディングセミナー

2016年9月、ニューデリーでインド税関向けに真贋判定セミナーを含むキャパシティビルディングセミナーを開催しました。インド関税総局との連携のもと、税関職員の疑義品発見及び差止のスキル・ノウハウ向上と、反模倣品の意識付けに資するセミナーを実施し、水際措置の実効性向上を図りました。また、セミナーでは日本関税協会知的財産情報センター（CIPIC）と連携し、日本税関における水際差止実績や手続きに関する講演を行っていただきました。

<sup>3</sup> 詳細はICD NEWS No.69 経済産業省模倣品対策室が推進する「ミャンマー税関差止プロジェクト」の概要を参照



今後も権利者の関心が特に高い税関を主な対象として様々な事業を進めていきます。

## ●中東

### (1) U A E

U A Eは模倣品の経由地として、日本企業の被害が多発しており、特に中東地域の一大物流中継拠点であるドバイは、サウジアラビア等の中近東の近隣諸国にとどまらず、アフリカ、中南米、欧州、ロシア等への模倣品の経由地となっています。

こうした状況を背景に、国際知的財産保護フォーラム（I I P P F）との官民合同中東訪問団の派遣や日本への招聘を通して、フリーゾーンでの模倣品問題や罰金問題に関する議論を行っています。

### (2) サウジアラビア

模倣品の一大消費地とされるサウジアラビアでの模倣品対策は極めて重要です。日本とサウジアラビアの模倣品対策協力は主に官民体制で2009年以降継続して実施されており、サウジアラビア商業投資省と日本側との関係が構築されてきたこともあり、2016年9月に経済産業省と商業投資省との間で模倣品対策に関する協力覚書に署名がされました。

今後、日本への招聘、現地当局に対する真贋判定セミナー等のキャパシティビルディングの両面から取り組みを進めていきます。

## 4. 最後に

模倣品・海賊版の国際的な流通が一層進んでいることから、中国からA S E A N、中東等の第三国での対策に力を入れる必要性が生じています。しかし、A S E A N諸国のような途上国ではエンフォースメントに関する制度はあるものの、運用面では様々な問題により必ずしも機能的でないという実情があります。そういった国々に対しては、エンフォースメントを強化するように働きかけるだけでは不十分であり、日本側より模倣品・海賊版対策の重要性や摘発のための実務上のノウハウ等をキャパシティビルディングとして続けていく必要があります。

模倣品対策室は執行機関でも、知的財産権関連法を所管しているわけでもありませんが、模倣品・海賊版対策に関して一元的な機能を持っていますので、今後も関係省庁と連携しながら、各種取り組みを進めてまいりたいと思います。

この場をお借りし、ご協力・ご支援いただいている関係省庁の皆様には御礼を申し上げます。今後とも一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

# 日本弁護士連合会国際交流委員会との連携 ～国際交流委員会委員長及び副委員長との意見交換～

国際協力部教官

伊藤 淳

## 1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、2017（平成 29）年 1 月 26 日午後、日本弁護士連合会国際交流委員会（以下、単に、「日弁連」、「国際交流委員会」などということもある。）委員長の外山太士弁護士及び同副委員長の村上幸隆弁護士を当部にお招きして、当部教官との意見交換を実施した。

本誌 ICD NEWS においても繰り返し述べているとおり、当部は、今後の法整備支援において、他機関との連携と協調が不可欠であると感じている。そうした連携と協調の一環として、日弁連国際交流委員会の外山委員長に対し、当部職員との意見交換を申し入れたところ、外山委員長から快諾を得たことから、本意見交換が実現した。

本稿では、本意見交換の概要を紹介しつつ、当部と日弁連国際交流委員会の連携に関する展望について述べていきたい。

## 2 本意見交換実施の背景

法務省は、1994 年にベトナムに対する法整備支援を開始したが、その後、支援対象国、支援活動内容の拡大に伴い、2001 年 4 月、法整備支援を主に行う部署として、当部が設置されることとなった。当部設立後も、法整備支援活動の対象国は増加していき、2017 年現在、検事（裁判官からの転官者を含む。）を J I C A の長期派遣専門家として派遣している国だけでも、ベトナム・ラオス・カンボジア・インドネシア・ミャンマーと 5 か国にのぼり<sup>1</sup>、支援対象法令や支援方法も、基本法の起草支援にとどまらず、投資環境整備という観点からの倒産法や知的財産関連法等の特別法の整備、法・司法制度の運用支援や人材育成なども行うようになっている。このような法整備支援の対象の拡大や内容の複雑化に伴い、法整備支援活動は、当部所属職員のみで対応することが困難な状況となっている。<sup>2</sup>

一方、日弁連は、ICD NEWS 69 号の国際交流委員会前委員長の矢吹公敏弁護士による「日本の法整備支援に対する期待」（巻頭言）、同 70 号の外山委員長による「日弁連の法整備支援（国際司法支援）活動」（特集）において既報のとおり、国際交流委員会を中心とし

<sup>1</sup> これら以外の国でも、中国、韓国、ネパール、バングラデシュなどに対する支援も行っている。

<sup>2</sup> 当部は、J I C A が実施している法整備支援プロジェクトの本邦研修の実施機関であり、同研修のアレンジをしているところ、同研修においても当部教官や専門官のみで実施することは困難で、大学の研究者等のリソースを利用している。

て、20年以上にわたり、アジア諸国に対する法整備支援活動<sup>3</sup>を行っている。

当部と日弁連がそれぞれ行っている法整備支援活動は、支援対象国、支援対象法令や方法において、重なる部分が少なくない。

しかしながら、当部と日弁連との連携は、当部が主宰する研修において日弁連所属の弁護士に講師を依頼することなどに留まっており、日弁連が得てきた知見やリソース等について、担当者レベルでの共有がなされるのみであった。また、日弁連が行っている法整備支援活動の動向や状況を把握しないまま、当部の担当者が各国における法整備支援活動について検討を進めるということがまま行われていた。

当部と日弁連との間での連携や協調を図ることは、法整備支援活動の重複や、支援内容の相違がもたらす支援対象国内での無用な混乱を避けることにつながる。こうした観点から、より効率的かつ効果的な法整備支援活動の実施をするために、日弁連との情報の共有等を目的として、外山弁護士に対し、当部職員との意見交換を申し入れたものである。

### 3 意見交換概要

当日は、まず、外山委員長から、日弁連の機構図（日弁連における国際交流委員会の位置付けやその役割等）、日弁連における国際司法支援活動の歴史や概要の説明とともに、今後、国際交流委員会と当部において連携や協調をしていくべき活動に関する提案などがなされた。その後、当部教官から、各担当国<sup>4</sup>における活動の歴史や現在の活動状況に関する説明を行い、最後に、各国における法整備支援について、国際交流委員会と当部との間の連携及び協調をテーマに意見交換（質疑応答）を行った。

意見交換の中では、ラオスやベトナムに対する支援について具体的な言及があった。

例えば、ラオスにおいて、当部は、JICAの法整備支援プロジェクトである「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」における活動の1つとして、教育・研修改善サブワーキンググループ（SWG）が行っているラオス国立司法研修所を中心としたラオス国内の法学教育機関におけるカリキュラム改善及び教材作成並びに教授方法の指導などに対する支援を行っている<sup>5</sup>。他方、日弁連も、現在、日弁連のカウンターパート機関とも言えるラオス弁護士会に対する支援を通じて、ラオス弁護士会所属のラオス国立司法研修所の弁護士教官に対し、弁護科目の教授法に関する支援を行っている。このように、当部及び日弁連の活動内容には重複した部分がある上、ラオス弁護士会が日弁連の活動では実質的なカウンターパートになっている<sup>6</sup>ことなどお互いの活動を補完する関係になって

<sup>3</sup> 日弁連では、通常「国際司法支援活動」と呼んでいるが、混乱を避けるために、本稿では、断りのない限り、「法整備支援活動」という言葉を使用する。

<sup>4</sup> 当部が本邦研修等を行っている、インドネシア、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、ラオス、ネパール、韓国・東ティモールでの活動について説明を行った。

<sup>5</sup> ICD NEWS 65号「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）『法曹養成』本邦研修」、ICD NEWS 67号「ラオス現地セミナー（教育・研修改善）」、同号「ラオスの法曹養成に対する日本の支援体制の確立等について」、ICD NEWS 71号「第10回ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）『教育・研修改善』本邦研修」参照。

<sup>6</sup> JICAの法整備支援プロジェクトのカウンターパートは、①司法省、②最高人民裁判所、③最高人

いる。それにもかかわらず、これまでこれらの点が当部及び日弁連の間で十分に議論されてこなかったため、重複を避けつつ、お互いの活動を利用し合うという効率的かつ効果的な支援体制の構築が十分ではなかったことが改めて確認された。

また、ベトナムにおいても、当部は、JICAの法整備支援プロジェクトである「ベトナム2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」の実施機関として、同プロジェクトのカウンターパートである司法省、最高人民裁判所及び首相府に対する支援を実施している。他方、日弁連も、同プロジェクトの実施機関として、同プロジェクトのカウンターパートであるベトナム弁護士会に対する支援を実施している。それに関わらず、当部と日弁連との間での連携が十分に行われているとは言いがたい状況が確認された。

このような意見交換を踏まえて、今後は、支援対象国ごとに、国際交流委員会と当部の担当者で連絡を密にとり、お互いの活動内容を理解するとともに、本邦研修や現地セミナー等においては、準備段階から意見交換をするなどして活動内容の重複や矛盾を避け、さらには、オブザーバーとしての参加を通じて相互の活動を補い合うなど、これまで以上に有機的に連携していくことを確認した。<sup>7</sup>

#### 4 今後の予定

上記意見交換後、日弁連と当部における支援対象国の担当者同士で連絡先を交換するなどして連絡を密に取り合うこととなった。そして、ラオスにおいては、本年4月中旬、日弁連におけるラオス担当者と当部のラオス担当者（小職）とJICA本部のラオス担当者の三者で意見交換を実施し、本年6月実施予定の教育・研修改善SWGの現地セミナーや、本年年末に実施予定の教育研修改善SWGに関する本邦研修等において、JICA本部や現地プロジェクト等とも緊密に連絡を取りながら、講師派遣やオブザーバー参加などの形で当部と日弁連が協力できる体制を作っていくことを確認した。

今後、ラオス以外の支援対象国においても担当者同士で密に連絡を取り合う機会を作るべく、現在<sup>8</sup>、本年6月中旬頃に、当部と東京のJICA本部をテレビ会議でつなぎ、日弁連、当部、JICAの各担当者が集まり、今後の連携の在り方について協議する準備を行っている。

#### 5 おわりに

これまでも繰り返し述べてきたとおり、現在、法整備支援活動は、対象国の増加、支援分野の複雑化に伴い、一つの機関だけでは対応が困難になっており、当部や日弁連の活動

---

民検察院、④ラオス国立大学であり、ラオス弁護士会は含まれていない。しかしながら、JICAプロジェクトの活動においても、例えば、本邦研修や現地セミナー等の際に、ラオス弁護士会執行部の弁護士等に参加してもらうなどして、ラオス弁護士会が実質的にJICAプロジェクトの活動にかかわるようになっている。

<sup>7</sup> その一環として、村上副委員長が、本意見交換後に実施されたラオス教育・研修改善SWGの本邦研修のカリキュラムの一つである模擬裁判を傍聴された。

<sup>8</sup> 本稿の執筆を行っている平成29年4月末現在。

もその例外ではない。

その意味で、今回、当部と日弁連国際交流委員会において、上記のような意見交換を実施し、今後の活動における連携と協調が確認されたことは非常に有意義だったと考える。当部は、今後、法整備支援においては、日弁連国際交流委員会のような他機関との連携と協調が不可欠になり、他機関との連携と協調には、相手の機関についてより深く知る必要があり、そのためには今回実施したような意見交換が有益であると考えている。

当部は、今後も他機関との連携と協調を図るべく、様々な機関との意見交換等を実施し、協力関係を密にし、高度に複雑化している法整備支援について、より効果的な支援ができるようしていく所存である。



## ベトナムにおける税務訴訟 ～ある事案の分析をもとに～

JICA長期派遣専門家

川 西 一

### 1 はじめに

昨年、小職は、JICAベトナム税務行政改革プロジェクト<sup>1</sup>から、日本の訟務制度について紹介する講義の依頼を受けた。ベトナムでは、課税処分の当否などを巡って紛争となった税務訴訟において、税務当局側が敗訴する事案が多いことが問題となっており、その解決の参考とするため、日本における税務当局の訴訟対応を紹介したいとのことであった。小職が、講義の参考とするため、ベトナムにおける税務当局の敗訴事案の判決文の提供を依頼し、第一審及び控訴審の判決文の提供を受けたところ、大変興味深い内容だったことから、その内容の一部を紹介し分析を試みたい。ベトナムにおいて、日本国民、日系企業が税務訴訟の当事者となった例はまだ聞かないが、ベトナムの目を見張るべき経済発展と日本企業の進出の拡大により、将来的には税務訴訟の当事者となる可能性もある。本稿を通じて、ベトナムにおける税務訴訟の一端を伺い知ることができれば幸いである。

### 2 ベトナムにおける税務訴訟

まず前提として、ベトナムにおける税務訴訟に関する制度を概観したい。

#### 2.1 税務訴訟の種類

ベトナムでは、税務訴訟の種類として、租税行政訴訟事案、租税刑事訴訟事案、租税民事訴訟事案の3種類あるとされている。それぞれ、日本における行政事件、刑事事件、民事事件とほぼ同様に解することができ、ベトナムでは脱税などの刑事事件なども税務訴訟の一類型としているのが特徴的である。

#### 2.2 税務機関の組織概要

中央機関として、財務省税務総局（日本の国税庁に相当。）があり、各省レベルに、地方税務局、さらにその傘下に地区税務署が設置されている。中央の税務総局内の各部・所属機関に法務課があり、税務に関する法令立案における意見提出、税務総局が管轄する税務訴訟事件への対応、下級税務機関が管轄する税務訴訟への支援指導等を行っている。また、地方税務局では、法制課（ハノイ市、ホーチミン市のみ）あるいは総務予算課が税務訴訟事案の対応を行っている。税務訴訟において、税務当局が被告となる場合、被告となった

<sup>1</sup> 税務行政改革支援プロジェクトフェーズ4

(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/83D339C5E689E82149257DCC0079C7A8?OpenDocument>)



税務機関が自ら応訴しなければならず、日本のように、法曹である訟務検事が一元的に訴訟対応を行う訟務制度はない。

### 2.3 税務訴訟事案処理の流れ

ここでは、租税行政訴訟事案について紹介する。同事案において、原告となりうるのは、納税者であり、納税者が、行政機関の決定について異議申立てをして、期間中に処分されないとき、または処分に不服があるときに提訴できるとされ<sup>2</sup>、税務機関または税務職員による処分、行政行為について訴えを提起することができる<sup>3</sup>とされている。訴えの対象となる処分としては、課税処分、納税通知、免税・減税決定、税金還付・不徴収決定、税徴収決定、税法違反に対する行政処分、行政処分に対する強制執行決定など様々であるが、調査により判明した税法違反行為に対する行政処分である税徴収決定が最も多いとのことである。原告である納税者は、行政機関の処分決定、行政行為について、受領した日、又は通知を受けた日から1年以内に提訴しなければならない。その後の手続きは、通常の行政事件と同様であり、詳細は割愛するが、裁判所において事案受理後、公判準備期間を経て、事件を公判に付する決定がされると、公判が行われる。

### 2.4 税務訴訟の状況

統計によれば、各地方税務局が発見した違反事案に関する税務総局への報告件数は、2014年は、行政処分事案が12件、民事処分事案が1件、刑事処分事案が17件であり、2015年上半期は、行政処分事案が46件、刑事処分事案が18件、民事処分事案が0件とのことである。この前後は不明であるが、これを見る限り、件数はまだ非常に少ないものの、行政処分事案が急増していると思われる。実際、税務総局によれば、行政処分事案は増加傾向にあるが、裁判所が判決をした事案においては、原告である納税者の主張を容れて、税務当局の処分の一部または全部の取消を認める事案が多く、問題となっているとのことであった<sup>3</sup>。

## 3 判決文の紹介

入手した第一審及び控訴審判決の内容を紹介するとともに、若干の分析を行いたい。

### 3.1 事案の概要

事案は、ベトナム南部のある都市において、原告 X が所有していた土地及び住宅（以下「本件土地住宅」という。）を売却した際の売却益に対する被告 Y 税務支局による課税処分について、原告 X に不服があり行政訴訟によりその取消等を求めた事案である。

事実関係は概ね以下のとおりである。

- |       |   |
|-------|---|
| 1991年 | 原告 X の前々所有者 B 及び C が、本件土地の一部と同土地の住宅 1 棟を取得。 |
| 1997年 | B 及び C が、これに隣接する別の本件土地の一部と同土地の住宅            |

<sup>2</sup> 行政事件訴訟法においては、不服申立前置主義は採られていないと解されるが、ここでは税務当局作成の資料に従い説明する。

<sup>3</sup> 同プロジェクト専門家によれば、税務当局の敗訴率は50%を超えるとのことであった。

- 1 棟を取得（上記のいずれも土地権利証明書に記載は「宅地・住宅」）。
- 1998 年 B 及び C は、上記住宅 2 棟を取り壊し、本件土地上に本件住宅 1 棟（6 階建て）を建設。
- 2003 年 3 月 B 及び C は、本件住宅を 10 階建てに増築する工事許可を申請。
- 2003 年 12 月 B 及び C は、本件土地住宅を売買契約により A 住宅経営有限会社に譲渡し、A 社が引き続き増築工事を続ける。
- その後、A 社が本件土地を 1 ロットに合筆する手続きを行う、その際、土地権利証明書の使用目的が「生産経営」に変更される。
- 2004 年 6 月 A 社が、原告 X に対し、本件土地住宅を金 4000 テール<sup>4</sup>（220 億ドン相当）で売却することで合意し、原告 X は A 社に対し金 2000 テールを支払ったが、増築工事完了手続きが未了であるとして売買契約の公証を受けられず、所有権移転手続きもできなかった。
- 2005 年 1 月 A 社は、公証未了のまま本件土地住宅を原告 X に引き渡し、おって譲渡手続きをすることで合意。
- 原告 X は、E から 500 億ドンを借り入れ、本件土地住宅の改修工事を行った。
- 2011 年 5 月 A 社が、本件土地住宅について土地権利等証明書を受ける（使用目的は「生産経営」）。
- 2011 年 10 月 11 日 A 社から、原告 X に対する本件土地住宅の売買契約を正式に締結し、所有権譲渡手続き完了。
- 2011 年 10 月 14 日 原告 X は、本件土地住宅を、F 銀行に対 2890 億ドンで売却する契約を締結し、公証を受けた。
- 2011 年 10 月 15 日 原告 X と F 銀行は、Y 税務支局において、住宅売買登録料と個人所得税を申告納付した。原告 X は、唯一の住宅を所有するとの誓約書を提出した。
- 2011 年 10 月 28 日 被告 Y 税務支局は、税率 2% を適用し、57 億 8 千万ドンの納税を求め通知書を発行した。原告 X は、F 銀行への譲渡手続きを完了させるため、57 億 8 千万ドンを納税したが、その後、税務総局に対し、不服を申し立て、同額の還付を求めた。
- 2012 年 12 月 12 日 原告 X は、Y 税務支局から個人所得税 608 億 4419 万 9000 ドンの追納付を要求する通知書を受け取った。これは、Y 税務支局が、国家会計監査段の指摘に基づいて税率を 25% として計算しなおした上で、納付済みの税額との差額の納付を求めるものであった。
- 2012 年 12 月 27 日 原告 Y は、被告 Y 税務支局に対し、納付済み税額の還付及び追加納

---

<sup>4</sup> 1 テール（両）は、約 37.8 グラム。

税要求決定の取消を求める行政訴訟を提起した。

以上のとおり、日本における過誤納付金還付及び課税処分取消訴訟であって、第一審及び控訴審判決文を見る限り、原告、被告共に事実関係については争っていないと思われる。

### 3.2 争点

主な争点は、原告の本件土地住宅の売却益が、法令に定める免税要件に該当するか否かであり、これについて、原告は、免税要件に該当するので、税金の納付が不要であり、すでに納付した金額を還付するとともに、課税処分を取り消せ、と主張し、被告である税務当局は、原告の本件土地住宅の売却益は、免税要件に該当しないので、法令に従い、売却益の25パーセントを納付すべきと主張している。争点を整理すると、まず、原告の本件土地住宅の売却益が免税要件に該当するか否かが一次的な争点であり、次に、免税要件に該当しないとされた場合、税率が何パーセントとなるかが二次的な争点となっている。本件では、一時的な争点について、第一審と控訴審で判断が大きく分かれたことから、この争点について子細な検討を行うこととする（二次的な争点である適用税率については割愛する。）。

一次的な争点である免税要件に該当するか否かは、具体的には、100号議定(100/2008/ND-CP)4条2項が定める免税要件への該当性の有無である。同議定4条2項では、免税となる収入として、「譲渡人が、ベトナムにおける唯一の居住用土地使用権、居宅を保有する場合、個人の居宅、居住用土地使用権及び土地付着財産の譲渡により生じた所得」とあり、本件では、原告が所有していた本件土地住宅の売却益が「ベトナムにおける唯一の居住用土地使用権、居宅」に該当するかが問題となる。この点、ベトナムにおける唯一のものであることは争われていないので、結局のところ、本件土地住宅が「居住用土地使用権及び居宅」に当たるか否かが問題となっている。

### 3.3 当事者の主張

原告は、本件土地住宅は、100号議定4条2項の「居住用土地使用権及び居宅」にあたるので、免税となると主張する。その理由として、本件土地住宅は、宅地・住宅の起源<sup>5</sup>(*nguồn gốc*)があること、土地使用権・住宅・土地付着財産証明書（以下「土地使用権等証明書」という。）の目的欄の記載が「生産経営」となったのは、A社に対する証明書発行時（2003年）における目的を記載したに過ぎず、この記載が土地の種類や財政義務<sup>6</sup>まで変更するものではないと主張する（その論拠として、本件の土地使用権等証明書には、使用期間が無期限で、使用料支払いによる割当<sup>7</sup>とされていることをあげている。）

一方、被告のY税務当局は、本件土地住宅は、100号議定4条2項の「居住用土地使用

<sup>5</sup> 原語は「*nguồn gốc*」であり、「起源」あるいは「根元」という意味であるが、法律上どのような意味を持つのかは不明である。ここでは、本件土地住宅が転々流通する最初の時点での使用目的を指していると解される。

<sup>6</sup> 財政義務の意義も明確ではないが、納税義務に関する事項と解される。

<sup>7</sup> 土地使用権には、国家からの土地使用権割当と国家からの土地リースの2種類に大別でき、さらに前者は、土地使用料を伴うものと、伴わないものがある。また、土地使用権の割り当て、あるいはリースを受けた時点で、使用目的が特定され、使用目的に応じ存続期間も決定される。

権及び居宅」にあたらぬので、免税されないと主張する。その理由として、本件土地住宅の納税時の土地権利等証明書の使用目的の記載が「生産経営」となっていること、原告 X は、現実には本件土地住宅を居住の目的に使用しておらず、居住以外の目的で本件土地住宅をを購入したと認められることを理由として主張している。

### 3.4 第一審判決

第一審は、上記争点について、本件土地住宅は 100 号議定 4 条 2 項の「居住用土地権利及び居宅」にあたらぬ、免税とはならないと判断した。その理由としては、①原告の前の所有者である A 社は「生産経営」目的での土地権利等証明書を受けていたこと、②前所有者 A 社から原告 X への譲渡契約書においても同様の記載があること、③上記のいずれにおいても、A 社、原告 X はその当時異議を唱えていなかったことを理由としているように読める。この判断において、どのような場合が 100 号議定 4 条 2 項の「居住用土地権利及び居宅」に該当するかについての規範を示してはいないが、お分かりのとおり、実質的には、土地権利等証明書の用途欄の記載で判断すべきとして、このような結論を導いたものと思われる。

### 3.5 控訴審判決

控訴審は、免税要件の該当性については、第一審判決と異なり、本件土地住宅は 100 号議定 4 条 2 項の「居住用土地権利及び居宅」に該当し、本件土地住宅の売却益は免税になると判断した。その理由としては、①原告の前々所有者 B 及び C が所有していた当時は居宅だったのであり、起源が居宅であった、②裁判所から天然資源環境局に対して照会したところ、同局は、本件土地住宅は「居宅としての起源があった。…所有者が移転を行ったり住宅に地目を変更したりする時は居宅としての起源に従って財政義務を検討される」と回答したことを主な理由としている。そのほかにも、誓約書が不正確である旨の証拠がないとか、所有者がその住宅に居住すべきとする規定がないとか、前所有者、原告への国からの文書のタイトルが「住宅所有権証明書」となっているという、およそ合理的理由とは思われないものも理由として掲げられているが、いずれによせよ、この控訴審判決においても、どのような場合が「居住用土地権利及び居宅」に該当するかの規範は示されていない。しかし、同判決文を読めば、控訴審は、実質的には、本件土地住宅の「起源」により判断すべきとして、このような結論を導いたものと思われる。

## 4 判決文の検討

ご覧のとおり、本件の主な争点は、本件土地住宅が 100 号議定 4 条 2 項に規定する「居住用土地権利及び居宅」に該当するかの問題であるが、第一審及び控訴審判決ともに、当該規定の趣旨目的等に基づいて規範を示すことなく、同文言に事実をあてはめ、その結果、結論が第一審と控訴審で大きく異なつたように思われる。

この点、憲法において、法令の解釈が国会常任委員会の責務・権限であると規定されているため (91 条 3 項)、裁判所が正面から法の解釈・適用の基準を示すことは、国会常任委員会の法解釈権を侵害するものであると考えられており、同条項について適用の基準を



一般的に示すことには抵抗があると思われる。しかしながら、第一審判決では、同条項の適用の基準として、土地権利等証明書に記載で判断することとし、また、控訴審判決では、当該土地の起源により判断するという基準を事実上立てて判断に至ったものと思われる。

このように、現場レベルにおいて、裁判官が、事実上、法の解釈を行うことは当然認められるべきであるし<sup>8</sup>、今後判例制度を構築していく上で重要な能力の一つとなることは間違いない。その上で、さらに事実上の法解釈をするにあたり、問題となっている条項の立法趣旨・目的から適用基準を定立していくことができれば、判断の方向性を一定方向に収められられていくものと思われる。第一審が用いた土地権利証明書に記載も、控訴審が用いた当該土地の「起源」も、文言から基準を引き出し、解釈を一步進めた点で評価できると言えるが、どうしてその基準を用いたのかについては説明できていないように思われた。

また、同条項が、「ベトナムにおける唯一の居住用土地権利、住宅」について免税とした趣旨は明らかではないが、居住用物件については、政策的に、その他の投資用物件等と区別して税制上の優遇を与えるものであると思われる。この点、被告のY税務支局が、本件土地住宅の使用実態から同条項の該当性を判断すべきという主張は、立法趣旨からの立論として説得力があるように思われるが、控訴審判決では、この点が全く考慮されないどころか、反対に、本人が居住すべきという規定がないことから、この点を考慮する必要がないとされてしまった。

さらに、控訴審判決は、実質的には、天然資源環境局に対する照会の回答に、大きく依拠しているような印象を受ける。仮に、この回答が大きな影響を与えたとすると、課税に関する規定の適用について天然資源環境局が回答することの妥当性や、裁判所が同回答に依拠して判断したのであれば、裁判の意義自体も問われかねない。

上記については、様々な原因が考えられるが、その一つとして、裁判官の能力の問題も大きいように思われる。特に控訴審判決では、本件土地住宅の居住実態を考慮すべきとの主張に対し、理由もなく、居住実態を考慮すべきでないとし、また、原告提出の唯一の住宅である旨の誓約書について、不正確である証拠がないことを理由としてあげている。さらに、土地権利等証明書について、証明書のタイトルが「土地権利、住宅、土地付着財産所有権証明書」であって、「住宅」という記載があることも理由としているが、このタイトルは単なる様式上の定型文言であって理由としては甚だ不適切である。控訴審判決として、このような理由があげられているのを見ると、個々の裁判官の能力差を感じざるを得ない。

また、次に、争点と主張の整理が不十分な印象を受けた。前記のとおり、本件においては、まず免税要件に該当するかが判断され、その後、該当しない場合に、初めて適用税率の問題となるはずであるが、判決文を見る限り、このような整理が明確に行われていない

---

<sup>8</sup> 現地で開催される裁判所を対象とするセミナー等においても、裁判官からは、裁判官が事実上の法解釈を行っている旨の発言もなされている。

ような印象を受けた。一方、被告である税務当局の主張についても、免税要件に該当しない場合、一次的には25%の税率が適用されるという主張であり、二次的に2%の税率が適用されるという主張となるはずであるが、被告の主張においても、それらが整理されていないような印象を受けた。裁判所は、被告の主張について、税率25%と2%を、同時に主張していることについて、矛盾した主張だとしており、裁判所においても、論理関係を踏まえて、双方の主張を整理することができていなかったと思われる。

## 5 おわりに

本稿では、ある事案の第一審判決と控訴審判決について検討を行ったものに過ぎず、これをもってベトナムにおける税務訴訟全般について論評するものではない。しかしながら、第一審と控訴審で判断が異なった事案を比較することで、ベトナムの税務訴訟の一端を伺い知ることができたのではないかと思う。

前記のとおり、ベトナムでは、裁判官に法令解释权があるとされていないことから、裁判所が法の解釈・適用の基準を示すことに大きな抵抗がある。そのため、同一の事案においても判断が大きく異なる結果となることがあり、それがベトナムの裁判の予測可能性が低い一因となっていると思われる。これについては、最高人民裁判所が進めている判例制度の構築が進めば、改善される余地が大きいと思われ、当プロジェクトとしても、引き続き判例制度の構築支援を続けていきたい。また、争点と主張の整理を含めた個々の裁判官の訴訟指揮の改善や裁判官の能力向上も、予測可能性のある裁判、ひいては裁判制度の信頼向上のためには欠かせない。争点をきちんと整理することで、メリハリのある主張が行われ、適切な判断となるだろうし、主張を支えるために立証すべき事実も明確に意識されるように思われる。裁判活動の改善は、これまでも当プロジェクトが支援を行ってきたが、今後も引き続き必要な支援を続けていきたい。



## S市T区人民裁判所控訴審判決

## (判断部分和訳)

裁判所で審査された事件記録を検討し、公判期日における弁論結果に基づき、審理合議体は以下の通り判断する：

1. 紛争関係及び事件解決権限について (略)
2. 各当事者の要求について

## 原告 X の要求について

裁判合議体は、本件住宅の根元について、Mr. C と Ms. B ののものであると認識した。(以下事実関係の認定、略)

原告 X と A 住宅経営有限会社は、2004 年から住宅売買契約を締結したが、2011 年 5 月 11 日に A 住宅経営有限会社は土地所有権並びに住宅及び土地付着財産所有権証明書の発行を受けてから、原告 X への住宅売買所有権譲渡の手続きを行った。A 住宅経営有限会社より原告 X への売買書類には、生産経営用地であると記載された。A 住宅経営有限会社が、土地所有権並びに住宅及び土地付着財産所有権証明書の発行を受けた際、その証明書には、生産経営用地である記載されたが、A 住宅経営有限会社は、このことについて不服を申し立てていないと確認した。A 住宅経営有限会社が原告 X への売却手続きを正式に行った際、原告 X もこのことについて何も疑問していない。原告 X は唯一の住宅だけ所有する旨の誓約書があったといえども、住宅を販売したとき、その土地が住宅用地ではなく、生産経営用地であるため、Y 税務支局は、免税に関する 2008 年 9 月 8 日付第 100/2008/ND-CP 号の議定 4 条 2 項に基づき、原告 X に免税を認めないのは法令に従ったものである。4 条 2 項にはベトナムにおいて、個人が唯一の土地所有権及び住宅所有権を有する場合その土地所有権並びに住宅及び土地付着財産所有権の譲渡取引による所得は、免税されると規定する。(条文引用、略)

上記の法律規定に基づき、Y 税務支局が原告 X の譲渡取引による所得の税率を確認するとき、契約書に記載された実際の譲渡価格に対し税率 2%を適用した。Y 税務

支局が譲渡価格 2890 億 ドンに対する個人所得税の税額 57 億 8 千万ドンについて、2011 年 10 月 28 日付通知書を発行した。原告 X が国家予算に当該税額を十分に納付した。

従って、原告 X が、Y 税務支局に対して、納付した税額 57 億 8 千万ドンの返還を請求することについては根拠がない。従って、審理合議体はこの請求を認めない。

(適用税率についての判断、略)

審理合議体は上記のことを検討する上、原告 X の請求の一部を認める。

### 3. 訴訟費用について (略)

#### 下記のように決定する

以下のことを判決する：(引用条文名略)

#### 1. 原告 X の請求一部を認める。

原告 X に対し 60,844,199,000 ドン(六百八億四千四百十九万九千ドン)の追加納付を要求する旨の Y 税務支局の 2012 年 12 月 12 日付第 2 次通知を廃止する

#### 2. 訴訟費用について：

Y 税務支局は第一審の行政訴訟費用 200,000 ドンを負担し、区民事事件執行支局に納付する。

区民事事件執行支局の 2012 年 12 月 27 日付領収書に基づき原告 X に仮納付した訴訟費用を返還する。

#### 3. 裁判所が判決の言い渡しをする日から 15 日以内、当事者は当該判決に対し控訴することができる。但し、裁判所に欠席した当事者については、当該判決が適切に送達される又は掲示される日から計算する。

## S 市人民裁判所控訴審判決

## (判断部分和訳)

(略)

## 2. 当事者の控訴請求について

## 2.1 原告 X の控訴請求について

(事実関係の認定, 略)

原告 X と Y 税務支局の控訴状を受理している間に, S 市人民裁判所は, S 市天然資源環境局長に対し 2013 年 9 月 6 日付公文書を送った。これを応じて S 市天然資源環境局長は 2013 年 9 月 11 日付公文書にて下記の通りに回答した。

「本件土地住宅は宅地・住宅としての起源があった。使用する間に再建されて, 住宅用地から生産経営用地に地目を変更された。この地目変更は管轄国家機関の許可を受ける必要がないが, 登録すべきケースに当該する。所有者が住宅譲渡を行ったり住宅の地目を変更したりするとき, 宅地・住宅としての起源に基づき財政義務が検討される」

S 市天然資源環境局長の回答文書は土地法 2003 年第 36 条 2 項と第 69 条 2 項の規定に適切な内容がある。同時に, 上記の文書から, S 市天然資源環境局長は, 各証明書(上記に述べたもの)の第 II 部 1 項の d に記述される内容は本件土地住宅が宅地・住宅としての根元があることを変更させないと認めたことがわかった。そして, A 住宅経営会社と原告 X は譲渡を行った時, 宅地・住宅に対する財政義務を履行すると検討される(本件土地住宅が生産経営用地としての起源がないため)。

Y 税務支局の代表者は, 原告 X が個人所得税申告書を作成する時, 本件土地住宅が原告 X の唯一の宅地・住宅であることを証明する地方政府の承認付証明書を Y 税務支局に提出したことを認めた。現行法律には被告がその誓約書の内容を確認すべきと規定されておらず, 申告人が自らで申告・誓約した内容の正確性について責任を負うべきだと, 原審被告の代表者は公判期日において認めた。原審被告も「原告 X の誓約書が不正確である」旨を判断できる証拠がなかったと認めた。

公判期日において、原審被告の代表者は、原告 X が A 住宅経営会社から本件土地住宅の譲渡を受けた後、F 銀行にさらに引き渡して、本件土地住宅を居住の目的で使用していなかったと主張した。つまり原告 X は居住以外の目的でこの住宅を購入した。この原審被告の代表者の意見は、2007 年 11 月 21 日付個人所得税法第 4 条 2 項、免税される個人所得に関する個人所得税法の幾つかの条項を詳細に規定する 2008 年 9 月 8 日付政府政令第 100/2008/ND-CP 号第 4 条 2 項の規定（「ベトナムにおいて個人が唯一の宅地・住宅しか所有していない場合、その個人の住宅・住宅用地及び土地付着財産の譲渡による所得」）に不適切であった。

上記の規定は、個人所得税を免税されるために、譲渡するときに「個人は唯一の宅地・住宅しか所有していない」と解すべきである。同規定は、個人所得税を免税されるために譲渡するとき「使用者、所有者が購入する宅地・住宅に居住すべき」と解すべきではない。

他には、本件土地住宅について「地目：生産経営用地」と記載されたが、法的形態としては、B 氏と C 氏から A 住宅経営会社そして原告 X まで順序に譲渡した流れにおいて、国により A 住宅経営会社又は原告 X に対して公認された「法的文書の形態」は次の名称があった。

「住宅売買、譲渡許可書」

「住宅所有権、宅地使用権証明書」

「土地使用権、住宅及び土地付着財産所有権証明書」

上記の根拠から見ると、S 市天然資源環境局から控訴裁判所に送られた回答文書に基づき、5,780,000,000 ドン（五十七億八千万ドン）の個人所得税納付義務に関する Y 税務支局の発行した個人所得税納付通知書の廃止を要求するという原告 X の控訴請求については、認められる余地があると判断する。従って、判決発効時に、2011 年 10 月 28 日付国家予算への納付済みの証明書に基づき、Y 税務支局に原告 X への納付済み 5,780,000,000 ドン（五十七億八千万ドン）の返還を執行させる。

・原告 X に対して発行された Y 税務支局の追加個人所得税納付通知書の廃止を判決した第一審判決に関する Y 税務支局の控訴請求について

Y 税務支局の控訴請求について、公判期日において、原審被告の代理人は次のように述べた。控訴理由は第一審判決が第 IV 地域国家会計監査団の結論並びに市国税局の指導に不適切なものであったためである。これに対して、追加所得税納付通知書（第 2 次）が Y 税務支局により発行されるため、Y 税務支局が自らで下した行政決定の合法性と根拠について責任を負うべきであることから、原審被告の主張が控訴理由にならないと控訴審裁判所は判断する。公判期日において、原審被告の代理人によれば、Y 税務支局が原告 X の所得税を計算するとき、販売価格に対し 2%の税率を適用することは法律規定に適切であった（原審被告が上部に記述した）。

原審被告は原告 X の所得に対して 25%の税率を適用する原審被告より発行された追加所得税納税通知書の廃止を言い渡した一審判決について異議があった理由で控訴したが、通知書が法律規定に適切であった根拠、立論を主張できなかった。同時に、控訴審にて原審被告は、前後にも原告 X の所得に対して 2%の税率を適用する第 1 次所得税納税通知書を発行するのが法律規定に適切であると強調した。しかし、もし原告 X の納付すべきである 2%の税率が正しければ、なぜ原告 X に 25%の税率を適用する通知書を発行したのか。これは原審被告の控訴請求と矛盾した。

しかし、上記の分析によると、原告 X のケースが土地使用権並びに住宅及び土地付着財産所有権の譲渡時に発生する所得を免税されるケースに該当するため、第一審判決が Y 税務支局により発行された所得税納付通知書の廃止を言い渡したことは法律に適切であった。従って、原審被告の控訴請求を棄却する。

S 市人民検察院の代表者は、第一審判決が行政訴訟法第 164 条 5 項に違反したため、第一審判決の取り消しを要求した。審理合議体は第一審判決の内容が原審原告の要求並びに被告の反対意見を十分に考慮したと共に、第一審判決においても提訴内容を一個ずつ検討するために法的根拠を十分に引証したと認めた。

第一審判決に第 1 次所得税納付通知書について記述しなかったことにもかかわらず、原審原告の請求の一部を認めることに関する判決内容を通して、第一審判決の決定内容が認めた内容に適切であったと分かった。「請求の一部を認める」という内容から、第一審審理合議体が原告 X の請求を十分に検討した上、原告 X の一部しか認めなかったため、各当事者のすべての請求を解決したと判断される。決定部分、原告 X 及び Y 税務

支局の控訴請求を通して、原審原告又は原審被告は、認められた部分と検討されたが認められなかった部分に関する第一審判決の内容を正しく理解したと判断される。そのため、上記の不足な決定部分が行政訴訟法第 164 条 5 項に定める深刻な違反に該当しないため、S 市人民検察院の代表者の要求のように判決を取り消すことはできない。

### 3. 裁決費について (略)

下記の判決を言い渡す。(引用条文略)

1. 原告 X の控訴請求を認める。Y 税務支局の控訴請求を棄却する。第一審判決の一部を修正する。

原告 X の請求の全部を認める。

+ 原告 X に対し Y 税務支局により発行された 2011 年 10 月 28 日付個人所得税納付通知書を廃止する。判決発効時に、原告 X が 2011 年 10 月 28 日付国家予算への納付済みの証明書に基づき納付した 5,780,000,000 ドン (五十七億八千万ドン) を原告 X に返還するように Y 税務支局を執行させる。

+ 原告 X が 60,844,199,000 ドン (六百八億四千四百十九万九千ドン) の個人所得税を追加で納付するように要求する 2012 年 12 月 12 日付 Y 税務支局により発行された個人所得税納付通知書を廃止する。

2. 訴訟費用について (略)

当判決は言い渡した日から発効する。



# カンボジアの司法 ～民事訴訟法（再審）～

JICA長期派遣専門家

内山 淳

## 1 はじめに

カンボジアの民法及び民事訴訟法は、日本の民法や民事訴訟法を基礎にしているため、その内容は日本法と非常に類似している上、日本の支援で完成したため、制定経緯に親近感を覚えることから、ややもすると、カンボジアの民事実務は、日本の民事実務と大差ないのではないかと想像されるかもしれない。

しかし、本職は、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）教官の職にあった当時から、JICA長期派遣専門家としてカンボジアに常駐している現在に至るまでの間、カンボジアの司法における様々な実務上の問題を目の当たりにし、条文上の記載だけからでは分からない実情を知る機会に恵まれた。

そこで、前提となる司法制度や各種法令等を紹介しつつ、カンボジアで現実に問題となっている事象を取り上げて、司法の実情をお伝えしたい。

今号のテーマは、民事訴訟法に規定されている「再審」である。日本では、実務上、あまり注目されない分野かと思われるが、カンボジアにおける司法の実情を知る上で、非常に興味深いと考えたので、取り上げる次第である。

## 2 民事訴訟法上の再審について

### (1) 手続の概要

カンボジアの民事事件に関する再審手続は、民事訴訟法 307 条以下（以下の条文は、特に明記しない限り、カンボジア民事訴訟法を意味する。）に規定されている<sup>1</sup>。基本的には、日本法と同様であるが、その概要は、以下のとおりである。

再審を求める当事者は、再審の訴状を作成する。訴状の必要的記載事項は、当事者の氏名、再審の事由に該当する事実などであり（312 条 1 項）、再審の訴えの対象とする判決の写しを添付しなければならない（同条 2 項）。

この再審の訴えは、管轄のある裁判所に提起することになる。再審の訴えは、その対象とする判決をした裁判所の管轄に専属する（309 条 1 項）。カンボジアは、三審制を採用しているので、例えば、第一審（プノンペン始審裁判所）で本案判決がなされ、その判決が確定した場合、再審を求める当事者は、プノンペン始審裁判所に再審の訴えを提起することになる。

再審の訴えは、原則として、判決の確定後、当事者が再審の事由を知った日から 30 日

---

<sup>1</sup> カンボジア民事訴訟法の条文及び逐条解説は、ICDのホームページに掲載されているので、参照されたい。[http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_cambo.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html)

の期間内に提起しなければならない（311条1項本文）。

再審の訴えを受理した裁判所の手続は、2つの段階に分かれる。

まず、第1段階は、再審の訴えの適法性、再審事由の有無についての審理である。

例えば、再審の訴えを提起できる期間を経過している事案など、再審の訴えが不適法である場合には、裁判所は、決定で、再審の訴えを却下する（314条1項）。

そして、再審の訴えが適法であっても、再審の事由がない場合には、裁判所は、決定で、再審の請求を棄却しなければならない（同条2項）。

ここでいう再審の事由は、主として、307条に規定されている。

例えば、法律により関与することができない裁判官が判決に関与した場合（同条1項2号）が挙げられる。具体的には、裁判官に除斥事由（27条）があるにもかかわらず、当該事件の審理や判決をした場合などが考えられる。

また、任意代理権を欠いた場合（307条1項3号）も再審の事由になる。具体的には、当事者から有効な委任を受けていない弁護士が訴訟代理人として訴訟活動をした場合などが考えられる。

さらに、判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものである場合（同項6号）も列記されている。具体的には、当事者が自己に有利な判決を得るため、契約書を偽造し、これが判決の基礎にされて勝訴した場合などが考えられる。

いずれにしても、再審の訴えが適法で、再審の事由がある場合には、裁判所は、再審開始の決定をしなければならない（315条1項）。

次に、第2段階は、本案審理である。

再審開始の決定が確定した場合には、裁判所は、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする（316条1項）。再審の訴訟手続は、その性質に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定を準用することになる（310条）。

そして、改めて審理した結果、再審の訴えの対象とする判決を正当とするときは、裁判所は、再審の請求を棄却しなければならない（316条2項）。

その他の場合には、裁判所は、再審の訴えの対象とする判決を取り消した上で、新たに裁判をしなければならない（同条3項）。例えば、再審の訴えの対象とする判決が、売買代金支払請求訴訟において原告の請求を棄却するという内容であった場合、裁判所は、その判決を取り消して、被告に対し、原告に代金を支払うように命じる裁判をすることになる。

以上のように、カンボジアの民事訴訟法上の再審は、手続的にも、内容的にも、日本の民事訴訟法における再審とほぼ同じであることが分かる。

## (2) 日本との違い

もつとも、日本と異なる点もある。

具体的には、第三者による再審の訴え（318条）である。これは、「原告及び被告が共謀により第三者の権利又は利益を損なう目的をもって判決を得たときは、その第三者

は、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもって不服を申し立てることができる。」（同条1項）というものである。

要するに、詐欺的な訴訟追行により被害を受ける第三者に再審の訴えを認めた規定である。この第三者は、確定した終局判決の当事者ではない点、前述の再審の事由（307条）がなくても再審の訴えを提起できる点で、特則になっている。このような規定は、かつて日本の民事訴訟法にも存在したが、現在の日本の民事訴訟法には存在しない。

この第三者による再審の訴えがどのような手続を予定しているのかについては、条文を読んだだけでは判然としなないところがあり、カンボジアの法曹からも質問を受けたことがある。

一例を紹介する。「この規定は、再審の訴えの一種であるから、通常の再審と同様、再審の訴えの対象とする判決を正当とするとき以外は、裁判所は、再審の訴えの対象とする判決を取り消した上で、新たに裁判しなければならない。この点に異論はない。しかし、更なる別の裁判を求めることもできるのか。」というものである。

例えば、再審の訴えの対象となる判決は、土地所有権確認請求に対し、原告の請求を認容したものであるとする。再審の訴えでは、裁判所は、この判決を取り消して、新たに、原告の請求を棄却するという裁判をした。通常の再審では、裁判所は、不服申立ての限度で裁判をするので、これ以上の裁判はできない。つまり、原告の請求を棄却することを受けて、被告に当該土地の所有権があることを確認するという判断まではできない。

しかし、第三者による再審の訴えの場合、「第1項による再審の訴えにおいては、原告及び被告を共同被告とする。」（318条2項）とし、必要的共同訴訟における審理の規律に関する規定を準用する（同条3項、41条）。

そこで、これは、裁判所がどういう裁判ができることを予定しているのかという疑問が生じる。例えば、1）第三者が、再審手続の中で、当該土地の所有権確認請求を提起した場合、裁判所は、その点についても、同じ再審手続の中で、統一的に判断できる又は判断しなければならないことを意味しているのか、2）条文上の「原告と被告を共同被告とする」という文言は、具体的にどのような効果を想定しているのかなどであり、本職が担当した勉強会の中でも、カンボジア法曹の間で意見が分かれた。

本職は民事法の研究者ではなく、本稿が外国法制や実務の紹介を目的とするものであって学術論文ではないことから、これ以上、学問的な議論には立ち入らない。むしろ、ここであえて指摘したいのは、カンボジアの実務では、少なくとも、民法や民事訴訟法に関し、上記のようなことがよく起こるということである。

つまり、上記の第三者による再審の規定のように、具体的な手続がイメージしにくい場合や、条文の文言の意味が一義的でなく、解釈が分かれる場合などにおいては、各人の見解が異なると、その意見を集約することが難しくなる。

原因の1つとしては、カンボジアには、日本と異なり、注釈書や解説書の類があまりないということが挙げられる。カンボジアの法曹にとっては、まずは条文が頼りであり、

わずかに存在する外国語から翻訳された注釈書等がその理解を助けてくれるが、そこに記載がなければ、常駐する長期専門家等に質問するしかない。このような実情は、カンボジアにおける法解釈の自立的発展にとって大きな障壁と思われる。

### 3 実務上の問題点

以下では、再審請求に関連し、実務上で頻発している問題点について紹介する。

#### (1) 再審請求に伴う執行停止の濫用

再審の訴えの提起があった場合において、裁判所は、当事者の申立てにより、強制執行の一時停止を命じることができる(366条1項1号)。この場合、当事者に担保を立てさせることもできる。また、当事者に担保を立てさせて既にした執行処分を取消しを命じることができる(同条2項)。もちろん、いずれも、再審の訴えについて、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点について疎明があったときでなければならない(同条1項1号)。このような規定は、基本的には、日本法と同様である。

しかし、カンボジアの実務では、この執行停止の申立てが濫用的に用いられることが問題となっている。

例えば、建物収去土地明渡請求訴訟において、第一審から上告審まで争われた結果、請求が認容され、被告が敗訴したとする。しかし、被告は、任意の明渡しを拒んでいた。そこで、勝訴した原告は、強制執行の申立てをしたところ、あくまでも明渡しを拒みたい被告は、再審の事由が特にないにもかかわらず、強制執行を停止させたいがために、再審の訴えを提起し、強制執行の一時停止を申し立てた。

この場合、前述のように、裁判所は、強制執行の一時停止を命じることが「できる」(裁量的)だけであるから、要件を吟味し、再審の事由がないのであれば、強制執行の一時停止の申立てを排斥すればよい。しかし、現実には、カンボジア社会における様々な特殊事情が影響し、裁判所が容易に強制執行の一時停止を認めてしまうことがある。そうすると、勝訴した原告は、せっかく勝訴判決を得ても、その権利を実現することができなくなってしまう。敗訴した被告としては、時間稼ぎをすることができ、土地上の建物を第三者に賃貸している事案などでは、時間稼ぎをしている間、賃料収入などを事実上取得できてしまう。

再審が濫用的に用いられると、言うまでもなく、正当な権利の実現が遅くなり、裁判に対する信頼が低下し、公平で迅速な紛争解決が遠のく結果となる。これは、法理論的な問題にとどまらず、カンボジア経済の発展にとっても好ましくない。カンボジアの経済は、外国企業の誘致なくしては成り立たないと思われるが、通常、多くの外国企業は、カンボジアへの進出に当たり、そのリスクを分析するはずである。その1つには、取引先と契約上の問題が生じた場合、裁判所での解決が見込めるのかという点も含まれよう。もし、勝訴判決を得ても権利の実現が困難で、裁判の長期化で費用もかさむなどという事態が常態化してしまうと、カンボジアへの進出をためらう企業も増えると予想さ



れる。また、裁判制度を利用せずに、他の非公式な方法で解決を図る企業が増えれば、司法的救済への信頼が低下して、更なる悪循環に陥りかねない。

再審請求に伴う執行停止の濫用に対する画期的な解決方法は見当たらないが、少なくとも裁判官が法令のみに従って、再審請求に伴う強制執行の一時停止について適切な判断をすれば、事態は改善するといえよう。その意味でも、裁判官の育成は必須である。

## (2) 再審と裁判所構成法 62 条 2 項

確定した終局判決に対し、不服を申し立てるためには、307 条 1 項各号で規定する再審の事由が必要となる。ただし、当事者が上訴によりその事由を主張したときや、その事由があることを知りながら主張しなかったときは、この限りでないとされている（同項ただし書）。このように、再審は、かなり補充的で例外的な制度として位置付けられており、確定した終局判決の法的安定性が十分に尊重されている。このような位置付けは、基本的に、日本法と同様である。

しかし、裁判所構成法では、最高裁判所の大法廷について、「大法廷は、司法大臣を通じ、司法官職高等評議会<sup>2</sup>の議長である国王から、いずれかの事件に対する再審理及び再判断の要求があった場合に、それらを審理するためにも設立される。」（同法 62 条 2 項）と規定されている。つまり、終局判決が確定していたとしても、国王からの要求があれば、再審理をしなければならない規定であるようにも読める。

そこで、請願権（憲法 35 条 2 項）等に基づき、確定判決への不満を国王や関係機関に申し立てる国民も多い。もちろん、前掲の裁判所構成法 62 条 2 項の規定を知った上で申し立てる者もいるかもしれないが、多くの場合、カンボジアが「王国」であるため、国民にとっては、困ったら最後は国王に陳情するという意識があるようで、結果的に、同条項に該当し得るような申立てが増える状況になる。

この点に関しては、条文上、「司法官職高等評議会の議長である」との留保が付いていることから、およそ無制限に国王からの要求を認める趣旨ではなく、司法官職高等評議会の職務に関連した国王の要求を前提にしていると解するのが妥当であろう。そうでなければ、およそ国王からの要求があった場合には、全ての事件を再審理しなければなくなり、民事訴訟法が再審制度を補充的で例外的なものとして位置付けている意味がなくなってしまう。

したがって、事件が司法官職高等評議会の職務である裁判官の業務停止や除名等に関連するものであれば、裁判所構成法 62 条 2 項に基づいて再審理をすることになるが、そのような関連性がないものであれば、法的には、再審理をする必要はないことになりう。こう解することで、再審制度の位置付けと一応整合的に理解することができるはずであ

---

<sup>2</sup> 司法官職高等評議会については、「司法官職高等評議会の構成及び運営に関する法律」（2014 年）において、構成員や任務などが規定されている。例えば、国王を議長とし、司法大臣を始めとする最高裁判所長官等の委員によって構成される。裁判官等の任命、配置転換、業務停止、除名等に関する全ての決定を行う。

る。

もっとも、問題は、法的に再審理をする必要がないといっても、「王国」において、国王からの要求があったものについて、法的に要件を満たさないとの理由で排斥すれば済むのかという点である。

カンボジアの実務では、このような問題に限らず、法的な観点から論理的に検討すると、一応の結論に至るが、現実にはそれだけでは解決しないという問題にしばしば直面する。その際、司法が実質的にも独立し、信頼できる機関として相応の影響力が確保されていれば、法的な観点からの論理的な結論が十分に尊重されるはずである。その意味で、カンボジアにおいて、今後、司法がどのような地位を築いていくのかが重要な鍵となる。

#### 4 おわりに

以上のように、「再審」をテーマとして、カンボジアの司法を垣間見てきたが、制度としては日本法と同様であっても、そこで生じる実務上の問題は、全く日本とは異なる。そのため、日本法ではあまり論点とならないようなことや、自明と考えられているようなことについて再考する機会が多い。カンボジアの実務について、これを興味深い法文化と捉えるか、未成熟な法文化と捉えるかは、読者の皆さんに委ねたい。



# ラオス民法典制定

国際協力部教官

伊 藤 淳

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、2017年（平成29年）2月27日から同年3月7日までの日程（移動日含む。）で、ラオス人民民主共和国のナロンリット・ノラシン司法省法務審査・調査局長ら11名を招へいし、平成28年度日本・ラオス共同研究（以下、「本共同研究」という。）を実施した。<sup>1</sup>

本共同研究は、法務総合研究所が、独立行政法人国際協力機構（JICA）と共に行ってきたラオス民法典起草支援に関し、民法典起草が概ね終了したことから、今後成立見込みのラオス民法典の概要を日本の企業や法曹関係者等にも共有し、併せてラオスにおける投資環境整備について議論するシンポジウム（以下「本シンポジウム」という。）を開催<sup>2</sup>するとともに、民法典に関連して、今後、取り組むべき課題の認識の共有を図ることなどを目的として実施したものである。

本稿では、本シンポジウム等でも議論されたラオス民法典制定過程及び日本の支援の概要を紹介させていただきたい。

ラオス民法典起草支援は、準備期間も含めれば15年近い長い歴史があり、その間に、本共同研究にも関わっていただいた松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授や石岡修JICA長期派遣専門家をはじめとする様々な方が支援に関与している。小職は、昨年（2016年）に当部に異動となりラオスに対する法整備支援を担当するようになったが、残念ながらラオス民法典起草支援にはほとんど関与しておらず、唯一関与したと言えるのが本共同研究である。民法典制定に尽力されてきた先生方を差し置いて、小職が、ラオス民法典を紹介するなどというのはおこがましい限りであるが、本共同研究の目的の一つがラオス民法典の概要を日本の関係者に知っていただくことであったことから、小職において、ラオス民法典制定過程及び日本の支援の概要について本稿でICD NEWSの読者の皆様に紹介をさせていただくことをご容赦いただきたい。

なお、ラオス民法典は、2017年4月現在、ラオスの国会に草案が提出された段階で未だ成立していない<sup>3</sup>ことから、その内容について紹介することは、また別の機会とさせていただきたい。

また、本稿の意見にわたる部分はいずれも小職の私見である。

<sup>1</sup> 本共同研究の日程及び参加者は別添1及び2のとおりである。

<sup>2</sup> シンポジウムの概要については、本誌170ページ「ラオス民法典制定と実務上の課題」を参照されたい。

<sup>3</sup> 2017年1月20日にラオス司法省より内閣に民法典草案が提出され、同年2月24日に内閣から国会常務委員会に提出され、同年4月（本稿執筆時点）現在、国会にて審議中である。

## 第2 現行ラオス民法の概要<sup>4</sup>

### 1 ラオスにおける民法の歴史

まずは、ラオスにおける民法の簡単な歴史を紹介したい。

ラオスはかつてフランスの統治下にあり、その統治下で編さんされた民法典が存在した。しかし、1953年にラオス王国がフランスから独立した後、内戦状態が続いた末にラオス人民民主共和国の成立に至った影響もあり、前記民法典は承継されなかった。

ラオスは、1975年のラオス人民民主共和国の成立以降、現在に至るまで社会主義体制を採用している。そして、現在のラオスの民事関連法は、社会主義体制下で制定されていることから、その影響を少なからず受けている。

一方で、ラオスは、1986年に新思想（チンタナカーン・マイ）政策を導入するとともに、経済面では新経済メカニズムを導入し、市場経済化を促進するための法整備を進めた。その結果、ラオスでは、1990年に、財産法、契約法、相続法、家族法、契約外債務法（2008年12月8日、契約法と合体し、契約内外債務法に統合）、民事訴訟法（2004年、2012年に改正）が、1991年には、家族登録法（2009年に改正）が、1994年には、担保取引法（2005年に改正）が、1997年には、土地法（2003年改正）がそれぞれ制定され、2008年には、家族法、相続法、契約内外債務法等、民法関連法についての大きな改正が行われた。

そして、上記ラオスにおける民事関係法制の制定には、我が国を始めとする様々な国が関与している。

まず、1990年の一連の立法のうち、財産法、契約法、契約外債務法、家族法、相続法の制定に際しては、ソビエトおよびベトナムが関わり、ソビエト法、ベトナム法をモデルに起草された。

他方、担保取引法には世界銀行が、土地法にはアメリカ、ドイツ、オーストラリアがそれぞれ関与している。

### 2 現行ラオス民法の特色

上記経緯をもとに制定されたラオスの現行民法は、いわゆる法典化されておらず、財産法、土地法、契約内外債務法、家族法、相続法等の個別制定法の形式で存在している上、社会主義的な要素や英米法的要素や大陸法（フランス法）的要素の混合的な性格をもっている。一方で、ラオス民法の特色として、上記のような外国の支援による立法の過程においてもラオス人自身が独自にアレンジして原案を作成する方法をとり、その後も裁判での適用の中で試行錯誤的に改正を行ってきたという経緯が存在することもあり、制定や改正当時のラオスの実情をある程度反映したもので、条文構成も比較的簡潔なもので、ラオス人自身がその内容をよく把握していたという特色など

---

<sup>4</sup> 松尾弘＝大川謙蔵 2015年調査研究報告「ラオスにおける民事法制に関する調査研究」11頁から14頁参照（[http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_laos.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_laos.html)）。

も存在する。<sup>5</sup>

### 第3 ラオス民法典制定に対する日本の支援

#### 1 民法支援の経緯

次に、ラオスにおける民法典制定の経緯について紹介したい。

先ほどから述べてきたように、ラオスには、現在、民法典という形で法典化された民法が存在せず、財産法、相続法、家族法、契約内外債務法、担保取引法、土地法などの単行法の形式で存在し、約18種類の民事関連法令が存在する。

これらの法律について、制定後も社会の実情にあわせた形で改正をしてきたが、ラオスの社会経済の発展が急速に進んだこと<sup>6</sup>や、個別に立法化されたために個々の法律間に重複や矛盾が存在したこと<sup>7</sup>などから、徐々に社会の実情に合わなくなってきた。

そこで、ラオスでは、2000年代当初から、ラオス政府の指示で、司法省の中に将来の民法典起草を見据えたワーキンググループを作り、日本などの支援を受けながら現行民法の研究を開始し、同ワーキンググループはこの研究成果を踏まえてラオス政府に対し民法典起草の必要性を上申したところ、2012年(平成24年)に、ラオス政府が、単行法の形で存在する現行の民法を体系的にまとめて法典化することを正式に決めた。

そして、ラオス政府が民法典制定を決めた2012年当時、日本は、ラオスにおいて、ラオス司法省等を実施機関として、JICA「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ1)」(以下「フェーズ1」という。)を実施しており、ラオス民法に関する基礎的研究を行い、その結果を「民法Q&A集」や「民法ハンドブック」といった教材にまとめる活動を行っていた。

このような民法典制定が立法計画に加わった経緯やその当時のラオス民法を取り巻く状況を踏まえて、当該民法典起草の所管省庁であるラオス司法省から、日本に対し、民法典起草支援の要請がなされ、日本側でも検討をした上で、2012年7月以降、前記プロジェクト活動の一つにラオス民法典起草支援が加わり、2014年(平成26年)7月に、フェーズ1が「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」(以下「フェーズ2」という。)になった際も、引き続き、民法典起草支援活動は続けられ、2017年現在に至るまでその活動が続けられてきたのである。

---

<sup>5</sup> ラオスも一時期、他国の法律を真似してラオスの法律を作るということをしたこともあったが、その結果制定された法律は、ラオスの国情にあっておらず、結局使われないという事態を招いたことの反省から、単純に他国の法律を真似せずに、ラオス人自らがラオスの国情にあった形にアレンジするという立法に関するコンセプトが生まれた(本シンポジウムにおけるナロンリット局長の講演参照)。

<sup>6</sup> ラオスは、タイやベトナムなどの周辺諸国に比べて人口が少ないものの(2015年:約650万人)、恵まれた天然資源、水利、食糧生産事情、安定した政治状況の下で、インドシナ諸国中でも極めて高い経済成長(2014年:GDP成長率7.56%)を達成している

<sup>7</sup> 例えば、「物」や「財物」や「資産」の各定義が法律によって異なることもあり、一つの用語が複数の意味をもち、法の適用場面において混乱をきたすこともあった(本シンポジウムにおけるナロンリット局長の講演参照)。

## 2 日本による支援状況

ここで、ラオス民法典起草に対する日本の支援の状況についてももう少し紹介することとしたい。

日本は、ラオス政府の要請を受けて、JICAによる技術支援の一環として、1998年（平成10年）から、ラオスに対する法制度整備支援を開始したところ、2002年頃から、ラオスの民法に関する支援も開始した。

その後も、日本は、2003年（平成15年）に開始されたJICA「法整備支援プロジェクト」においても、ラオス司法省のワーキンググループメンバーとともに、ラオス民法の教科書や用語集の作成等の支援を行い、同プロジェクトが終了した2008年（平成20年）以降も、法務省や名古屋大学などが同様の支援を継続し、2010年（平成22年）7月にフェーズ1が開始された後は、再びJICAプロジェクトの中で民法Q&A集や民法ハンドブック作成などの支援を続け、2014年（平成26年）7月にフェーズ2となった後も同様の支援を続けている。なお、フェーズ1の途中で、民法典起草支援がプロジェクト活動の正式な内容に加わったことは既に述べたとおりである。

日本による民法典起草支援の具体的方法は以下のとおりである。

すなわち、フェーズ1及びフェーズ2のラオス側における実施機関は、民法典起草の所管省庁である司法省以外に、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学であるところ、これら4機関から、起草委員会（指導的立場）及び起草作業ワーキンググループ（実際の起草作業を担当）メンバーを選任し、これらのメンバーをフェーズ1及びフェーズ2におけるサブワーキンググループ（SWG）のメンバーとし、同SWGの活動に対し、JICA長期派遣専門家や民法典アドバイザーグループの委員の先生方<sup>8</sup>が助言等することで、民法典起草作業を支援してきた。

民法典起草SWGは、ラオス側4機関等の職員、教員合計44名で構成され、4つの小グループ<sup>9</sup>に分かれて、各担当分野の草案を起草し、あわせて草案提案理由書（リサーチペーパー）を作成し、条文ごとに、趣旨・背景・条文の適用場面（具体例）等もまとめている。

民法典起草は、活動が開始された2012年（平成24年）当時、2015年（平成27年）での国会審議、成立を目指していたが、国会審議の遅れ<sup>10</sup>に加えて、民法典起草SWGがさらに議論を重ねたこともあり、予定よりも成立が遅れている<sup>11</sup>。もともと、既に述

<sup>8</sup> 石岡修 JICA長期派遣専門家（弁護士）の他、松尾弘慶 應義塾大学大学院法務研究科教授、野澤正充 立教大学大学院法務研究科教授、南方暁創 価大学法学部教授、山田八千子 中央大学大学院法務研究科教授、大川謙蔵 摂南大学法学部講師、瀬戸裕之 新潟国際情報大学国際学部准教授などがアドバイザーグループ委員として民法典支援に関与してきた。

<sup>9</sup> グループ1は民法総則（総論、人・法人）、グループ2は契約内外債務・担保、グループ3は物・所有権及びその他の物に対する権利、グループ4は家族・相続を担当している。

<sup>10</sup> 刑法典等の審議も並行して行っていることも影響していると考えられる。

<sup>11</sup> 2017年4月現在



べたとおり、本年（2017年）1月20日に民法典草案が司法省から内閣に提出され、同年2月24日に内閣から国会常務委員会に提出されており、今後、国会で審議される見込みで、2017年中の成立を目指している。

なお、成立見込みの民法典の内容については、先に述べたとおり、現時点でその詳細を述べることは差し控えたいが、例えば、ラオスにおいてはこれまで存在しなかった代理に関する規定や地役権や地上権に関する規定なども創設されるなど、取引に関する規定も増えており、ラオスにおける取引の安全に資する内容となっており、ラオスの投資環境の整備を推し進めるものといえよう。

### 3 今後の活動予定

いまだ民法典が成立していない状況で民法典に関する今後の活動について述べるのは若干時期尚早という気もするが、ここでは、ラオス民法典成立後の今後の活動予定についても触れておきたい。

今後成立見込みのラオス民法典は、現時点におけるラオスの実情を反映したものではあるが、今後の社会情勢の変化により改正の必要性が当然生じてくる。そこで、今後の活動予定としては、次回の改正に向けた準備が挙げられ、作成済みのリサーチペーパーの内容の改善やこれに向けた地方調査などを実施する予定である。また、民法典が成立してもこれが普及しないと意味がないことから、実務家や教育機関を主な対象に、ビエンチャンのみならずそれ以外の都市においても普及活動を行う予定である。

そして、民法典で規定された権利等を実現する法律や制度を民法典や社会の実情にあった形に整備するために、民法関連法や制度についてもあわせて改正等することも検討している。<sup>12</sup>

## 第4 おわりに

以上、ラオス民法典制定過程と日本の支援の概要を説明してきたが、そもそも2017年4月時点でラオス民法典はいまだ成立していない。現在の民法典SWGの活動が実る形で成立すれば、不十分な面はあるものの現在のラオスの国情にあったものになるものと確信している。民法典が無事成立するか、そして成立した民法典がきちんと運用されるかについては、今後のラオス人の努力によるところになると思われるが、ラオス側からも求められているように、日本の今後の継続した支援も欠かせないものとなると思われる。ラオスにおいて民法典が成立し、その民法典が適正に運用されることを祈念し、日本側の一員として、ラオスの民法典の成立や普及等の活動に何らかの力添えをしていきたいという決意とともに、甚だ不十分な内容ではあるが、ひとまず筆をおくこととしたい。

ありがとうございました。

---

<sup>12</sup> 例えば、現在ラオスでは、訴え提起後に保全を認める制度は存在するが、日本やその他の諸外国のような訴え提起前に保全を認める制度までは存在しない。これらの改正の必要性が、本年2月に実施した共同研究でも議論された。

平成28年度日本・ラオス共同研究日程表

[担当教官:伊藤淳教官 事務担当:岸田専門官, 伊地知統括専門官, 稲本専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
2 /	月	移動日			
2 /	火	10:00~11:00 ICDオリエンテーション 法務総合研究所大阪支所406号室	11:00~11:30 発表準備 法務総合研究所大阪支所406号室	14:00~17:45 シンポジウム「ラオス民法典制定と実務上の課題」 国際会議室	
3 /	水	10:00~12:30 講義①「法の体系の観点から見た民法と関連法」 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾弘 摂南大学法学部講師 大川謙蔵 国際会議室	14:00~17:00 講義②「ラオス民法と登記制度」 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾弘 摂南大学法学部講師 大川謙蔵 国際会議室		
3 /	木	10:00~12:30 講義③「ラオス民法の今後の課題」 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾弘 摂南大学法学部講師 大川謙蔵 国際会議室	14:00~17:00 講義④「民事保全と民法の関係」 国際協力部教官 東尾和幸 国際会議室		
3 /	金	10:00~11:45 意見交換 国際協力部教官 伊藤淳 国際会議室	12:00~13:30 部長主催意見交換会 及び記念撮影	13:55~16:00 大阪地方裁判所訪問 大阪地方裁判所	
3 /	土				
3 /	日				
3 /	月	10:00~11:30 大阪運輸支局訪問「自動車抵当権の登録事務について」 大阪運輸支局	14:00~17:00 総括質疑・意見交換 摂南大学法学部講師 大川謙蔵 国際協力部教官 伊藤淳 国際会議室		
3 /	火	移動日			



## 平成28年度日本・ラオス共同研究・研究員名簿

1	ナロンリット・ノラシン	44 歳
	Mr. Nalonglith NORASING	
	司法省法務審査・調査局長	
2	ソムサック・タイブンラック	46 歳
	Mr. Somsack TAYBOUNLACK	
	中部高等裁判所長	
3	チャンタリー・ドゥアンウィライ	55 歳
	Mr. Chanthaly DOUANGVILAY	
	最高人民裁判所労働部長	
4	インターパンヤ・キャオウオンパチャン	51 歳
	Mr. Inthapangna KHIEOVONGPHACHANH	
	司法省法律局長	
5	ドゥアンマニー・ラオマオ	51 歳
	Ms. Douangmany LAOMAO	
	司法省経済紛争解決センター長	
6	ウィサイ・シーハーパンヤ	51 歳
	Mr. Vixay SYHAPANYA	
	ラオス国立大学法政治学部民事学科長	
7	カンペット・ソムウオラチット	47 歳
	Mr. Khamphet SOMVOLACHITH	
	最高人民検察院対外計画協力局副局長	
8	ブアリー・ペツミーサイ	45 歳
	Mr. Boualy PHETMIXAY	
	最高人民検察院民事事件検査局副局長	
9	タノムチット・コートプートン	44 歳
	Ms. Thanomchith KHOTPHOUTHONE	
	国会法務局副局長	
10	コンサワン・サワリー	40 歳
	Ms. Khonesavanh SAVARY	
	司法省法律普及研修局副局長	
11	ダオパター・アヌウオン	26 歳
	Ms. Daophata ANOUVONG	
	司法省法務検査評価局技術官	

## 【担当/Officials in charge】

教官 / Professor 伊藤 淳 (ITO Atsushi)

国際協力専門官 / Administrative Staff 岸田 俊輔 (KSHIDA Shunsuke), 伊地知 康弘 (IJICHI Yasuhiro), 稲本 実穂 (INAMOTO Miho)

# ミャンマーにおける都市政策に関する法整備の現状及び今後の展望

ミャンマー建設省都市住宅開発局

JICA長期派遣専門家

田中成興

(国土交通省より派遣)

## 第1 ミャンマーの発展と課題

「アジア最後のフロンティア」と言われるミャンマーは、著しい勢いで経済成長を続けている。2011年の民政移管を機に欧米の対ミャンマー経済制裁が緩和され、ミャンマー国内においても外国為替制度の改革、税制優遇措置、経済特区の創設などが進められた結果、外国投資が拡大しており、オフィスビルやホテルなどの建設ラッシュも続いている。2012年以降、経済成長率は8%前後で推移している。また、人口増加も著しく、1983年の35.3百万人から2014年現在で51.5百万人（1.5倍）、特に15歳未満の全人口に対する割合は28.6%であり、若年層の多さが将来の経済成長の裏付けにもなっている。

このような経済成長・人口増加は、都市構造にも大きな影響をもたらす。市街地の高密度化や拡大が急激に進んでおり、都市政策としてのこれらへの対応は避けられない喫緊の課題となっている。都市開発がインフラに与える影響は多大であり、持続可能な都市を構築するためには道路、上下水、電気などの必要なインフラの整備が欠かせない。併せて、開発によるインフラ負荷や地域相互の影響を考慮した土地利用の適切な規制・誘導も強く求められる。また、公共交通、病院、学校などの公的なサービスや施設の適切な配置、さらには開発によって失われがちな歴史的な建造物や寺院などを含む地域資源・景観の保全なども都市の質を維持・向上させるためには不可欠である。

しかし、現在のミャンマーでは、このように土地利用を規制・誘導し、適切なインフラ整備を行い、優れた景観を守るための法制度が確立されているとは言いがたい。今まさに進められている都市計画の制度化において、これらの要素がしっかりと組み込まれることが重要と考える。同時に、民間事業者の投資環境の整備という意味でも、透明性・公平性のある制度の構築が必要である。

## 第2 都市政策関連制度の動き

建設省をはじめとする関係省庁は、全国、地域（管区域及び州）、郡の3つの空間レベルの空間計画の方針、土地利用規制、開発許可基準等を内容とする「国家空間開発法（National Spatial Development Planning Law）」や「土地利用法（Land Use Law）」に関する議論を行ってきた。このような取組の成果の一つとして、2014年、国家計画経済開発省（Ministry of National Planning and Development）（当時）によって「国家全体開発計画（National Comprehensive Development Plan）」が策定され、ミャンマー国における全セクターを含む総合開発の指針及び戦略的国家目標が提示された。これに連動して、同年に建設省より「全

国空間開発枠組み計画（National Spatial Development Framework Plan）が公表されている。しかしながら、これらの検討は、計画提言までであり、その後の法制度化に向けた検討・作業は保留となっている。

一方、建設省としては「都市・地域開発計画法（Urban and Regional Development Planning Law）」の施行に向けた手続きが進められている。同法案は、現時点で 17 章 67 条からなり、開発計画の枠組み（上位計画である National Urban System Plan から Detail Plan/Special Area Plan までの多段階にわたる計画の枠組み）や策定手続き、土地利用ゾーニング、開発許可手続き等を内容としている。同法案の検討は、2012 年頃から始まっており、2014 年からは国土交通省の調査業務により同法の構築支援を行っている。その後、2015 年 8 月に法案が最初に法務長官府（Union Attorney General Office）に提出されて以来、これまで 4 度に渡ってコメントを受け、建設省が修正を行っている。ここでの調整が整えば、大統領府（President Office）への提出・調整、連邦議会（国民代表院、民族代表院）での審議・決議、大統領による署名を経て、法律として公布されることとなる。

また、関連の規制としては「建築基準（Myanmar National Building Code）」が検討されている。建築基準は、2012 年に UN-Habitat の支援により暫定版（provisional）と呼ばれるドラフトが作成された。合計で 7 つのパートで構成され、パート 1 は「計画、環境、手続き、制度（Planning, Environment, Administration and Legislation）」が規定されており、土地利用ゾーニングや開発許可についても言及されている。2016 年には改訂作業が行われ、建設大臣の確認後に、各地域/州政府への照会が行われており、今後閣議に提出される予定となっている。現在、建築基準を義務付けるための法律（下述の「建設産業開発委員会法」）の制定が進められているが、成立の見通しは立っておらず、当面の間、ガイドラインとして位置付けられている。建設省から各地域/州照会にされたものは、それをベースとして各地域/州の現状に合わせて修正して運用をしてもよいこととなっている。

このほか、建設省所管の関連法としては、「国家住宅開発法（National Housing Development Law）」「建設産業開発委員会法（Myanmar Construction Industry Development Board Law）」「コンドミニアム法（Condominium Law）」などがある。

「国家住宅開発法」は、経済発展と国民の生活水準の向上に資する持続可能な住宅開発を進めるためのものであり、都市・地域開発計画法とほぼ同様のスケジュールで検討が進められている。「建設産業開発委員会法」は、建築物の品質を確保するために建築確認申請の手続きや審査基準等を明確化するためのものと言われており、2016 年から法制化に向けた検討に着手したところである。「コンドミニアム法」は分譲マンションの区分所有を規定するものであり、2016 年 1 月に連邦議会を通過し、現在、施行細則の策定が進められているところである。階数が 6 階建て以上、敷地面積 2 万平方フィート以上のコンドミニアムが対象であり、全戸数の最大 40% まで外国人の保有が認められる。この法律により、ミャンマーで初めて外国人が合法的にコンドミニアムを保有できることとなった。

### 第3 ヤンゴン市における規制・誘導

「ヤンゴン市開発法 (City of Yangon Development Law)」が1990年に施行され、これに基づいてヤンゴン市開発委員会 (Yangon City Development Committee: Y C D C) が設立されている。本法律において、Y C D Cの役割、責務、権限が定められている。

ヤンゴン市では24の条例により、組織運営、都市計画、インフラ整備、商業施設登録など様々な行政活動について規定している。このうち、「都市計画、土地利用計画に関する条例 (No. 3/2001)」や「建築物、建設に関する条例 (No. 9/1999)」等に基づいて、Y C D CのEngineering Department (Building)やCity Planning and Land Administration Department等が都市開発の規制・誘導を運用しており、主に建物高さなどの規制に関する審査が行われている。9階建て以上の建物については、Y C D C内の委員会であるHigh-rise Building Inspection Committee (H I C)がインフラ供給計画や建築デザイン等を審査することとなっており、さらに13階建て以上の建物については建設省のサポートを受けたNGOであるCommittee for Quality Control and High-rise Projects (C Q H P)が主に構造面の品質管理審査を行うこととなっている。

なお、現時点では日本でいう開発許可制度は存在していないが、建築許可手続きの前に申請者が関連部局に対して開発計画概要のプレゼンテーションを行う運用となっており、インフラ整備について指導がなされている。一方で、前述の通り、都市・地域開発計画法案において開発許可の手続きが定められる見込みであるが、Y C D Cにおいてもこれらの手続きや許可基準等について明文化する必要性は理解されており、現在、法の施行に先立ってガイドラインの検討を進めているところである。

### 第4 今後の展望

現在、都市政策に関する法整備が精力的に進められているが、地方政府における実際の運用に当たって必要なガイドライン等の策定には、一定の時間を要する可能性がある。規制・誘導等を行うにあたっては適正な技術基準が必要であり、そのためには都市の現況把握、現状を踏まえた土地利用ゾーニング、各種インフラに関する技術的知見を踏まえつつ都市の文脈に即した開発許可基準の検討など、一連の手順を踏むことが必要である。

しかしその一方で、一日も早くこれら規制・誘導等の運用を開始する社会的要請が高いことも事実である。一足飛びに完成形を求めるのではなく、段階を踏んで改善を重ねていく手法も含め、戦略的に検討する必要があるだろう。

また、今後、法に基づく計画に位置づけられた事業を着実に推進していくためには、登記等の土地制度、収入手続きや補償に関する制度、市街地開発事業を遂行するための事業制度など広い分野・省に関わる法整備が必要になってくると考えられる。これらのことも視野に入れながら支援を進めていく必要があるだろう。

我々専門家としても、ミャンマーの都市政策がより良い方向へと進むよう、惜しみない支援をして参る所存である。

## 参考文献

「Myanmar Statistical Yearbook 2016」 Central Statistical Organization, Ministry of Planning and Finance

「平成 28 年度 ミャンマーにおける都市開発制度構築支援に関する企画及び実施業務」  
国土交通省都市局

## インドネシアにおける法令の種類、序列および 整合性に関する法的枠組み（二・完）

名古屋大学大学院国際開発研究科教授

島田 弦

### (3) 2004年法令法および2011年法令法におけるインドネシアの法令制度の問題点

#### ①大統領規則について：

法令制度の明確化を目的とした2004年法令法および2011年法令法において興味深いのは「大統領規則」が法令の形式として正式に現れたことである。上述の2000年人民協議会決議第3号では政令の下位規則としては「大統領決定」を定めていた。2004年法令法第1条6号は「大統領規則は大統領の定める法令」と定義している。また、第11条注釈は「1945年インドネシア憲法にもとづく大統領の地位にしたがって、大統領規則は1945年インドネシア共和国憲法第4条1項の属性として国家統治遂行において大統領が制定する規則である。大統領規則は、法律または政令の委任をさらに明確に、ただし、その制定が委任されている限りにおいて規則を定めるために制定する」とある。

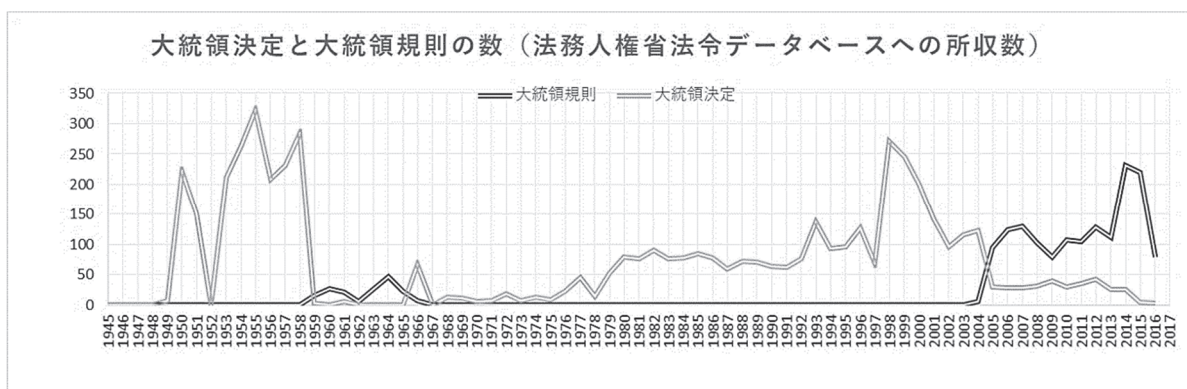
図1は、法務人権省法令データベース (<http://www.peraturan.go.id>) に所収されている大統領決定と大統領規則の数を年ごとにまとめたものである。所収数が公布数を反映しているものと仮定すると、「大統領規則」はスカルノ大統領が制憲議会解散と1945年憲法再公布を決定した1959年から事実上権力を失った1966年までに用いられた法形式であり、上述のように1966年人民協議会決定第19号は、これら的大統領規則を法治国家原則に反する可能性が高いとして、国会と政府に再検討を命じている。また、1966年人民協議会決定第20号（および同決議が承認した人民代表議会覚え書き）は、「大統領規則」をインドネシアにおける法令のなかに列挙していない。そのため、1967年以降、大統領規則は2003年まで一回も公布されていない。しかし、2004年法令法が法令の種類として大統領規則を定めたことにより、2004年から大統領規則の公布数は急速に増えている。対照的に、大統領決定の公布数は2004年以降に急減している。したがって、2004年法令法が実質的に大統領決定を大統領規則に置き換えたことは確かだが、何故、大統領決定ではなく、大統領規則を法令の種類として定めたのか、また、1967年以前の大統領規則と2004年以降の大統領規則が異なる法令であるのかは、2004年法令法からは明らかではない<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> Indaratis は、大統領規則は新しい法令形式であるとする。また、規制的な (*regeling*) な大統領決定を大統領規則と名称を変更するのはより正確であるが、しかし、大統領決定には規制的な決定と処分的 (*beschikking*) な決定があるため、すべてを一律に大統領決定とするのは法概念の混乱を引き起こすと批判している。

Maria Farida Indratis, "Apa Beda Keppres-Perpres-Inpres?," *Kompas*, 14 July 2005.



図 1



## ②序列が明示された法令とそれ以外の法令との関係について：特に地方自治法と中央省庁の定める法令との関係

2011年法令法第7条1項は人民代表議会の定める法令（法律）と大統領の定める法令（法律代行政令，政令，大統領規則），地方規則の序列について明確に定めている。しかし，同時に第8条1項はそれ以外の政府機関が法令を定めることも認めている。同条2項は，政府機関の定める法令について「上位の法令の委任がある限りにおいて，または権限にもとづき制定される限りにおいてその存在が承認され，また法的拘束力を有する」と定めていることから，人民代表議会および大統領の制定する法令より下位にあることは明らかであるが，地方規則との関係は2011年法令法の条文からは明確ではない。

この点について，地方分権の原則を定めた2011年法令法が制定されたときに有効であった地方自治法（2004年法律第32号，以下，2004年地方自治法）の規定が参考になる。

### ●2004年地方自治法における国の業務と地方の業務に関する条項

2004年地方自治法は，地方分権化の原則にもとづき地方政府への権限および財政の大幅な委譲を定めている。そして各地方政府は「自治原則と補佐任務<sup>2</sup>にしたがって統治を独自に規制および管理」（第2条2項）すると定め，また「地方自治は，政府事項となる統治事項を除き，可能な限り広い自治を実行する」（第2条3項）としている。政府事項となる統治事項には，外交，防衛，治安，司法，通貨および国家財政，ならびに宗教が該当する（第10条3項）。

中央政府の権限となる事項のうち，地方において実施するものについては，政府の代理として地方首長に委任することができる。ただし，第228条は，第10条3項の定める政府の管轄する統治事項は，中央政府の地方出先機関 *instansi vertikal* で行うとも定めている（第228条1項）。地方出先機関の数，構成，管轄地域は政府が決定し，大統領決定で定める（第2項および第3項）。地方出先機関が地方の管轄となった場合には，その資産は地方の所有となる（第4項）。

<sup>2</sup> 「補佐任務」とは，地方自治の業務を「州政府から県/市または村政府，もしくは県/市政府から村に職務を割り当てる」ことである（第2条2項注釈）。

●地方自治法に州と県/市の関係に関する条項

次に問題となるのは、州と県/市の関係である。インドネシアでは、県と市は同レベルの行政区分であり都市部では市 *kota* を、それ以外には県 *kabupaten* を置く。州を「第一級地方」、県と市をまとめて「第二級地方」と言うこともある。

2014年地方自治法を読む限り、州と県/市の上下関係はあまり明確ではない。表1は州と県/市のそれぞれの権限となる事務事項を比較したものである。下線部を付したものは、州のみが有する権限であるが、それ以外については州と県/市の権限は重複・競合しており、その上下関係は明確ではない。

表1

州の権限となる事項 (13 条)	県/市の権限となる事項 (14 条)
<p><i>義務的事項:</i></p> <p>開発の計画および管理</p> <p>空間計画の策定, 利用および監督</p> <p>公共秩序および社会的静穏の実施</p> <p>公共インフラおよび設備の提供</p> <p>保健部門の対策</p> <p>教育の実施および潜在的人材の配分</p> <p><u>県/市を超えた社会問題への対策</u></p> <p><u>県/市を超えた労働部門のサービス</u></p> <p>県/市を超えたものを含む協同組合, 中小企業の発展助成</p> <p>環境対策</p> <p><u>県/市を超えたものを含む土地サービス</u></p> <p>住民サービスおよび住民登録</p> <p>統治にかかる一般行政サービス</p> <p>県/市を超えたものを含む投資行政サービス</p> <p>県/市によって未だ行うことができないその他の基本的サービスの実施</p> <p>法令が命じるその他の義務的事項</p>	<p><i>義務的事項:</i></p> <p>開発の計画および管理</p> <p>空間計画の策定, 利用および監督</p> <p>公共秩序および社会的静穏の実施</p> <p>公共インフラおよび設備の提供</p> <p>保健部門の対策</p> <p>教育の実施</p> <p>社会問題への対策</p> <p>労働部門のサービス</p> <p>協同組合, 中小企業の発展助成</p> <p>環境対策</p> <p>土地サービス</p> <p>住民サービスおよび住民登録</p> <p>統治にかかる一般行政サービス</p> <p>投資行政サービス</p> <p>その他の基本サービスの実施</p> <p>法令が命じるその他の義務的事項</p>
<p><i>選択的事項:</i></p> <p>地方の状況, 特性, 優位な潜在性に適合した社会福祉の向上に役立つ, またはその可能性を有する統治事項</p>	<p><i>選択的事項:</i></p> <p>地方の状況, 特性, 優位な潜在性に適合した社会福祉の向上に役立つ, またはその可能性を有する統治事項</p>

第38条1項は、州知事が県/市の統治実施を指導および監督すること、州と県/市の統治

事項実施を調整すること、州および県/市の補助事務の指導および監督についての権限を有すると定めている。一方で、地方人民代表議会については、州と県/市の区別なく規定し、州人民代表議会に県/市人民代表議会に対する関係などについての規定はない。

### ●地方統治法における地方規則に関する条項

各地方政府は、地方自治のために必要な地方規則を制定できるが、合法性の原則に従って上位法に違反することはできない(第136条4項)。地方規則の上位法への適合性を担保するための方法として、2004年地方統治法第145条は次のように定めている。地方人民代表議会が地方首長と合意し可決し、かつ地方首長の裁可を得て成立した地方規則は、成立後7日以内に政府へ提出する(第1項)。地方規則が「公共の利益 *kepentingan umum*」または上位法に違反している場合、政府は、それを取り消すことができる(第2項)。取り消しの決定は、政府が地方規則を受理してから60日以内に大統領規則で定めなければならない(第3項)。取り消し決定後7日以内に、地方首長は地方規則の施行を停止し、その後、地方人民代表議会と地方首長は共同でその地方規則を取り消さなければならない(第4項)。州または県/市が法令により正当とされる理由にもとづき、地方規則の取り消し決定を応諾することができない場合、地方首長は最高裁判所に不服を申し立てる(第5項)。最高裁判所が不服申立を一部または全部認容した場合、最高裁判所は地方規則を取り消す大統領規則を無効かつ法的効力がないことを判決する(第6項)。政府が地方規則を取り消す大統領規則を公布しない場合、当該地方規則は有効とされる(第7項)。

また、地方首長は地方規則の実施のため、かつその委任にもとづき地方首長規則または地方首長決定を定めることができる。この規則または決定は公共の利益、地方規則および上位の法令に違反してはならない(第146条)。

### ●2004年地方統治法からみた2011年法令法の問題点

2004年地方統治法は、中央の権限を限定的に列挙し、それ以外すべてを地方の権限としている。中央の権限に属する職務を地方で行う場合には、中央政府の代理人として首長に職務を委任するか、中央政府の地方出先機関が実施する。地方出先機関の組織・業務は中央政府が大統領決定で直接に定めている。したがって、理論的なレベルでは中央政府の諸機関が定める法令と地方政府の権限に属する地方規則とは抵触しないことになる。

2004年地方統治法第145条は、中央政府が上位法に照らして地方規則の合法性を審査する権限を定めている。しかし、その上位法に2011年法令法第8条1項の列挙する中央政府の諸機関が定める法令が含まれるかは明らかではない。もう一つの取り消し事由となる「公共の利益」についても2004年地方統治法はその詳細を規定していない。

また、2004年地方統治法によると、州知事は、県/市政府を指導監督する権限を有しているが、州規則と県/市規則との関係を直接定める規定はない。その点で、2011年法令法第7条1項が州規則を県/市規則の上位としたことと、2004年地方統治法との間には整合していない点がある。

## ●2014年地方自治法（2014年法律第23号）における変化：地方分権の後退

上述のように、法令秩序との関係では、2004年の地方自治法では、中央政府の権限事項が狭く限定され、結果として地方政府の権限で定める地方規則との抵触の可能性が少ないこと、また、第一級地方政府である州と第二級地方政府である県/市の上下関係が法律規定上はそれほど明確ではないという特徴があった。そのため、2011年自治法の定める法令の序列と整合しない可能性を指摘した。

しかし、地方自治法は2014年に改正され（以下、2014年地方自治法）、2004年地方自治法よりも地方分権の範囲を縮小し、国の権限や地方に対する監督を強化する方向となっている。2011年自治法の規定と、地方自治法改正との関係の有無・程度については明らかではないが、ここでは2014年地方自治法における中央政府と地方政府の関係、州政府と県/市政府の関係について概略を見ておく。

2004年地方自治法では、中央政府の権限を限定的に定義し、それ以外の統治事項を地方政府が行うと定めていた。しかし、2014年地方分権法は中央政府の管轄する事項を広げるとともに（完全に中央政府が管轄する事項を「絶対的統治事項」、大統領の管轄する事項を「一般統治事項」と定義している）、2004年地方自治法では地方の権限となっていた事項についても、中央政府と地方政府が分担して行う事項（「競合的統治事項」と定義している）と定めている（第9条）。競合的統治事項は更に、「基本サービスに関する義務的統治事項」、「基本サービスに関しない義務的統治事項」、「選択的統治事項」の三つに分かれている（絶対的統治事項、一般的統治事項、競合的統治事項の内容は表2参照）。

そして、競合的統治事項の分担は、説明責任、効率性、外部性そして国家戦略上の利益の観点から決定するとし（第13条）、また、競合的事項については中央政府が規範、基準、手続および基準を定め、また地方政府に対する指導および監督を行うと規定している（第16条）。

2014年地方自治法第91条は、知事を中央政府の代理と位置づけ（第1項）、県/市に対する様々な指導・監督・評価の責任を負わせ（第2項）、また同時に地方規則や地方首長規則を取り消す権限など付与している（第3項）。

地方規則制定における中央・州・県/市の関係については、次のような規定がある。地方人民代表議会が地方規則案を可決したら、地方規則登録番号を取得するために、州の場合は州知事が内務大臣に、また県/市の場合は首長が当該地方規則案を知事に送付しなければならない（242条3項および4項）。地方規則は上位の法令および公共の利益<sup>3</sup>に反してはならない（第250条1項）。そして、地方規則が上位法または公共の利益に反すると判断した場合、州地方規則については内務大臣が、また県/市地方規則については中央政府の代理と

<sup>3</sup> 2014年地方自治法第250条2項によると「公共の利益に反する」とは次の意味である：

- a. 市民間の友好を害すること
- b. 公共サービスへのアクセスを害すること
- c. 静音および公共の秩序を害すること
- d. 市民の福祉を向上させるための経済活動を害すること
- e. 民族、宗教および信仰、人種、集団および性に対する差別。

しての知事がそれを取り消す（第 251 条 1 条および 2 条）。州または県/市がこの取り消し決定に不服の場合，州規則については大統領へ，県/市規則については内務大臣へ不服申し立てを行う（251 条 7 条および 8 条）。2004 年地方自治法では，地方規則取り消しへの不服申し立ては，最高裁判所に対して行う司法手続であったが，2014 年地方自治法では大統領・内務大臣に対する行政手続となっている。

表 2：2014 年地方自治法による統治事項の分類

絶対的統治事項	競合的統治事項	一般的統治事項
a. 外交 b. 防衛 c. 治安 d. 司法 e. 通貨および国家財政 f. 宗教	<u>(1) 基本サービスに関する義務的統治事項：</u> a. 教育 b. 保健 c. 公共事業および都市計画 d. 人民住宅および居住地域 e. 静穏，公共の秩序および社会の保護 f. 社会	a. 民族概念および国家防衛の指導 b. 民族の統合および統一の指導 c. 人種／宗教などの共存 d. 社会的紛争への対処 e. 統治機関の間での業務の調整 f. パンチャシラにもとづく民主主義の育成 g. 地方の権限ではなく，また地方出先機関の行うものでもないすべての統治事項の遂行
	<u>(2) 基本サービスに関しない義務的統治事項</u> a. 労働者 b. 女性のエンパワーメントと子供の保護 c. 食糧 d. 土地 e. 環境 f. 住民行政および市民登録 g. 市民および村のエンパワーメント h. 住民管理および家族計画 i. 交通 j. 通信および情報 k. 協同組合，中小企業 l. 投資 m. 青年およびスポーツ n. 統計	



	<ul style="list-style-type: none"> <li>o. 機密情報管理</li> <li>p. 文化</li> <li>q. 図書館</li> <li>r. 公文書</li> </ul>	
	<p style="text-align: center;">(3) 選択的統治事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 海洋および漁業</li> <li>b. 観光</li> <li>c. 農業</li> <li>d. 林業</li> <li>e. エネルギーおよび鉱物資源</li> <li>f. 商業</li> <li>g. 工業</li> <li>h. 国内移民</li> </ul>	

### 3. 法令の序列および整合性を担保するための制度

インドネシアにおいては、法令の序列および整合性を確保するための手段としては、立法計画策定段階での調整手続、裁判所による法令の司法審査手続、そして前節で述べた上位行政機関（中央政府・州政府）による地方規則の審査・取り消し手続がある。ここでは、立法準備段階と司法審査手続について概略を説明する。

#### (1) 立法準備段階

2011年法令法は、立法計画策定段階で法令の序列および整合性を確保するための手続を規定している。法律については、人民代表議会は国家立法プログラム *Program Legislasi Nasional (Prolegnas)* を策定し、原則としてこのプログラムにしたがって立法作業を行う<sup>4</sup>（第16条）。立法プログラムには学術草案が添付文書となるので、それに先だって学術草案が作成されていなければならない<sup>5</sup>。プログラム策定は人民代表議会と政府が共同で行い（第21条1項）、人民代表議会は議会内会派、委員会、人民代表議会および地方代表議会議員、および市民からの提案を募る（第21条3項）。政府側では、法部門の統治事項を遂行する省（法務人権省）が調整を行う（第21条4項）。政令および大統領規則についても、同様

<sup>4</sup> 国家立法プログラムには中期プログラム（5年）と年次プログラム（1年）がある。

<sup>5</sup> 2011年法令法の付表1（法案、州規則案、県市規則案の学術草案策定技術）は、学術草案 *Naskah Akademis* について次のように定義している：「学術草案は、社会の法的問題および法的需要に対する解決策としての法案、州規則案、県/市規則案において、ある問題を規制することに関して学問的に正当だと説明する当該問題に対する法的研究または調査の成果、もしくはその他の研究成果の草稿である。」



に年次制定計画を策定する（第 24 条および第 30 条）。

地方規則については、州および県/市ごとに地方立法プログラム *Program Legislasi Daerah (Prolegda)* を策定する（第 32 条，第 39 条）。地方立法プログラムの場合でも，地方代表議会と地方首長が共同で策定するが，中央政府の地方出先機関を参加させることもできる（第 36 条 3 項）。

次に各法案の策定段階で，議員提出法案の場合には人民代表議会の立法担当機関が，また政府提出法案の場合には法務人権大臣が調整・修正を行う（第 46 条 2 項および第 47 条 3 項）。地方規則においても地方人民代表議会および地方政府レベルで同種の手続を行う。政令および大統領規則については，法務人権省が調整・修正を行う（第 54 条 2 項，第 55 条 2 項）。

## (2) 立法後の司法審査

法令の司法審査は，下位法令の上位法令への整合性を担保するための手段としてポピュラーな手段の一つである。しかし，現在のインドネシアでは，司法審査の対象が法律であるか，法律より下位の法令（政府規則，大統領規則，地方規則など）であるかにより，司法審査を行う機関が異なっている。

これはインドネシアにおける司法審査制度の発展に原因がある。インドネシアでは，独立以降，司法権による法律の憲法適合性審査（違憲立法審査）は認められてこなかった。インドネシアは大陸法系であるオランダ法の影響下にあり，議会制定法への司法権による実質的審査を認める考え方は弱かった。また，スカルノ初代大統領は，あからさまに「法の支配」や司法の独立を軽視した<sup>6</sup>。上述のように 1965 年に権力を掌握したスハルト大統領はスカルノ体制を批判するために「憲法の純粹かつ一貫した実行」や「法の支配」を強調したが，1970 年に制定されたスハルト体制の司法権基本法（1970 年法律 14 号）も，司法権による違憲立法審査は認めず，最高裁判所が法律より下位の法令に関し，上位の法令に抵触している場合その無効を宣言することができる<sup>7</sup>と定めるに止まった（第 26 条 1 項）。

インドネシアでは，法律の憲法適合性については，三権の上にある人民協議会のみが行使しうるものである，とする意見が有力であった<sup>7</sup>。

この状況が変わったのは，スハルト大統領が辞任し，インドネシアの長い権威主義体制が終わってからである。2001 年の第三次憲法改正は，新たに法律の憲法適合性を審査する

---

<sup>6</sup> スカルノの司法に対する態度をもっとも明らかに示しているのは，スカルノ体制下の司法権基本法（1964 年法律第 19 号）である。同法 19 条は「革命，国家および民族の尊厳または非常に差し迫った社会の利益のために，大統領は裁判所の問題に関与または介入することができる」と定めた。

<sup>7</sup> 三権分立の一部としての司法権の位置づけについては，インドネシアの憲法学において対立があった。1945 年憲法第 24 条およびその注釈に基づき，司法の独立を確認する立法がなされるべきであるとする学説もあるが，他方，憲法は権力の分立(separation)を定めるものではなく，権力の分配(distribution)を規定するにすぎないこと，憲法第 24 条注釈は司法権の地位について「法律により規定する」としており，司法権と政府・国会との協力を予定しており，またそれは家族原則からの帰結であるとする意見も多数の支持を得ている。

Benny K. Harman, *Konfigurasi Politik Dan Kekuasaan Kehakiman Di Indonesia* (Jakarta: ELSAM, 1997), 215-24.

権限を有する憲法裁判所 *Mahkamah Konstitusi* の設置を定めた。しかし、すでに最高裁判所が有している法律より下位の法令を審査する権限と憲法裁判所の権限との整合性については、憲法改正案を討議する人民協議会<sup>8</sup>では大した議論とならなかった。そのため、現在のような分裂した司法審査体制となった。

問題は、憲法裁判所と最高裁判所の司法審査に対する態度の違いである。憲法裁判所は、憲法上は司法権の一部であるが、裁判官・職員の人事、組織は最高裁判所から完全に独立している。9名の憲法裁判所裁判官は、大統領、人民代表議会、最高裁判所がそれぞれ3名を選ぶ政治色の強いポストである。また、憲法裁判所は違憲立法審査においては非常に強い司法積極主義を示している。

他方、最高裁判所はオランダ植民地期からのキャリア裁判官制度であり、裁判官は法令に対する司法審査には消極的である。そのため、憲法裁判所がある法律を違憲と判断しても、同じ内容を政令として規定してしまえば、その審査は最高裁判所の管轄となり、憲法裁判所は審査できないことになってしまう<sup>9</sup>。

#### 4. おわりに

本稿は、2004年に制定され、2011年に大幅に改正された「法律の制定に関する法律」(法令法)の内容を詳細に検討し、また地方規則の問題に関しては、地方分権の原則を定める地方統治法(2004年制定、2014年に大幅改正)と比較して考察した。1998年の民主化以降、「法の支配」を確立することがインドネシアの重要な政治課題となっており、法令法の制定はその取り組みの一つである。しかし、それまでに制定されてきた多様な法令を整合的に分類し規定することは困難である。そのため、2004年法令法では曖昧な規定にとどまり、2011年法令法ではより詳細な規定にしたが、なお中央政府の法令と地方規則との関係に不明確な点が残るし、これまでに存在しているさまざまな法令形式を論理的に整理するには至っていない。ただし、地方規則との関係については、2004年地方統治法では大幅な地方分権を認めたが、2014年の新しい地方統治法が中央政府の権限を再強化し、分権化を後退させたため、中央政府の法令と地方規則との関係は結果的に整理された。

法令間の整合性確保については、立法前に行う調整と立法後に行う司法審査を取り上げた。立法前の調整手続としての意味を持つ国家立法プログラムおよび下位法令の同種のプログラムは整合的な法令の計画的な制定を目的としているが、立法は政治プロセスであり起草・審議過程での変更は不可避である。

立法後の司法審査について、本稿はインドネシアにおける憲法裁判所による審査と最高裁判所による審査の二元性を問題点として指摘した。しかし、それ以上に裁判所の汚職も

---

<sup>8</sup> 正確には、人民協議会作業部会第一特別委員会(*Panitia Ad Hoc I Badan Pekerja*)。

<sup>9</sup> 実際、憲法裁判所は電力法が電力自由化を認めていることは憲法違反であると判決したが、政府は電力事業への民間会社参入を認める政令(2005年政令第3号)を制定した。

Simon Butt and Tim Lindsey, "Economic Reform When the Constitution Matters: Indonesia's Constitutional Court and Article 33," *Bulletin of Indonesian Economic Studies* 44 (2008): 255.

深刻な問題であるが、このことは別の機会に論じたい。

インドネシア政府、とりわけインドネシア法務人権省は整合性のある法制度の確立を重要な課題として認識し、さまざまな取り組み・制度作りを行っている。そして、日本の法務省法務総合研究所と J I C A がその取り組みへの本格的な協力を開始した。本稿はその協力への資料となることを目的とした。

## 引用文献

Butt, Simon, and Tim Lindsey. "Economic Reform When the Constitution Matters:

Indonesia's Constitutional Court and Article 33." *Bulletin of Indonesian*

*Economic Studies* 44 (2008): 239-62.

Harman, Benny K. *Konfigurasi Politik Dan Kekuasaan Kehakiman Di Indonesia*.

Jakarta: ELSAM, 1997.

Indratis, Maria Farida. "Apa Beda Keppres-Perpres-Inpres?" *Kompas*, 14 July 2005, 6 .

Lev, Daniel S. "Judicial Institutions and Legal Culture in Indonesia." In *Culture and*

*Politics in Indonesia*, edited by Clair Holt, 246-318. Ithaca: Cornell University

Press, 1972.

# 新たな民法の制定に向けて ～ネパール法整備支援の現場から (4)～

JICA長期派遣専門家

長尾 貴子

## 第1 はじめに

ネパール立法議会立法委員会（以下単に「立法委員会」という。）は、2015年9月の新憲法制定以降、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び量刑法（以下「5法」という。）の各法案の検討を行ってきたが、本年2017年4月上旬、その検討が終了した。本日2017年4月19日現在、ネパール立法議会本会議において、立法委員会による修正を反映させた5法案の審議が進行中である。ネパールでは、新憲法の定める国家機構を構築する一環として、本年5月半ばに統一地方選挙を実施することが決定されている。ネパールが国造りの途にある中、前記5法案もまた、本稿が出版される6月までには議会を通過していることを祈りながら筆を執ることにする。

## 第2 ネパールにおける不法行為法の概観

新民法の成立によってネパールに新たに導入される制度の一つとして *tort law*（不法行為法）がある<sup>1</sup>。私法の柱の一つである不法行為法の導入はネパールの法制度の発展にとって特に画期的な出来事といえ、成立後の運用、また学術研究及び実務を通じてのさらなる発展が注目される。そこで、本稿では、ネパールにおける既存法令中の不法行為法及び民法案（2014）中の不法行為法について概観し、ネパールにおける不法行為法の進展の概要を記したいと思う<sup>2</sup>。

### 1. 既存法令中の不法行為に関する定め

不法行為法が新たに導入されると書いたが、これまで、不法行為、すなわち「他人の権利を侵害して損害を加える行為」<sup>3</sup>に関する法令が全く存在しなかったわけではない<sup>4</sup>。以下のとおり、*Mulki Ain* を含む様々な既存の法律の中に、特定の態様の不法行為に関する定めが設けられている。よって、ネパールには、現在、「一般不法行為法が存在しないと表現した方が正しい」と言える<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> “...while on the other, new concepts in our context such as unjust enrichment, torts, defective products liability have been incorporated (into the Civil Code Bill).” (The Civil Law Reform and Improvement Task Force “*The Report, (2010)*” (2010) 7.7)

<sup>2</sup> 本稿では、執筆のタイミング上、2014年12月に議会に提出された当時の民法案の英訳を基にすることとする。なお、当該英訳がネパール語の法案を必ずしも正確に翻訳しているとは限らないため、誤った理解、解釈に基づく記述がある可能性があるが、ご容赦頂きたい。

<sup>3</sup> 我妻・有泉『コンメンタール民法（第3版）』日本評論社（2013）1301頁参照

<sup>4</sup> “Though there is no separate law of torts in Nepal, however, it is not the case that there was no use of tortious liability in Nepal.”（註1に同じ、8.9）

<sup>5</sup> 南方・木原・松尾「ネパールにおける現行民事法の現状と今後の立法動向」法務省ICD・調査委託（2013）

例えば、Mulki Ain の Part 4 は実質的には刑法にあたり、Chapter ごとに犯罪類型と刑罰を定めているが<sup>6</sup>、そのうち以下の4つの Chapter では、記載した各 Number において、民事責任としての被害者賠償についても定めている。

Chapter 9 (Hurt/Battery) Number 3

Chapter 11 (Human Trafficking) Number 3

Chapter 13 (Intention of Sex [=セクシャルハラスメント]<sup>7</sup>) Number 1

Chapter 14 (Rape) Number 10

例えば、Chapter 9 Hurt/Battery の Number 3 (条文は参考資料参照) は、概要、①注意深く行為した(“the work was being done carefully and cautiously”)にも関わらず他人に傷害を負わせた場合、及び②過失又は重過失により他人に傷害を負わせた場合の罰金 (fine) 及び損害賠償 (compensation) の支払に関して定めている。①はおそらく無過失責任を認めているものと読める点、また、①及び②いずれについても、損害賠償額の上限が定められている点が目に留まる。Compensation の支払を得る手続きについては、ネパール人弁護士ラビン・スベディ氏によれば、捜査機関が当該事案を刑事事件として裁判所に起訴し、起訴状で求められている場合に、当該刑事手続内で compensation の支払についても併せて審理されることとなっており、捜査機関によって起訴されない場合に、被害者が損害賠償の支払を求めて民事訴訟を提起することはできないとのことである。まさに「民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法が一つ」<sup>8</sup>になっているといえよう。

Mulki Ain の他、筆者が知る限り、Libel and Slander Act (1959) 12 条<sup>9</sup>、Food Act (1967) 5 条、Drugs Act (1978) 15 条、Children Act (1992) 53 条、Motor Vehicles and Transport Management Act (1993) 163 条、Torture Compensation Act (1996) 4 条、Nepal Health Service Act (1997) 70 条、Consumer Protection Act (1998) 22 条、Domestic Violence Act (2009) 10 条が compensation の支払に関する定めを設けている (以上、記載した年号は全て西暦である)<sup>10</sup>。実体面としては、上記 Hurt/Battery と同様、故意又は過失が賠償義務の発生要件とされていないと解釈できるもの、賠償額の上限を定めているものがあり、また手続面については、刑事手続の一部で損害賠償の支払についても審理するとしているもの、所定の委員会に対する申立てができるとしているものが混在している。

---

年) 79 頁

<sup>6</sup> 脚註 5 に同じ、7 頁

<sup>7</sup> 脚註 5 に同じ、7 頁

<sup>8</sup> 独立行政法人国際協力機構公共政策部「ネパール連邦民主共和国 民主化支援プログラム 協力準備調査報告書 (2010 年) 1 頁

<sup>9</sup> 5 法の法案と併せて起草、検討されている Amendment, Unification, Adjustment and Repeal of Some Nepal Laws (2017) の法案によれば、ここに列挙した法律のうち、Libel and Slander Act (1959) は、5 法の成立に伴い廃止され、他の法律はほぼそのまま維持される見込みである。

<sup>10</sup> Mulki Ain を含め、本文中で言及したネパールの既存法律の英訳は、ネパールの政府機関の一である Nepal Law Commission のウェブサイトですべて入手可能である。<http://www.lawcommission.gov.np/en/documents/>



上記の個別立法ではカバーされない態様の不法行為が発生した場合は、警察に通報して何らかの刑事事件としての立件を求め、刑事裁判の中で民事的救済を得ているとのことである。

## 2. 新民法典制定の背景

上記で掲げた各法律は、成立時期及び対象共にばらばらであることからすると、薬剤による健康被害、交通事故の増加等、時々の社会の要請に応じて立法されてきたものであろう。しかし、産業や科学技術の発展、取引の多様化、国際化といった変化が続く時代において、不法行為の態様ごとに個別立法で対応し続けることが困難であることは想像に難くない。2008年に民法及び民事訴訟法の草案作成をタスクとしてネパール政府内に結成された民事法改正・改善タスクフォース (the Civil Law Reform and Improvement Task Force) も、このような時代の変化を認識して民法典の制定作業に着手しており、不法行為法については、個別立法の基礎となる一般不法行為法の必要性を認識していたものと思われる<sup>11</sup>。

## 3. 民法案 (2014) の定める不法行為法

(1) 以上のとおり、既存の個別法の状況、時代の変化を踏まえて作成されたネパール民法案 (2014) は、Part 5 (Provisions Relating to Contracts and Other Liabilities) - Chapter 17 において Tort について定めている。我が国の民法同様、不法行為は債権発生原因の一つに位置付けられており、一般原則は第 693 条 1 項並びに第 703 条 1 項及び 3 項に以下のとおり規定されている。

693 条 Tort deemed to be committed:

(1) No person shall cause loss or damage in any manner to any one's person, life, property or legally protected right or interest by commission of an act or omission to do an act, which has been done or omitted by wrong, negligence or recklessness whether on the part of himself or herself or of another person vis-à-vis whom he or she must bear obligation according to this Chapter.

703 条 Compensation to be paid for obligation:

(1) While bearing obligation for a tort committed under this Chapter, the tortfeasor shall have to pay compensation.

(2) [省略]

(3) The compensation as referred to in sub-section (1) shall be limited to the actual loss or damage, and the tortfeasor shall not be liable to indirect or remote compensation.

すなわち、違法、認識ある過失又は過失によってなされた行為又は不作為により、他

---

<sup>11</sup> 脚註 1 に同じ：項目 4 ” (t)here have been significant changes in political and social sectors in Nepal, but the scattered civil law provisions could not have addressed the needs of changes and open market economy”



人の生命、財産又は法的に保護された権利若しくは利益を侵害した者は、現実の損失及び損害を賠償する責任を負うとされている<sup>12</sup>。第 693 条 1 項中の”by”は不法行為と損害の間の因果関係を要求する文言とも読める。

上記各条を含め、Part 5 - Chapter 17 (Tort) の各条のタイトルだけ記すと、以下のとおりである<sup>13</sup>。なお、Part 5 - Chapter 18 のタイトルは Provision Relating to Liability for Defective Products であり、いわゆる製造物責任について定めているが、本稿では割愛する。

第 693 条 Tort deemed to be committed (「不法行為とされる行為」)

第 694 条 Parents to bear obligation (「親権者の責任」)

第 695 条 Guardian or curator to bear obligation (「後見人又は保佐人の責任」)

第 696 条 Employer to bear obligation (「使用者責任」)

第 697 条 Owner of animal to bear obligation for loss or damage caused by animal (「動物が生じさせた損失または損害に対する動物所有者の責任」)

第 698 条 House owner to bear obligation for loss or damage caused by collapse of house (「建物の崩壊により生じた損失または損害に対する建物所有者の責任」)

第 699 条 Owner of property to bear obligation (「所有者の責任」)

第 700 条 House head to bear obligation (「家長の責任」)

第 701 条 To bear obligation for trespass (「[所有権の] 侵害に対する責任」)

第 702 条 To bear obligation jointly (「共同不法行為による責任」)

第 703 条 Compensation to be paid for obligation (「[不法行為] 責任に基づく損害賠償の支払義務」)

第 704 条 Not to bear obligation in case of separate provision (「特則がある場合の免責」)

第 705 条 Limitation (「権利行使期間」)

見てのとおり、日本民法との類似点も多く認められる。各条の各要件につき、今後追求すべき点は多くあろうが、全体としては、過失責任主義、被害者救済、損害の公平な分担という近代法の理念に基づいて設計された不法行為法であるといえよう。

(2) ただし、日本民法とは異なる点もある。その一つが、以下に述べる刑事犯罪及び他の救済に関する定めとの関係である<sup>14</sup>。

第 704 条 Not to bear obligation in case of separate provision:

<sup>12</sup> 脚註 5 に同じ、98 頁 AG レポート

<sup>13</sup> 各条のタイトルの日本語訳については、脚註 5 : 98 頁を参照にした。

<sup>14</sup> 他に、例えば、当事者間に既存の契約関係がない場合に限り不法行為責任が成立するとされている点が挙げられる (第 693 条 2 項。下記参照。)

第 693 条 2 項 ”If the parties do not have any prior contractual relationship in relation to any act or omission as referred to in sub-section ( 1 ), the loss or damage occurred as a result of such an act or recklessness shall be considered as the commission of a tort.”

(1) Notwithstanding anything contained elsewhere in this Chapter, if a tort for which obligation is to be borne under this Chapter is regarded as a criminal offence under a law or if a separate provision or provision of a separate legal remedy is made with regard to such tort in this Code or in other law, one shall not be liable to bear the obligation under this Chapter.

第 704 条 1 項は、当該不法行為が刑事犯罪である場合、又は当該不法行為に対する法的救済 (“legal remedy”) が他の法令で定められている場合は、加害者は民法上の不法行為責任を負わない旨定めている。その趣旨は救済の重複の防止である。しかし、前記規定の下、刑法が刑罰と同時に民事賠償についても定めている場合は刑事手続によってしか賠償を得ることができないものとされたり<sup>15</sup>、前出の各個別法（2（2））の下で得られる賠償額が “actual loss or damage”（第 703 条 3 項）に満たない場合であっても一律に不法行為責任が成立しないとされるとすれば、被害者救済という不法行為法の理念、また民事紛争を解決する訴訟手続を定める法律としてこの度民法と同時に新たに制定される民事訴訟法の存在意義を減殺しかねない。

この点は、2016 年 4 月に J I C A が立法委員会所属議員やネパール司法省職員等を日本に招聘して実施したアドバイザーグループ（以下「AG」という。）とのインタラクシオンプログラム<sup>16</sup>においても、ネパール側参加者と AG 間で大いに議論された。筆者が見ていた限り、AG の懸念の趣旨はネパール側に伝わったと思われるものの、腑に落ちていたかと言えばそうでもなく、第 704 条 1 項の記載はこのままで問題ないと考えていた様子であった。ネパールの法律専門家が共有している考え方や実務、ネパールの法体系のうち、日本側において把握していない事項がキーとなっているのかもしれない。これも他国の法整備を支援することの難しさであろう。民法成立、施行後、本条の解釈を巡ってネパールの実務が混乱するのかもしれないのか、しないとしてもその実務が不法行為法の趣旨や社会の実態に照らして適切といえるのか、気になるところである。

### 第 3 終わりに

以上のとおり、一言でいえば、要するに、これまでの、そしてこれからの変化に対応するべく、この度（願わくば）民法典の一部として一般不法行為法が成立するという単純明快な構図である。しかし、法整備支援の一員として法制定過程に立ち会っているのだから、ここでさらに考えてみる。

ネパールでは、2006 年の包括和平条約の締結により 1996 年から 2006 年まで政府と反政府勢力との間で 10 年間続いた内戦が終結して以降、和平プロセス及び民主化を進めてい

---

<sup>15</sup> 民法案（2014）と同時に議会を通過する予定の刑法案では、多くの犯罪類型について、刑罰と共に被害者賠償について定めているようである。

<sup>16</sup> 2016 年 4 月実施の日本招聘については以下のリンクを参照。  
[https://www.jica.go.jp/topics/2016/20160523\\_01.html](https://www.jica.go.jp/topics/2016/20160523_01.html)

る。日本外務省策定の国別援助方針（平成 24 年 4 月）によれば、このネパールに対する日本政府の援助の大方針は、「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」であり、民法制定支援を含む「法制度整備」は、その下の中目標の一つである「平和の定着と民主国家への着実な移行」のための支援の一つとされている<sup>17</sup>。それなりに政治が安定した先進国において生活していると忘れがちだが、「平和」をどう定義するにせよ、平和なくして健全な経済成長は望めない。契約法及び不法行為法に代表される民事救済を認める法的制度の不存在は、市民の間での自力救済の横行、泣寝入りの常態化、不安や怒りの蓄積の一因となり、平和な社会を揺るがす。不法行為法に限らず、良い私法体系を持ちそれを現実に施行することは、経済発展の基礎であるよりも前に平和で安定した社会の基礎の一つである。こうやって書いてみればあえて書くまでもなく当たり前のことである。筆者自身は内戦時のネパールを経験していないし、ネパールの人々の間で共有されている想いや生活の実態を知っているわけではない。しかし、それでもなお、日本での弁護士実務を離れ、内戦から復興してゆくネパールで法整備支援に従事する中で、このようなあえて書くまでもないことが改めて、一步深く胸に落ちたように思う。

法律の成立は歴史的な一步であるが、さらに長い道が待っている。民法を含む 5 法が、国造りの歩みとともに、一步一步発展していくことを祈っている。

---

<sup>17</sup> 「対ネパール連邦民主共和国 国別援助方針」（日本外務省）（平成 24 年 4 月）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072266.pdf>

中目標としては、本文に掲げた「平和の定着と民主国家への着実な移行」の他、「地方・農村の貧困削減」及び「持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備」の 3 つが掲げられている。なお、ネパールでは、当該国別援助方針が策定された後の平成 25 年 9 月に新憲法が制定され、民主化に向けて一步前進したことを付言しておく。

Mulki Ain (西曆 1963 年)

Part 4

Chapter 9 Hurt/Battery

Number 3. [拔粹]

Even in the absence of malice (*Ibi adawat*) or intention of causing hurt, if a person suffers grievous hurt or wound or any other hurt in the course of doing any other act, or if a person is seriously engaged in his or her work and there is no opportunity to save if some other person in the meantime comes in the way and suffers a grievous hurt, wound or other injury, it shall be considered to be an *Bhabitabaya* (accidental injury); and in such a situation, it shall be dealt with in accordance with the following provisions:

Where despite that the work was being done carefully and cautiously, it caused a serious injury, the victim shall receive a compensation for domestic use and treatment (*Gharkharcha*) of One Thousand Rupees for each serious injury and the offender shall be liable to a fine of One Hundred Rupees accordingly. Except in such a case, if the victim suffers other type of injury or bruise (*Neeldam*), the offender shall pay Two

Hundred Fifty Rupees as a compensation for treatment and shall also be liable to a fine of up to Fifty Rupees<sup>420</sup> taking into consideration of the nature of the injury (*Ghau Chot*)

Where the work was being done negligently or recklessly and a person suffers a serious injury due to such a work, the victim shall receive a compensation for treatment in a sum of Two Thousand Rupees for each grievous hurt from the offender, and the offender shall also be liable to a fine of Fifty Rupees accordingly. Except in such a situation, if the victim suffers other type of injury or bruise, the offender shall pay Five

Hundred Rupees as a compensation for treatment and shall also be liable to a fine of up to Two Hundred and Fifty Rupees, taking into consideration of the nature of the injury.

## 中国行政訴訟法の改正条文等について (4)

J I C A 長期派遣専門家  
弁護士 白 出 博 之

### 第6 判決形式の整備

#### 1 原告の訴訟請求棄却判決を以て維持判決に代替 (69 条)

##### 【原告の訴訟請求棄却判決】

第 69 条 行政行為の証拠が確実であり、法律・法規の適用が正確であり、法定手続に適合している場合、又は原告が被告に職責若しくは給付義務の履行を求める理由が成立しない場合、人民法院は、原告の訴訟請求を棄却する判決をする。

本条は原告の訴訟請求棄却判決に関する規定である（一部改正）。この点、旧 54 条では、維持判決、取消判決、履行判決、変更判決の四種類の判決形式を定めるが、これらの判決形式では司法実務の必要性を満たすことができず、行政紛争解決の効果に影響を及ぼすとの指摘があった。また、海外の立法例を参考として訴訟の類型化を行い、異なる種類の訴訟請求に応じて相応する訴訟手続及び判決形式を設定すべしとの意見もあった。司法実務における必要性及び異なる判決形式設定の必要性を考慮し、本改正では判決形式に関する内容を追加し、給付判決、違法確認判決、無効確認判決、合意の履行判決、原告の訴訟請求棄却判決が追加され、取消判決、変更判決の適用範囲が拡大されている。

また、最高人民法院「中華人民共和国行政訴訟法の執行における若干の問題に関する解釈」では、原告の訴訟請求棄却判決が維持判決と並列的に規定されていたが、本改正では、維持判決に代わるものとして原告の訴訟請求棄却判決が規定されており、新法による訴訟請求棄却判決の範囲をより拡大する必要がある。

#### 1 維持判決の取消・廃止

改正過程では維持判決につき、これを取消・廃止すべしとする意見と留保意見が対立した。維持判決の取消・廃止意見は、次の点を考慮する。①法律の改正前後の一致性。法改正時に立法目的の「行政機関による法に基づく行政上の職権の行使の保護及び監督」中の「保護」が削除されたことにより（1 条対照）、それに対応する維持判決は残すべきでないこと。②維持判決と法院の中立性、裁量性における位置づけが符合せず、社会から「役人のかばい合い」との誤解を受け易く、行政訴訟の作用発揮という点で不利に働くこと。③維持判決は原告には非常に受け入れ難いこと。原告は本来行政行為を不服として提訴したにも拘わらず、終局判決が提訴された行政行為の維持では、双方を比較した場合非常に不公平であること。④維持判決と行政行為の効力に関する理論が一致しないこと。すなわち、行政行為は一旦実施されると公定力、確定力等の効力が生じ、法院の判決はその効力を否定することはできるが、行政行為の効力は法院が与えたものではなく、法院が維持できるものでもない。⑤既判力理論によると、法院が維持判決を



下した後、行政機関は提訴された行政行為を変更することができず、行政機関が提訴された行政行為が適法であるが不合理であるという欠点を自ら補い、又は実際の状況に基づいて適法な行政行為を調整する際の障害となり、不利な影響を及ぼすことである。

こうして新法は維持判決を取消・廃止し、原告の訴訟請求棄却判決により、これまで維持判決が適用されていた状況に完全に対応している。

## 2 原告の訴訟請求棄却判決が追加された理由

改正過程では訴訟請求棄却判決の追加意見が非常に強く、判決形式に対する必然的な進歩といえることができる。同意見が採用された理由は、①原告の訴訟請求棄却は以前から広く使用されており、大きな変化にはならないこと（法改正前において、原告の訴訟請求棄却は独立の判決形式ではなかったが、維持判決においては一般に提訴された行政行為が維持されるとともに原告の訴訟請求を棄却する旨が明記されていた）。②維持判決は一部の状況に対応できず、実務運用には不十分であるのに対し、訴訟請求棄却の方が適用可能な範囲が広いことである（例えば、不作為に関する事件には、違法な不作為ではないが、維持判決とすべきでない場合がある。また、提訴された行政行為は適法ではあるが、不合理な問題が存在し、又は法律・政策の変化により変更又は廃止の必要があるとき、維持判決とすべきではない場合がある）。

## 3 原告の訴訟請求棄却判決の適用条件

原告の訴訟請求棄却判決を維持判決に代替した目的は、中国行政訴訟の客観訴訟<sup>1</sup>としての位置づけを変えることではなく、司法実務における実際の問題を解決するための修正にある。原告の訴訟請求棄却判決をする場合、法院は依然として提訴された行政行為の適法性に対する審査を行い、被告が挙証責任を負うという姿勢を堅持しなければならず、審査対象を原告の訴訟請求及び提出証拠に転換してはならず、なおさら原告の訴訟請求及び提出証拠が成り立たないことを理由に直接原告の訴訟請求棄却判決をしてはならないが、これにより客観的な判決を優先するという原則が確定される。すなわち、法院は取消判決、違法確認判決、無効確認判決等の判決を優先的に適用しなければならない。

本条は原告の訴訟請求棄却判決における三つの適用条件を定める。1) 行政行為が適法である場合。すなわち証拠が確実で、法律・行政法規の適用が正確で、法定手続に適合していることを指すが、これには種々の状況が含まれる（例えば、行政行為が完全に適法である、適法であるが不合理である、適法であるが変更又は廃止すべきである等の状況がある）。2) 原告が被告に対して法定職責の履行を請求したが、理由が成り立たない場合、3) 原告が被告に対して給付義務の履行を請求したが、理由が成り立たない場合である。

※参考文献<sup>2</sup>) ①p183~185, ②p190~193, ③p111~113, ④p152~155 参照。

<sup>1</sup> 全人代法工委解説は上記の通り「客観訴訟」と表現するが、日本法でいう客観訴訟とはニュアンスを異にしている。

<sup>2</sup> 参考文献として①全人代法工委編・信春鷹主編「中華人民共和國行政訴訟法・釈義」(法律出版社・2014



## 2 取消判決事由に「明らかに不当」を追加（70条）

### 【取消判決等】

第70条 行政行為が次の各号に掲げる状況の一つに該当する場合、人民法院は取消又は一部取消の判決をし、併せて被告に改めて行政行為を行うよう判決することができる。

- (一) 主要証拠が不足しているとき
- (二) 法律・行政法規の適用に誤りがあるとき
- (三) 法定手続に違反するとき
- (四) 職権を踰越したとき
- (五) 職権を濫用したとき
- (六) 明らかに不当なとき

本条は取消判決及び被告に改めて行政行為のやり直しを求める判決に関する規定である（一部改正）。本条は旧54条から独立した条項であり、かつ「明らかに不当な」状況が追加された。改正過程では手続上の違法について何度も調整が行われた結果、最終的に折衷案が採用され引き続き手続上の違法は取消判決とし、また手続上の軽微な違法で、原告の権利に実際に影響を及ぼさない場合は違法確認判決を適用することとされている。

取消判決は行政訴訟における重要な判決形式であり、その法的結果の責任は行政機関が負担し、判決に基づき提訴された行政行為を取り消すものである。提訴された行政行為の取消判決を下す理由は、行政行為の違法であり、本条では六つの違法状況を列挙する。提訴された行政行為が本条所定の違法状況に該当する場合、提訴された行政行為に対して取消判決をしなければならない。取消は全部取消と一部取消とに分類され、行政行為のうちの一部が違法の場合、当該部分のみを取り消し、正しい部分は残さなければならない。

### 1 主要証拠の不足（本条1号）

行政機関が行政行為を行う場合、事件事実を認定し、かつ証明のため相応する証拠がなければならない。人民法院が行政事件を審理する場合、事実を根拠とし、法律を拠りどころとする原則に従い、提訴された行政行為に対して認定された事実が正しいか否か、証拠が十分か否かについて審査する必要がある。証拠が十分か否かの判断は証明基準<sup>3</sup>の問題に関わる。この点、行政訴訟は事実を明らかにするだけでなく、行政管理の特徴及び実際の状況を併せ考慮しなければならない、その証明基準は刑事訴訟と民事訴訟の

年12月）、文献②全人代法工委編・袁傑主編「中華人民共和國行政訴訟法・解説」（中国法制出版社・2014年12月）及び文献③全人代法工委行政法室・黄薇主編「最新中華人民共和國行政訴訟法条文釈義及び配套法律法規と司法解釈実用全書」上（中国民主法制出版社・2014年11月）、文献④全人代法工委行政法室編「中華人民共和國行政訴訟法・解釈と適用」（法律出版社・2015年1月）を引用する。

<sup>3</sup> 証明基準とは、訴訟において証明責任を負う当事者の主要事実の証明について、法院がその真偽を認定するのに要求される達しななければならない程度をいう。要証事実の証明が証明基準に達した場合、法院は当該事実を裁判の基礎としなければならない、証明基準に達しない場合は、当該事実は真偽不明の状態にあることになる。中国では長きにわたり、民事、刑事、行政の三大訴訟法の証明基準は一元化され、いずれも客観的真実を明らかにしなければならない、「事件事実がはっきりしており、証拠が確実で十分である」という程度に達しなければならないとされていた（客観的真実説。吉村徳重・上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』247頁（小嶋明美執筆部分）参照）。

中間にあり、刑事訴訟における合理的疑い排除基準よりも低く、民事訴訟における証拠優越基準よりも高く、「明らかでかつ説得力がある」基準とする考えも主張されている。もっとも、行政訴訟に関する状況は多種多様であり、特に提訴される行政行為が多様化し、証明基準の統一化が非常に困難であるため、本条では旧法における「主要証拠の不足」という表現が残されている。主要証拠の不足とは、行政機関が行った行政行為の事実の根拠に欠け、事実認定を誤っている、又は基本的事実が不明確なことを指す。主要証拠の不足の判断基準の範囲は非常に広く、基本的意味に従うという基礎の上に、司法実務及び行政管理の実際状況を踏まえて、さらに詳細な規定を定める必要があり、例えば、当事者の権益に対する影響が比較的大きい処罰、許可等に関わる事件は、さらに厳格な証明基準に従わなければならないが、証券等に関わる行政事件では、証明基準を厳格にする必要性は乏しい。ここで指摘すべき点は、この証明基準は第二審の審査基準(89条)、再審条件(91条)と一致していることである。

## 2 法律・行政法規適用の誤り(本条2号)

行政機関が行政行為を行う場合、事実を明らかにすることが第一歩であり、その後に法律・行政法規(以下「法令」と略す)の適用がある。法院が行政行為を審査する場合は、行政機関による法令適用が正しいか否かにつき審査を行う必要があり、法令適用が誤っている場合、違法な行政行為として取り消さなければならない。

実務における法令適用の誤りは主に、1) 甲法を適用すべき場合に、乙法を適用したとき。2) 上位法、特別法、改正法を適用すべき場合に、下位法、一般法、旧法を適用したとき。3) ある特定条項を適用すべき場合に、当該法のその他の条項を適用したとき。4) ある特定条項を適用すべき場合に、根拠とした法律又は引用した具体的法律の条文につき説明しなかったとき。5) 効力未発生又は既に失効、廃止された法令を適用した場合等があるが、本号の規定は狭義の「法令適用の誤り」であり、行政行為が根拠とする法令のみを指す(広義での法令適用の誤りには、さらに職権の逸脱、濫用、明らかに不当等の状況も含まれる)。

## 3 法定手続の違反(本条3号)

法律による行政には実体的正義と手続的正義が含まれる。行政機関が行政行為を行う場合、結果が正しいだけでなく、手続が適法でなければならない。行政手続については、行政処罰法、行政許可法、行政強制法等多くの法令で規定されており、法定手続に違反した場合、違法な行政行為として提訴された行政行為を取り消さなければならない。この点、旧法における、法定手続に違反すれば提訴された行政行為を取り消さなければならないとの内容は、手続的正義を顕著に表しているが、規定が過度に厳格であり、現時点では実施が困難である。問題は手続的正義と行政の効率、公共利益との間で、どのように取捨選択すればよいのかという点にあるが、中国では手続観念の確立が特に必要であり、かつ社会基盤が比較的弱いことを考慮すると、行政訴訟法において手続の地位を弱めることはできない。また、一部手続に軽微な違法があったが原告の権利に実際の影響を及ぼさない場合(例えば行政決定書の送達が数日遅れた場合)には、実際の効果及

び行政コストを考慮しなければならない。

そこで、本号では幾度かの変更を経て、法定手続違反は取消判決の適用範囲に属するという原則的規定を残すこととされるとともに例外的状況を定める。すなわち、手続に軽微な違法があったが原告の権利に実際の影響を及ぼさない場合、当該行政行為の違法確認判決を適用するとされた（74条1項2号）。これにより提訴された行政行為に対して否定的評価を行い、その一方で実際の状況も斟酌された。他方で、原告の権利に実際の影響を及ぼさないが手続上の違法が軽微な違法に属さない場合、又は手続上の軽微な違法にあたるが原告の権利に実際の影響を及ぼす場合には、いずれも取消判決を適用し、違法確認判決は適用しない。

#### 4 職権の踰越（本条4号）

職権法定（行政機関及びその職員の職権は必ず法律による明確な授権が必要であり、自ら設定してはならないこと）は、法律に基づく行政における重要な内容である。司法実務において、提訴された行政行為を法院が審査する際、その第一歩は往々にして被告が行政行為を行う権限を有するか否かの点である。職権の踰越とは、行政上の職権が法定の職権範囲を超え、超えた部分に法的根拠がないことを指す。ここで職権の踰越は広義に理解すべきであり、根本的に行政主体資格がない、職分管轄権の踰越（甲機関が乙機関の職権を行使）、土地管轄権の踰越（甲地の機関が乙地の機関の職権を行使）、事物管轄権の踰越（下級機関が上級機関の職権を行使）、法律で規定される職権の踰越（法律が過料と規定するのに生産・営業停止命令を行使）等を含む。行政機関はその職権の範囲内で職権を行使しなければならない。職権の踰越による行政行為に対して法院は取消判決を下さなければならない。

#### 5 職権の濫用（本条5号）

職権濫用とは、行政機関による行政行為はその権限の範囲内にあるものの、行政機関が不当に職権を行使した場合、法がこの権限を与えた目的に違反することを指す。職権濫用は一種の重大な主観的過失であるところ、行政の自由裁量権に焦点をあてれば、表面上は適法であるが実際は極めて不合理であることから、違法の範囲に加えられている。司法実務では職権濫用による取消しは効果的に運用されておらず、刑法に職権濫用罪があることにより、法院が職権濫用を理由に提訴された行政行為を取り消すことは非常に少ない。職権濫用の意味については従前から争いがあり、適用範囲について見解が分かれる。この点、裁量基準の重大な違反は全て職権濫用の範囲に加えるべしとの主張もあるが、中国行政訴訟が適法性審査原則を堅持することを考慮すれば、従来の考えを覆すいかなる拡大解釈も立法の本意及び現行制度の枠組みに反するものである。

#### 6 明らかに不当（本条6号・新設）

機械的な適法性審査では実務の必要性を満たすことができず、全面的な適法性審査では逆に訴訟制度の位置付け及び実際状況から乖離する。本改正では原則を堅持するとともに、行政紛争の実質的解決の推進に注力し、行政機関による自由裁量権の行使過程における極端に不合理な状況が適法性審査の範囲に加えられ、明らかに不当な場合、取消

判決を適用する旨の規定が追加された。明らかに不当であること、及び職権濫用は、いずれも行政の自由裁量権に該当するが、規範としての観点が異なり、明らかに不当とは客観的結果の観点から提起され、職権濫用とは主観的観点から提起されるものである。適法性審査原則が主導的な地位にあり、「明らかに不当」の解釈を過度に拡大してはならないことを考慮すれば、「提訴された行政行為の結果が極端に偏った場合」と定義すべきである。

ここで指摘すべき点は、取消判決と違法確認判決、無効確認判決、変更判決は一般と例外の関係にあり、一部の適用状況は包含関係にあり、違法確認判決、無効確認判決、変更判決の適用条件及び範囲を拡大することにより取消判決の重要な地位を脅かしてはならないが、その一方で法定条件に適合する場合には、違法確認判決、無効確認判決、変更判決を優先的に適用しなければならない。

### 7 行政行為のやり直しを求める判決（本条1項後段）

これは、取消判決を補充するものだが、司法権と行政権の権限分配でもあり、法院は行政機関の代わりに行政行為を行うことができないという原理を体現する。行政行為が取消判決を受けた後に、原告の権利・義務をさらに確定する必要がある状況の場合、法院は取消判決を下すとともに、被告に対して行政行為のやり直しの判決をしなければならない。実務において法院は、国家利益、社会公共利益又は当事者の合法的権益の保護のために、行政行為のやり直しを命じる判決を下す。

例えば、行政処罰について法定手続に違反したことにより取消判決が下されたが当事者による違法行為にも必ず処罰を科さなければならない場合、当事者の民事上の権益に関する紛争に対する行政裁決が取り消されたが当該民事紛争を必ず解決しなければならない場合、誤った登記行為が取り消された後に法に基づき登記変更をしなければならない場合、不服審査機関による原行政行為の変更が取消判決を受けた場合等である。

※参考文献）前掲①p185～190，②p193～198，③p113～115，④p155～159 参照。

## 3 職責履行判決（72条），[司解22条]

### 【職責履行判決】

**第72条 人民法院は、審理の結果、被告が法定職責を履行しないことが明らかになった場合、被告に対して一定期間内での履行を命じる判決をする。**

本条は職責履行判決に関する規定であり、旧54条中の条項を単独の一条にしたものである。行政機関による違法な行政行為、及び消極的かつ怠惰による法定職責不履行は、いずれも行政上の違法な状況である。実務において、行政機関の不作为による害は非常に大きく、特に法による行政に関する要求が高くなるに伴い、行政に対する責任追及も強くなっており、行政機関職員の中には「太平官（現状に甘んじる役人のたとえ）」となり、功績を求めず過失がないことを求め政務を怠る者も現れているが、かかる問題を重視し、乱れた作為と不作为に対する改善を同様に重視する必要がある。行政機関による法定職責不履



行により、公民の合法的權益が損害を受けた場合は、司法救済を行わなければならない。行政の不作为に関わる事件の増加に伴い<sup>4</sup>、職責履行判決は行政訴訟における重要な判決形式となっている（統計によれば、2010年の全国法院第一審判決で行政機関に対して法定職責の履行を命じた事件は1142件に上り、実体判決により結審した事件の3.8%を占め、相対的に土地管理、労働と社会保障、都市計画と立ち退き、家屋登記等の分野に集中している）。

## 1 職責履行判決の確立

行政機関による行政行為は行政権の範疇に属するところ、職責履行判決は、行政行為を行うか否かを法院が判断することであり、司法権と行政権の権限分配に関する問題に関わる。日本等の国では職責履行判決について非常に慎重であるのに対し、中国では1989年行政訴訟法の制定時に、職責履行判決が明確にされ、行政機関に対して一定行為を行うよう要求する判断権が法院に与えられており、その理念は非常に先進的で、現時点でも立ち遅れた内容ではない。職責履行判決は司法権と行政権の権限の境界問題にも関わるが、行政紛争の実質的解決に有用なものである。

## 2 職責履行判決の適用状況

職責履行判決は行政機関による法定職責不履行の場合を対象とする。当該判決を適用する状況を理解する上で、以下に注意すべきである。1) 不履行には履行拒否及び履行遅延の二つの状況が含まれること。2) 不履行の対象は法定職責、法律・行政法規が明確に規定する職責であり、原則として合意による職責、後続の義務等は本判決の適用状況には属さず、行政契約における紛争として解決しなければならない。3) 本法の適用範囲とも対応するが、法定職責とは主に保護に関する職責や、当事者の申請行為に答えない場合である。その具体的範囲は、司法実務において研究・具体化する必要があり、法定職責不履行に対する理解の範囲が過度に広く、又は狭くなることを防止する必要があり、一定措置を採用しないことを理由に行政機関による裁量の範囲内の事項を一律に不作为の範囲に含めることはできない<sup>5</sup>。

---

<sup>4</sup> 本改正の重点項目の一つに行政不作为に関する訴訟ルールの整備改善がある。すなわち①行政行為に関する概念に行政不作为が含まれることが明確にされ（2条）、②事件の受理範囲における不作为に関する状況が明確にされ、行政機関に対して人身権、財産権等の合法的權益保護という法定職責履行を請求し、行政機関が履行を拒否し、又は回答しなかった場合、及び行政許可申請に行政機関が回答しなかった場合、事件の受理範囲に属するという規定が留保された（12条6号）。③当事者が容易に提訴できるようにし、その訴権を保護するために、不作为に対する提訴期間の起算日を、行政機関の申請受領日から2か月後とすることが明確にされ、また緊急状況における起算日は2か月の制限を受けないと定めた（47条）。④不作为関連事件の証拠ルールを規範化し、原告は自らが被告に対して申請行為をした証拠を提出する必要があるが、被告が職権に基づき主体的に法定職責を履行したことにより原告に証拠を提出できない正当理由がある場合は除外された（38条）。そして⑤行政の不作为に対する判決形式、すなわち72条による職責履行判決である（前掲参考文献①192頁参照）。

<sup>5</sup> 許可を拒絶する行為が法定職責不履行にあたるとする見解もある。しかし、許可に関する行政機関の法定職責は、許可するか否かを法に基づき審査することであり、許可しなければならないことではないこと。許可の拒絶は行政機関が法定許可条件に基づいて不許可決定を行う行政行為であり、法定職責に対する消極的・怠惰な履行ではなく、法定職責の積極的履行であり、不作为の場合には属さず、この問題は取消判決において処理可能であると法工委は説明する（前掲参考文献①193頁参照）。

### 3 職責履行判決の内容

不作為にかかる事件で被告が敗訴する場合、法院は被告に対して法定職責の履行判決を下し、一定行為を実施するよう要求する。もっとも、どの程度の内容の判決にするかは、実際の状況に基づいて判断する必要があり、判決時には司法権と行政権の権限分配に従わなければならないが、司法実務では主に三種類の方法がある。すなわち、1) 被告に対する法に基づく職責履行の要求、2) 被告に対する法に基づく職責履行の要求かつ職責履行方式等に対する原則的要求の提起、3) 履行の具体的内容の明確化である。このうち、履行の具体的内容を明確にする判決では、法院は慎重に処理しなければならないが、法律・行政法規の規定に基づき行政機関が法定職責を履行することが非常に明らかで行政機関に自由裁量権がない場合に限り適用することができる。本条は職責履行判決の内容についてこれ以上のことを定めていないが、法院は具体的に判決をする際、行政紛争の実質的解決を考慮するとともに、司法権と行政権の権限分配の原則に従わなければならない。

法院が被告に対して法定職責の履行判決をする場合、一定の履行期間を明確にしなければならないが、具体的期間は事件の具体的状況及び履行に必要と思われる時間に基づいて確定するが、一般に履行期間は法律・行政法規が規定する行政機関による当該職責の履行期間よりも短くすべきである。

※参考文献) 前掲①p191~194, ②p199~201, ③p116~117, ④p160~162 参照。

### 4 給付判決を追加 (73 条), [司解 23 条]

#### 【給付判決】

**第 73 条 人民法院は、審理の結果、被告が法により給付義務を負うことが明らかになった場合、被告に対して給付義務の履行を命じる判決をする。**

本条は給付判決に関する規定である(新設)。本改正では事件受理範囲において給付行政に関する事件につき、法による補償金から最低生活保障待遇、社会保険待遇等の事項に拡大しており(新 12 条 1 項 10 号)、給付行政が既に行政行為の重要な種類であるという現実を反映させている。ここで説明すべき点は、ある訴訟理論によれば、給付訴訟は1つの広義の概念であり、法定職責履行及び法に基づく金銭や財物の給付が含まれ、さらには被告に対し一定の行為を実施しないよう要求することも含まれるが、本条が規定する給付判決は、給付訴訟に比べてその範囲は極めて狭く、給付行政行為に特化して設定された判決形式である。

中国では 1980 年代末に既に給付行政に対して提訴が可能と規定され、旧法では補償金の給付行為に対して提訴が可能と規定されていた。近年、「中華人民共和国社会保険法」「都市住民最低生活保障条例」「社会救助暫定実施弁法」において、それぞれ社会保険、最低生活保障、各社会救助行為の給付について提訴が可能とされている。そこで、本法では事件受理範囲の給付行政に関する規定において給付に関する状況を追加列挙しただけでなく、



給付判決についても専門的規定を置いている。

給付判決と職責履行判決とではその適用範囲は異なるが、判決の仕組みは非常に類似しており、いずれも法院が行政機関に一定の行為を実施させる旨の判決である。法院は審査の結果、被告が法に基づき給付義務を負うことが明らかになった場合、被告に対して給付義務の履行判決を下す。具体的には被告に対して給付を要求する判決をするものだが、被告に対して給付義務の履行を要求し、かつ給付内容等について原則的要求を提出する、又は給付に関する具体的内容を明確にする場合は、司法権と行政権の境界問題に関連するため、法院はこれを厳格に把握して処理しなければならない。

※参考文献) 前掲①p194~195, ②p202~203, ③p118, ④p162~163 参照。

## 5 違法確認判決を新設 (74 条)

### 【違法確認判決】

第 74 条 行政行為が次の各号に掲げる状況の一つに該当する場合、人民法院は、違法を確認する判決をするが、行政行為は取り消さない。

(一) 行政行為は法により取り消すべき場合であるが、取消により、国家利益、社会公共利益に重大な損害を生じさせるとき

(二) 行政行為の手續に軽微な違法があるが、原告の権利に実際に影響を与えないとき

2 行政行為が次の各号に掲げる状況の一つに該当し、取消又は判決の履行を必要としない場合、人民法院は、違法確認の判決をする。

(一) 行政行為は違法であるが、取消可能な内容を具えないとき

(二) 被告が違法な原行政行為を変更したにもかかわらず、依然として原告が原行政行為の違法確認を求めるとき

(三) 被告が法定職責を履行せず、又は履行を引延ばしており、判決履行の意義がないとき

本条は違法確認判決に関する規定である(新設)。本条の違法確認判決は二つに分かれており、その効果が異なる。本条1項の違法確認判決は、状況判決とも称され、提訴された行政行為が違法であるものの、その他の法益を考慮し、当該行政行為を依然として有効として取り消さない。本条2項の違法確認判決は、提訴された行政行為が違法であるものの、客観的に取り消す必要はなく、当該行政行為が違法との宣言のみを必要とする場合である。違法確認判決はある意味で違法な行政行為に対する「寛容」「妥協」であって厳格に適用する必要があり、自由に解釈することはできない。違法確認判決の適用には2つの原則を堅持する必要がある。すなわち、第1に違法確認判決は取消判決、職責履行判決を補うものであり、主要な判決形式ではないこと。第2に違法確認判決は法定条件に適合しなければならず、当該条件は厳格に解釈されなければならないことである。

違法確認判決を適用する状況は次の通りである。

1) 行政行為は法により取り消すべき場合であるが、取消により国家利益、社会公共利益に重大な損害を与える場合(本条1項1号)。かかる状況において、法院は違法な行政行

為を取り消すことと国家利益、社会公共利益の両方の法益を考慮する必要があり、前者が後者より小さく、違法な行政行為を取り消すことにより国家利益、社会公共利益に重大な損害を与える場合、取消判決を適用できず、違法確認判決を適用するしかなく、その逆の場合には違法確認判決を適用してはならない。本法は「重大な損害」につき定義していないが、実務では、例えば、ある分譲住宅に関する都市農村計画許可が違法であったが、家屋は既に販売されており、当該許可を取り消した場合、非常に多くの法律関係が不確定状態に陥ることになり、これは社会公共利益に対する重大な損害であるとされる。

2) 行政行為に手続上軽微な違法があったが、原告の権利に実際の影響を与えない場合（本条1項2号）。行政行為が法定手続に違反した場合、取消判決を下さなければならない。ここでの法定手続違反には、手続上軽微な違法が含まれる。しかし、手続上軽微な違法はあったが、原告の権利に実際の影響を与えない場合（例えば、行政決定書の送達が1日遅れ、取消判決とする場合）、行政行為を改めてやり直すだけで結果は変わらず、当事者の手続に関する権利も大きな損害を受けないことから、行政コスト及び訴訟経済面を考慮すると、当該行政行為を取り消すべきではないが、依然として当該行政行為に対する否定的判決を適用し、違法確認判決を下す必要がある。手続上軽微な違法とは、主に行政手続の補正が可能な状況で、実体に関する決定の正確性に影響を与えないことを指し、例えば、送達の告知が規範的でない、法定期間を経過して決定を行う等がある。手続上軽微な違法とは何かについて各国での認識は異なるが、中国の法律及び司法案例においては、釈明権の告知、公聴等は重要な手続とされ、これに一旦違反した場合は重大な手続上の違法に属し、行政行為を取り消さなければならない。

以上の二通りの違法確認に関する状況においては、提訴された行政行為は違法と言い渡されて被告敗訴となり、救済措置を講じて、敗訴による賠償責任、訴訟費用負担等の責任を負担する。また提訴された行政行為は取り消されず、その効力は継続する。

3) 行政行為は違法であるが、取消可能な内容がない場合（本条2項1号）。これは主に違法な事実行為が該当する。事実行為は実際に当事者の利益に影響を及ぼすが、当事者のために権利義務を設定するものではなく、例えば、殴打行為又は執行行為は、取消可能な内容が存在しない。政府情報開示の分野において、被告が政府に関する情報を開示したが、当該情報が原告の営業秘密、個人のプライバシーに関わり、かつ公共利益等の法定理由が存在しない場合、違法な開示行為にあたるが、この場合も情報開示行為に対する違法確認判決とするほかなく、かつ取消可能な内容がない。

4) 被告が違法な原行政行為を変更し、原告が依然として原行政行為の違法確認を要求する場合（本条2項2号）。被告が原違法行政行為を変更した場合、当該行政行為は既に存在しないが、当事者の合法的權益を保護するため、本法は当事者による提訴を認める。しかし、原告が勝訴し違法な原行政行為の取消が必要な場合には、取消可能な行政行為が存在しないため、違法確認判決をするほかない。

5) 被告が法定職責を履行しない、又は履行を遅延し、履行判決の意味がない場合（本条2項3号）。行政機関に対して保護という法定職責履行を要求する事件は、原告による請

求の一定時間内での有効性・価値が強いことから、時間が経過して状況が変わった後に履行しようにも条件が存在せず、又は実際の意味が全くない場合があり、このとき法定職責履行判決は適さず、違法確認判決がより適切である。

以上の三通りの違法確認に関する状況は、客観的に取消又は職責履行判決をなすには適さないが、違法確認判決によって行政行為の違法性が確認されることにより、被告が敗訴責任を負担しなければならない。

※参考文献) 前掲①p195~198, ②p203~206, ③p118~120, ④p163~166 参照。

## 5-2 無効確認判決の新設 (75条)

### 【無効確認判決】

**第75条 行政行為の実施主体が行政主体適格を具えない、又は根拠に基づかない等の重大かつ明白に違法な状況で、原告が無効確認を申請した場合、人民法院は行政行為の無効確認判決をする。**

本条は無効確認判決に関する規定である(新設)。改正過程では関連行政機関による無効確認判決の請求は、法による行政の発展の方向性及び発展水準を体現するものであり、必要であるとの意見もあったが、他方で懸念を示す声は、行政行為の無効及び無効確認判決の行政機関に対する要求は非常に高く、かつ中国においてはいずれも新しい内容であることから、その実施を容易にし、起動の安定性を図るために、適用範囲を明確にし、かつ適用範囲を広げすぎないようにすべしとの意見であった。これらにより、本条は幾度かの変更を経て原則的規定から列挙方式規定に変更され、さらに列挙方式ではあるが項目を分けない方式の規定とされている。

### 1 本条追加の理由

中国では今なお行政行為の無効に関する実体規定がなく、実体規定が欠如した状況において本改正では無効確認判決が追加されたが、これは十分に将来を見据えた改正であり、中国の行政立法における「先に手続があり後に実体がある」という発展の方向性及び経験に沿うものである。無効確認判決を追加した主な理由は以下の通りである。

1) 行政訴訟制度の完全性、科学性の強化。行政訴訟は行政紛争解決のために制定された手続に関する制度であり、行政紛争を解決できるか否かは、完全で科学的な訴訟手続、特に判決形式が非常に重要な役割を担っている。この点、現在中国の行政訴訟法では取消判決による行政行為の無効と一般的違法が「十把一絡げ」にされ、無効と一般的違法との境界は曖昧であるが、これは法制度の緻密化の要求に適應せず、実務における必要性も満たせない。無効確認判決を導入することは、中国行政訴訟制度の発展、整備に有益である。

2) 行政紛争の解決に有利に作用すること。本改正の目的の一つに、行政紛争の実質的解決の推進がある。無効確認判決を規定することは、重大かつ明白に違法である無効の行政行為を行政訴訟の審査対象として、行政訴訟の役割を發揮させ、矛盾・紛争が社

会に広がることを防止する上で有利である。

3) 法に基づく行政の水準向上に資すること。行政行為の違法を一般的違法と無効に細分化し、重大かつ明白に違法な行政行為を選別し、より厳格な審査を行い、より不利な法的結果を規定することにより、確実に行政機関に対してより厳しい要求を提起した。さらに厳しい要求を提起して初めて、「粗暴」で低水準の違法を是正することができ、長期的観点から見て行政機関による法律に基づく行政の水準向上に資する。

4) 行政法に関する理論及び立法の発展推進に有用である。この点、1986年民法通則が民事行為の無効及び取消について規定し、行政行為も同様に無効と一般的違法の状況が客観的に存在し、これについては多くの国家に立法例があり、中国の地方性法規の中に幾つかの規定もあるが、行政行為の無効に関する理論の進展は遅々として進まず、立法において真の意味で採用されたことはなかった。行政訴訟法のような手続法において無効確認判決を規定する場合は、行政行為の無効に関する初歩的基準を慎重に提起することにより、行政法に関する理論研究と法制度の発展が推進される。

## 2 本条をいかに理解するか

無効確認判決の導入は必要であるが、進展が速すぎて逆効果とならないよう配慮が必要であり、本条を理解する上で次の点に注意を要する。

1) 無効確認判決の適用状況は非常に少なく、通常使用する判決形式としてはならないこと。行政行為の無効の状況を正確に定義付け、重大かつ明白な違法の場合のみ無効とし、重大かつ明白であるという要件を同時に満たす必要がある。重大かつ明白とはどのような意味か解釈が必要な場合、一般的に違法な状況が重大で、非常に明らかであると理解すれば、一般の人々は合理的判断が可能となる（例えば、行政行為を行う者に行政主体適格はないが、行政機関との間に密接な関係を有する場合、及び行政行為にいかなる規範性文書の根拠もない場合である）。また、重大かつ明白な違法について解釈する場合は、特に慎重かつ厳格に、十分な論証を経なければならない。

2) 行政行為の無効は始めから無効であり、法院が無効と判断した後に失効するという過程を要しないこと。当事者は行政行為による制約を受けず、行政行為を履行しなくても良い。当事者と行政機関との間において行政行為が無効か否かにつき紛争が発生した場合、当事者は法院に対して無効確認判決を請求できる。よって、法理上からいえば無効確認訴訟は提訴期間の制限を受けず、いつでも提起可能でなければならない、これには多くの国家に立法例が存在する。この点、本条では明確な規定は置かれていないが、主に無効確認判決は新しい制度で実務の経験を蓄積する必要があること、及び関連する提訴期間については司法解釈で規定できるようにすることが考慮されている。

※参考文献) 前掲①p198~200, ②p206~208, ③p120~121, ④p166~167 参照。



### 5-3 違法確認・無効確認判決の補充規定（76条）

#### 【違法確認・無効確認判決の補充規定】

第76条 人民法院は、違法又は無効確認の判決を行う場合、同時に被告に対して救済措置を命じる判決をすることができる。原告に損害を生じさせた場合、法により被告に賠償責任負担を命じる判決ができる。

本条は、違法又は無効確認判決に関する補充規定である（新設）。違法確認判決は取消判決を補充するために規定され、その前提は行政行為の違法であるが、国家利益、社会公共利益等を十分に考慮し、違法な行政行為を取り消さずに否定的評価を行うのみで、違法な行政行為の違法性を確認する。違法確認判決は様々な法益を考慮した後の妥協的措置であり、法の天秤を国家利益、社会公共利益の方向に適度に傾けることであるが、必要な均衡を維持するため、本改正では、無効確認判決により違法な行政行為が取り消されることはないが、行政機関は安泰ではなく、取消判決に比べて軽い法的責任を負わなければならないことが規定された。すなわち、第1に積極的な救済措置を講じること、第2に敗訴責任を負担し、さらに原告、第三者に損害を与えた場合は、賠償責任も負わなければならないことである。

法院は実際の状況に基づき、被告に対して救済措置を命じる判決を下すか否かの決定を行う。これは法院が主体的に行うものだが、原告が違法な行政行為の取消を求める訴訟請求の範囲内にも含まれている。救済措置には違法な行政行為を失効させる措置及び争いを消除し、矛盾を緩和・軽減する救済措置も含まれる<sup>6</sup>。

違法確認判決において違法行為は取り消されることはなく、元の違法な状況が存続することにより、当事者の合法的權益に損害を与えた場合、原告による賠償請求を経て、法院は被告に対して賠償責任を負い当事者が被った損害の賠償を命じる判決を法に基づき下さなければならない。

※参考文献）前掲①p200～201，②p209～210，③p121～122，④p168 参照。

<sup>6</sup> 例えば、計画許可が違法で、住宅地区の緑地に車庫が建設された場合、当該計画許可は社会の公共利益に及ぶことから、違法確認判決を下すしかないが、法院はさらに被告と開発業者に対し住宅地区の緑化面積を増やす、又は車庫の代金を下げる等の取決めを要求することができる。また行政機関が開示した情報が原告の営業秘密、個人のプライバシーに及び、かつ公共利益等の法定事由が存在しない場合、法院は情報開示行為に対して違法確認判決を下すとともに、被告に対し、開示した情報の即刻削除、関連する書面資料の回収等の救済措置を命じることができる（前掲参考文献①201頁参照）。



## 6 変更判決の範囲を拡大 (77 条)

### 【変更判決】

第 77 条 行政処罰が明らかに不当，又はその他行政行為が金額の確定・認定に関わり，確かに誤りがあると認められる場合，人民法院は，変更判決をすることができる。

2 人民法院は，変更判決により，原告の義務を加重し，又は原告の権利・利益を減損してはならない。但し，利害関係人が同じく原告となっており，かつ訴訟請求が相反する場合を除く。

本条は変更判決に関する規定であり，旧 54 条 4 号を単独の条文としたものだが，実質的改正点が二か所ある。第 1 に変更判決の適用範囲を拡大した点であり，行政処罰以外の行政行為が金額の確定・認定に関わり，確かに誤りがあると認められる場合を追加し，第 2 に不利益変更禁止原則を明確にした点である。さらに，条文間の概念を一致させるため，旧法の「明らかに公正でない」を新法では「明らかに不当」に改めている。

### 1 変更判決の位置付け

1989 年行政訴訟法制定時に，変更判決を規定するか否かについては比較的大きな論争があり，その背景には，司法権と行政権との間の境界に関する問題が存在した。すなわち，法院が下す変更判決により，提訴された行政行為の内容が直接変更される。例えば，500 元の処罰決定が 200 元に変更された場合，これは本来行政機関が実際の状況に基づいて判断すべきであるが，変更判決では法院がそれを行い，行政機関は判決に基づいて改めて行政処罰決定を行うしかない。これに対し，反対意見は，法院が行政機関に代わって過料決定を行うことは司法権の逸脱であると指摘する。賛成意見は，迅速に紛争を解決し，行政機関の先入観による行政行為の重複を防止する上で有利に働くという角度から変更判決を規定すべきであり，また変更判決は司法権と行政権の権限分配原則に従っており，行政機関による行政処分決定のやり直しを必要としていると指摘する。

本改正では行政紛争の実質的解決の推進が重要な内容とされており，現在では変更判決に反対する声は基本的に収束しているが，変更判決強化を検討すべしとの意見を検討するに際しては，依然として司法権と行政権の権限分配原則を重視し，法治の最低ラインを堅持すべきである。

変更判決は，取消判決を補充する形式である。変更判決の適用範囲は取消判決よりも遥かに狭く，かつ取消判決の適用範囲に含まれることから，一種の包含関係にある。換言すれば，変更判決が適用可能な場合，取消判決も適用可能である。法院が変更判決を下す場合，事実を明らかにし，法律・行政法規を正しく適用する必要がある。また，一旦様々な客観的条件の制約を受け，行政行為の内容判断が困難になった場合は，法院が変更判決を下すための基盤が欠如するため，変更判決を下すことは相応しくない。そこで，本条は，法院は必ず変更判決をしなければならない，とは規定せずに，変更判決を下すことが「できる」と規定している。

## 2 変更判決の適用範囲（本条1項）

本改正では変更判決の適用範囲が拡大され、二つの状況が変更判決の適用範囲に追加された。

1) 行政処罰が明らかに不当な場合。旧法は「明らかに公正でない」と定めていたが、「明らかに不当である」への修正による実質的变化は大きくない。「明らかに不当である」とは、主に処罰決定が極端に偏っている状況を示し、既に極めて不合理であることにより、違法な状況と見られる場合である。その他の行政行為が明らかに不当な場合には、変更判決を適用できず、法院は取消判決を下すほかない。

2) その他の行政行為において、金額の確定又は認定に確かに誤りがある場合。これは主に金額の確定（例えば、補償、最低生活保障、社会保険給付に関する事件における、補償金、最低生活保障金、社会保険金の確定等）、及び認定（主に客観的事実が存在することを認めることであり、例えば、税金滞納に関する事件において、税務機関による企業売上高の認定等）に関する行政処罰以外のその他の行政行為である。

## 3 不利益変更禁止の原則（本条2項）

1) 不利益変更禁止は、行政訴訟、行政不服審査に関する原則であり、法院が行政行為の変更判決を法により行う場合、原告の義務を増加させ、又は原告の權益を減損させ、原告をさらに不利な状況に陥らせてはならないことを指す。同法理は行政訴訟、行政不服審査がいずれも公民の権利を救済する制度であり、公民の違法に対する責任を追及する制度ではないことに基づく。また、仮に不利益変更を認めた場合、当事者は訴権行使に消極的となり、行政訴訟制度の全体的役割を発揮させる上でも不利に作用する。行政訴訟における不利益変更禁止は本改正で追加された内容ではあるが、関連司法解釈では既に規定されており、行政復議法実施条例 51 条にも同原則が規定されている<sup>7</sup>。司法実務において、法院は審理を経て、原告に確かに違法行為があり、提訴された行政処罰が軽い、処罰が少ないことが明らかになった場合、実際の状況に基づき、原告の訴訟請求を棄却、又は提訴された行政処罰行為を取り消すことはできるが、直接変更判決を下すことはできない。

2) 行政訴訟における不利益変更禁止原則にも例外があり、利害関係人がいずれも原告であり、かつ訴訟請求が相反する場合には、同原則は適用されない（本条2項但書）。例えば、治安関連事件において、被害者及び加害者が同時に治安処罰決定に対して提訴し、加害者は処罰が重すぎると判断し、被害者は軽すぎると判断した場合、法院は裁判において不利益変更禁止原則を適用することはできない。

※参考文献）前掲①p202～204，②p210～213，③p122～123，④p169～171 参照。

<sup>7</sup> 行政復議法実施条例 51 条「行政復議機関は、申立人の行政復議請求の範囲内において、申立人に対してさらに不利となる行政復議決定を作出してはならない。」

## 7 行政合意の履行及び補償判決（78条），[司解15条]

### 【行政合意の履行及び補償判決】

第78条 被告が法による履行をせず，約定によって履行せず，又は本法第12条第1項第11号に規定する合意を違法に変更・解除した場合，人民法院は被告に履行継続，救済措置又は損害賠償等の責任を承認負担させる。

2 被告による本法第12条第1項第11号に規定する合意の変更・解除が適法であるが，法による補償が未だ与えられていない場合，人民法院は補償の給付判決をする。

本条は行政合意（行政契約）の履行及び補償判決に関する規定である（新設）。本改正では，政府特別許可経営協議，家屋土地徴収補償協議等の合意が，事件の受理範囲に追加された（新12条1項11号）。これらの行政合意は行政管理に関する新方式として，その利用が増加しており，行政管理の色彩が濃く，行政の私法への参入による弊害を防止して行政紛争をより適正に解決するため，これら合意の履行，解除，変更起因する紛争を行政訴訟によって解決することが必要である。そして，これに伴って発生する問題は，行政合意により発生した紛争を如何に審理して判決を下すかである。行政訴訟が「民が官を訴える」制度という基本的位置付けを堅持していることから，審理手続では基本的に現行審理手続に関する規則を適用できるとしても，その判決は主に合意を履行するか否かに対する認定であり，本法における職責履行判決又は取消，変更判決を適用することは困難である。よって，これに相応する判決形式，すなわち行政合意の履行及び補償判決を追加する必要がある。

被告による行政合意の不履行には，主として1）法により履行しない，2）約定により履行しない，3）違法な変更及び4）違法な解除の四つの状況がある。これらの状況は，行政機関による違約の全ての場合が含まれるが，相互間で一部交錯する内容がある（例えば，違法な解除は行政機関による行政合意の不履行を，違法な変更は行政機関が約定に従って履行しない状況を招くおそれがある）。

1）法により履行しないとは，主に行政機関が行政合意の履行を拒否することを指す。この点，1999年契約法では，契約不履行につき違約責任を負担すべき旨を定めるが，民事契約と異なる点は，一部の法律で行政機関は社会公共利益の必要性のために行政合意を履行しなくともよい場合が規定されている点であり，そのため本条は「法により履行しない」と定めている。

2）約定により履行しないとは，行政機関が行政合意を履行したが，行政合意の約定に完全に基いていないことを指し，相応する違約責任を負う必要がある。

3）違法な変更，4）違法な解除とは，行政機関が違法に一方的な行政合意の変更・解除を行うことを指す。例えば「市政公益事業特別許可経営管理弁法」によると，特別許可経営権を取得した企業が，特別許可経営期間に無断で特別許可経営権の譲渡，賃貸行為をなした場合，主管部門は特別許可経営協議を解除し，その特別許可経営権を取り消す権利を有する。特別許可経営権を取得した企業に法定の状況がないにも拘わらず，主管部門が

合意を解除した場合、違法な解除にあたる。このように、法院が行政合意関連紛争の審査を行う場合は、契約への適合性に対する審査だけでなく、その適法性についても審査しなければならない。適法性審査の場合、関連行政の法律・行政法規・規章による根拠があるか否か、及び契約法 54 条が定める法定の変更・取消に関する状況に適合しているか否かにつき確認しなければならない<sup>8</sup>。

法院が審査を経て、被告が法により履行しない、約定により履行しない、又は違法な行政合意の変更・解除が明らかになった場合、被告に対して違約責任を負担するよう求め、原告の請求及び実際の状況に基づいて、被告に対して引き続き行政合意を履行し、救済措置又は損害賠償を命じる判決をすることができる。

被告による行政合意の変更・解除が適法であるが、法により補償しない場合、人民法院は補償を命じる判決をする（本条 2 項）。一部地方政府の規章によれば、関連の法律・行政法規及び規章が改正、廃止された、又は特別許可経営権を与えた根拠となる客観的状況に重大な変化があった場合、公共利益の必要性のために、政府は法に基づき既に与えた特別許可経営権を変更又は回収することができる。これにより特別許可経営者に財産的損害が発生した場合、法により補償しなければならないが、被告が補償しない場合は、人民法院は補償を命じる判決をすることができる。

※参考文献）前掲①p204～206，②p213～215，③p123～124，④p171～172 参照。

## 8 行政復議決定と行政行為との一括裁判（79 条），[司解 9，10 条]

### 【行政復議決定と行政行為との一括裁判】

**第 79 条 復議機関と原行政行為を行った行政機関が共同被告とされた事件において、人民法院は、復議決定と原行政行為とを一括して裁判しなければならない。**

本条は行政復議決定と行政行為に対し一括して裁判を行う規定である（新設）。行政復議（行政不服審査）制度の形骸化という顕著な問題を解決し、行政復議制度の役割をより効果的に発揮させるため、本改正では行政復議機関が維持決定を行った場合に、「当事者は原行政機関に対して訴えを提起する」が「復議機関及び原行政機関を共同被告とする」ことに修正されている（新 26 条 2 項）が、これを受けて、判決においては同時に裁判を下すという規定が本条に追加されたものである。

復議機関及び原行政機関を共同被告とする場合、相応する訴訟は共同訴訟とすべきである。これは共同訴訟理論を発展させたものであるが、必要的共同訴訟ではなく、ここで提訴されたのは二つの行為であって同一行為ではない。また、通常共同訴訟でもなく、ここでの被告は二種類の被告であり同一被告ではなく、提訴された行政行為も類似していない。

<sup>8</sup> 行政機関の一方的な合意の解除・変更の権限が、比較的低い等級の規範性文書により与えることができるかという問題がある。これは適法性と契約への適合性との関係に関わり、関連実体法において検討の上規定される必要があり、当事者の合法的権益に関わることから、原則上、規章以外の規範性文書によっては当事者の合法的権益を制限する規定を定めてはならないと解されている（前掲参考文献①205～206 頁参照）。



そもそも共同訴訟は、複数の関連した訴訟を併せて審理し、訴訟効率を上げ、司法資源を節約し、紛争解決に便宜を図るものである。他方、復議における維持決定と原行政行為は同一行為ではなく、同種類の行為でもないが、関連性が非常に強い二つの行為であり、復議における原行政行為を維持する決定は原行政行為の効力を安定させるとともに、原行政行為の効力に従属する状態にあることにより、一つの訴訟中での解決が必要となる。この点、改正前の方法では復議における維持決定は、原行政行為の取消に伴って自動的に失効し、復議機関は自身が主張する権利を剥奪されていたが、本改正により復議における維持決定と原行政行為は一つの訴訟中で同時に審理され、紛争を一括して解決することに便宜が与えられている。復議機関及び原行政機関を共同被告とする共同訴訟において、法院は原行政行為及び復議決定の適法性についてそれぞれ個別に審査した後、一つの判決において原行政行為及び復議決定の適法性を一括して裁判しなければならない。

※参考文献) 前掲①p206～207, ②p215～216, ③p124～125, ④p172～173 参照。

## 9 判決言渡しの公開 (80 条)

### 【判決言渡しの公開】

第 80 条 人民法院は、公開審理と非公開審理の事件について、一律公開で判決を言い渡す。

2 法廷で判決を言い渡す場合、10 日以内に判決書を発送しなければならない。定期的に判決を言い渡す場合には、判決言渡し後、直ちに判決書を発行しなければならない。

3 判決言渡し時において、当事者の上訴権、上訴期限、上訴先の人民法院について必ず告知しなければならない。

本条は判決言渡しの公開に関する規定である（新設）。この点、旧法の全 75 条においては多くの行政訴訟手続について規定されておらず、専ら民訴法の規定が適用・参照されていたが（新 101 条対照）、本改正では、行政訴訟手続の改善も立法任務の一つとされており、特に判決言渡し公開の重要性に鑑みて、本条が追加されている。

判決言渡しは、開廷審理における最終段階であり、開廷審理における最終結果は判決言渡し方式によって当事者に告知される。判決言渡しは公開で行わなければならない、これは公開裁判制度における重要な内容であり、司法手続が文明的・進歩的であることを体現し、また国家司法権の神聖さと荘厳さを体現するものである。公開審理事件、非公開審理事件のいずれについても、判決言渡しは公開しなければならない、いかなる形式による秘密裡での判決言渡しも許されない。なお、公開すべきでない内容については、できる限り判決書には記載せず、判決書に記載すべき場合には、公開での判決言渡し時に関連内容を伏せる必要がある。

公開での判決言渡しには二つの時点がある。第 1 に開廷審理により事件事実を明らかにすることができ、法令適用が明確な場合、法廷で判決言渡しを行わなければならない。第 2 に、合議体により別途評議が必要、審判委員会に提出して討論が必要等の特殊な理由がある場合は、別途日時を選択し公開での判決言渡しを行うこともできる。司法効率の向上



及び行政による干渉を防止するために、事件の全体的状況を考慮し、可能な限り法廷で判決言渡しを行うべきである。

法廷で判決言渡しを行う場合、10日以内に判決書を発送しなければならない。期日を定めて判決言渡しを行う場合は、判決言渡し後、法院は速やかに判決書を発行しなければならない（本条2項）。

当事者が速やかに上訴権を行使できるようにするため、法院は公開での判決言渡し時に、当事者に対して上訴に関する権利、上訴期間及び上訴する人民法院について告知する義務を負う（本条3項）。告知を受けた当事者が判決を不服とする場合、判決書が送達された日から15日以内に、上級人民法院に上訴することができる。

※参考文献）前掲①p207～208，②p216～217，③p125，④p173～174 参照。

（つづく）

## 活動報告

### 【会合】

#### 第 18 回法整備支援連絡会

国際協力部長

阪井 光平

第 18 回法整備支援連絡会は、平成 29 年 1 月 20 日（金）に、大阪市の当部国際会議場をメイン会場として開催された。当日のプログラム、講演者・報告者の略歴及び会場でなされた発言は、後掲のとおりである。なお掲載した各発言は、全体の意味を損なわない範囲で一部を省略し、表現に変更を加えているので了承願いたい。

今回の連絡会は、「法整備支援の回顧と展望ーベトナム法整備支援プロジェクト開始 20 年を機に」をテーマとして開催された。文字どおり、我が国における実質的な法整備支援事業が開始されて 20 年経過したこの時期に、これまでの活動を振り返り、今後いかにあるべきかを共に考えることを企図したものであった。

全体を 3 部に分け、第 1 部は、ベトナムにおいて日本側の活動に深く関与した前司法大臣ハー・フン・クオン氏と、ベトナムにおける法整備支援、ひいては我が国の法整備支援の創始者と目される森寫昭夫名古屋大学名誉教授の講演を軸に、クオン前大臣と同様の立場にあるティン・チュン・トゥン司法省前次官、黎明期に長期専門家としてベトナムに赴任した武藤司郎弁護士、ベトナムの経済・産業事情に詳しい三浦有史日本総研調査部上席主任研究員によるディスカッションから構成された。第 1 部では、ベトナムにおける法整備支援の始まりと展開が俯瞰された後、ディスカッションでは、ベトナムに対して我が国がこの分野でなしてきたことが、現在、特に現地での日本企業の活動等にどのように反映されているのかなどについて議論がなされた。

第 2 部は、JICA の長期派遣専門家として、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、モンゴルに赴任した経験を持つ、検事及び弁護士が、松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授のモデレーションの下、当地での自らの経験について語り、今後各国に対する法整備支援、日本の法整備支援全体がどのように展開されるべきなのかなどについて議論が交わされ、それらに対して、矢吹公敏日本弁護士連合会前国際交流委員会前委員長、横田洋三法務省特別顧問からコメントが寄せられた。

第 3 部では、法整備支援のアクターである、JICA、日弁連、特許庁、ジェトロアジア経済研究所、そして当部が、他機関との「連携と協調」の観点から、日々の活動について報告した。ジェトロアジア研の山田美和研究員からは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が法整備支援に対して示唆することについて、興味深い報告がなされた。

ベトナムでの法整備支援が始まって 20 年が経過し、法整備支援の現場も、法整備支援を取り巻く環境も大きく様変わりしている。各国における展開も様々で、誤解を恐れずにいうと、ベトナムでは「百貨店型支援」がなされ、ミャンマーでは「コンビニエンスストア

型支援」がなされている。装いを新たにしたインドネシアに対する支援は、さしずめ「専門店型支援」といえようか。

様々な「業態」があるものの、いずれにおいても「自国の価値を押しつけることなく、相手国のオーナーシップを尊重して、寄り添う形で支援する」という我が国の法整備支援の流儀がいかに大切かが、今回の連絡会で再確認された。

このような日本型法整備支援が、対象国にもたらした利益は実際のところ計り知れないものがあり、今回もクオン前大臣、トゥン前次官からは、我が国に対する感謝の言葉が発せられた。

そのように感謝していただけるのは光栄なことであり、すべてはこれまで 20 年間に法整備支援に身を粉にして取り組まれた先達の尽力の賜であることは論を待たない。

他方で、近時大先輩から「日本の法整備支援は、過去の成功体験に浸るあまり、マンネリの傾向に陥っているきらいがある。対象国においても日本に研修に行けることが既得権益のようになっているのではないか」と耳の痛い指摘を受けた。

この指摘に反論する言葉を私は持ち合わせていない。昨今、百貨店の中に衣料品や家具・家庭用品の量販店が店舗を構えるようになっており、コンビニエンスストアも宅配等更に消費者のニーズに応えるべく不断の努力を重ねている。「篤志家の活動」から「国策」へと変わりつつ法整備支援において、その根本的な価値観を維持しつつ、時代の要請に応えるべく変革を図ることは我々の急務である。

日本型の「寄り添う支援」では、結果が出るまでに時間がかかってしまいがちであり、他国・他機関による怒濤のようなパッケージ型支援に対抗するためには、日本側の連携・協調体制を更に強化する必要がある。どうすれば、真に相手国のためになり、日本にも利益が波及する支援を、効果的になしうるのか、いわゆる「司令塔」の問題を含め早急の対応が必要があることが、今回の連絡会で浮彫りとなった。山田研究員が論じられた「ビジネスと人権に関する指導原則」についても、法整備支援に携わる者は鋭敏な感覚で対処しなければならないことが明らかになった。

本連絡会で発表したとおり、当部は、本年 10 月に、大阪市から東京都昭島市に移転する予定である。国際連合アジア極東犯罪防止研修所も同時期に同場所に移転予定であり、両部署・機関の連携により、より幅の広い法務省による国際協力が行われることになろうが、当部としても、これを機に更に変革を進め、JICAを始めとする関係機関と強く連携・協調を図りつつ、日本の法整備支援の拠点として進んでいきたいと考えているところであり、その思いを強く覚醒させられた会合であった。



【会場の様子】



【第1部 ベトナム前司法大臣  
ハー・フン・クオン氏による発表】



【第1部 名古屋大学名誉教授・  
弁護士 森嶋昭夫氏による発表】



【第2部パネルディスカッション】



# 第18回 法整備支援連絡会

*The 18th Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field*

## 法整備支援の回顧と展望

～ベトナム法整備支援プロジェクト開始20年を機に～

*Retrospect and Prospects of Legal Technical Assistance  
- On the Occasion of the 20<sup>th</sup> Anniversary of Legal Cooperation Project with Vietnam -*

平成29(2017)年 **1月20日**  **9:45 - 17:40**

日本語・英語同時通訳，日本語・ベトナム語逐語通訳（一部）

**大阪会場：法務省法務総合研究所「国際会議室」**  
大阪市福島区福島1-1-60 大阪中之島合同庁舎2階

**東京会場：独立行政法人国際協力機構（JICA）本部228, 229会議室**  
東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル2階

主催：法務省法務総合研究所  
独立行政法人国際協力機構（JICA）  
後援：最高裁判所  
日本弁護士連合会  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所  
公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）



# Program

※敬称略

開会挨拶 9:45~10:05

Opening Address

法務総合研究所所長

独立行政法人国際協力機構(JICA)理事

佐久間達哉

富吉賢一

第1部 基調講演等

Keynote Speeches and Dialogue

## 講演

10:05~11:10

ベトナムにおけるこれまでの日本の法整備支援、今後の期待等について

ベトナム前司法大臣  
ハー・フン・クオン

日本の法整備支援事業を拓いたベトナム  
改めて法整備支援を考える

名古屋大学名誉教授・弁護士  
森 昭夫

## 対談

11:10~12:00

ベトナム司法省顧問  
(同省前次官)  
ディン・チュン・トゥン

名古屋大学  
名誉教授  
森 昭夫

◆モデレーター  
法務総合研究所  
国際協力部部長  
阪井 光平

日本総研調査部  
上席主任研究員  
三浦 有史

ベトナム日本商工会  
法務小委員会委員長  
弁護士  
武藤 司郎

第2部 元JICA長期派遣専門家らによる

パネルディスカッション

13:30~15:30

Panel Discussion by Former JICA Long-Term Experts

◆モデレーター  
慶應義塾大学大学院法務研究科教授  
松尾 弘

◆全体総括コメント  
法務省特別顧問  
横田 洋三

## 前半

13:30~14:30

### ◆パネリスト

国連アジア極東犯罪防止研修所次長  
JICA法整備支援アドバイザー・弁護士  
大阪地方検察庁検事  
大阪地方検察庁検事

### ◆総括コメント

日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長

森永 太郎  
佐藤 直史  
西岡 剛  
松本 剛

矢吹 公敏

## 後半

14:35~15:30

### ◆パネリスト

JICA産業開発・公共政策部  
国際協力専門員・弁護士  
法務総合研究所国際協力部副部長  
福岡高等検察庁検事

磯井 美葉  
伊藤 浩之  
國井 弘樹

第3部 関係者による活動報告

(関係機関同士の連携の在り方等)

15:50~17:30

Activity Reports from Related Organizations

### ◆報告者

JICA産業開発・公共政策部審議役  
ジェトロアジア経済研究所  
新領域研究センター法・制度研究グループ長  
日本弁護士連合会国際交流委員会委員長  
特許庁総務部国際協力課課長補佐  
法務総合研究所国際協力部部長  
法務総合研究所国際協力部副部長

河西 裕之

山田 美和  
外山 太士  
武井 健浩  
阪井 光平  
伊藤 浩之

総括・閉会挨拶 17:30~17:40

Conclusion and Closing Address

公益財団法人国際民事法センター理事

小杉 丈夫

レセプション

Reception

# Profile

## 講演者等



**ハー・フン・クオン 氏 ベトナム前司法大臣**

モスクワ大学国際法学部卒業，ソビエト社会主義連邦共和国連邦科学アカデミー（現ロシア科学アカデミー）国家法律研究所にて法学博士号取得。司法省ハノイ法科大学国際法学部副学部長，同省国際協力局長，同省次官等を歴任し，2007年司法大臣就任。2011年の再任を経て，2016年4月退任。



**ディン・チュン・トゥン 氏 ベトナム司法省顧問（同省前次官）**

タシュケント大学卒業，同大学にて法学修士号取得。  
司法省ハノイ法科大学講師，同省民事経済法局法律専門家（民法起草），同省民事経済法局長等を歴任し，2005年同省次官。2016年11月同省顧問。



**森 鳥 昭 夫 氏 名古屋大学名誉教授・弁護士**

東京大学法学部卒業，ハーバード大学ロースクール修了(LL.M.)。  
名古屋大学法学部教授，上智大学法学部教授，ハーバード大学ロースクール客員教授，カナダ・ブリティッシュコロンビア大学法学部客員教授，オランダ・ライデン大学日本研究所客員教授等を歴任。1993年，文化交流プロジェクトで訪越し，日本民法を紹介したのを皮切りに，ベトナム，モンゴル，カンボジアの法整備支援に携わる。日本の法整備支援の草分け的存在。

**三 浦 有 史 氏 日本総研調査部上席主任研究員**

早稲田大学卒業。  
日本貿易振興会（ジェトロ）勤務等を経て，現職。その間，アジア経済研究所経済開発分析事業（ベトナム）研究会委員，財務省市場経済移行国ベトナムにおける諸問題と我が国の支援のあり方に係る研究会委員，外務省ODA国別評価（ベトナム）アドバイザー等を歴任。  
開発経済や移行経済を専門とし，ベトナム，インドネシアのマクロ経済等を中心に研究。



**武 藤 司 郎 氏 ベトナム日本商工会法務小委員会委員長・弁護士**

早稲田大学法学部卒業，コロンビア大学ロースクール修了(LL.M.)。  
1994年弁護士登録。1996年から2000年までJICA長期専門家としてベトナム司法省で勤務。2012年ベトナム外国弁護士登録。2015年ベトナム日本商工会法務小委員会委員長就任。

**横 田 洋 三 氏 法務省特別顧問**

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。  
世界銀行法律顧問，国際基督教大学教授，東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授，中央大学法学部・法科大学院教授等を経て，現在，法務省特別顧問，人権教育啓発推進センター理事長及び日本ユニセフ協会顧問として活動。



**矢 吹 公 敏 氏 日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長**

東京大学法学部卒業，コロンビア大学ロースクール修了(LL.M.)。  
1987年弁護士登録。日本弁護士連合会国際室室長，同会国際交流委員会副委員長，委員長を歴任。JICAによるベトナム，カンボジア等への司法支援プロジェクトに長年関与。

## 第 18 回法整備支援連絡会発言録

### 佐久間達哉法務総合研究所長挨拶

この連絡会、皆様のご協力をいただきまして、今回で 18 回を数えるに至りました。今日も、お忙しい中、この大阪会場、また東京のサテライト会場に大勢の関係者の方にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

基調講演あるいは対談をお願いしておりますハー・フン・クオンベトナム前司法大臣、ディン・チュン・トゥンベトナム前司法省次官、武藤司郎ベトナム日本商工会法務小委員会委員長の皆様には、遠路ベトナムからお越しいただきまして大変ありがとうございます。

また、同じく、基調講演あるいは対談をお願いしております森島昭夫名古屋大学名誉教授、三浦有史日本総研調査部上席主任研究員、さらには午後のパネルディスカッションでモデレーターや総括コメントをお願いしております松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授、矢吹公敏日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長、横田洋三法務省特別顧問の皆様には、ご多忙の中ご参加いただきまして大変ありがとうございます。

皆様に心から感謝を申し上げます。

さて、今回の法整備支援連絡会では、「法整備支援の回顧と展望～ベトナム法整備支援プロジェクト開始 20 周年を機に～」をテーマに選びました。

皆様、ご案内のとおり、日本の法整備支援事業は、ベトナムに対するものからスタートいたしました。ドイモイ政策により市場経済に移行して間もないベトナムから民法の起草支援の要請があり、森島先生が講義等をされるようになったのが始まりであり、私ども法務省でも 1994 年から本邦研修の実施等を通じてこれに参加するようになり、1996 年からは JICA プロジェクトとして本格的に実施されてきたわけでございます。

ベトナムに対する JICA プロジェクトとしての法整備支援事業が始まりまして、ちょうど 20 年が経ちました。この間、民事訴訟法、破産法、民法、民

事判決執行法、国家賠償法、人民裁判所組織法、刑事訴訟法、人民検察院組織法、戸籍法といった法律の制定あるいは改正に対する起草支援、また、立法プロセスの改善に対する支援等を行ってまいりました。実施した本邦研修はこの間に 55 回、クオン前司法大臣、トゥン司法省前次官を含む延べ 549 人のベトナムの司法関係者が参加をされ、私ども法務省から派遣した検事の長期専門家だけでも 18 人に上っております。このように我が国の法整備支援事業の中でも最も大きな比重を占めてまいりましたベトナムでの法整備支援を振り返りながら、今後の法整備支援の在り方を考えたいというのがテーマ選定の趣旨でございます。

もとより、法整備支援の在り方は対象国のニーズあるいは状況などにより大きく変わり得るものですし、対象国も当初の市場経済移行国やポストコンフリクト国だけではなく、一定の広がりを見せております。

しかし、ベトナムでの経験の中には、例えば、対象国のオーナーシップを尊重した法案起草支援の在り方、あるいは人材育成や法令間の整合性確保等を含め法の支配定着を図っていく効果的な手法といったノウハウから、法整備支援の目的としていわれる対象国における法の支配の定着と、近時、強調されることの多い日本企業の海外展開のための環境整備をそれぞれどう考えるか、さらには、ODAとしての JICA プロジェクト終了後の法整備に関する協力関係の在り方など、いろいろな問題について普遍的な教訓となり得るものが少なからず生まれているようにも思います。

今日一日の皆様のご議論でどこまで話が進むか分かりませんが、大変楽しみにしております。

終わりに、本連絡会を後援していただきました最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、公益財団法人国際民間商事法センターの皆様にご心から感謝を申し上げます。

また、この場をお借りして、日ごろ、私ども法務総合研究所の活動にご理解とご支援をいただいている皆様に心から御礼を申し上げます。

本連絡会が、法整備支援の一層の発展に寄与することを願ひまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

### 富吉賢一独立行政法人国際協力機構（JICA）理事挨拶

本日は、法務省法務総合研究所と共に第18回の法整備支援連絡会をこのように開催することができ、大変喜ばしく思っております。共催者のJICAを代表いたしまして、ご来場いただきました皆様方、それから開催にご尽力いただきました関係者の皆様方に御礼を申し上げます。

また、森寫先生を初め、本日も登壇くださる方々に心より御礼申し上げます。特に、ベトナムの前の司法大臣でございますハー・フン・クオン様、前の次官でございますディン・チュン・トゥン様におかれましては、遠路はるばる日本までお越しいただきましたこと、深く感謝の意を表します。

先ほど、佐久間所長からのご挨拶にもありましたとおり、本日の連絡会のテーマは「法整備支援の回顧と展望」でございます。これは、皆様ご存じのとおり、JICAが1996年にベトナムで法整備支援プロジェクトを本格的に開始して20年という節目を迎えたことから、このテーマを選ばせていただきました。

法整備支援そのものは、1996年以前にも、例えば国際連合アジア極東犯罪防止研修所における刑事法分野の研修や、森寫先生が当時のベトナムのロック司法大臣とともに開始されました民法の支援というものがあり、こういう事業を背景に1996年にJICA事業を始めたことと承知しております。もっとも、20年前にありましては、JICAにとって初めての協力分野であり、JICAでは担当者であっても事業内容や意義を理解するのに相当苦勞をしたという話が伝わっております。当時JICAには法学部を卒業している職員の数も少なく、初めての分野という

ことで、関係者の皆様方にはいろいろとご迷惑をおかけしたかもしれませんが、この場をお借りしてお許しをいただければと存じます。

私がこの法整備支援の担当の理事になりましたのは一昨年の10月でございますが、その時点ではJICA本部にこの法整備支援の専門の課が設置され、3名の弁護士の方にアドバイザーとして就任していただき、またベトナムあるいはアジアにとどまらず、アフリカにも事業展開をする状況にまでなっていました。JICAにとりまして、この20年間は開発援助機関として法整備支援を行う意味と方法を学んできた20年間ともいえるわけであり、この諸先輩方の努力の、それから今の担当者が開発支援、開発援助の主要分野としてこの法整備支援を位置付ける、このようなところまで持ってくることは、皆様方のおかげであると同時にJICAにとって非常に大きな財産になっていると思います。

また、JICAの法整備支援事業をご支援いただいております、今日の連絡会の後援者でもごまらず公益財団法人国際民商事法センターも設立20周年と伺っております。同センターにおかれましては、JICA事業の展開に対して長年にご協力をいただいております。この場をお借りして深く感謝申し上げます。これに関しまして、JICAとして感謝の意を表するため、昨年10月、JICA理事長表彰をし、感謝状をお贈りさせていただいております。この場でご紹介させていただきます。

法整備のプロジェクトを20年続けてきたわけではございますが、いまだ途上国では不安定さが残っております。これは法の支配というものがまだ完全ではないということを意味しているのではないかと思います。必要な法律が足りないとか、法律間の整合性がとれていないとか、あるいは法の支配を支える人材が不足しているとか、こういった課題が山積みされています。このことは途上国での勤務を経験いたしますと非常に強く実感するところでございます。

私も、ちょうど20年前、メキシコに在勤しておりましたし、今のポストにつく前は、4年間、インド



ネシアで勤務をしております、この法の支配の重要性ということを強く実感をしているところでございます。これは、国の発展段階や政治体制とは関係がない、世界共通のコモンセンス、常識といえるものではないかと思っております。

JICAといたしましては、このような認識のもとに、今後も法の支配の促進を目的にルールを整備、法運用組織の機能強化、リーガル・エンパワーメント、人材育成といった4つの領域で法整備支援を展開していきたいと考えております。

また、昨年12月には、ニューヨークにおきまして、初の試みでございますが、国連機関と共催でシンポジウムを持ちまして、「法遵守の文化」をテーマにUNDP、UNODC、また各国からの出席者と議論を深めたところでございます。これは、各国のドナーの間でも関心が高まっている分野であると思われませんが、今後も、日本の法整備支援についての情報発信と援助潮流の把握にもJICAとして努めていきたいと考えております。

また、現在、JICAでは、法整備支援20周年の歩みを書籍にまとめる作業を行っているところでございます。まだ準備段階で、出版日も未定ではございますが、鋭意進めて、できるだけ早く、年内にも出版にこぎつけたいと考えております。この場をお借りしてご紹介をさせていただきます。

最後になりましたけれども、改めてこの20年間、法整備支援にご尽力をいただいた関係者の皆様方に感謝を申し上げますと同時に、本日の連絡会にて活発な議論が行われ、参加された皆様方が法整備支援について多く学ぶ機会になることを確信いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

## 【第1部】

### ハー・フン・クオンベトナム前司法大臣講演

日本国法務省法務総合研究所所長、佐久間達哉様、JICA理事、富吉賢一様、ご列席の皆様、本日、ベトナムと近く、美しい大阪市で開催される第18回法整備支援連絡会に司法省前次官のディン・チュン・トゥン氏と一緒に参加することができまして大変う

れしく思います。

また、実際、今回の連絡会に参加させていただき、さきの佐久間様及び富吉様のスピーチを聞かせていただきまして、日本とベトナムのこの20年間の法・司法協力関係と密接に関わってきた私といたしましては、本日の連絡会の重要性、その意義について理解し、強い感銘を受けております。

ご承知のように、30年以上前に、ベトナムは新しい段階の発展へと踏み入れました。これを国の全面的な刷新、ドイモイと呼んでおります。皆様は、ドイモイ自体については余り深く理解されていないかもしれませんが、ベトナムにとっては、いわゆる官僚主義、集中的な経済から市場経済へと変革させることを意味し、そのドイモイの目標としては、当時のベトナムを、低開発の状況から発展した国へと変換させることが掲げられました。ベトナムをその状態から一歩ずつ工業化、近代化、国際化へ進めていこうとしたわけです。同時に、ベトナムは、人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家を建設することを目指しました。

どのような法治国家がイメージされたのか、ここにいらっしゃる若い世代の参加者の方々は、十分理解されていないかもしれませんが、最初から我々の協力に参加してくださっている森寫先生のような方々は、恐らく、我々と同じような感覚で理解してくださっていたと思っています。

30年以上前に、我々がこのドイモイに入った時は、ベトナムとしては法律制度及び司法機構が非常に脆弱な状態に立たされていた時期でありました。憲法以外は、いくつかの法律しか存在していませんでした。そのほかの社会関係、例えば経済事業分野に関しては、刑事関係でも民事関係でも、国会の常任委員会の国家令や、国家主席の命令、政府及び首相の政令、決定などによって規定されておりました。また、裁判官と検察官は、ほとんどは正規に育成されておらず、軍人になって除隊してから二、三か月くらいの間勉強をした後に裁判官に任命された人もいました。弁護士というの、当時のベトナムの社会また国民にとってはかなり珍しい存在でした。



ベトナムの当時の開放的で、多様化、多角化を目指す対外方針において、特に発展した市場経済諸国との法・司法の国際協力は、非常に高い優先順位がありました。その中においては、日本はベトナムのこの分野における優先的なパートナー国の1つでした。当時のベトナムの初めての民法典は、森嶋先生を始め、そのほかの先生方、裁判官などがベトナムに来てその立案に参加してくださいました。JICAの支援のもとで。この20年以上にわたって、民法典から始まりまして連続的に3つの技術協力のプロジェクトがベトナムにおいて実施されて、法整備における協力関係は精力的に発展してきました。1996年から2007年までの3つのフェーズにわたって実施された法・司法協力のプロジェクトがあり、法・司法制度の改革に関するプロジェクトが、2つのフェーズで2007年から2015年まで実施されました。そして、現行のプロジェクトは、その題名を「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」とするものです。最初の段階ではベトナム側のカウンターパート機関は、司法省のみでしたが、その後、最高人民裁判所、最高人民検察院、そして2009年に設立されましたベトナム弁護士連合会もカウンターパートとして参加するようになりました。その後、ベトナムの首相府もカウンターパートとなり、計画投資省や地方自治体もプロジェクトに関わっています。

今、申し上げましたいくつかのプロジェクトの実施を振り返ってみると、JICAのプロジェクトにおける様々な協力の活動は、ベトナムに対しては最も有益で、また実践的な成果をもたらしたと私としては断言できますが、具体的には以下の面で非常に顕著に見られます。先ほどJICAの理事から法整備支援の重要性について話があったかと思いますが、私は、受益国であるベトナムとして、法律・司法の協力をしてくれる他の国家との比較も考えながらお話ししたいと思います。

ベトナムに法・司法分野の協力してくださる国は、日本以外にも多くの国と国際機関があります。ベトナムと歴史上密接な関係のあるフランス共和国もそ

の1つです。そして、非常に遠いヨーロッパの国、スウェーデンもそこに入っております。大国であるアメリカも、また、多角的な活動している国際機関であるUNDP、そして地域においては、ADBアジア開発銀行もそうです。

本日の会議においては、私としては日本との協力の中で顕著に現れている3つの側面について言及したいと思います。

まず、その第一としては、日本はベトナムにとっては最大のカウンターパートの国であります。ベトナムの法制度においては非常に効率よく貢献してくれました。その中で、市場経済制度とベトナムの特殊な政治、文化制度との調和、一貫性も保障しています。そして、市場経済と社会主義的法治国家及び民主的な社会構造との合理的な構築ももたらしております。皆様のこの重要な協力の一部がありまして、今日、ベトナムの法制度は基本的には完成されており、社会関係の各分野のほとんどは国会によって成立した法律によって調整されています。私が言及したドイモイ当初の状況とは本当に雲泥の差があります。最も輝いていることとして、ベトナム国会が2013年の新憲法を立案・成立させたことがあります。その中においても、日本の専門家の皆さんの一定の貢献があったこととお話ししたいと思います。特に、2013年の半ば頃に、ベトナムの高級調査団が憲法調査のために日本に来たことについては言及せずにはいられません。その高級調査団のリーダーは、当時の副首相で、現在の総理大臣、首相のグエン・スアン・フック氏です。この新しい憲法は、ほぼ全面的に刷新されていて、その中においても日本の先生方、裁判官、検察官のいろんな知恵が、印を残しています。

2つ目として、先ほど、佐久間所長もそれについて振り返ってくださいましたが、私としては、ベトナムの民法典の立案とその後の改正などに対する皆さんの貢献については、強調したいと思います。1995年の最初の民法典に、皆さんからの第一歩の貢献がありました。そして、2005年の全面的な改正、そしてまさに皆さんのご協力を得て、ベトナムの国会が

2015年において全く新しい民法典を成立させました。今年の1月1日からその新しい民法典が効力を発生するようになりました。この新しい民法の中には、日本の長期専門家のみならず、そのほか裁判官、検察官、弁護士、大学の先生方、特に森島先生、新美先生などのご経験、その知恵が、顕著に現れております。民法については、法律の立案、成立だけでなく、その後の法律の施行などについても、日本はベトナムのカウンターパートとして、粘り強く今までその実施においても協力していただきました。日本以外のほかのベトナムのカウンターパート機関は、どっちかといいますと1つの法律を立案して国会に提出し、その法律が成立したらそこまでです。そこで終わってしまうわけです。他の国の協力機関はそうすけれども、日本の専門家、日本のプロジェクトでは、その法律が成立し、そして社会に定着するまで、最後まで付き合ってください。また、その法律のその後の効果などについても、ベトナムと一緒に評価もしていただきます。そして、その法律がより完成されるためには、どのように補足、改正すればよいのかについても提言して下さるのです。民法典のみならず、それに関連する国家賠償法や民事判決執行法などについての支援がその例です。

3つ目の特徴としては、日本は、ベトナムの法律や司法を運用するための人材育成においても非常に効率のよい協力をして下さる最も強いカウンターパート国でもあります。ベトナムの司法機関だけでなく、その後、ベトナムの弁護士連合会やそのほかの関係省庁に対しても研修をしてくださっています。この20年以上、JICAの枠組みの中で50以上のいわゆる本邦研修が実施されてきました。その参加者は1,000名ほどに上っているかと思えます。その中にはベトナムの裁判官、検察官などが入っております。その傍ら、ベトナムの何百もの法律の専門家、法学修士、法学博士が日本の有名な大学で育成、教育されてきました。ほかの国に留学している者と違って、日本で教育または育成された法律関係のベトナムの学生などは、大多数は皆、帰国し、元

留学生として日本で習得した知識などを自分の仕事また業務の各分野に非常に有効的に活用しております。その中においても、ベトナムの法律・司法機構においても、帰国後迅速に昇進していく人もいて、私の後任である今の司法大臣、新しい司法大臣は、名古屋大学の法学博士を取得しております。

全般的に見ると、昨今のベトナムと日本の法・司法協力はいろんな成果が上がっておりまして、特にこの活動でJICAのプロジェクトを介しての技術協力活動は、特にベトナムの制度や特殊な社会の管理において、市場経済の原理や法治の原則が促進されることに資しております。そして、それによってこのドイモイ30年間の法律又は司法の改革、または法治国家の建設に大きく貢献しております。ご承知のように、ドイモイ30年を経て、ベトナムは既に低開発国から脱却することができました。マクロ経済は安定しております。また、毎年のGDPの成長率は常に高いレベル、6から7%以上を維持しております。社会福祉は日増しによくなってきております。ベトナムの国際的な立場は、日増しに高められていて、政治的な安定と投資事業のための環境の整備もあって、ベトナムは世界各国の経営、観光、投資の魅力的な国となっております。そして、その中においても、日本は常にトップクラスになっております。ご承知のように、ついこの間、安倍首相がベトナムへ訪問されましたが、安倍首相が、ベトナムは日本の投資家に関心を示している中心的な国であると発言されました。

皆様はベトナムへいらしたことがあるかどうか分かりませんが、20年前と比べますとかなり変わってきております。特に、日本の皆様は桜の国といいますが、その桜の国の食文化は日増しにベトナムのホーチミン市、ハノイ市のみならず、ベトナム全国へと広がっていつて輝いております。また、直接的または間接的に、このような日本とベトナムの法律と司法の協力は、ベトナムと日本との関係のレベルを向上させるべく貢献してきております。そして、2014年から、日本とベトナムとの関係のレベルは、アジアの平和と繁栄のための包括的戦略的パートナーシ

ップと高くなっております。

本日、このような会合において、今までお会いした皆様、また本当にお世話になってきているいろいろな友人の方々にお会いすることができまして、今日までのベトナムの司法省を始めとする様々な機関に寄せられた皆様の協力関係、貴重なご支援、そして皆様のご厚意に対して私は心から感謝の意を述べたいと思います。この場をお借りして、今まで貢献してくださいましたプロジェクトに関わっていただいた方々、そして、長期専門家の方々に対して心からの感謝を申し上げます。そして、この20年間、先ほど私が言及した盛大な成果が得られるためにずっと協力してくださいました裁判官、検察官、弁護士、大学の先生方に対しても感謝の意を表したいと思います。皆様のご協力、ご支援のおかげで、私とトゥン氏も、ベトナム政府から与えられた任務を全うすることができました。

ご承知のように、2016年からベトナムは新しい段階の発展へと踏み入れることになりました。新しい国会、新しい政府は、非常に強い決心をしております。国会も政府も、2021年またはそれ以降の国の発展の目標を掲げております。特に、法律に関しては、整備を継続しますが、戦略的な転換として、法律の立案成立そのものから、法律の実施、施行を重視する方向へと転換することになります。そのことは、ベトナムの司法と法律に大きな発展の機会を与えるわけですが、同時に、大きな課題ともなっています。特に、法律の実施、国の司法制度を運用することについては、私は確かにもう定年しましたが、今後、JICAプロジェクトを始め、複数年にわたってもその支援を継続的に強化していただくことが、ベトナムの法・司法分野の更なる発展の一助となると強く信じております。そして、そのことが、ベトナムが目指している富民、強国、民主的で公平な文明国の建設に貢献することと信じております。それを踏まえまして、私としても今後のアジアの平和と繁栄のためのベトナムと日本の包括的な、戦略的なパートナーシップの関係の構築に関して役立ちたいと思っています。

ベトナムの伝統にのっとなって、大阪また東京会場にいらっしゃる指導者の皆さん、または参加者の皆さんに対して、2017年の新年のお祝いの言葉を送りたいと思います。皆様のご多幸を祈願いたしました。JICAのプロジェクトの更なるご成功も祈願いたしました。そして、この法整備支援会が成功のうちに終わることを祈願いたしました。皆様に対して感謝をしたいと思います。ありがとうございました。

### **森嶋昭夫名古屋大学名誉教授講演**

森嶋でございます。第18回法整備支援連絡会の基調講演者の一人としてお招きいただきまして大変光栄に存じます。ご紹介にありましたように、法整備支援、特にODAとしてJICAの国の支援事業を始めるきっかけを作った者の一人として、回顧するというよりもむしろこれからどうしていくかということをお考えの機会を私に与えていただいたと思っております。

そもそも「法整備支援」というのは、発展途上国の法整備について先進国側が協力し、支援することですが、法整備という言葉は多義的に用いられていて、個別の法律あるいは規則などの法律規範の整備をいうこともあれば、例えば、民法分野について付属法令も含めた、ある法律分野全体の法規範の整合的整備を指すこともあります。また、法律整備にとどまらず、法律執行手続、裁判制度などの組織整備、そして、法人材育成も法整備という言葉の対象となっています。

さらに、法整備支援の事業主体もさまざま、国家がODAの一環として実施する場合もあれば、国際開発援助機関や民間の財団、大学、民間団体などが支援対象の国や団体に支援をする場合もあります。わが国では、ODAとしてJICAが実施するもののほか、各省や大学、日弁連などが、さまざまな対象国や団体に対して、さまざまな形態で法整備支援を行っています。また、JICAが、他の省庁や機関、民間団体と協力して、知的財産法、環境法分野などで別の内容・方法の法整備支援を行ってい

るものもあります。

本日は、このように多様な法整備支援の中で、これまで、わが国の法整備支援事業の中核を占めてきた、ODAの一環としてのJICAの事業についてお話しします。しかし、時間の制約がありますし、私の経験に基づいてお話しをするという本日の講演の趣旨からしても、1993年以降私が個人的にベトナム司法省に対してベトナム民法典起草のお手伝いをしていたことから発展して、1996年に、わが国のODA法整備支援事業の開始となる、ベトナムに対するJICAの事業が公式にスタートした経緯を具体事例として取り上げたいと思います。そして、この経緯について述べることを通じて、わが国のODA法整備支援事業が、様々な現実的状況や制約に直面しつつも、どのような考え方、理念と方法を構築して支援事業を実施してきたかについて述べることにします。そしてさらに、これまでの経験を踏まえて、ODAとしての法整備支援の意義と限界、法整備支援におけるわが国の支援の考え方、今後のわが国の法整備支援事業はどうあるべきかの3点について、若干の私見を述べることにいたします。

わが国の法整備支援の経験はせいぜいここ20数年に過ぎません。かつてのヨーロッパの国々が、支配する植民地に対して強制した宗主国の法制度の移植は、とても法整備支援と呼べるしろものではありません。植民地支配ではなく、主権国家としての発展途上国の法整備支援を大規模に行った例としては、1960年代から1970年代にかけて展開された、米国政府による「法と開発運動」、Law and Development Movement、略してLDMがあります。これは、1960年代以降東西冷戦の激化にともない、中南米、アフリカの諸国を西側陣営とするために、米国が独立後間もないこれらの国々に多くの若い人的資源を送り込んで、アメリカ型民主主義統治機構を移植しようとしたものです。しかし、被支援国の国情を無視して米国の法制度を一方的に押し付けようとしたこのLDMは、これらの国では形骸化してしまい、制度は機能せず、民族紛争や権力闘争の中で軍事政権や独裁政権が長期支配することとなり、

結局、民主主義的統治は実現しませんでした。

また、国際開発復興銀行などからなる世界銀行、欧州復興開発銀行、アジア開発銀行などの国際開発金融機関が、開発途上国に開発資金援助をするにあたって、一定の法制度の整備を支援している場合があります。この場合、法整備の対象は、被支援国の国家統治に関わる法制度というよりも、土地法、担保法など、金融機関の資金回収担保に関わる法律に向けられています。国際金融機関として、開発資金援助の条件として資金回収を担保する法制整備を支援することはやむを得ないことではありますが、被支援国の関係法の整備状態を無視して、当該金融機関の資金回収に有利な法整備を一方的に導入しようとするため、被支援国民の利益を損なう事例も見受けられます。

さらに、東欧社会主義体制が崩壊した1989年以降になると、市場経済に移行を図る開発途上国に対し、西欧先進諸国が、主としてそれぞれの国の法制度をモデルとして導入させることを目的として支援を行うようになりました。ベトナムでも、スウェーデン、フランス、オーストラリアなどが法整備支援を開始していました。

今でこそ、わが国がODAとして法整備支援事業を実施することについて、国内外で疑う人はいないと思われます。しかし、1990年代前半のわが国では、法整備支援という言葉さえなかったのではないのでしょうか。私は、名古屋大学法学部長として1億円余の基金を募り、法学部にアジア法政治研究プロジェクトを立ち上げて、それを実施するために、1992年にベトナムを含むアジアの国々を訪れました。それは、経済発展の緒についていたアジア諸国の法政治制度について、名古屋大学法学部が、わが国の他の法学部に先駆けて、現地資料収集体制を作り、アジアの主要な大学、研究所との間の研究交流拠点となるためでした。当時、わが国はまだアジア諸国の法制度には関心がなかったのですが、私は、わが国にとって、21世紀のアジアの発展を考えれば、アジア諸国との交流は不可欠だと考えていました。

ベトナムのハノイでは、「国家と法研究所」が主た



る訪問先だったのですが、ダオ・チ・ウック所長の紹介でグエン・デイン・ロック司法大臣にお目にかかりました。その際、ロック司法大臣は私に「私が日本を訪れた際、日本の法務大臣にベトナム民法起草支援を依頼し、日本の大臣も非常に好意的であったが、その後何も対応がない」といわれ、「現在起草作業の重要な時期なので、何としても支援をお願いしたい」と熱意のこもった要請をされました。当時、ロック司法大臣は中央政府の民法草案起草委員会の委員長として草案起草に最終責任を負っていたのです。私がロック司法大臣にお目にかかったときは、それまで停滞気味であった民法草案起草委員会の作業が党の指示によってフル回転し始めた時期であったようでした。ベトナムは、1986年から「刷新」という訳語が当てられているドイモイ路線を採用して法整備を進めてきましたが、1992年の憲法改正によって、社会主義の枠内で、法律の留保付きとはいえ、市民の自由と財産権が保障されることになりました。市民法、市場取引法としての民法を立法する道が開かれたのは、この憲法改正によってであるといえましょう。さらに、ベトナムは、対外開放政策の下で外資導入を図るために、民法を始めとする市場取引法を早急に整備する必要に迫られていました。共産党政権下にあって、92年改正憲法が法律の留保付きながら市民の自由と財産権の保障を認めたことは、市民法としての民法の立法に一定のレジテマシー、すなわちお墨付きが与えられたのですが、後に述べますように、民法制定とその後の民法改正において、国家が市民に優先する社会主義法の強固な思考枠組みと市民法諸原理との間の調整は容易ではありませんでした。

帰国後、法制審議会民法部会の委員であった私は、法務省の官房長に会ってロック大臣の要請を伝えました。しかし、回答は、「かつての法務大臣に対する要請は国際的支援なので外務省に伝えてある。今回の要請も外務省に取り次ぐが、法務省の所管は国内なので、直接対応できない」というものでした。外務省からは、「外務省が対応するとしても、民法は国内法なので、民法草案に対する助言者は国内法たる

民法を所管する法務省が選定してくれ」という回答であり、結局、話を持ち込んだ私が外務省の国際交流基金で派遣されることになりました。

当時、ベトナム司法省は、先進諸国に民法起草作業の支援を要請し、フランス、スウェーデン、オーストラリアなどが専門家を送って支援していました。しかし、ベトナム国内になお外国がベトナム国家の立法に関与することに対する強い抵抗があったため、外国人専門家は起草作業グループに対してそれぞれの国の民法についてセミナーを行うという形式をとって、起草に対する助言をしていたようでした。外国人専門家は、ベトナム作業グループが起草したベトナム語で書かれた草案を示されて、起草作業において問題になっている論点について英語の通訳を介して質疑に応ずることになっていました。しかし、ベトナム語を解さない外国人専門家は、ベトナム語の草案を見ることなく、自国の制度の解説に終始したようで、後に作業グループから聞いたところでは、事情が分からない他国の制度の抽象的な話を聞いてもベトナム民法の起草作業にとって余り役立たなかったということでした。

私の場合には、最初は起草作業の早い段階であったためか、ソヴィエト民法をモデルとして作業をしていたと思われた起草作業の議論の中で問題となった論点について、なぜその論点が問題になっているのか全く示されないままに、例えば「経済法と民法の関係は」などという質問が出されました。質問に答えるには、なぜ、そのような質問が出るのか、どういう解決を求めようとしているのかを理解しなければならぬのですが、英語の通訳の能力不足から通訳が理解しないまま質疑をしていたということも少なからずありました。しかし、相手のベトナム起草チームの立場に立って、相手が草案のどういう論点を問題にしている、それを理解するためにどのような情報を求めているのかを探ったうえで、例えば物権変動について、市場経済の法原理を抽象的に説明するのではなく、同じく不動産の取引であっても、日本とドイツ、フランスでは、登記制度、公証制度が違い取引のやり方も違うので、民法の規定の仕方



も違っている、と具体的に説明しました。このように法制度がそれぞれ社会的実体を前提としていることを理解してもらおうとする私のやり方は、ベトナム側の評価を得たようで、再度来てほしいというロック司法大臣の要請があり、2回目は、名古屋大学法学部の基金で訪問しました。確か2回目からベトナム語の草案が示されたのですが、私はベトナム語を解さないで日本で予め草案の概要を日本語に翻訳しておき、訪越後に司法省で、草案の問題点について英語通訳を介してコメントをしました。2回目以降は、英語通訳については能力のある通訳を選定させてもらいました。3回目、4回目は、自費で訪越し、草案の翻訳費用等も自分で負担しました。私費でも訪越して支援したのは、2回目以降ロック司法大臣との間に信頼関係ができ、対面で腹藏ない意見交換の場が与えられるようになり、民法起草支援について私に対する司法大臣の更に強い要請があったからでした。それに応え、国を挙げてドイモイに奮闘しているベトナムの市場経済化にいささかなりとも貢献できるとすれば、一法学徒として挑戦するに十分価値あることと私には思われました。しかし、これが後に、わが国の法整備支援事業のきっかけになるとは、当時は夢にも思いませんでした。

その後、1994年に日本政府がベトナムに経済協力使節団を派遣した際に、ベトナム政府はODAとして法整備支援を要請しました。それを受けて、外務省は急きょ、私とJICA職員を呼び技術協力プロジェクトの検討を依頼してきました。しかし、それまで法整備支援について経験がなかったJICAは、プロジェクトの立ち上げを私と実施主体となる法務省に一任せざるを得なかったのです。法整備支援の経験のない法務省もほぼ同じ状況にあり、支援事業を担当することになる法務総合研究所の内部調整に手間取り、早急にプロジェクトを立ち上げることは困難な状況でした。そこで、2年間は本格的なプロジェクト立ち上げの準備期間とすることとし、その間に、わが国の法整備支援は、当面は、ベトナム司法省の要請に応じて、ベトナム社会の市場経済

への移行に向けた立法支援を中心とすることについて、ベトナム政府の理解を求めるとともに、有効な支援体制の構築に向けて、被支援国のベトナム社会の実情とベトナム政府側のニーズをできるだけ正確に把握すること、国内では、JICA、法務省、学者・専門家グループなどの連携によって恒常的な支援組織を作り、人的資源、物的資源を確保するとともに、具体的にプロジェクトを企画し、運営する司令塔の組織を作ること、としたわけです。

しかしながら、私を含めてODAとしての法整備支援事業の経験を持っている者はいなく、ベトナム政府との交渉は実質私一人が当たりました。党中央を含めてすべての関係国家機関に出向いて交渉し、法整備支援に対する日本の立場を十分理解してもらった上で、1996年にプロジェクトが始まりました。第2期プロジェクトも同じで、国内の支援組織作りについては、当初、法整備支援に関心を持つ法学者、専門家が少なかったことから人集めに難渋しました。プロジェクト運営の司令塔づくりについては、96年のプロジェクト発足後も、私と法総研の担当官、法学者・専門家、JICA担当者の中で定期的に集まっては、法整備支援の在り方について試行錯誤的な議論をしていました。

このように、国家として発展途上国の法整備支援をしたこともなければ、その能力もなかったわが国が、法整備支援に乗り出したのは1994年にベトナム政府がわが国の経済協力使節団にそれを要請したからでした。このようなことがなければ、わが国の政府が自らのイニシアティブで法整備支援事業を創設したとは思われません。ベトナムが日本の法整備支援事業への道を切り拓いたのです。本日の講演のタイトルを「ベトナムが拓いた」としたのはそういう理由からです。

先に述べたように、欧米諸国は、発展途上国に対してそれぞれの国の法制度の移植を試みていました。60年代の米国のLDMは、東西冷戦の一環として実施されたのですが、失敗に終わりました。東欧社会主義体制の崩壊後は、ベトナムを含むアジア諸国においても、西欧先進諸国が、法整備支援に乗り

出していました。そこに、ベトナム政府の要請によるとはいえ、国として法整備支援事業の経験もなく、整備された支援体制も持たないわが国が、ODAとして法整備支援事業を開始することになったのです。誰が、何を、どうするのか。この事業のPDCAサイクルのすべては実質私の判断に委ねられていました。もちろん、私は被支援国も含め、すべての関係者と相談してそれぞれの了解を得て判断するのですが、最終的に決定するのはJICAでした。

まず、支援事業の実施主体については、法務省の法務総合研究所が中核となることになりました。次に、法整備の支援対象については、もともとベトナム政府の支援要請が民法起草に対する私の助言をきっかけとしていたということもあって、市場経済関係法となりました。ここで、念のために、主権国家間のODAにおける被支援国の「要請主義」について触れておきたいと思います。後に述べるように、わが国のODA大綱では2003年に見直しがされるまで、被支援国の要請に基づいてODAを行うことが原則であり、相手国が要請する対象について支援をすることが前提でした。法整備支援については、法制度が国家統治に関わることから、被支援国は自国の統治構造と直接抵触する法制度整備を対象として支援要請をすることはありえません。また、ある法制度の整備支援が結果的に被支援国の統治原則に違反する場合には、主権国家たる被支援国はそれを受け入れないでしょう。例えば、共産党政権下のベトナム民法では、土地は全人民所有であって私的所有は認められていません。ベトナム政府機関の多種多様な要請事項について聞き取りをし、ODA大綱の「環境と開発」「民主化の促進」などという理念にも配慮しつつ、日本側の支援実施能力を前提にしてベトナム側の多様な要請を調整し説得するのは容易な作業ではありませんでした。少なくとも、ベトナム政府側の要請と関わりない支援対象を押し付けようとしても、最終的にMOU締結にたどり着かなかったでしょう。被支援国の多種多様な支援要請を調整する考え方と手続、そして、相手方に対する調整結果の説明と了解取得は、その後のプロジェクトで

も踏襲されました。

第三に、支援の方法、これは方法論、戦略といってもよいのですが、これも大きな課題でした。当時、わが国では支援戦略という言葉もなかったと思われませんが、被支援国の発展にとって貢献する法整備支援は、どのような考え方、理念の下に、どのように具体的に実施するのか、という問題があります。これについて、私は、被支援国の社会に受容される法制度の段階的整備を通じて、その国の長期的な法制度、経済社会の発展を図ることを目標とし、プロジェクトの実施に当たっては、被支援国の法律関係者の参加を求め、そのオーナーシップを尊重する、という方針をとることにしました。

端的にいうと、私が、93年から94年にかけてベトナム民法起草のお手伝いをした際に、ベトナム司法省の信頼を勝ち得た考え方でした。法は社会において機能するものであり、社会に受容されない法制度はたとえ存在しても意味がありません。私は、ベトナム民法起草支援をする以前から、法制度の一方的押し付けにより失敗に帰した60年代の米国のLDMや国際金融機関による金融機関の利益のための一方的法整備の問題点について、十分に知っていました。他方で、わが国は、19世紀以降、自らの手で西政法制度を異文化の日本社会に移植した実体験を持っています。そこで、わが国の法整備支援は、わが国の経験に基づいて、被支援国の政治・社会・経済的諸条件を前提とした上で、異文化の産物である西政法制度が被支援国の社会に受容され、機能するように整備していくことを目指そうとしたのです。

そこで、セミナーなどにおいても、一方的な講義と質疑ではなく、できるだけ討議方式を取りました。特に1998年に開始されたカンボジアの民法典、民事訴訟法起草支援では、法案起草チームにカンボジア側メンバーを入れて討論をしました。討議形式は、被支援国の経済社会の実情を法整備に反映させるのに役立つだけでなく、結果的には、法律専門家の人材育成にも役立っています。また、ベトナムにおいては、プロジェクトの一環として、長期専門家が、ベトナム司法省と協力して、土地利用権や建物取引

の実態について社会調査を行いました。当初、ベトナム側には社会調査をすることに抵抗がありましたが、1995年新民法の執行状況を調査し将来の改正作業に備える必要性が理解され、実施されました。

かくして、社会主義国ベトナムの要請によって、市場経済移行を目指した法整備支援プロジェクトが、1996年にわが国最初のODA法整備支援事業として開始されました。それから20年経過し、支援対象国の範囲は拡大し、2016年末で9か国、1地域を数えています。中国、ベトナムなどの社会主義国だけでなく、インドネシア、ミャンマーなどの共和国が含まれています。整備対象分野については、広範な分野に及んでおり、公法を含む法律、立法の整備にとどまらず、法執行手続や裁判制度などの組織・法制度整備、そして法人育成などの支援が行われています。

実施主体については、法総研が中核となってプロジェクト運営が行われていますが、20年の間に法務省と裁判所、弁護士会、大学・法学研究者との間に連携体制ができ、今では、各分野で多数の法律専門家が各プロジェクトに参加した経験を持っています。支援の方法については、先ほどお話ししたように、わが国の法整備支援の特色として、被支援国のオーナーシップの尊重を掲げて、プロジェクト実施に相手国専門家の参加と協力を求めています。

20年にわたる法整備支援事業によって、わが国はこの分野において途上国から一定の評価と信頼とを得ることができたと思います。日本政府自体も、2003年のODA大綱では開発途上国の法・制度構築協力をODAの最も重要な考え方と位置付け、さらに2008年の海外経済協力会議は法整備支援事業を海外経済協力の重要分野と認め戦略的に進めるとしています。

しかし、20年の間に、中国の経済発展に典型的に見られるように、開発途上諸国の経済社会の状況は大きく変化し、法整備に対するニーズもそれぞれの国の状況に応じて多様化しています。わが国の経済社会もまた変化しており、2003年のODA大綱改定は、要請主義の見直しとともにわが国の安全保障と

国益を重視する新たな考え方を打ち出しました。さらに2015年のODA大綱改定は、ODAが国益の確保に貢献することを明記しています。

発足以来20年間の法整備支援事業の内容の変化とともに国内外の社会経済状況の大きな変化に直面して、ODAとしての法整備支援事業の今後の在り方についてどう考えるべきでしょうか。今後の在り方を考える際の論点を提示しておきたいと思いません。

第一に、実施主体に関してですが、多様化している法整備支援の対象は、現在でも法務省の所管事項を超えています。「良い統治」が法整備支援の目標だとされていますが、ある被支援国にとって何が「良い統治」で、具体的に何についてどのように整備をすれば良い統治状態が実現できるのかについてプロジェクトを企画し、関係支援機関と調整して実施に移し、さらに事業実施の事後評価をする司令塔が必要です。法整備支援事業全体を戦略的に進めていくには、現在の法総研が担っている役割では不十分で、法務省の枠を超えて関係機関に対して企画調整機能、権限を持たなければなりません。また、多様な法整備支援をするにあたって、法整備支援の専門的人材が育成されていないことは問題です。これまで、多数の法律家が法整備支援事業に関わってきましたが、数年の経験の後は法整備支援とは無関係となり、支援で得た知見は蓄積されていません。法整備支援の方法等について専門的知見を有する専門的人材、これには通訳を含みますが、そして、例えば法案や判決書の起案、法人育成の方法など、法整備支援から得られた知見を体系的整理に整理して、具体的支援方法論を確立することによって、法整備支援事業は、持続可能なものとなるでしょう。

我が国と途上国の強固な協力関係を構築する法整備支援プロジェクトを企画する司令塔に法整備支援の専門的人材を配置し、多様化し拡大する法整備支援のニーズに対して戦略的に対応することが急務です。

第二は、支援の内容と方法についてです。事業実施にあたって司令塔が必要であると述べましたが、



司令塔がプロジェクトの企画立案などの判断をするにあたって、予め定められた判断基準、ルールに則って恣意的でない判断をして、それを被支援国に説明することが重要です。現在、多様な被支援国に対して多種多様な対象の法整備がなされていますが、今後、多様な被支援国の社会経済の状況に対応した適切な支援をしていくとすると、社会経済や統治構造の類型ごとにこれまでの支援実績を分析するなどして、一定の社会経済状況のもとで、あるタイプの法整備を目標とする場合には、かくかくの有効な方策が選択できる、というような判断基準を予め策定しておくことが望まれます。もちろん、知見の蓄積によりルールは改定されるのであり、社会主義国から共和国まで、最貧国から中進国まで、個別立法整備から法人材育成まで、法整備支援の被支援国、支援対象事業、支援方法、すべてにおいて多様化している現在の法整備支援事業においては、多様性に応じた支援事業戦略の策定が必要です。司令塔は、予め定めた法整備支援事業全体を包括する戦略、すなわち、わが国の法整備支援事業の目的は何か、どのような方法で目的達成を図るのか、という総括的戦略の下で、それとの整合性を保ちつつ、被支援国の社会経済の状況に対応した具体的支援戦略を策定しなければなりません。支援の目的、たとえそれが「良い統治」だとしても、被支援国の状況によって具体的な意味内容は異なります。目的達成の方法も、被支援国によって異なります。

予め支援戦略を策定し、それに基づいて、司令塔が具体的支援実施について判断を下して、その判断のもとで、支援実施機関が支援を実施することこそが望ましい姿です。

外務省は、2013年に「法制度整備支援に関する基本方針」改訂版を出し、法整備支援によって途上国の良い統治を目指し、そのため支援は「法の支配」の定着を重視する、としています。他方で、ODA改定大綱の国益重視方針に対応して、日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備等の支援も盛り込みました。かつて、自国の利益を優先する法整備支援が批判を浴びた例がありましたが、わが国もま

た改定基本方針の下で、わが国企業の経済的利益を被支援国の利益に優先させる法整備支援を試みるかもしれません。外務省の基本方針は抽象的であり、かつ矛盾する可能性のある項目も併存させています。法の支配などの理念が謳われていますが、それらの理念が実現されるべき被支援国の多様な実態は余り考慮されていません。法整備支援の基本方針とはいいませんが、理念の表明というべきであって、支援実施のための戦略を示したものではないのです。

以上、いろいろと述べてまいりましたが、この第18回の連絡会が、今後の法整備支援の在り方についての議論のいわば引き金となることを切に祈りまして、私の話を終えることにいたします。ご清聴どうもありがとうございました。

トゥンベトナム司法省前次官・三浦有史日本総研上  
席主任研究員・武藤司郎西村あさひ法律事務所ハノ  
イ事務所弁護士による対談（進行役：阪井光平国際  
協力部長）

【阪井】法務総合研究所国際協力部長の阪井でございます。進行役を務めさせていただきます。

ベトナムへの法整備支援が始まってもう20年経つわけで、森島先生は、20歳の青年が生まれたころから見てこられたという感じで、非常に感銘を受けました。

今日は、そういう意味で約20年間にベトナムで始まった法整備支援がどうなっていったかということにつきまして、今後の道を探る上で皆さんのお話をお伺いしたいと思っております。

今回、初めてこの法整備支援連絡会に来ていただき、日頃法整備支援とはあまりご縁のない三浦さんから、まずベトナムとの関わりを手短かに述べていただきたいと思います。

【三浦】 皆さん、こんにちは。日本総研の三浦と申します。

日本総研は民間のシンクタンクです。簡単に自己紹介いたしますと、経済産業省の独立行政法人にジェトロがありますが、大学卒業後、そこに行きまして、1991年から調査部でアジアを担当し、当時、ベ

トナムにはまだ事務所はなかったのですが、その調査担当になりました。当時はベトナムがドイモイを始めたばかりの時期でした。ここに事務所ができたなら、行く人は大変だろうなと思いつつ、年中現地出張に行っていたのですが、出張先のホテルに人事課長から電話がかかってきて、君、事務所に行ってくれないかということになり、1993年にハノイ事務所を立ち上げて、1998年まで5年間、駐在しておりました。

現地の経済と日本企業とベトナム政府との間をつなぐなどして投資環境を整備することを仕事としておりましたが、帰って民間のシンクタンクに移りまして、そこからもう1つの立場として、ODAの本を書いたり、ベトナムのODAの全体評価のプロジェクトチームに入ったりしておりますので、ベトナム経済に多少知見があること、ODAにも、ベトナムに限らず、全体に知見があること、そして、全くの民間人であるということ、この3つの要素により、私をここにお呼びいただいたのではないかと考えています。

【阪井】 ありがとうございます。

次に武藤さんですが、最初にベトナムへ行かれたJICAの長期専門家であると把握しておりますが、そのあたりも含めまして、お話し願います。

【武藤】 ご紹介いただいてありがとうございます。西村あさひ法律事務所ハノイ事務所の武藤と申します。

先ほどご紹介受けましたように、1996年からベトナム法整備支援の第一号専門家として、森寫先生のご指導のもと、ここにいらっしゃるクオン前大臣とお隣のトゥン前次官、両方とも当時は国際法局長と民事法局長でございましたけれども、この方々をカウンターパートとして、ベトナム法整備支援の立ち上げ作業に従事しておりました。私自身は、当時は名古屋で弁護士をしておりましたが、森寫先生から一本釣りでのプロジェクトに行かないかというお声をいただきまして、何もわからず飛び乗ったというようなことでございます。

今回は、ベトナム日本商工会の代表としてお呼び

いただいて、本来はその会長が来るべきではございますが、法整備支援自体には知見がございませんし、私が会長の代理ということで今回は参っております。

【阪井】 ありがとうございます。

武藤先生には、法整備支援プロジェクトの草創期のお関わりと、今おっしゃっていただいたように、現在のベトナムに進出しているさまざまな企業が抱えている課題などについてお話ししていただくということで来ていただいているわけです。次は、トゥン前次官ですが、トゥン前次官には、日本がベトナムに対して行ってきた、ベトナムとともに行ってきたことについて、トゥン次官がどのように関わられてきたのかということをお話ししていただきたいと思えます。

【トゥン】 皆様、こんにちは。

本日、私としてはベトナムの前司法大臣、ハー・フン・クオンと一緒にこのような連絡会に参加することができて光栄に思いますし、非常に感激しております。そして、私は、昨今20年間のプロジェクトについても、運よく参加することができております。

私としても、先ほど森寫先生が言及されたように、先生がベトナムにいらして、当時のロック大臣と当時のクオンさんに関わり合いになられ、私としては1993年に初めてこの仕事に携わったわけです。私は、当時、ベトナムの司法省の民事経済法局の局長として、司法大臣から当時の民法典の立案の責任者として命じられました。そして、その後、私はベトナム司法省の次官に任命され、そしてまた大臣から、1995年の民法典の改正作業の責任者に命じられて、改正は2005年に実現しました。そして、10年経ちましたところで、民法典を全面改正しまして、2015年に新民法典が制定されました。

このベトナム民法典の立案の際には、日本側としては国内の委員会が設立されて、森寫先生、新美先生、またその他先生方、専門家がこの日本の委員会に参加していただきました。森寫先生がお話しされたように、1993年の時点ではやはりお互いに十分理



解し合うことができませんでした。そして、1995年にベトナム民法典が制定されて、森寫先生が、ベトナムがこれでやっと市場経済へ踏み入れたのだといわれたことを記憶しております。そして、2015年の民法典に関しても、2005年の民法典に関しても、より市場経済に関する規定が多くなったということも森寫先生がおっしゃいました。つまり、2005年と1995年の民法典を見ると、やはりまだいわゆる官僚主義とか計画経済的な規定はたくさん残っていて、2015年の民法典に関しては、それまでの民法典と比べるとよりよくなり、そしてより市場経済にアクセスできるようになったのだと森寫先生がおっしゃったのだと理解しています。

確かに、1993年の時点では、森寫先生といろいろ話を交わさせていただきまして、専門的な内容については、私としてはまだ十分理解できなかった点もたくさんありました。今日に至っては、先生といろいろお話しさせていただきましたら、特に経済、民事などの分野に関しては、私としてはよりよく理解することができるようになりました。確かに、まだ十分理解できてない事項もたくさん残っております。私としては、自分なりに成長はしてきているのですが、今後も引き続き学習しなければならないと思っております。

また、この20年間の日本のベトナムに対する法・司法の分野に対する協力による効果については、クオン前大臣が言及いたしました。民事、経済の分野において、特に民法典の立案・制定のご支援は、顕著な効果が現れています。

また、私個人としても、日本のご支援の特に人材育成の面における受益者の一人でありまして、特に人材育成の面で私個人としても、日本での研修にも複数回にわたって参加することができました。また、ここにいらっしゃる方々にも、お会いしたことのある方もたくさんおられます。

私は、ベトナム司法省の管理職から定年退職し、もう次官ではありませんが、今でもベトナムの司法省の専門家として在職しております。運よく、今後皆様と協力することができ、また皆様のご支援も

今後も引き続き受けられることと信じております。先ほど、クオン前大臣も言及したように、今の段階のベトナムとしては法律の整備から、今度、法律の実施体制の充実へと戦略的な転換の時期に入っています。ベトナムの新しい民法典は、既に発効していますが、ただ今後、この新しい民法典が社会に定着できるようには、いろいろな下位法令の制定も引き続き必要となります。

その中でも、この民法典の実施においては非常に重要性のある1つの法律として挙げられるのは、財産登記法という法律です。ベトナムの土地は、ベトナム国民が管理上できること、また海外の投資家も管理・使用できることが保証されなくてはなりません。そしてそのような規律は法律として存在しなくてはなりません。そうすることによって公開性と透明性が保たれ、汚職防止にもつながります。

今後のベトナムの民法典の実施においても、どうか皆さんの継続的なご指導、ご支援をお願いする次第です。ありがとうございました。

【阪井】ありがとうございました。トゥン前次官が、日本との間では民法の制定、改正に深く関わられているということが皆さんよく分かれたと思います。

森寫先生は、この連絡会は、本当に法整備支援が将来どうあるべきかを話し合う率直な機会であるというようにおっしゃいましたが、その大事な点の1つとして、法整備支援が外からどう見えているのかということも、もう少し私たちが真剣に考えなければならないということがあると思っております。午後の部を通じて、法整備支援のいわば「内輪」の人たちの話が大半を占めるわけですが、今日来ていただいているほぼ唯一の外側の方ということで、三浦さんから、これまでの議論、発表をお聞きになった上での率直な感想を述べていただきたいと思います。

【三浦】法整備支援を日本政府がODAの柱として注力していて、その対象としてベトナムは非常に重要な国の1つであるということは知っておりましたが、今回、参加させていただいて、森寫先生のご

尽力の上に成り立ってきたのだなということがよくわかりました。

経済分野ではJICAの社会開発事業の枠組みで実施され、後に「知的支援」と呼ばれるようになったベトナムに対する、いわゆる石川プロジェクトという非常に大きなプロジェクトがありました。亡くなられましたが、一橋大学の開発経済学の権威である石川滋先生が音頭をとられて、日本の経済学者の精鋭を集めて、ベトナムに今後の経済開発、どういふふうに進めていけばいいのかという政策を提言するというものでした。一方的に日本側がするわけではなく、ベトナムの各省庁の中堅どころと、日本の学者が共同研究をしながら進めていくというものでした。森島先生のお話を伺っていて、それをちょっと思い出しました。日本の支援の特長として、森島先生の方から幾つかキーワードが出ました。相手には、個別の文化や事情があるのであって、主権国家としてもう既に成り立っているところにどう移植していくか、それが日本の法整備支援において非常に重要だということをおっしゃいましたけれども、経済学の分野でも、当時、石川先生が同じようなことをおっしゃっていました。

経済政策というのは大体自由度を高めて開放的にするというのが一般的な政策ですけれども、経済学では「初期条件」といふふうにはありますが、石川先生は、初期条件の異なる国に、それをIMFと同様に押しつけても意味がないと、貿易自由化はするべきなのだけれども、ベトナムがASEANに加盟して自由化をしていくと、ベトナムは草刈り場になってベトナムの産業がなくなってしまうのではないかと懸念も強く抱いておられました。どういうことかということ、IMFの考え方だと、簡単にいうと良いフィールドさえ整えておけば選手は自動的に育ち、立派なプレーヤーはそこから出てくる、だから政府の仕事は、フィールドをきれいに整えてルールをしっかり作り、審判として働くことであるということでした。ところが、ベトナムをそのように持っていくと草刈り場になってしまうとの懸念でした。それで、どういふふうにするかということ、プレーヤ

ーズアプローチ、すなわち、プレーヤーをそのまま直接鍛えちゃおうということであり、これが日本の産業政策の根幹にあつて、これがベトナムでも必要なのではないかということになり、石川プロジェクトの提言の中に反映されております。

そういう意味で、法整備支援も、奇しくも何か同じような考え方に基ついてベトナムにアプローチして、ベトナムと共同して法律を作られたということで、経済政策の分野と共通点があるのかなと、これは、恐らく日本独特のものなのだろうなというように思いました。

【阪井】 ありがとうございます。

【森島】 実は、私が法整備支援をしているときに、別分野で活動中の石川先生にお目にかかったことがあります。1993年の頃でした。今の三浦さんがお話しになった詳細なことは承知していませんが、日本の経団連が経済協力のグループをベトナムに送ったときに、ベトナム側がいったのは、石川先生のと私のとの2つをきちんとしてほしいということでした。今、三浦さんのお話を伺っていて、そういうアプローチじゃないとやはり当時の途上国としては、カンボジアもそうですけれども、下手すると草刈り場になるのであり、法整備支援でもきちんとそこを意識していかなければならないと私は思います。

【阪井】 ありがとうございます。

法律と経済の両輪が、20年ほど前にベトナムで奇しくも同じ方角に向いて同じ手法で行われてきたということを示される非常に有益なエピソードであると思つて聞いていたところです。武藤先生には、ベトナムにおける法整備支援のごく初期に非常に苦労されたということをお聞きしました。現在はハノイに駐在されて日本の企業のさまざまなニーズに応えられるように活躍されていると把握しておりますが、武藤先生から見て、日本のベトナムに対する法整備支援の現状について、先生のご経験や今のお仕事の内容も踏まえてコメントいただきたいと思つます。

【武藤】 今日はベトナム日本商工会の代表として来ていますので、商工会の活動とベトナムの法整備支

援の関連についてご説明したいと思います。

実は、2014年に投資法と企業法が大改定されました。その際にJICAのベトナム事務所から今所属している事務所に、意見書を出さなければいけないので、それを書いてくださいという急な依頼が下されて、それをお受けしました。非常にショートスパンで1か月くらいしかなく、日頃11時頃まで働いている人間が2時か3時まで働くということを集めて行って、国会の経済委員会に出す意見書を作成しました。それを、日本商工会の意見としても出しております。国会の開催の1週間前の時点で、既に素案は提出されていたのですが、国会の経済委員会の副委員長から呼ばれました。アメリカ・チャンバー・コマー、ユーロ・チャンバー・コマーと我々ベトナム日本商工会の代表、私でございますが、が出席して最終的にコメントを出すという場でした。そのときに非常に驚いたことには、アメリカ人やヨーロッパ人が居並ぶ中、経済委員会の副委員長さんが、日本の意見が聞きたいのだといわれたことでした。

うちの事務所で作ったオピニオンを出していたのですが、やはりそのときには、森嶋先生の不肖の弟子として先ほど森嶋先生がおっしゃった教えを守っております、相手の主権を尊重した改正提案、そして、社会調査等を行って法の適用の実態を踏まえた改正提案をし、その上で相手方の受容可能な提案をすることを心掛けました。もちろんうちの事務所のオピニオンでございますが、私もレビューしていますので、森嶋先生がおっしゃった途上国とのお付き合いの肝の3点を守りつつ意見を出しました。そういう日本の態度がベトナム側から評価されて、アメリカやヨーロッパの意見ではなく日本の意見が名指しで聞かれるということになったのではなかったかと思っています。その点では森嶋先生のご指導は大変ありがたかったと今も考えているところでございます。

それで、実は今も進行中の日越共同イニシアティブといいまして、法律だけではなく、ベトナムの投資関係の改善に関して、日本とベトナムの両政府が商工会や経団連も入って改善提言をしていく場がご

ざいまして、もうフェーズ6になっています。そこには、企業法・投資法の改善のワークチームがありまして、そのチームリーダーを私が務めております。そこで計画投資省や商工省や中央銀行など投資に関係する機関に対して改正提言をしておりますが、やはりその際も先ほどの森嶋先生がおっしゃった教えを守り、相手の主権を尊重しながら相手の受容可能な提言をしていくというような作業をしているところでございます。

基本的に商工会というのは、それぞれの会員に本業がございまして、うちの事務所も利益の半分以上がM&Aで、所属弁護士は朝から深夜に至るまで毎日、土日返休で通常業務に時間をとられておりました、それは会員企業も同じでございます。そのような中、法務省委員会から、非常にショートスパンで、ひどいときには3日後に意見を出せというようなドラフトが舞い込んできて意見を出すというようなことを、まさに手弁当でしております。あくまでも企業投資法や労働法というような日々接する法律に関しては、実務的な観点からは意見が出せるのですが、民法、刑法、民訴法、刑訴法、民事執行法などという憲法をも含む基本法に関しては、体系的に取り組まなければならない、企業投資法に関するような支援はとてできません。

【阪井】武藤先生は、日本の法律事務所の現地事務所で活動されており、これもさまざまな意味において法整備支援の1つの形ですが、現地ではJICAのプロジェクトが進行していて、そこで基本法に関する支援を始め、人材育成などをしっかり行っている現状があります。プロジェクト側にも弁護士さんが長期専門家として入っていますし、他方で武藤先生のように長期専門家の経験をお持ちで、今、現地で活動されている方もおられるということで、武藤先生は、その2つの立場をよくご存じで、非常に機微に富んだ支援をされているのだとつくづく思った次第です。その辺りも踏まえまして、三浦さんから見て、日本の企業の活動等を含めて、今、ベトナムでどういうところが問題で、今後どういう形で支援していけばより良くなるのかということ、三浦さ

んのお立場から提案していただきたいと思います。

【三浦】ODAを比較的厳しい目で見ると一人の民間人として、そして、アジア経済を研究対象とする人間として、主に2点申し上げたいと思います。

1つは、先ほど武藤先生からお話がありましたように、日本の進出企業と大使館が中心になっているビジネス上の改善点、法制度も含めて、日常直面している問題をまとめ上げてベトナム政府に提言するという活動は行われています。これは、即効性があり、目の前のニーズ、直面する問題を解決するという面で非常に有効なものです。

それはそうとして、こういう日常業務とは別に、日本政府がやるということであるならば、もう1つ目線の高いものをODAは持ってしかるべきだと、私は日々思っています。トランプさんがアメリカの大統領に就任しますが、TPPはもうやらないといっています。東アジアで何が起るかという、日米間では2国間の通商政策に重きが置かれ、東アジア全体ではTPPが流れてしまうのでRCEPに移っていくかもしれないという論があります。RCEPの加盟国には、中国、インドが入っていますから、TPPに比べれば、自由化の水準ははるかに低いといわざるを得ません。

中国、インドが入って自由化の低いRCEPが東アジアで締結されてしまうということは、日本にとってすごくマイナスです。ベトナムにとってもすごくマイナスであり、これで得をするのは誰かという、恐らく中国なのでしょう。対外政策の観点から見ると、要は国有企業改革とかサービス業の自由とかいうような、TPPみたいな水準の高いことはしなくてもよく、とりあえず中国のマーケットをオープンにしてあげるから、中国から投資もするから、皆さん中国について来なさいよ、というようなゆるやかな連合が東アジアで形成されるというのは、日本にとって非常によくない事態です。企業活動にも非常に大きな影響が及びます。

各国が中国にどうこういっても聞いてもらえるような余地はありませんが、少なくともベトナムやほかの東アジアの国であればODAを通じてもっと目

線の高い経済支援をしていくということは、ODAの1つの役割であるとは思っているのですが、その全体像を含めて、法整備支援をどうそこに埋め込んでいくかが大切です。相手国から要請されてということも大事なのですが、もっとアクティブにここにどう埋め込んでいくかという戦略性があるといいと思います。

企業に、皆さん困っていることはありませんかと聞いたなら、いっぱい出てきますが、先ほどお話ししたようなレベルの高い話は企業に幾ら聞いても出てきません。これは、日本政府全体で考えるべき問題です。

法務省はそういう場では、どっちかという一歩引いた、経産省とか外務省とか財務省とかが旗を振ってそういう話をまとめるようなイメージを抱きますが、申し上げたその3省も決してそういう十分な能力があるわけでもないし、積極的なわけでもない。だから、むしろ法務省サイドでその辺を引っ張っていった主導権をとるぐらいの気持ちがあってもよいのではないかと思いますし、法務省としてこういうことがしたいとはっきり主張することがそもそも前提であると考えます。場合によると、法務省が主で、ほかの経済官庁が従であってもよく、そのくらいの積極性が僕はあってもよいのではないかと思います。これが2点のうちの1点目です。

もう1点は、成果の普及等の問題です。森嶋先生を始めベトナムに関わった方の大変な努力の甲斐もあって、いろんな貢献がなされてきたということは今日の会議でもわかりますし、JICAのつくられている「Mund i」という冊子をここに来る前に読んできましたが、そこからも読み取ることができました。

皆様の機嫌を損ねるかもしれませんがあえていわせていただくと、いわれていることと書かれていることは全てインプットです。アウトカムではありません。これだけ頑張りました、これだけ人を呼んでセミナーしました。それは、ODAのアウトカムの評価にはならないのです。それはどれだけ投入したかのインプットにしかありません。それをよく踏ま



えた上で、法整備支援をより日本国民に、こんなことをやってこんな成果があるのですよということを積極的にアピールしていくことが大切です。そして、受益者である、ベトナム政府ではなくベトナム国民に、これだけの受益が及んでいますということを、できればメディアが理解されやすいように定量化してコンパクトにしたものを常に発信していくことも必要です。

これも、ほかのODAの分野でもほとんどされていませんから、法整備支援の皆さんにどうですかといっても腰が引けるかもしれません。しかし、そういうことをいわないと、将来ODAはもうもたないような気がします。これだけ日本が財政赤字を抱えて、医療費とか年金とかもどんどんカットされていますが、それでも財政赤字はもっと膨らみます。消費税増税も延びました。今アンケートを取ると、ODAはこのままでよいと半分の回答があると思いますが、今後高齢化が進むとこのままでよいとの割合が、どんどん減ると思ってください。ODAには、逆風が吹き始めるのであり、そういうことを踏まえた上で、待っているのではなく、より積極的に攻めていくような成果の普及方法が必要なのではないかと思います。

【阪井】ありがとうございました。

この「成果」について、武藤さんはどのように考えられますか。

【武藤】もちろん国民に結果を説明しなきゃいけないというのは、税金を使っている以上当然だと思いますけれども、定量化という点では私も森脇先生と同じで、非常に疑問を持っています。

成果の指標に「法律の数がふえた」ということがありましたが、私はこれを見て大変ショックを受けました。なぜならば、ベトナムは非常に雑然とした怪法規が余りにもたくさんあり、法整備が進んで整理されれば、法律の数はむしろ少なくなるはずですが、したがって、法律の数がふえるということを指標に挙げることは、非常にナンセンスであり、そういう意味では経済分析の手法を、そのまま法整備に使うのは非常に危険です。説明は必要ですが、評価の方

法をもう少し科学的にと申しませうか、法律分野に合ったようなものにする必要があります。

例えば、成果としてはトゥンさんのようなドラフターにこちらの考え方を理解してもらった、それだけで十分な成果だと思いますし、それが一旦ドラフトに反映されますが、それが最終的には主権者たる国会によって否決されるということもあります。しかし、否決されたからといって、じゃ効果がなかったのかということ決してそうではありません。ドラフターに理解をされて、一旦、ドラフトに入れば、その後、時がたてば次のときに改正に応じてくれるかもしれません。まさに、20年かかって、去年のベトナムの民法改正で表見代表の規定が入りましたが、これはそれこそ何年も前から森脇先生がずっといつてこられて、我々もいいましたが、トゥンさんも理解されたという効果があり、それが法案としてなったのは20年後でした。こういうことを考えると、アウトプットの評価基準を法律分野に合うように相当直さなければならず、その点はぜひ改善していただきたいというふうに思っています。

それから、なぜ税金を使うのかという観点から申しますと、少なくともベトナムの法整備支援に関していいますと、税金を使って日本側に十分に利益がもたらされています。今、企業だけで南北商工会に千何百社も加盟してしまっていて、駐在員もたくさんいます。日本の投資がどんどん増えてきていますが、先ほど申し上げましたように、日々企業法とか投資法とかいろいろと改善提言はできますが、前提となる基本法や、民事・刑事の裁判制度がしっかりしていることは大変重要なことです。実は日本の企業も駐在員も大変困っていて、フェアな司法制度が確立されること、仲裁が変な形で取り消されなくなり、賄賂に関する犯罪の構成要件が明確となって、仮に捕まったとしてもフェアな裁判を受けられ、きちんとした弁護士の援助を受けられるのであり、こういうことは、ベトナムに進出している多くの企業が非常に関心を持っています。ですから、この分野にお金を使うのであれば、企業側は大喜びで、むしろ献金をするくらいではないかとさえ思っています。



そういう意味では、少なくともベトナム法整備支援に関しては、企業がまさに気がつかないようなこと、できないようなことがたくさんありますので、その分野に税金を使っても全くペイすると私は考えております。

【阪井】 ありがとうございます。

三浦さんが指摘されたいわゆる司令塔問題につきまして、これは法務省としても常々いつも考えていることで、熱いエールを送っていただいたと思って受けとめさせていただきます。

あと、アウトプットの広報について、これも非常に大事だといつも思っております、この法整備支援連絡会などは、まさにそういう場であるべきかと思っております。しかし、従前は、私たちはこんなことをしていますよという単なる発表ばかりしてしましてお互いどういう形で連携したらいいのかとか、成果をどこにどのように広報したらよいかとか、法整備支援全体を高めていこうとする意識は希薄であったと、私は反省しています。今後、今ご指摘のあったことを法務省としてもしっかり検討して参ります。広報という面に関しては、やはり今日もこれだけ来ていただいているのですが、果たして初めて来ていただいた人が何人いるのか考えてしまいます。リピーターをふやすのももちろん結構なのですが、新しい方にどんどん入ってきていただくという発想を大事にしたいと思っております。

時間も迫っております、昼からまだベトナムに対する議論は続きますので、可能な限り午後から質問の場を設けて、議論を深めたいと考えております。

午前中は一応これで締めたいと思えます。登壇していただいた方々、本当にありがとうございました。皆様のご清聴に感謝致します。

## 【第2部】

### ベトナム長期派遣専門家経験者によるパネルディスカッション（モデレーター：松尾弘慶應義塾大学法科大学院教授）

【松尾】 それでは、第2部を進めさせていただきますと思います。

第2部は、前半と後半に分かれております。前半では、ベトナムに対する法整備支援の歴史、成果等を踏まえて、社会の変化に応じてどういうふうに法整備支援が進化、発展してきたか、今後どうあるべきかについて議論を深めたいと思います。

後半では、ベトナムに対する法整備支援の方法や課題、反省、展望を踏まえて、その他の国への法整備支援について比較対照しながら法整備支援の課題や今後の展望について語って参りたいと思います。

第1部では、更に議論をすべき問題が残っておりますので、その点についてご発言の希望をお持ちの参加者の方もいらっしゃるかと思います。その意味では、その問題を第2部にできるだけ引き継ぐ形にして議論を深めることができると思っております。第1部でも報告して終わりということではなくて、さらに何をどうすべきかということについて議論を深めるべきであるという宿題をいただいておりますので、少しでも実現する形で進めていければ思っております。

先ほど、第1部の森寫先生のお話の中で、ベトナムへの法整備支援が日本の法整備支援を切り拓いたということがございました。お話を伺っていて、私が思いましたのは、やはりベトナムで法整備支援をしようという志を持った方の強い意思によって日本の法整備支援がスタートし、それが20年でここまで拡大してきたということです。やはり人の持っている志といいますか、誰かがここで思わなければ何も変わらないということを実感した次第です。それを引き継ぐ形で、私たちがどういうふうに展開していくべきかということが第2部のディスカッションの課題になるでしょう。

それでは、早速第2部、前半のパネリストの方々から、それぞれの法整備支援にかかわられた支援の状況や具体的な内容、専門家としてのかかわり方について手短にお話をいただければと思います。

最初に、森永さんからお話をいただきたいと思えます。森永さんは、2004年5月から2007年3月まで、JICA派遣専門家としてベトナムに滞在していらっしゃいました。それでは、どうぞよろしくお

願いたします。

【森永】 国連アジア極東犯罪防止研修所次長の森永でございます。

今ご紹介いただいたように、私は、2004年から2007年までベトナムでプロジェクトオフィスのチーフアドバイザーをしておりました。当時、2005年民法ができ上がったという頃で、プロジェクトとしては、1つは民法の関連法令である不動産登記法、国家賠償法、そして民事判決執行法、民事訴訟法の支援もしておりました。それと並行してキャパシティビルディングをしなければならないということで、検察官のマニュアルを作ったり、ベトナム国家大学、法科大学じゃなくて国家大学のほうですけれども、国家大学に日本法講座というものを作ったりしました。そこで私が1年生を教えていましたけれども、その頃、よく覚えているのは、実は国内からはJICAと法務省からは、お前でお仕舞いであるといわれていたことです。幕引きをするから、ちゃんと始末してこいという話でした。

行ってみたら、プロジェクトは始まったばかりで、何を勘違いしているのだと思い、ちょうどそのときに非常にタイミングよく森嶋先生がおいでになったので、森嶋先生にそのことを話し、森嶋先生のお力をお借りし、とんでもない、こんなところで終わるわけにいかないでしょうという話になって、それでプロジェクトが続いていったといういきさつがありました。

恐らく、当時私自身もそうでしたけれども、法務省もJICA自体も法整備支援というのは、ものすごく長いスパンの話なのだというのをきちんと理解していなかったという感じがしますね。現地に行ってみたらとんでもない話で、まだ考え方も硬いし、2005年民法ができたといったって自由主義市場経済向けの民法としてはまだ半分で、当時は、表見代理の規定さえありませんでした。そういう状態でしたので、こんな状態で終わらせることなく続けたいという気持ちが強くなったことをよく覚えています。当時、ベトナム側もカウンターパートの人たちも、まだかなり議論がドグマチックといえますか、

こうであるべきであるという議論に終始してました。さすがに初期にあったように、会議の冒頭に共産党の演説が始まるということは影を潜めていましたけれども、それでもやはりかなりまだ硬い考え方をされていて、それをもみほぐしながら先に進めていくというのが大変だったなという印象を持っております。

【松尾】 どうもありがとうございました。

それでは次に、西岡さんからお話をいただきたいと思います。西岡さんは、2010年4月から2013年9月までベトナムに赴任されました。この間に伊藤文規さんが赴任されておられますので、伊藤さんの後を引き継ぐ形で西岡さんが行かれました。西岡さんのおられたときの支援の様子、かかわり方、あるいは今、森永さんからお話があったプロジェクトに対してどういう変化があったかという点を中心にお話をいただければと思います。

【西岡】 ただ今ご紹介にあずかりました西岡です。

私は、2010年4月から2013年9月まで、実に3年6か月もの間日本を離れることができまして、法務省の皆様には感謝してもしきれないぐらいで、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

森永さんの時代というのは、先ほど起草支援から人材育成という形でされていたということで、本来なら森永さんの時代で終わっていたところを次の時代に展開していただいたおかげで私もベトナムに行くことができたのかなと実感しております。

そして、プロジェクトの大きな目標というのは、やはりベトナムにおいて裁判実務や裁判執行実務が統一的に運用されて、かつ公平性、透明性が確保されたものとなることというやや抽象的なものだったのですが、やはり基本的に法律をつくるに当たっては実務上の問題点を把握して、それを反映していこうということ、そして裁判実務や裁判の執行実務を公平に行うためには法律の実務家の能力の向上が大事であると考えました。そして、首都はハノイなのですが、ハノイだけを対象にするのではなく、より地方に展開していこうとしたのが、2007年から始まった法司法制度改革支援プロジェクトでした。2007

年4月から2015年3月まで続いて、合計8年間ありまして、前半4年間をフェーズ1、後半4年間をフェーズ2とし、私はその間の2010年から2013年までの間、そのプロジェクトに携わりました。また、地方に展開するというので、相当数地方に行くこともできまして、ベトナム63省のうち実に50省以上回ることができました。ベトナムの隅々までとはいえませんが、日本人があまり行かないようなところにも行け、大変充実した派遣期間を過ごすことができましたと思っています。

司法省と裁判所、検察院が主なカウンターパートでしたが、私がいたところに、ベトナムの全国的な弁護士会が設立されましたので、弁護士会も入って、司法省、裁判所、検察院、弁護士会の4つの機関、組織がカウンターパートになりました。そして日本の検察官や裁判官、弁護士という法曹資格者が1名ずつ派遣されておりまして、検察官がチーフアドバイザーとして全体的なプロジェクトの管理、それから主に検察院や司法省のアドバイザーとしての業務も担当しておりまして、事実上はプレイングマネージャー的なところもあって、できたら検察官2人がいいなというふうに私は思っていたところ、今現在では検察官2人派遣していただいているということを知り、これも法務省の方々に大変力を入れていただいていることの現れと思って感謝しているところです。

司法省との活動について簡単に説明させていただきますが、民法改正や担保関連法規の改正に協力していて、民法の体系論や、あるいは先ほど出てきた表見代理の制度、それから物権制度をどのように導入していくのかというような話をしておりました。現地で問題点をピックアップして、それをどのようにしてベトナム側に反映していくのかについては、森島先生を初めとしたアドバイザーグループの学者の先生方に適宜JICAネットと呼ばれるテレビ会議でアドバイスをいただき、さらには本邦研修という形でベトナムの司法省の起草担当者を日本に送り出して議論を進めていくといったことをしておりました。

さらには、ベトナムで検察院の活動におきましては、全国的に展開するというよりも、むしろ特定のエリアに注力を置いた活動をしておりました。フェーズ1の2007年から2011年の4年間につきましては、ハノイから北西に30キロほど離れたバクニンという地方都市で展開し、その後、ハイフォンという、人口約200万人のベトナムで第三の都市で活動を行いました。私は特にフェーズ2の頃に活動していたのですが、検察院との活動を中心に行っておりまして、ハイフォンの検察院の能力向上、あるいはハイフォンの実情を調査しました。そこで、ベトナムの刑事手続に簡易裁判手続と呼んでよいものがあることがわかりました。ベトナムの刑事の簡易裁判手続というのは日本とは全く逆で、捜査の時間をぐっと短縮して、裁判は普通に行うというもので、ベトナムの検察院からすれば非常にプレッシャーがかかるものでした。日本の場合は捜査の時間は普通なのですが、裁判が短縮されるというものであり、全く逆の制度で、ベトナムの現場の検察官は非常に苦労している様子がうかがえました。検察官のそのような意見をハイフォンで集約し、それをベトナムの刑事訴訟法の改正に反映していくために提言をするという活動に協力させてもらったりしておりました。そういった意味で、現場の課題をいかに抽出して、それを次の法改正に反映していくかということに主眼を置いたプロジェクトであったと思います。

さらに、私自身の非常に印象に残っているのは、ベトナムのプロジェクトは、JICAと大使館にも協力いただいて、本当にオールジャパン、チームジャパン体制で仕事ができたとのことです。法曹資格のある3名だけが行うのではなく、その法律の学者の先生、大使館、JICA本部、JICAベトナム事務所がまさに一丸となって実施したプロジェクトであったというふうに思います。この場をお借りして、皆様に協力していただいたことに改めて感謝の意を表したいと思います。ありがとうございました。

【松尾】 西岡さん、どうもありがとうございました。

派遣の最長記録をお持ちの西岡さんから、プロジェクトの内容がメニューとしても拡大し、それから地方にも展開していったというお話をいただきました。

西岡さんの後を引き継いで、松本さんが2013年10月から昨年2016年3月までベトナムに赴任されました。たくさんのプロジェクトを引き継がれて大変だったのではないかと想像いたしますが、松本さんから支援の状況、概要とどのように関わられたかについてお話をいただければと思います。

【松本】 今ご紹介いただきました検事の松本です。

私の派遣期間は、西岡さんの派遣期間の後に連続した期間で、2013年10月から2016年3月までの2年6か月間というものでした。その間、2つプロジェクトにまたがりましたが、前半部分は西岡さんのプロジェクトを引き継いで実施したという形でした。前半部分については、すでに西岡さんが話されましたので省略させていただいて、2015年から立ち上がった新しいプロジェクトについて説明させていただきます。

この新プロジェクトは、従前のプロジェクトを引き継ぎつつも新しい要素をどんと追加したという構成になっています。従前の司法省、検察院、裁判所、弁護士会に対する支援は、引き続きとても重要だということで、活動は従前どおり継続しているということになります。その間、2015年民法の制定などの重要な成果も上がっております。

他方、この新プロジェクト、現行プロジェクトの特徴の1つは、法令間の不整合を是正し、法令適用の統一性を確保するという壮大な目標が掲げられたという点にあります。従来は、プロジェクトが終了して安定した良い司法制度ができた後に、ベトナム社会がこうなっていけばいいなど、効果がじわりじわりと発現していけばいいなど思っていたことを、思い切ってどんとプロジェクトの射程の中に真正面から取り込んでしまったものであり、そういう意味で非常に野心的、壮大なプロジェクトになっています。これには実はベトナム側というよりは日本側の強い意思が働いておりまして、午前中のセッション

でも出ておりましたけれども、国益に資するODAというようなことで、そういった発想に転換していかなければいけないという動きの中、現地のベトナムに進出している企業の方たちなどが一番困っているのは何なのかということを経験からとらえた結果であるといえます。ベトナム進出企業にとって、現地の法制度に整合性がなく、統一的な法令の適用がなされていないということが、投資を促進し、現地に進出することを阻害する最大の要因であるという声が、ジェットロによるアンケートにおいても何年にもわたって出ていた中で、法整備支援のプロジェクトで対応しなくてよいのだろうか、こういう問題意識を日本側が持ったことからベトナム側と協議を重ねてこういうプロジェクト目標を掲げるに至ったという経緯がございます。ですから、プロジェクト形成の時点から、ODAのお金の使い方という日本国内でよく問題となることが、既に現場に及んでいるということはここで1つ強調しておきたいと思います。

このような壮大な目的を掲げても、しかし一体どうやって実施すればよいのだろうかということが大きな問題です。従前、我々が行ってきたように、司法関係機関だけを強化しても、これは到底プロジェクトとして成り立たないわけです。つまり法令の不整合等というのは司法の分野だけであるわけではなくて、農業とか環境とか保健衛生とか、ありとあらゆる行政分野に及んでおりますので、そこを射程にとらえる、そこをグリップできるような仕組みをつくらなければいけないと考えました。そこでどうしたかといいますと、従前のメインカウンターパートであった司法省のさらに上位機関に当たる首相府という、日本でいいますと内閣官房とか内閣府とか、そういうような存在に当たりますけれども、そこをカウンターパート機関に加えることにしました。首相府の下にはベトナムの全省庁がぶら下がっていて、首相府はその全省庁の提出してくる法案を審査するという権能がありますので、理論的には首相府をパイプとして使うことによってベトナムの全省庁が所管する全法令にアクセスすることが可能になる



との理屈です。こういう建て付けにした上で、首相府と協議して共に、ありとあらゆる法令の中から特定の法令を選んで、これに対する起草支援を行う。当然相手としては首相府とその法令を所管する省庁ということになりますが、この人たちに同時にインプットをしていくと。首相府の法令審査の能力も強化できるでしょうし、省庁の起草能力そのものも強化できるでしょうし、そういうことを繰り返し重ねていくことによって、徐々に全体の底上げを図ることができるのではないかというような発想に基づいて組み立てられております。

また、そのような枠組みの中でプロジェクトオフィスが中心になって、例えば適用される法令の利用者である日本の企業の方たち、先ほど武藤先生がおっしゃっていましたが、商工会の方などと連携をとって、現在利用者、法令の被適用者として感じている問題点をセミナー等の場で直接インプットをしていくということで、実際皆さんが現実のものとして直面している問題点を少しでも解消できるようになり、そういうフォーラムの場としても機能するのであり、そういう意味でも国益に資するODAの使い方という考え方を取り入れた制度設計になっているということをご紹介したいと思います。ただ、これは「いうは易し」でして、首相府のもとには全省庁がぶら下がっているものですから、ありとあらゆる、それこそ我々には何のことやらわからないような法令も、これについて支援してほしいという依頼が殺到してくると思われ、これを日本側のニーズあるいは日本側のリソースで対応できるものとすり合わせながらテーマを決めていくというのは極めて困難な問題でして、私がいた当初の1年間は、投資法や企業法、その関連法令でやりましょうということで、日本側、ベトナム側で合意していましたのでスムーズにいきましたが、恐らく現在は非常に大変なことになっているだろうと思われ。この建て付けは、理想は高いけれども、果たしてこのとおりうまくいくのかということについて、今後の検証に委ねられると思っております。

あと、もう1つの特徴としては、プロジェクト終

了後を見据えたロードマップと申しますか、ベトナム側が自律的に発展していくための方策を考えましようねということが成果として真正面から取り入れられたということがあります。これについては、あと一、二年もすれば具体的に議論を始めていかなければならないことなのかなと思っております。

【松尾】 どうもありがとうございました。

今まで、森永さんが赴任された2004年5月から、松本さんが退任された2016年3月までの約12年余りのベトナムの法整備支援の動きを簡潔にご紹介いただきました。

最後に、佐藤直史さんからコメントいただきたいと思いますが、佐藤さんは2004年11月から2006年6月にベトナムに赴任されていらっしゃいましたが、この時期は森永さんの赴任と重なっていらっしゃった時期ですね。それから2006年から2015年まではJICAの本部で国際協力専門員としてのお仕事もなさいましたので、佐藤さんからは、森永さんのお話に補完することがあれば補完していただき、かつ国際協力専門員としてのお立場からベトナム法整備支援を1つの題材としてお話いただければと思います。

【佐藤】 ただいまご紹介いただきました佐藤直史です。

私は、今、松尾先生からご紹介いただきましたとおり、2004年から2006年までは現地におりましたけれども、その後、JICA本部でずっとベトナムの案件を担当しておりました。ですので、森永さんとも西岡さんとも松本さんとも一緒に仕事をしましたという、そういう立場にあります。10年以上ベトナムを近くで見えてきて、プロジェクトがだんだん変遷していっておりますけれども、一貫しておりましたのはオーナーシップの重視という点でございます。ただ、これはいわば当然のことでございます、午前中、森嶋先生も強調されておられましたとおり、主権国家を相手にしてプロジェクトを行っておりますので、主権国家がオーナーシップを持つというのは当然のことだと認識しております。そして、実はこのオーナーシップという言葉はどの援助機関も口



をそろえていうところなのですけれども、ただ、そのアプローチには日本の独自性、そして有意性があるのであり、それは悩みを共有し一緒に歩いていくということで、このような姿勢は、ほかのドナーにはなかったのだと私は認識しております。これもやはり森寫先生が道筋をつけていただいて、私たちはその教えに従ってきたわけです。わかりやすく申しますと、一般論ですべてがそうだとは申しませんが、坂の上の雲があったときに、雲を示して雲の上から引っ張り上げるというのが、欧米系のドナーの支援の仕方だとしますと、日本の支援というのは、その坂の上の雲を目指して一緒に坂を上っていく、共に歩いていく、そういう姿勢だったのだと思っております。これはやはり雲を目指して坂を上っていった経験がある日本だからこそできたことでもありますし、繰り返しになりますけれども、森寫先生を始めとする諸先輩方が、そのような姿勢で法整備支援を開始され、それがベトナム側、あるいはほかの国の皆様にも評価をされ、だんだん日本の優位性として定着していったと認識しております。

この10年あまりの間、今各パネリストから紹介がありましたとおり、内容面での変化は非常に大きかったと思っております。特に法律の基礎から法律の執行、運用あるいはそれが根づくまでのアフターケアを含めて支援をしていく、これはもう森寫先生が開始された当初から、当然そこまで見通されて開始されたわけです。2005年の民法ができ、その民法が適用されましたが、やはり問題点があった、それを改正しなければいけない、このようなサイクルをずっと一緒に支援をしてきたのですが、こういった法律の執行や運用は大変難しく、時間もかかりますし、手間もかかります。午前中クオン前大臣もおっしゃっていましたが、やはりその執行が大事であるということは、私たちも強く意識してきたところでして、どんなに難しくてもそれをやらなければいけないと考えていました。西岡チーフアドバイザーにはかなり地方にまで出かけていただきたけれども、これもやはり本当に地方の現場でしっ

かり法律が執行できているのか、あるいは地方の現場では中央の人たちと議論をしているだけではわからないチャレンジがあるのではないかを知る必要がありました。こういう動きがプロジェクトの内容を広げ、内容の変化をもたらしたわけです。このことについて、ほかの機関の方のおもしろい話がありまして、これはUNDPの方がおっしゃっていたのですが、「いや、あんなに地方まで出かけて行って、法律の執行の1つ1つを調べるなんて、そんなことは正直日本にしかできないよ」といわれました。これも半ばあきれられながらですけれども、大変なほめ言葉だと私たちは受け取っているところです。

もう1つ、やはりこの期間のベトナム側のキャパシティの向上というのは非常に大きなものがあったと思っております。以前は例えば山に登るのに、どの道から登ればいいのか、あるいはどんな装備を持っていけばいいんだろう、ちょっとどんな装備が必要か教えてもらえないかというようなやりとりもあったのですけれども、最近、特に2015年のプロジェクトぐらいからは、本当にベトナム側が非常にスピード感を持ってもう既に登り始めておられて、その登っている途中で少し難しい箇所には差しかかりますと、ちょっとこれでよいのだろうかとか相談に来られる、そんな形に変わってきました。時代の変化もありますが、ベトナム側のキャパシティの向上というところが大きいのであり、こうしたベトナム側の変化に対応できるような体制をつくっていく必要があるだろうと感じています。先ほど松本さんからいろいろな課題を示していただきましたが、現在実施中のプロジェクトにおきまして、そういったベトナム側のスピード感や、本当に分野が広がっていることにどのように対応していくのか、これは大きな課題です。この会場におられる、現在のプロジェクトのチーフアドバイザーである川西さんには大変なお苦勞をおかけしていると思いますが、長期専門家の皆さんやカウンターパートの機関の方々とも相談しながら、どういった体制がふさわしいのかということをしっかり考えて実施していきたいと思っております。

【松尾】 どうもありがとうございました。

それでは、今の4名の元長期派遣専門家の方からの話を踏まえて、ディスカッションをしたいと思います。

第1部からの1つ引き継いだ宿題として、法整備支援の成果をどうやって測るのかという問題がございました。これは第1部の阪井部長のまとめにもありましたけれども、1つは、成果というものはなかなか測るのは難しいと、成果を十分示せていないのではないかという皆さんからのご指摘もございました。それに対して武藤さんから、そんなに簡単に定量的に測れるものではない、目には見えないけれども、成果としては測れる指標がありますよという1つのお答えもありました。第2部ではそれをさらに深める必要があると思っております。これについては、それぞれ元専門家のお立場として成果をどういうふうに考えておられるか、あるいはお感じになったかということについてお話しただけだと思います。法整備支援の場合には、成果といってもいろいろなレベルのものがあると思います。ベトナムを例にとると、民法典でいうと、1995年民法、2005年民法、それから2015年民法と、だんだん中身が変わってきていて、法整備支援の1つのコメントを生かすような形で契約自由の考え方が変わったり、あるいは第三者の保護の規定が変わったりと、法文レベルでの変化自体も1つの変化であり、成果といえるかもしれません。

それから、これは先ほど佐藤さんからご指摘がありましたけれども、法律を起草し、そして運用、執行していくと、本当に使われているのかという執行の面での進展というレベルの問題もあるかもしれません。さらには能力向上、キャパシティビルディングということがいわれていますけれども、どういう形で能力向上しているということを測るのかというレベルの問題もあるかと思います。さまざまなレベルでこの変化、そしてそれが成果といえるものに結びついているかというとらえ方はあると思うのですが、率直にお伺いしたいと思います。

どなたからお伺いすべきか難しい問題で、悩まし

いのですが、ここはまずベテランのお立場ということで、一番長く見ていらっしゃる森永さんにまずコメントをいただければと思います。

【森永】 成果の話というのは今に始まったことじゃなくて、実はもうそれこそ10年前ぐらい、私がベトナムにいた頃にもういわれ始めて、何が成果なのだ、どういう成果があったのか、国益には資するのかというようなことを散々いわれて、当初はみんな全部無視してやっていました。当時はそんなもの測ることができるわけではないという話になり、測ろうともしなかったのですが、今改めて考えてみると、定性的な評価が多いのですけれども、定量的な評価もできなくはないと考えています。当時でも、我々がかなり注目したのは、判例に関してでした。井関先生がおられますけれども、ベトナムでは監督審という制度があって、要するに確定判決をひっくり返す制度なのですが、あれがどのぐらい申し立てがあって、どのぐらい確定判決が破棄されているかということは、1つの指標として使えるのかなと思ったことはありますね。

それから、ああいう細かいデータを集めていけば、ある程度の定量的な評価はできてくるとは思います。国連にSDGs、すなわち Sustainable Development Goals という2030年をゴールとして設定されている目標があり、今アジ研で刑事の分野がメインになるのですが、どこにどういうインディケータが使えるのかという話を議論中です。まだ誰もこれといったアイデアは浮かんでおらず、非常に難しいものであるという感じはします。ただ、先ほども申し上げたようなあるデータについては、ベトナムはまだいいのですが、もう少し遅れているといったら失礼ですけれども、そういう国ではデータがありません。統計をとるということもせず、また、したとしても下駄を履かせてあったりで、とんでもないものになっています。ベトナムは最近検察院が犯罪白書を作るべく頑張っていて、その系統のデータはとれるようになってきていて、我々がいた頃よりはかなり正確にはなっていますし、きちんと公表するようになってきていますので、ベトナム

はもしかすると今後、測っていくことができるのだろうと思いますが、法整備支援を始めた頃のデータはありませんので、比較対象がなく、どこか起点を設定して、そこから何年かたった、例えば10年たった時と比較して、定量的に測定していくのだろうと思います。定性的なものというのは、これは本当に評価が難しく、私はよくそれをいわれたときにいうのは、96年にJICAがプロジェクトを始めたときの記録を見てごらんということです。現在の議事録と比べるとものすごい差があるのは誰にでもわかりますから。少なくともその法整備支援活動によるベトナム側のキャパシティの変化というのはまさにそこに見られるわけですが、それを物差しにできるかということ、なかなか難しいところはあります。明らかに議論の内容が違いますので、差ははっきりと見てとることができるのですけれども。

【松尾】ありがとうございました。

今、森永さんが指摘された監督審の破棄件数の推移という点については、恐らくこれは裁判の質にどう変化が現れたかというその成果の測り方かなと思っています。これはいわば法を解釈適用する技術というものがどういうふうに向いているかということと測る1つの指標になるのではないかというご指摘であったと思います。

それから、議事録を見てみればという話は、これは恐らく、例えば本邦研修とか現地セミナーをしているときに、どういう質問が出たり、どういうやりとりがあったりしたかということの中で法律の理解がどういうふうに変化しているかということが見られるのではないかというご指摘だったかと思いません。そういう意味では第1部の武藤さんのお話にも通じるころがあると思いますけれども、確実にこういうふうには法律の理解が変化しているということも1つの指標にはなるのではないかというご指摘であったと思われま。

それでは、今度は、つい先ごろまで専門家として赴任しておられた松本さんから見て、恐らく成果ということについてはかなり要求が厳しくなってきた時期であったと思われまますが、成果について特にど

ういうことを意識していらっしゃったか、あるいは赴任中にこんな変化があったということについてお話し願えればと思います。

【松本】私の時代に、ODA評価についていろいろとインタビューを受けたこともあり、成果についてはかなり問われました。こちらから説明するときには使いやすいのは、無理だといいつつもやはり定量データになりますので、森永さんがいわれたような裁判所の司法統計を中心に説明をしていました。実際、ベトナムの裁判所の統計を見ますと、第一審の民事の受理件数がぐっと伸びているのですが、控訴件数は伸びていません。しかも控訴審の判決の監督審による破棄件数も全然伸びていないということは、普通に考えれば、まずベトナムの国民の裁判所に対する信頼は伸びていると、第一審の数が伸びている。ただ、伸びている一審の判決の件数も増えているはずなのに控訴の件数が少ないということは、一審の裁判所の下す判決に満足している率も高いのであろう、そして、控訴審の裁判官の判断に誤りがないからこそ監督審での破棄件数も少なくなっているんだらう、したがって、ベトナムの裁判官の質は向上しているのだと、果たして本当に正しい論法かどうかわかりませんが、こういう説明をしたりもしていました。ただ本音でいいますと、このようにデータで示すということには限界があります。1つは武藤先生がいわれたような時間軸の問題であり、インプットしてから芽が出るまでの時間軸が本当に10年、20年のスパンであり、表見代理の問題も森嶋先生が指摘され始めてからようやく20年後に民法典に入りましたし、入ったといっても森嶋先生がインプットされた内容がそのまま入ったわけではなく、例えば取引の安全が重要だ重要だとインプットしていたら、取引の安全が重要だということが強調されて、例えば無権代理行為がなされた後に、本人が追認するのかどうかを催告したら、日本の場合だと催告して返答がなければ追認拒絶とみなすとされており、これは本人の静的安全のほうを重視するという考えのはずですけれども、ベトナム側ではそれを一気に飛び越して、返答がなければ追認したものとみなす

と、取引の安全を保障する方向にぐっとかじを切りました。もともとトライアンドエラーを繰り返しながら振り幅を少しずつ小さくして最終的な着地点にいけばいいと考える方たちなので、さもありなんという感じではありますが、こういう問題もあります。

また、JICAの方で2000年代の前半頃に、司法学院で法曹の統一的な養成を図ろうとしていろいろとインプットしたものの、その後結局いろいろあって頓挫してしまったわけですが、2015年ごろになってこの司法学院の人たちからようやく法曹三者の養成するコースを設置することができた、10年前にJICAに教わったことをようやく実現することができた、ついてはかくかくしかじかの支援を願いたいというようなことをいわれたことがありました。しかし、そのころには日本側としてはこのプロジェクトはもう芽が出ないと、実にならないものだというふうに見切ってしまうていたわけで、もうどうしようもないということになりました。こういう日本側のタイムスパンに対する感覚とベトナム側のそれが全くずれているというところは1つの重要な問題であると意識したことがありました。

【松尾】ありがとうございました。

法整備支援の成果を測る上での重要な視点をいくつかご指摘いただいたかと思います。定性的、定量的な評価の手がかりあるかどうか、これについては多分さまざまなご意見、ご質問おありかと思いますが、この後少し時間とりたいと思いますが、あと、インプットからアウトプット、アウトカムまで時間的な長さが、まさに法整備支援の特徴といえる点だと思いますので、それも十分に理解を促す必要が、評価のときにはあるということも重要な点であると思います。

まだまだ議論は尽きないと思いますが、ここでフロアから今までの専門家の方のお話、あるいは今議論になりました成果等についても含めて質問、コメントがあればお受けしたいと思います。

【小畑郁名古屋大学大学院法学研究科教授】名古屋大学の小畑と申します。

午前中から含めて非常に学ぶところの多いご報

告、ご発言が続き、皆様方の努力で日本の法整備支援がベトナムにおいて非常に大きな信頼を得たということも実感いたしました。そのことを全く否定するつもりはありませんが、若干辛口のコメントをさせていただきたいと思います。

一番最近の成果のところ、法令間の不整合や恣意的な裁量を許す規定がさまざまな事業の妨げになっている、これが企業にアンケートをとっても非常に大きな課題になっているということをおっしゃいました。私ははっきり申しますと、もちろん各企業はそれで困っておられるということだと思っておりますが、往々にして各企業の要請、要望というものと、あるいは各企業だけじゃなくてベトナムのその時々々の要望、個別的な要請というものと我々が本当に目指すべき法整備支援の対象というのは異なっているのではないかと思います。名古屋大学法政国際教育協力研究センター、CALEは、ハノイにも日本法センターを作っております、そこでは教育だけでなく研究活動もしています。私自身はベトナム法の専門家でも国内法の専門家でもありませんけれども、そこで聞く話を総合すると、森脇先生がおっしゃる「民法から入って行って、それがだんだんと人権の意識にもつながっていく」ということが、そのとおりで実感されます。しかしながら、簡単にいうと、民法がベトナムの私法の基本法としての位置付けをまだ得ていないというのが大きな問題ではないかというふうに思います。ベトナムの法令間関係というのは結局ばらばらの個別法の寄せ集めの話であって、体系的な思考ができていない、個別法をどういうふうにするか、それから個別法の解釈をどういうふうに決めるかという、そういう話をしているわけでありまして、私たちもベトナム省庁からの研修を受け入れることがありますけれども、各研修を受け入れるときは必ず個別法のテーマを持ってこられます。私は正直いうとこれでいいのだろうかと思います。つまり、個別法が問題なのではなく、どのような制度配置をしていくかということがやはり問題なのだと思います。その意味では、例えば日本法を素材にしてベトナムの



法整備をベトナムの方に考えていただくということであれば、日本法の基礎的な理解、あるいは体系的な理解、あるいは構造的な理解、日本社会とのかかわりということを十分インプットする必要があるのではないか、そういうことをしていかなないと結局は個別法ばらばらの法整備にとどまって、私法の魂みたいなものは結局宿らないということになるのではないか、宿ったはずだけれども、実際には個別法の話にとどまってしまうということになるのではないかと考えています。その点で大変気になるのが、政府、あるいは法務省、JICAの法整備支援の図式であると理解しましたが、この中で人材育成というのが柱立ての言葉として落ちていて、このことをどういうふうにとらえるかということを中心に考えていただきたいと思います。日本法でなくてもいいと思いますが、日本法を基礎的に、体系的に理解できる人材をどれくらい育成することに私たちは成功しているだろうかということを考えていただきたいと思います。その意味で定性的だけでなく定量的な手法も私たちは提供することができると自負しております。つまり日本法センターの修了生がどれくらいいて、そしてどれくらいの人その後こういう形で就職していった、あるいは司法省に残っているとかということも提供できますけれども、そういう観点がぜひ必要なのではないか、つまり問題は個別の話ではなくて、もっと大きな話をしないといけないのではないかと私は思っております。

【松尾】小畑先生、ありがとうございます。

まさに重要なご指摘だと思います。午前中三浦さんからのご指摘にもありましたけれども、日本の法整備支援は単なる企業の投資環境整備という目線を超えて、もうちょっと高い目線ですべきではないかというご指摘もあって、それを引き継ぐ問題提起であったかと思っております。具体的にどういうふうな高い目線なのかということお感じになった方も多いと思うのですが、小畑先生からその1つの例として、単なる法令間の整合性ということ、整合性を超えて、まさに例えば民法であれば私法の一般法として位置付けられ、権利意識の浸透という観点から本当に通

じていくのだろうか、それによって人権というものに対する理解が深まっていくのだろうか、そういうことを1つの目標とすべきだというご指摘をいただいたかと思っております。

これに対して誰が答えるかということですが、佐藤さんからまずお願いいたします。

【佐藤】まさに小畑先生がおっしゃったことに全く同感いたします。体系的な理解というものが進んでいない、これはベトナムにおける法学の発展というものにも深くかかわっているかと思いますが、こういった問題にずっと取り組まなければいけないというのは、まさにご指摘のとおりだと思います。

3点ほど少し説明をさせていただきたいのですか、まず第1点は、人材育成は、これは決して漏れているわけではなく、このプロジェクトの背後にしっかりと人材育成という目標は含まれているというようにご理解いただければと思います。

2点目は、個々の法令間の問題を取り扱っても仕方がないのではないかという点につきまして、実はこの法令の整合性の問題というのは、今、小畑先生がおっしゃられたような問題に気づいていただきたいからこそ取り上げた問題というように整理をしております。実際に各プロビンスによって法令の扱いがばらばらであったり、上位法に書いてあることが下位法では異なるように運用されてしまったり、そういった問題がないようにするという事は、法令の体系性というものを考えていくきっかけにならないかと考え、そこで私たちのプロジェクトでは少し個別のテーマがあったほうがプロジェクトとして進めやすいものですから個別のテーマを取り上げますけれども、その最終的に達成したいところは、先ほど小畑先生がおっしゃいましたような統一的な法律の理解というものに行き着くことです。ただ、1つ飛びに10年や20年かかる成果を目標にできないものですから、個別の法令を取り上げてその問題に対処していくことを成果として掲げました。今ご指摘いただいたところはしっかり私たちも心にとめてプロジェクトを運営して参りたいと思っております。そして、本当に長期的なスパンの人材育成という点に



つきましては、名古屋大学を始めとするいろいろな学術機関の先生方が取り組まれているところですし、そうしたほかの機関の方々もしっかり協調しながら考えていきたいと思っていますところです。

【松尾】 ありがとうございます。それでは西岡さんからお願いします。

【西岡】 私がベトナムに赴任していたときに、名古屋大学の日本法センターにも行かせていただいて、本当に名古屋大学、本来大学で学ぶべき法学教育の本当根幹をなす部分をされているなとつくづく感じました。ベトナムの法学教育において欠けている部分を補完するというので、いわゆるリーガルマインドを育成する上では非常に大事なことだと思っております。本来ならベトナムの各大学がすべきところなのですが、そういったところがまだ不十分であると本当に痛感しました。

このプロジェクトはそこに目線がいておらず、司法省であったり検察院であったり、役人を対象としているので、そういう基礎的な法学という部分をカバーできないところはあるのですが、ただ他方で、ベトナムから日本にお招きする研修員が割と若い世代も入るようになりまして、20代の後半あるいは30代の前半の、担保法令の担当者、国家賠償法の担当者などが加わり、彼らが帰国後にベトナムで行われるセミナーや、地方でのトレーニングコース、普及セミナーなどで、ベトナムの担保法の問題点、国家賠償法の問題点を日本での経験に照らしてレクチャーしていくのを見て、このプロジェクトにおいても、先ほど佐藤さんが話されたように、その背後に隠れた人材育成の側面はあるのだと感じました。

【松尾】 ありがとうございます。

今、佐藤さん、西岡さんから、法律学の普及の要請、あるいは法学教育の充実という点に言及していただきました。この点はやはり法整備支援の新しい段階として、あるいは新しいフロンティアとして、法学教育への協力にどう取り組むかというのは非常に大きな課題ではないかと私も思っております。

【森嶋】 小畑さんのおっしゃることもわかるのですが、ここで今議論しているのは、政府が政府に対し

てODAとしての法整備支援をすることであって、小畑さんはCALEが法学教育として何をやるかという話をされているのだと思います。日本法の法体系全体はどうであるかとか、アメリカの法体系がどうであるかとかということをそのまま持ち込むのではなくて、それぞれの被支援国が求めていることについて、要請主義にあるかどうかにかかわらず、一応の前提があって、こちらの支援のポリシーもありますけれども、その上で相手の国に受け入れられ、かつ機能するような法の整備、それが法律なのか組織なのか場合によっては人材育成なのかわかりませんが、そういうことを行うことが大事であって、何から何までプロジェクトでやろうとしているわけではないわけです。大学でしたら現地の大学生を呼んで、日本の法律はこういう体系なのだから、帰ってそういう勉強しなさいと、あるいは自分の国の法律を勉強しなさいということできるかもしれませんが、法整備支援とは目的が違うのです。

それからもう1つ、この法律間の不整合などというのは、ベトナムでの状況は、先ほど話題になりましたが、同じ言葉が省によって違ったり、あるいは法律と政令が矛盾していたりする、それを何とか形の上で整えようということであって、法体系を整然と憲法から何から、一定の価値体系の下にやろうという「法哲学」とか「法学概論」とかとは異なるのです。この項目は実は日本がベトナムにいろいろな支援を始めた頃から、ベトナム側がいろいろやってみると各省でも違うし、法令も矛盾しているんで、何とか日本の内閣法制局のような形の支援をしてくれないかといわれていたのですが、それがなかなか動かないところによりやく今度のフェーズで始まったのであって、日本の企業の要請もあったかもしれませんが、日本の企業が指摘したからこれが始まったというわけではありません。日本の法律の整合性をここへ慌てて持ち込もうということではなくて、既にもうそれこそ20年ぐらいの歴史があつて、森永さんの時代にもこれやろうと思ってもなかなかできなかったということがありました。小畑さんのご発言に賛同いたしますが、立脚点が少し異な

るので、そこはご理解いただきたいと思います。

【松尾】森寫先生どうもありがとうございました。

最後に森永さんに、今の点を含めてコメントを頂きたいと思います。

【森永】まさに今森寫先生がおっしゃったとおりなのですが、今のプロジェクト自体は法の体系的な理解とか位置付けだとかは直接扱っていませんし、扱う予定もないのでしょうけれども、小畑先生のご懸念される、何の体系性もなく個別に、しかも各省庁が自分の使った法律だけを見ているという、こういう状態がずっと続いたことは間違いありません。ただ、これも変わってきています。例えば民法と商法の関係が日本のようになり、以前は本当にフラットで、同じことが両方に規定されていました。それを商法から民法にあるような規定は除いて、商法を特別法としての乗せるようなシステムになったと思います。訴訟法も5つあったのですが、ようやく3つになったとか、いろいろなことで少しずつ進んでいると思って間違いはないと思います。

【松尾】ありがとうございました。

議論は尽きないと思いますが、今日はベトナム支援、20年の回顧と展望ということで、ベトナムの専門家の方から率直なお話を伺って議論していただき、ありがとうございました。「故きを温ねて新しきを知る」というコンセプトだったかと思いますが、このベトナムでの経験がいかに我々に重要な成果をもたらしてくれたかということについて改めて敬意を表したいと思います。元専門家の方に拍手で感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 矢吹公敏日本弁護士連合会前国際交流委員長による対談に対するコメント

簡単に総括的ではありますが、コメントさせていただきます。

日弁連も20年来カンボジアから始めまして、ベトナムでも武藤さんの時代から森寫先生と同行させていただき、JICAの重要中枢支援プロジェクトになって以降も参加させていただいているところで

す。

今回お話を聞いていくつか総括できることがあろうかと思ひましてお話ししますが、日本の支援というのは基本的に要請主義であります。要請主義であるからこそ非常に根本的な法律を要請されると、それに真面目に取り組むということで、基本法について多くの国で支援をしているところです。ベトナムで民法、カンボジアで民法、民事訴訟法について、大変長期的視野と長期的なプロジェクトがなければできない支援を日本は引き受けてきています。

その結果何ができているかというところ、今お話しただいたように、個別法との相克はあるものの、1つ1つ時間をかけてその国の法律の制度が強化されていることは間違いのないのではないかと思うところです。また、それと並行して人材の育成もそれを運用する人たちを含めてできているといえましょう。やはり日本の良い制度を先方が理解をして紹介したいという意欲が要請主義の中に出ているのではないかと思います。日本の民事訴訟法、そして民法、人材育成では司法研修所、また、多くの国の弁護士会が日本の弁護士を参考にしたいといっています。こういったことができているいくつかの理由がありますが、まず多くの日本の参加者が法整備支援に関与しているということです。法務省、法総研、JICA、最高裁、名古屋大学、神戸大学含めた大学、そして日弁連といった成功談が多く、そして目標の共有とガバナンスを持ってJICAがそれを推進しています。多くの国で、ワード・バンクにしてもADBにしても法律事務所に丸投げをして法律をつくらせよならというような支援とは異なり、20年間真面目に取り組んできているので、必ず各国に根づくはずで

す。皆さんおっしゃっている評価ですけれども、これは20年前から評価をどうするのかという議論はありました。今お話の出ている定性的、定量的評価として1つ私が挙げたいのは判例であります。やはり法律が根づいているのは判例にその法律が出てきて、その解釈を判例が取り上げるということが必要だと思ひますし、またその判例を分析して評価する

という判例分析も必要だと思います。他方、判例をつくらぬ国もありますし、また判例を批判するとそれは刑罰の対象になるという国もあります。そうなりますと判例が十分に出ない中で、なかなか法律が裁判所で活かされず、これが課題でありまして、ぜひ今後のプロジェクトとしてこの判例に対する日本の取組を考えていかなければならないのではないかと思います。

あと2つ、1つは、これだけ20年間、卒業生が皆さんラインナップで並んでいますので、本当にこの司法のネットワークキングができてきつつあると思います。卒業生も集まり、現在の方たちも集まり、そして各方面に活躍されている方も法律事務所も参加して、ネットワークキングの中で関与されているという事は頼もしい限りです。

最後の1つは民間のファンドの問題です。日本の法整備支援がやはり財政的にシュリンクしていく以上、民間のファンドをぜひ構築し、いろいろな意味で先ほどのネットワークキングが強くなるようにすべきだと思います。これは私の個人的な希望として述べさせていただきます。法総研が戦略の中心となるようにぜひご尽力いただければと思います。どうもありがとうございました。

**伊藤浩之法務総合研究所国際協力部副部長、國井弘樹福岡高等検察庁検事、磯井美葉JICA産業開発・公共政策部国際協力専門員によるパネルディスカッション（モデレーター：松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授）**

【松尾】それでは、前半に引き続き、後半はラオス、それからミャンマー、モンゴル、カンボジアといった法整備支援の新しいフロンティアでの活動の成果と課題について議論を続けてまいりたいと思います。

それで、まず伊藤さんからラオスの法整備支援の具体的な内容や活動の実態についてご紹介いただきたいと思います。伊藤さんは、2011年7月から2014年7月まで3年間にわたって専門家としてラオス、ビエンチャンに赴任していらっしゃいました。よろ

しくお願いいたします。

【伊藤】皆様改めまして、こんにちは。ただいまご紹介いただきました伊藤でございます。主催者側の人間ですので、なるべく進行に協力させていただきたいと思いますので、手短にお話しさせていただきます。

ラオスへの法整備支援自体は1990年代から始まったのですが、プロジェクトにつきましては2003年から2007年に一度実施した後、一度中断を経まして2010年から再開し、現在引き続き行われております。

ラオスの法制度につきましては、ご存じの方多いと思いますけれども、そもそも政治体制がベトナムに近いので、法制度でも近い面がございます。一方で、ベトナムと比較をすれば、やはりラオスのほうが遅れていると見られる部分が多いというのも事実ではないかと思います。そういった中でラオスという国がその周辺地域の中で取り残されないようにという危惧もありまして、プロジェクトについて再開していただき、現在に続いているところでございます。

プロジェクトの概要につきましては、まずフェーズ1につきましては、そもそもラオスでは、法律に関する基本的な理解が非常に乏しい、本当に土台の土台ができておらず、学ぼうと思っても学べない、教えられないというところがありました。法律について本当に条文に書いてある表面的な理解しかできていない、法律自体も十分なものではないという現状がございました。そういったところでまず基本的な理解を進めて研究をして、そしてそれをラオス法というものを理解した上でそれを使って人を育てられるように、そのための本当の土台づくりをしようというのがこのフェーズ1でした。それで具体的な活動としましては、そういった研究の成果をまとめて学ぶのに、あるいは教えるのに使える本をラオスのワーキンググループのメンバーが作るという活動を行いました。民法、民事訴訟法、刑事訴訟法をテーマとするサブワーキンググループを作りまして、ここに4機関、司法省、最高裁、最高検、ラオス国

立大学からメンバーに入ってもらい、いってみればこの4機関をごちゃ混ぜにして研究をして本を開発していくと、こういう作業を行いました。日本人の専門家はそれについてアドバイスをを行うだけで、全部彼らに書いてもらうという作業を行ってまいりました。それで4年間で一区切りつきまして、次にまた同じ今度フェーズ2というものですけれども、フェーズ1の成果を踏まえて今度新たなものを行うこととし、民法典の起草というものが加わりました。民法典については来年度国会で承認されると、間もなく成立する見込みというふうになっております。それから、教育研修ということで、日本と似ている部分がありますけれども、将来裁判官、検察官、弁護士になる人が同じ研修機関で研修を受けるという仕組みが2015年1月にラオスで作られましたので、ここに対する支援も行っております。

【松尾】伊藤さん、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きミャンマーに赴任していらっしゃる國井さんからコメントいただきたいと思っております。國井さんは、2014年5月から2016年3月までの約2年間、ミャンマー、ネピドーに赴任しておられました。ミャンマーという国の法整備支援は一体どういったことをやっているのか、その特徴等についてお話しただければと思います。

【國井】福岡高検の國井でございます。

まず、私が派遣されていた2年間という期間は、ミャンマー国にとっても非常に大きな転換期に当たりました。私が派遣される前の2011年3月には、軍事政権から民政移管を遂げまして、テイン・セイン大統領が民主化を強力に推し進めていた時期でございます。また、私が赴任していた2年間の間に総選挙が実施されまして、テイン・セイン大統領が率いる与党が選挙に負けまして、アウン・サン・スー・チーさんが党首を務める党、NLDが政権を取ったのであり、ミャンマーという国にとっても非常に大きな転換期ですので、私たちも政治的思惑の中で悩みながらプロジェクトを進めていたというのが実際のところですよ。

最初にミャンマーのプロジェクトの特徴としてい

えることですが、午前中に森嶋先生がおっしゃっていた相手国の要請があり、そして相手国が受用できる制度を共に作っていくという日本の法整備支援のスタンスとはちょっとはずれているのかなと思っております。それは何かといいますと、まずポストチャイナの中で日本の企業のミャンマーへの進出支援ということが日本政府としてのまず大きな課題としてありました。その投資環境について法律面からの整備をなさいという大きな指示、目標がまずございました。そのためにオールジャパンで行動する必要がありました。ミャンマーには法務省だけではなくて、各省からいろいろな分野の専門家がJICAの長期専門家として派遣されておりました。他方で、ベトナムから引き継いでいる伝統的な法整備も車の両輪として行っていかなければいけないということで、この両者の中で動いていたのがミャンマーのプロジェクトでした。

プロジェクトの概要ですが、最高裁判所と法務長官府という2つの機関を対象にしておりました。法務長官府というのは日本の法務省、検察庁、内閣法制局の役割を果たす機関でして、この両機関を対象に大きく分けると2つの活動をしておりました。1つは法律の起草、それから法案審査の支援、そして2つ目が人材育成の支援でした。法律起草、法案審査の支援につきましては、私たちが具体的に支援した対象法令というのは仲裁法、証拠法、会社法、倒産法で、現在知財法の支援をしております。また、人材育成支援に関しましては、裁判官、検察官の研修、裁判所内部、それから連邦法務長官府の内部で行う若手の裁判官、検事の研修についてカリキュラムを作成、それからテキストの作成、それからシラバスも作り、研修の講義自体も担当をさせていただきました。そういった活動を通じてミャンマー法曹の人材育成の支援をしていこうというのが大きな目標でした。

そして、一方で投資環境整備というところに重点が置かれておりましたので、ミャンマーではほかの例えばベトナムなどでは多分行われていないと思っておりますが、現地のほかのプロジェクト、ほかの目的で



現地に派遣されている長期専門家との連携というのが行われていました。本日も特許庁から国際協力課の武井補佐がいらっしゃっているかと思いますが、ミャンマーのネピドーという首都には特許庁から審査官の方が知財制度整備ということで一人派遣されておりました。その方と連携しながら知財裁判制度について私たちが支援をしておりました。オールジャパンで取り組んでいた一例として、この知財裁判制度整備の支援体制を紹介させていただきたいと思います。

知財法自体はこの連邦法務長官府の下にございます科学技術省、現在は教育省に変わっておりますが、こちらが所管する法律です。日本の特許庁から審査官が長期専門家としてこの科学技術省、現教育省に派遣されておまして、知財法案の起草について支援をされておりました。そこでその専門家と現地で協力して、私たちの法整備支援プロジェクトと連携する形で、起草の支援についても私たちがお手伝いしました。そして、その法案ができる段階で執行面を当然の前提に考えて、知財制度をめぐる裁判制度というのがミャンマーにはなかったもので、裁判制度が円滑に動くようにということで私たちの法整備支援プロジェクトと特許庁のプロジェクトと連動しまして、最高裁判所と法務長官府を取り込んでその面の支援を行いました。日本側では、特許庁それから日弁連の知財センター、それから法務省、関連省庁などどうまく連携をとりまして、いわゆるオールジャパンの体制でこの知財裁判制度の支援を続けております。

ネピドーという土地は、2006年にヤンゴンから強制的に遷都されたところでして、私が赴任したときには日本人でネピドーに住むのは8人目でした。ネピドーに行かれた方もこの中にいらっしゃると思いますし、何人か私たちのプロジェクトオフィスにも来ていただきましたが、非常に過酷な生活環境でして、食事ができる場所は、ちゃんとおいしい食事という意味ですけれども、1か所しかなくて、基本的に毎日そこで食べていました。余暇を過ごす手段もないに等しく、住むところも外国人はホテル以外

に住んではいけないということで、私たちはずっとホテルに缶詰の状態です。2年間住み続けました。楽しいこともあるにはありますが、精神的にまいってしまいう面が非常に強くて、プロジェクトに派遣されていた私を含む3人の日本人専門家は、まさに部活動の合宿みたいにして過ごしていました。非常に苦しくもあり楽しかった2年間でした。私がネピドーを去るときは20名くらいの日本人がいたわけですが、その20名のほとんどがJICAの長期専門家でした。経済の中心はもちろんヤンゴンで、大使館もヤンゴンにあります。ですから、ネピドーは首都とはいえ名ばかりで、あまり首都としての機能を有していないわけですが、ネピドーには、JICAの長期専門家がいますので、大使館を通さずに私たちが人的につながり、強いネットワークが作られていました。ですので、例えば農業の専門家が土地法の問題にぶつかったというときに実際にあったのですが、農業の専門家は農水省から派遣されており法律には明るくありませんでした。そういうときに、私たちに連絡をいただいて、ミャンマーの土地制度についてのご説明させていただくことにより、解決への筋道がつかまりました。ほかのプロジェクトの専門家がよくいわれていたことが、何かしら問題にぶつかったときに、最終的に法律の問題となるころ、ミャンマーの法律は非常にわかりづらいので、法律についての専門家でない方がミャンマーの省庁の方に聞いても誰もわからないということでした。そうすると解決の糸口がないということで、私たちに助けを求めに來られたのですが、そういう意味で横の連携というのがとられていたかと思います。ただ問題点として、そういうふうには人間関係で横の連携はとられていたものの、これを1つにまとめてネピドー、ミャンマーのたくさんの多くの専門家の中に太い幹というものを見つけることは難しいと現地で悩んでいました。

【松尾】 國井さん、どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

それでは次に、磯井美葉さんからお話をいただきたいと思います。磯井さんは、まず2006年9月から



2008年11月にモンゴルに専門家として赴任されました。その後、JICAで専門員としてお仕事をされた後、2013年4月から2014年4月まではカンボジアに長期専門家として再び赴任されています。専門家としての活動についてまずは何えればと思います。よろしくお願いたします。

【磯井】私は、6年半ほど普通に国内の事務所で弁護士業務をした後で、モンゴルに2年、その後JICA本部でアドバイザーとして働きまして、またその間にカンボジアに1年赴任していたということになります。

実は、今日朝からベトナムでプロジェクトが始まって20年だというようなことをいわれていますけれども、私もモンゴルに赴任して法整備支援を専門にしてから10年になってしましまして、元の弁護士業務よりもこっちのほうが長くなってしまったのですけれども、ごく簡単にですが、カンボジアとモンゴルについてお話をさせていただければと思います。

まずカンボジアですが、こちらはやはり民法、民事訴訟法という非常に基本的で大きな法律が日本の支援によって作られたということがとても大きな成果であると思います。ベトナムと民法の支援をしたという点では共通しているのですが、大きく違っているのは、ベトナムの民法についてはベトナム側が起草した改正案に対して日本のコメントなどをして意見交換をして作っていったということになると思うんですけども、カンボジアの場合は何もなかったところから法案の起草を日本の先生方がなさって、それをクメール語に翻訳してカンボジアの方たちと議論をしながら作っていったところが違いであると思います。こういった経緯をたどったのは、皆様もご存じだと思いますが、70年代後半のポル・ポト政権で知識階層が大量に虐殺されてしまって、カンボジアの人材が余り残っておらず、特にポル・ポトの政権が倒されたときには法律家として生き残っておられた方は一桁しかいなかったというようなお話もありますけれども、そういった中でカンボジア側の起草というのが難しく、日本の先生方が作業

部会を民法と民事訴訟法それぞれ組んでくださいます。法案の起草をしたというところに理由があったのだと思います。

カンボジアの人たちも、何もなくなってしまったところでいろいろな制度を作っていく中で、新しい国づくりに向けた機運の中で100年使える立派な民法が欲しいというようなことをおっしゃった方がいるというふうにも聞いていますけれども、それに日本側の先生方も力いっぱい応えて、日本の新しい議論を取り入れた非常に洗練された法律ができたのではないかと思っています。周辺のほかの日本がかかわっている国々の法律と比べても、条文数も多くて、一番日本の民法、民事訴訟法に近い形であると思います。当時は日本側も、またカンボジアの人たちも昼夜を徹して本当に一条一条検討するという大変なご苦労があったと聞いています。

その一方で、法律としては洗練された形のものになっていると思うのですが、非常に複雑な内容であるということと、また当初カンボジアにまだまだ人材が薄いということで、できた法律をきちんと理解して適切に動かす、広く普及させることについては時間がかかっていると思っています。そういう流れの中で日本はいろいろ支援をしておりますが、カンボジアに対する支援については、大きくこれまで3つの流れがありまして、1つは、その民法、民事訴訟法の起草支援を中心にした司法省に対する支援、2つ目は、2005年から新しくできた裁判官、検察官養成校に対する民事教育の支援、そしてもう1つは、2001年から最初は小規模の形で始まっているのですが、日弁連によるカンボジアの弁護士会に対する支援でした。

現在はこれらの3つの流れでできた関係を生かしまして、カンボジア側のそれぞれの機関の方たちと一緒にまとめた活動をする形で民法・民事訴訟法普及プロジェクトという中核人材の育成をするというプロジェクトが実施されています。

カンボジアでは、これまで最初の起草支援で弁護士の方が派遣されてから、裁判官・検察官養成校では検事それから裁判官の方も派遣されて、最大で一

時は日本人の専門家が5名という体制で今も比較的大きな所帯で支援をしています。私自身は2003年頃から弁護士業務をしながら日弁連のプロジェクトにもかかわったりしていたのですが、その後、私自身はこれからお話しするように、モンゴルに赴任しまして、2009年にJICAのアドバイザーになってからまたカンボジアとのかかわりが復活しまして、その間、民法の普及活動やさまざまな人材育成に関わってきました。2013年から1年間の赴任の間には、主に不動産登記に関する省令の書式の作成と普及の活動に従事していました。この十数年の支援の中で、民法、民事訴訟法以外に不動産登記や、人事訴訟法、非訟事件法、あと供託法といったような関連制度の整備もしてきているわけですが、関連法の起草支援についても少し変化がありまして、当初は、人事訴訟法などはやはり日本の先生方に起草していただいていたのですが、最近ではカンボジアの人にできるだけ条文を書いてもらって、それに対してコメントをするというような形になっています。今のフェーズは今年の3月で終了ということになっていますが、カンボジアのこれらの民事関連法の整備、普及にはまだまだ課題がありまして、もう少し日本としても支援が必要かなというふうに考えています。

他方で、ここ数年間で、先ほどベトナムでも議事録を見ると昔と今で全然違う、定量的な評価は難しいけれども、議事録の内容を見れば議論の内容が全然違うというようなお話が出ていましたが、カンボジアに関しても昔の議論と今の議論を比べてみると大きな進歩があったのではないかと考えています。

モンゴルは90年代初めに、それまでの社会主義体制を転換しまして、この点はベトナム、ラオスなどと違う点かもしれませんが、複数政党制を導入して民主化の道を歩み始めたのであり、今は社会主義という雰囲気からは大分変わってきていると思います。そうはいつても私が赴任した頃は、年配の裁判官など、考え方は硬い部分もありましたけれども、またそれから10年近くたって随分雰囲気が変わってきているのではないのでしょうか。

これまでのモンゴルに対する日本の支援として

は、90年代に少し日本の先生方にアドバイスを頂いたということもあるのですが、その後に長期専門家が派遣されることになりました。モンゴルの場合は、基本的に常に長期専門家として弁護士が1名のみ派遣されていて、プロジェクトとしても1人の弁護士が会計、ロジスティクスも含めて1人で回しているということで、これまでに私を含め、3名の弁護士が関与しています。

大きな成果としては幾つかありますが、1つは、モンゴルで初代の長期専門家が派遣されたときに判決公開をしたことと、それから、その後の弁護士会強化のプロジェクト、そして調停制度に関する2つのプロジェクトの中で、調停制度が全国の裁判所に導入され普及したことが指摘できると思います。

判決公開に関しては、当初モンゴルの裁判所にもいろいろ抵抗もあったというふうに聞いていますが、いろいろ説得をして、いざ公開されてみると、裁判官もほかの裁判官の書いた判決を読んでみたかったという声が聞かれました。もちろん実務家、企業の方は関心がありましたし、あともう1つには、教育の現場でもそういった公開された事例が取り入れられて、少しずつ実践的な教育が行われるようになったというように、いろいろな反響があったというふうに聞いています。当初は幾つかのケースを選んで冊子にして印刷出版するという、そして市販するという形だったのですが、今はウェブサイトで全件公開されているということになります。

調停制度については、最初は弁護士会のメンバーが日本に来られて、日本の弁護士会のADRセンターをごらんになって、こういうものをモンゴルでもやりたいというお話で小さく始まりました。民間の弁護士会のセンターですと、費用負担の問題などもなかなか難しく、それほど大きくはならなかったのですが、小さいながらも幾つか事件を解決するイメージを作って、モンゴルの人に調停というもののイメージを持ってもらったという効果があったと思っています。私は、まさにこの時期に現地にはいたのですが、調停というのは民間の合意による手続であっても、民事紛争の解決という大きな流れの中で位

置付けるべきだと思っ­ていまして、弁護士会を対象にした活動ながら必要に応じて裁判所を巻き込んでいたところ、裁判所でも日本の裁判所のような調停を参考にして自分たちもやりたいという要望が出るようになりまして、それが第3段階、第4段階のプロジェクトにつながっています。社会主義から転換したということもあって、それまでは少なかった民事紛争が大きく増えてきて、裁判所もその扱いということではずいぶん業務の性質が変わっていたと思うのですが、今は全国の裁判所で訴訟とともに調停も使われるようになって、2015年は1年間で1万件以上の事件を受理して処理していると聞いています。

【松尾】先ほど、ベトナムの元専門家4人の侍が去った後に、新しいフロンティアを開拓してこられた3人の専門家の方にラオス、カンボジア、モンゴル、ミャンマーの法整備支援の概要を伺うことができました。ありがとうございました。

ベトナムの法整備支援と、それからこの新たなラオス、カンボジア、ミャンマー、モンゴルという新たなフロンティアでの法整備支援との共通点と相違点という観点から、まず、ベトナムのお隣のラオスの法整備支援についてベトナムの法整備支援の経験が活かされている点があるか、あるいは新たに発展した点があるかを伊藤さんにお伺いできればと思います。

【伊藤】先ほど申しましたように、ラオスはベトナムと政治体制が同じというところもありまして、法制度を含めた行政司法に関する制度について非常に似通っている部分があります。一方で、やはり国が違いますし、人々の気質もかなり違うところがあると感じております。人口の違いを反映して弁護士の数もラオスでは圧倒的に少ないというような状況もありますし、ベトナムの方に比べてもラオスの方は非常にのんびりしている印象があります。もちろん熱心な方、非常に優秀な方もいらっしゃいますけれども、全体としては非常にのんびりしており、そこがラオスのよさだと思っておりますけれども、そういった違いもあります。そういった中で1つご紹介

させていただくのは、ベトナムとラオスに日本も加わって相互に協力し合うということを以前行ったことがあります。これは以前の法整備支援連絡会でも一度紹介したことがあり、「南南協力」というふうにもいわれていますが、具体的には2013年1月だったと思いますけれども、当時私が担当しておりましたラオスでの刑事訴訟法を研究し、ハンドブックにまとめるグループが、ベトナムを訪れて、ベトナムの検察院ですとか裁判所の方に法律について、また刑事手続の実際の運用などについて説明をしてもらったり、実際に裁判を見せてもらったり意見交換をしたりしました。その後、ラオスは刑法も改正をしているのですが、ベトナムから刑法に関する検察院のリソースパーソンに来てもらって、ラオスでセミナーを行ったこともあります。やはり根本となる法制度が近いところがありますのでしたので、ラオスの人にとっても理解しやすい部分があったということでした。日本は両方の国に協力をしているわけですが、ベトナムに協力してベトナムが得たものを、ベトナムを介してラオスにも広げることができる、あるいはベトナムにとりましても自分たちで使うだけではなくて人に教えるということで、また更に深め発展させることができるという利点もあるかとは思いますが、もちろん良い面ばかりではなく、ベトナムにしてもラオスにしても発展途上ですので、その点については配慮しなければいけないですし、逆に近い国ですと本当に心情的に素直に受け入れられるかという問題もあるかもしれません。そういう第三国を介したり、あるいはリージョナルな取組をしたりすることも考えられるのではないかと思います。

【松尾】ありがとうございました。異なる法整備支援プロジェクト間の連携の可能性という1つの新しい試みであったとお伺いしました。

もう1つ法整備支援の重要な論点として、これも第1部から問題になっております法整備支援の戦略、それから、それを実施するための司令塔をどうするかということがあります。そうすると、どういう法分野についてどういう形で支援を実施していく

のかということが問題になりますが、その点についていろいろな関係者の調整とか、関係機関の連携が重要になってくると思われます。その法整備支援の対象分野、それから支援機関間の連携というような点について、國井さんから、赴任されたミャンマーにおいて、初代ということで、何をどこでどういうふうにするのか、どういう連携をするのかということでご苦労があったのではないかと推測いたしますけれども、その点についてコメントをお願いいたします。

【國井】各機関との連携に関しましては、先ほどベトナムの元専門家の方々から活動についていろいろ変化をしてきたというお話を聞いていて、やはりそこにはODAに対する国民の目が変わってきているのかなと感じているところです。日本の経済情勢がこのような中、ODAを使って外国に支援をしていくとき、やはり日本国民に対してそれがどう利益をもたらすのかという視点が非常に強くなってきていると感じていて、それが顕著に出たのがミャンマーに対する支援なのだろうと思っています。私が赴任していたこの2年間、プロジェクト自体は延長されたのですが、延長されるときにやはり一番問われたのは、この2年間の成果は何だったのかということでした。2年というのは非常に短い期間です。例えばベトナムでは、森嶋先生が道を切り拓いてから現在に至る20年間の歩みの中でさまざまな成果があると思いますが、ミャンマーに関しては、2011年3月に軍事政権から初めて民政移管をされ、1年後、2012年4月に日ミャンマーの首相会談で当時の野田総理が日本として支援を再開すると宣言されてから始まりました。実際に私が行っていたのは2年間でした。その2年間の間にどう成果を出していくか、しかもそれが国民の目に見える形で成果を出さなければいけない、また、ミャンマー側のニーズでもありました。ミャンマー側は当時のテイン・セイン政権が政権を維持するためには、ミャンマー国民に簡単にいえば経済的な利益をもたらしたいという意向を強く持っていましたので、私たちとしても経済関係法令に対する支援ということが、まず目に入って

きました。

しかし、今日も何度も話が出ていますが、法律ができたところで運用する人材が育っていなければまるで機能しないということで、地道な活動も同時にしてきたわけですが、その地道な活動というのはなかなか成果が表に現れないというジレンマがありました。そんな中、現地での連携ということでは、幸運にもミャンマーにはさまざまなプロジェクトが動いておりました。そしてJICA事務所は、ヤンゴンにありますが、定期的に会合を主催していただいて、ネピドーだけではなくて各地にいる専門家が集まってそれぞれが抱えている問題点を共有するという取組がなされていました。その中で問題点について解決法がある、解決法を知っているということがあれば、個別に専門家同士で情報交換をして解決策を見出していくという手法がとられていました。ミャンマーに対する支援が始まったばかりなので、このような手法をとるしかなかったのかもしれませんが、今後、支援は広がり続いていきますし、また、アウン・サン・スー・チーさんのNLDが政権をとって、さらに民主化の歩み、そして経済発展の歩みを進めていかなければならないというときに、このように個別の連携だけでよいのかと当時から強く思っていました。大使館もその点については強い危惧を抱いており、いわゆる司令塔といった役割をどこが果たすのかというと、分野の違う支援の中で共通するところはどこなのかといったときに、やはり最後に行き着くのは法律の問題であることが非常に多いとほかの分野の専門家から聞いておりました。社会の基盤になる法律、その法律について自分が入り込んでいるカウンターパートの省庁の人もわからない、もちろん日本人の専門家もわからない、さあどうするという壁にぶつかったときに、司令塔になり得るのはやはりこの法整備の分野の専門家ではないかということは当時から感じていたところでした。私たちのプロジェクトの目的の中には入っていなかったでなかなか動きづらく、また短期的な成果を求められるという面もあったので、なかなか他の分野まで手を広げられなかったというのが実状でした



が、今は2代目の野瀬という検事が現地に行っておりますので、彼はその点について非常に注力して、その点を確立させていくべく今活動をしているところ です。

【松尾】ありがとうございました。先ほどの森島先生の問題提起であった司令塔の問題について、法分野の中だけにとどまらず、分野を超えた連携の問題もあるというご指摘だったかと思ひます。

さらにこれについても議論を深めたいのですが、ただ今の論点について、あるいはまた別の論点についてご質問、コメントをお持ちの方が東京会場におられましたら、お願いいたします。

【遠藤賢治名古屋学院大学法学部教授】午前午後を通じての議論、ご説明、大変貴重なお話を伺わせていただきましてありがとうございます。ベトナムのご苦勞が大変なものだったということもよくわかりました。新しく今動いておられるラオス、カンボジア、ミャンマーも大変難しい状況にあることもわかりました。午前中からのお話の中心に、支援国のニーズをどのようにくみ上げるかということにいろいろ難しい問題があるということもわかりましたが、このニーズをそのまま受け取るのではなくて、こちらの観点からもその必要性を吟味した上で支援していくということが重要であると思われるのですが、今ラオス、ミャンマー、カンボジアで、その点について特にご苦勞されたことがありましたら、お伺いしたいと思ひます。

また、新しい支援にどういうことが必要なのかということを考えていただきたいと思ひております。1つの視点として、これから世界がグローバル化していく中で国内問題は世界的な問題になるし、世界的な問題は国内問題につながっていくという、そういった観点から今激しく動いているこの世界の中で、開発途上国、あるいは支援を求めている国々のニーズをとらえていくとどんな問題があるのかについてもお考えがございましたら教えていただきたいと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【松尾】遠藤先生、どうもありがとうございました。

これも先ほどのまさに相手国のニーズを尊重しつつも、それをそのまま受けるのではなくて、日本の法整備支援の在り方、それについてのしっかりした、高い目線から見た上で、支援の分野、内容、方法について調整する必要があるのでしょうか、どういうふうに調整しているのか、その最前線でどういうやりとりがあるのかということやはり興味深い点だと思ひます。磯井さんJICAの本部でも専門員ということでお仕事されていますので、いろいろな支援の要請が上がってきたときに、いろいろな調整の仕方があると思ひますが、そのときに何か日本の法整備支援としての方針、あるいはスタンスというものがあるのでしょうか。経験がおありでしたらお話しいただきたいと思ひます。

【磯井】先ほど國井さんがお話ししてくださったミャンマーなども関係するかもしれないのですが、具体的なニーズとしては相手の国の立法計画とか政策とかいったこともありますし、あるいは日本側からもODAの意義、役割も含めていろいろな意見があると思ひます。そのような中で日本の支援の1つの原則的な方針としては、やはり表面的な制度を整えるだけではなくて、地道な人材育成も活動の中で含めていくという、なるべくそういうことが図れるようなデザインにしていくということはあると思ひます。

【松尾】ありがとうございました。

相手国から上がってきたニーズを検討してやりましょうというケースもあると思ひのですが、それはできませんよという場合や、あるいはこういうのをしたらどうですかというような、そういうやりとりはあり得るのでしょうか。國井さん、お願ひします。

【國井】ミャンマーに内務省という警察や行政を司る部署がございまして、そこから刑務所における支援をしてほしいという依頼がありました。その内務省のニーズは非常に高いものでしたが、ミャンマーの国にとって刑務所の支援の優先順位はどうかというと、当時のテイン・セイン政権における位置付けではそれほど高いものではありませんでした。ただ、刑務所における人権状況を改善する必要はあ



ると思われました。私も実際に刑務所に3回か4回くらい視察に行きましたが、非常に狭いところに何十人も押し込められ、そしていわゆる分類処遇もない状態でした。日本では刑期の長さとか犯した罪の種類によって当然分類されて処遇されるわけですが、ミャンマーでは男と女とで分類されるだけで、非常に過酷な環境で、衛生面にも問題があり、そういった意味で刑務所に対する支援の必要性は大きいと思ったのですが、日本のODAを使って優先的に支援すべき分野かという、それがミャンマー政府の方針と合致するので支援したいのは山々ですが、優先順位とすると落ちてしまうということで、泣く泣く引いたということがありました。今は形を考えてUNAFEIの森永次長のご尽力で、刑務所支援が具体化をしつつあり、UNAFEIの方で刑務所問題を取り扱うセミナーを開催するなどということを実際に行っているのですが、当時は、そういった取捨選択というものがあり、ミャンマー政府の方針と、我々支援する側の方針を相互に検討して決定せざるを得なかったという事情がありました。

【松尾】 ありがとうございます。遠藤先生よろしいでしょうか。

それでは、大阪会場でご質問、コメントおありの方願いたします。

【土生英里静岡大学教授】 ミャンマーの法整備支援をする際に、私のほうで実際にヒアリングした経験では、本当に日本の支援に意味があるのかという疑問を感じたことがありました。それはまさに法系の違いであって、ミャンマーの場合にはミャンマーの司法担当者全員が、我々はイギリス法系の国であるといいます。ただ、担当者がみんなイギリス法系というものを本当に理解しているのだろうかというところが大きな疑問があったところでして、いわゆるコモン・ローの国の場合には判例法の形成というのが非常に重要なのですけれども、ミャンマーの場合には長年にわたって共産主義政権、それから軍事政権下で裁判官に法律の解釈機能が認められず、判例も蓄積されなかったというところにおいて、法整備支援を考えるときに、こういった現地の法曹の認識、

それから大陸法系である日本との法系の違いの中でどういう形で支援ができるのであろうかという疑問を強く持ちました。モンゴルにしてもベトナム、ラオス、カンボジアにしても、もともとインドシナ半島の場合にはフランス法系ということで、日本と共通する1つの大陸法系に属しているということで、ある程度までは制定法を中心とした支援というものは考えられるのですが、ミャンマーに関しては、この歴史的な判例法が形成されなかったという事実と、あとは現地の法曹関係者が認識しているイギリス法系であるという認識のギャップのその調整というものをこの2年間國井さんがいらしたときにどういうふうに考えてやってこられたのか、教えていただければと思います。

【松尾】 ありがとうございます。非常に重要なご指摘ですね。國井さんお願いいたします。

【國井】 土生先生がおっしゃったとおり、現地の法律家は、口をそろえて我が国はコモン・ローの国であるので大陸法系とは一線を画しているとおっしゃいます。ただ、ご指摘のように、英米法系の国々がどういう制度なのかご存じですかということご存じではないのですね。じゃあ、どうしてコモン・ローの国だということ、英領インドからそのまま移植した法律、100年前の法律を今でも使っているので、我々は英米法系だ、コモン・ローの国だということ非常に強くいうわけです。ただし、おっしゃったように、判例法も十分にございせんし、基本的に成文法主義の国です。そういう自覚は彼らの中にもあるのですが、それでも彼らのプライドとして我々はコモン・ローの国なのだと非常に強くおっしゃるわけですね。また、日本以外のドナー、イギリスだったりオーストラリアだったりシンガポールだったり、我々はコモン・ローの国ですから我々の法律をそのまま移せば、あなたたちの国には絶対に適合しますという支援の仕方をされるのですが、実はそうではないと考えています。我々が常に考えていたのは、大陸法系でもあり、英米法系でもあり、両方のメリット、デメリットを中立の立場で先方に示せるのは日本しかないということでした。どちらか

に与するのではなく、どちらかを進めるのではなく、もちろん日本の制度も進めるのではなく、私たちが勉強してきたこと、学んだこと、それから先生方から教わったことを中立な立場で公平に相手方に示し、相手方がそれを選択していただいたら、その選択を全力で支援するという形をとってきました。そして、例えば先ほどお話しした知財裁判制度整備に関しては、知的財産をめぐる各国のさまざまな裁判制度を紹介しました。そして、ミャンマーの連邦最高裁は、結局日本の制度を選びました。日本の制度をそのまま薦めたわけでは、決してありませんでした。公平に説明した上で、ミャンマーは、日本の制度を基本にして、それをミャンマー流にアレンジをしくということを選び、今その整備が進んでいます。

どこかの支援機関は、コピー&ペーストのミスがあるくらいオーストラリアの法律をそのままミャンマーに移植しようとして、私たちが支援をしている内閣法制局の機能を有する法務長官府に送りつけてきました。法務長官府の担当者はそれを見て絶句しました。ミャンマーの基本的な司法制度がわかっていないのではないかと。それはある法律の特別法で、その違反に刑事罰を科しているわけですが、その訴追権限を検察官に与えるというふうにドラフトには書いてありました。しかし、ミャンマーの司法制度では検察官に訴追権限はありません。そういった基本的な制度さえもわかっていないのかということで、法務長官府はそのドラフトに全く手をつけないうまま、ふざけるなどといって原庁に押し返しました。

その法律の審査、法案の審査には私たちもお手伝いをして、その審査の会議の場に私たちも一緒に同席をしていろいろ意見をいい、その場でこれはミャンマーのこの制度とこの法律のこの条文は矛盾していますよと指摘し、それはそうだということでミャンマーの法務長官府はそのドラフトをそのまま突き返したわけですが、彼らの中でも英米法なのか大陸法なのかの二者択一が正しいのかということに疑問を感じ始めているようでした。ただおっしゃるように、ベテランの方は、我々はコモン・ローの国だということに強いプライドを強く持っていて、日本に

何ができるのだと、これはアウン・サン・スー・チーさんがまさにそうなのですから、そういうこともおっしゃる方がいることも事実です。我々にできることは、公平に両方のメリット、デメリットを説明し、ミャンマーの制度を前提にすればこういう制度がいいのではないかとということを真摯にご提案し続けていくことで、そうすることによってミャンマー側の受けとめ方も少しずつ変わっていくのではないかなと思っていました。

【松尾】ありがとうございます。今2つ問題があったかと思います。1つはコモン・ローとシビル・ロー、大陸法と英米法の違いが法整備支援に際してどのように影響するのかということです。これについては、コモン・ローとシビル・ローの関係は非常に接近して、収れんの方向にあるという理解もあり、成文法の国でも判例は無視できなくなっていてその公開も始まっているし、コモン・ローの国でも成文法の比重はふえている中、どういう協力ができるのかという展望はあるかもしれませんね。

ただ、今ご指摘いただいた自分の国がコモン・ローだという背景には、自分の国の法律に対するプライドというのでしょうか、それを尊重しながら法整備支援をするということは非常に重要な点で、とりわけ法整備支援の前線にいらっしゃる方は、それを日々ひしひしと感じておられるのではないかと推測いたします。

本当は、これから議論を深めるべき準備が整った段階なのですが、与えられた時間がほぼ尽きておりますので、残念ながらこの第2部の専門家の方のパネルディスカッションは以上とさせていただきますと思います。

ベトナムで活躍された専門家の方々、新しいフロンティアで活躍されてきた専門家の方々、本当にありがとうございます。引き続き法整備支援活動にご支援賜ればと思います。

## 横田洋三法務省特別顧問による第2部全体に対するコメント

【横田】私は、もともと大学で国際法、国際経済法、

そこでは開発問題などを扱いましたが、それから国際人権法といったような分野を研究、教育してまいりまして、もともとは研究畑の人間ですが、その間に開発問題では世界銀行の法務部に2年ほど勤務したり、その後、国連の人権関係の専門家委員会に委員として出席したり、一番最近ではILO、国際労働機関の条約勧告適用専門家委員会という長い名前の委員会で、批准したILO条約がきちっと実施されているかどうかを監視する委員会なのですが、その委員を12年ほど務めました。私は、研究をしながら実務経験をしたということで、実は、今朝からずっと伺ってきた日本の法整備支援と非常に強い結びつきがあります。私の経験とこれまでの研究に基づいて、伺った話について私の印象をお話したいと思っております。

先ほどから世界銀行があまり良い形で言及されておらず、その理由もよくわかります。私も同意するところ多いのですが、2年間そこで経験したことがあります。それを通じてなぜ法整備支援が開発援助の中、日本の場合でいいますと国際協力大綱の中に位置付けられるのかということ私なりに考えてみますと、3つほど理由があると思います。

1つは、結局、開発援助、開発協力というのは、途上国に対して経済発展を促すためのさまざまな援助をするということになるわけですが、その場合に、最初、援助機関はものを作って活用することによって経済発展が進むということで、ものを作ったり、工場を作ったり、道路を整備したり、あるいは輸出を促進するための港を整備したりと、そういうふうなところにお金を落とせばよいという考えだったのですが、そのうちわかってきたことは、そういうものを作っても経済発展は必ずしも流れないということでした。そこで制度的なインフラの拡充の必要があるという認識が出てまいりました。その制度的なインフラで一番重要なのは結局のところ法律制度なのです。法によって制度が作られるわけです。同時に、先ほどから何度もいわれている基本法である民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、更には憲法のような基本法から、商法、会社法、労働法、

知的財産権法、租税法、関税法まで、どの分野をとっても、きちっとこれらの法制度が確立していないと、例えば海外から投資を招こうとしても不安で投資家はその国には来ません。法律があるとしても、それがきちっと守られ、実施され、もし紛争が起こったときには裁判官が公平な裁判をしてくれるという信頼感がないと、同様に海外から投資は来ないということで、結局のところ海外の信頼、とりわけ投資家の信頼を得るためには、その国の国内法整備とその確実な執行が欠かせないという認識が出てくるようになります。ここらあたりで援助機関とそれから受入れの被援助国のほうも海外からの投資が来なければ困るということで一致して、法制度というソフトな分野のインフラ整備が必要だということになったわけです。私も世界銀行にいる頃にこういう事業に若干かかわったことがありますので、今日お話を伺っていて、そのころの経験などを思い出しながら懐かしく考えたところでございます。

どなたかが強調されていましてけれども、紛争解決のための手続、とりわけ裁判法とか仲裁法とか、こちらの方も非常に大事だというのは、法的な面でのインフラ整備にとってはこの分野の法整備が必要だということです。これが第1の理由なのですが、第2に、実は、投資家が必要としているのは、法がきちっと整備されて、それが守られているという状況だけではなく、実は法全体、それから法を通じての、例えば人権とか環境とか、あるいは労働関係とか、そういった分野についてもきちっと法が整備され、守られるようになっていることも重要であり、周辺分野の法制度の整備をおろそかにしては経済発展につながらないということです。このことは実際に途上国に行ってみるとわかりますけれども、簡単にいいますと、治安が確立されていないために、道を歩くのも危険で、子どもたち外へ出せないというような国でどうやって外国からの投資を招くか、あるいはそこで現地の人が安心して工場で働き、家族を養えるのかということを考えると、経済活動のためにはそういった一般的な法制度の拡充も絶対に必要だということもわかってくるわけです。そうい

う意味では、今日話し合われたような企業にとって直接必要な法の整備は絶対必要なのですが、それだけではなくて、恐らく法制度全般にわたって整備が必要だというのが第2番目の認識です。

それから第3番目は、さらにその法制度を整備することによって、その先にやはり現地の人々の生活、それから健康、安全、こういったようなことがきちっと守られる条件がなければ実は経済活動は進まないということで、現地の人が労働者として工場で働く場合に、その人たちの健康状態、家族の状態、こういったことがある程度の水準に達していなければ有能な労働力を確保するという点でも問題が出てくるわけですから、そういった意味では現地の人たちの生活の全般が改善されなければならず、そういう意味では単に法制度の整備、そしてその機能の確保だけではなく、さらにそれを通じて国民の生活全般がどうなっているかということにも目を配らなければなりません。

先ほど、法整備支援の成果の評価の難しさということがありましたが、国民の生活への影響など、成果がどこまでも広がっていくという問題があり、それを定量的に測るということはほとんど不可能なわけです。そういうわけで、評価というのはこれから課題になっていきますけれども、私が今まで研究者として経済発展とそれから法整備ということを考えたときには、やはりそこまで広げて考えないと法整備の意味というのは完結しないと思いました。その上で今日お話を伺ったさまざまなご意見、それから現地で経験をされた方のご報告をもとに、私なりにごく簡単に5点ほど整理させていただきました。

まず第1は、今日は直接の発言はあまりなかったのですが、これまで開発援助とか開発協力という、金額の面からいっても、あるいは影響力の面からいっても大型の開発プロジェクトが中心になっていました。世界銀行の評判が悪いのは、実はそっちにばかりお金を出しているのではないかという批判があるからで、これはアジア開発銀行についてもいえることなのです。私のいたころも確かにそうでした。しかし、そういう中で1つわかってきたことは、や

はり先ほどもいいましたように、ソフトの面でのインフラの整備、とりわけ法制度の整備というような分野がどうしても必要だと、それに伴ってもう何度も繰り返しいわれていますが、人材の育成、それから腐敗の防止、公正な取引といったような分野できちとした援助による制度の完備というのが必要になってくるということを感じました。そのことが今日の皆さんのご発言の中にいろいろな形で出ていたということは、私、心強いことだと思います。

第2に、従来の開発協力というのは、実は欧米先進国の法制度や思考様式を途上国にそのまま移植するという発想が強かったのです。これも何度もいろいろな人が言及されてきました。しかし、日本の法整備支援はそういうことではないのだと、そんなことでは現地に受け入れられないし、また現地で機能もしないということで、実際は現地の法制度、法意識、それから文化、伝統、制度などを踏まえて、現地の政府や住民に受け入れやすい柔軟な協力の方式が模索され、そしてうまく見つかったときにはそれを適用して動かしていくという、こういうアプローチになっている。これは報告した方が全部国も違いますし、状況も違う中で、口をそろえてそういう方向で動いているということをご自身の経験や判断に基づいて報告してくださいました。これは私自身の結論とも一致していて、非常に重要な点だろうと思います。

第3番目の点は、従来の開発協力は実は理論的な側面、これは私が研究してきたことでもあるのですが、経済学、経営学、それから社会学、政治学、そういう分野で開発援助というのは結構大きなテーマで扱われているものの、そこでの理論はほとんどヨーロッパ、アメリカの経済理論をもとにして、それを途上国に当てはめて、さて途上国の状況はどうかというような形でもって政策提言をするという、こういう形になってきました。ところが、どの理論もこれまで成功していません。結局のところ、成功したと見えるのは、その理論がうまく機能したというよりも、その理論が適用できるということで日本、韓国、シンガポール、こういう国を挙げて理論は依



然として正しいと、見られているのですが、他方で、アマルティア・センが別の形で見たように、例えばインドとかアフリカの国とかでは、西欧で発展した経済の理論というのはもう全く機能していません。機能していないにもかかわらず、そこに固執して、ずっと経済理論が今でも機能していると、それは欧米と先進国を見る限りにおいては機能していますから、みんなそうだそうだとおなずくのですけれども、途上国に行ったときにはその理論は全然機能していません。このあたりは我々研究者の責任でもあります。今後、途上国の経済事情にも合った開発理論というのを経済学でも経営学でも、あるいは政治学でも社会学でも築いていかなければなりません。日本の場合には低い経済レベルから始まって、最初は明治維新のときですけれども、その後、一度、第二次大戦で壊れて、また一番下のほうからやり直しをして、そして今の状況になっているという経験を持った国だと初めて欧米で発達した経済理論、政治理論がそのままに適用できるわけではないということを感じているわけです。ところが、それにもかかわらず日本ではまだ日本の経験に基づいた新しい経済理論、政治理論、社会学理論というのが出てきていないので、これは非常に大きな課題だと思います。

それから4番目ですけれども、幾つかの大きな課題が出てきました。これは、答えはここでは議論の中でも出てきませんでしたし、私も持っていませんが、いくつか指摘だけをしておきますと、個別の専門分野での法整備支援が行われているのですが、同時に法の基本、それから基本法の知識、こういったようなことについてもきちっと教える必要があって、これは実際に法整備の場面よりももっと基本的な法学教育をどうするかというようなことから始まるのだと思います。小畑先生がおっしゃられたように、例えばベトナムから名古屋大学の法学部に学生が留学してきて、名古屋大学で日本の法律を勉強する、こういうことが法整備支援と直接関係がないように見えますけれども、実はものすごく大事だということをもっと認識する必要があります。今、日本

の大学では学生の数が減ってきて、各大学が頭を痛めているのですが、そういうところに奨学金をつけて日本で法学を学ぶ途上国の学生を連れてくる、その人たちが本国に帰って、そこで学んだ法学を基礎にもっと専門的な分野の法の基礎、それから採択、適用といったところに関わるようになれば、法整備はもっと深くなり、大きくなるのであり、そういうことをしていただきたいと思います。

第5番目に法整備支援の評価の問題があり、評価を1年、2年でやるような仕組みはよくないという意見ができました。これも全くそのとおりで、じゃあどのように評価をしていくかということについては、明確な答は出ていません。大変難しいことですが、難しいからといって何もしないわけにはいかないので、経験を通じて徐々により正確で役に立つ評価基準をつくっていくということを法整備支援をやりながらやっていただきたいと思います。一番最近の2013年の国際協力大綱では、日本の国益を考える、これはある意味では当然なんです、下手をするとトランプ氏がいうようなアメリカ第一主義みたいになってしまいますので、それはそうではなくて、日本が援助する以上は日本も利益を受けられるけれども、援助するからには援助を受ける側の利益を我々はやはり十分に考えなければなりません。この点をきちんと強調していかないと、何となく日本もトランプ氏と同じラインかと誤解される心配があるような気がします。日本の国益をどこそこに反映させていくか、反映させる仕組みをどうするのか、こういったことを今後検討しておいたほうがよいと思っております。

最後に提言を2点ほどさせていただきます。

1つは、既存のさまざまな機関の中で、アジ研、UNAFE Iは、ここにおられる方の中には生まれていなかった人もいるくらいの古い時代から存在し、長く良い実績を上げてきました。しかも、国連の機関でもあります。ところが、良い仕事をしているし、実績もあるし、それにもかかわらずほとんど知られていません。ぜひ日本の法整備支援の中にこのUNAFE Iを上手に入れ込むような仕組みをつ



くっていくことをお願いしたいと思っております。今度、昭島市で国際協力部とUNAFEIが同じ建物に入ると聞いていますが、そうなれば一層協力はしやすくなると思いますので、是非お願いいたします。

もう1つ、先ほど世銀の話を出しましたし、アジア開発銀行、それからUNDP、さらには国連人権高等弁務官事務所、その他、世界の特に国連の関係の機関の中には法整備支援に関わる活動をしている機関がたくさんあります。先ほど少し言及しましたが、欧米のものの考え方でつくられ、欧米のものの考え方を持っている人たちが活動していますので、アプローチが日本の場合とはちょっと違います。私がお願いしたいのは、こういう機関ともっと協力関係を緊密にして、その人たちの考えに染まるのではなく、逆に日本の経験をそちらの方に移して行って、世銀にもUNDPにもアジア開発銀行にも、日本の経験に基づく現地との対話を重視する、現地に受け入れられる援助にするというようなアプローチをわかってもらって、国際的な法整備支援をやっている機関に日本の知見を移し替えていくということも今後考えていただきたいと思っております。私は国際機構論という分野を研究していますが、国際機構については、今後変えていかなければならないことがたくさんあり、その中にこの問題もあって、ぜひ日本の法整備支援での知見を国連でのそういう分野の活動に反映していただきたいと思います。

私のコメントは以上でございます。

### 【第3部】 河西裕之 J I C A 産業開発・公共政策部審議役による報告

関係機関の活動報告ということでございますので、私からは J I C A が法整備支援を取り組むに当たりまして、関係機関とどのように連携、協力を進めているかということについてご報告を申し上げます。

午前中の議論にもありましたし、森嶋先生からもお話があったとおり、ベトナムに対する法整備支援

プロジェクトを始めて20年ということで、今でこそ J I C A の中に法整備支援を専門に担当する部署がありますし、J I C A に入ってくる職員の中でこうした分野を志していきたいというような職員も増えているという状態ですが、20年前にはそもそもそういう部署はなく、そもそも法整備支援が J I C A の仕事なのかどうかについても余り認識がないような状況であったのだと思われまます。そうしたいきさつですので、最初のころは、まさに森嶋先生がおっしゃるとおり、手探りの状態からのスタートであったのだと思います。したがって、J I C A は当初から大学の先生方、それから法務省、日弁連といった法曹界の方々の協力を得ながら途上国に対する法整備支援を実施してきたということです。20年がたっておりますが、このような協力関係そのものは現在も基本的には変わっておらず、今後も法整備支援を進めていく上での基本であり続けるだろうと考えております。

一方で、この20年間、対象の法令は拡大してまいりました。これまでのパネルディスカッションでも多数紹介がございましたが、当初は民法、民事訴訟法を中心とした民事基本法であったのに加え、会社法、倒産法、知的財産法といった経済関連法、刑法、刑事訴訟法といった刑事関連法、それから行政手続法などの行政法の分野も対象にするようになってきています。これに伴いまして、法務省に加えて、より幅広い省庁、それからよりさまざまな分野のご専門の法律家や研究者の方々からもご協力をいただくようになっております。

最近の事例といたしまして、1つは、インドネシアに対して知的財産法をテーマとした法整備支援を実施しております。知的財産ということでありますので、実施に当たりましては特許庁のご協力をいただいておりますし、知的財産高等裁判所からも専門家の派遣をいただいております。それから日本国内にアドバイザーグループをつくっております。知財高裁の裁判官、知的財産がご専門の弁護士の皆様でグループを設置いたしまして、現地の専門家の活動を日本から支援していただいております。

それから、國井元専門家からもご紹介がありましたが、ミャンマーでも知的財産法の支援を行っておりまして、「オールジャパン」というふうにおっしゃられました。まさにそのとおりで、法務省、日弁連、経済産業省、特許庁、さらには文化庁のご支援もいただきながら現地セミナー、それから本邦での研修を実施しております。

それから、消費者保護法それから競争法といった分野ですが、こういう分野についてもJICAが技術協力のプロジェクトを実施している例があります。こういう分野は、これまで法整備支援という位置付けは必ずしもしておらず、むしろ行政制度支援というような位置付けをしてきておりました。先ほどのご議論の中でも、どんな分野でも法律が制度としては基本となるということですが、まさにこういう分野についても法整備支援というふうに位置付けて、その知見を共有していきたいと考えております。この分野については、消費者庁ですとか、それから公正取引委員会といったところと連携を行っておりまして、その際には国際協力専門員を含む弁護士や法律関係者の法律的な知見を生かしながら法整備支援としてのノウハウを生かしていきたいと考えているところです。このように、法整備支援が対象とする法令の拡大の傾向にしっかりと対応できるように、法務省を初めとする各省庁、日弁連、大学の先生方との緊密な連携を今後も維持し、さらに発展していきたいというふうに考えてございます。

それから、先ほど横田先生から国際的なお話がございました。法整備支援プロジェクトの現場では長期専門家の皆さんを中心にして、ほかのドナーとのさまざまな連携や調整ですとか、時には緊迫した場面もあるのだらうと思いますが、そのようなことは従来から行ってきております。さらに、より上流の連携といたしまして、昨年12月でございますが、UNDPと共同でシンポジウムを開催いたしました。法整備支援の分野で国際機関とシンポジウムを共催したというのはJICAにとって初めての試みでございましたけれども、国連の関係者を中心に約50名がニューヨークの会場に集まりまして、成功裏

に終わることができました。シンポジウムのテーマといたしまして「法遵守の文化」ということがテーマとして取り上げられまして、カーネギー財団の研究者であるレイチェル・クラインフェルド博士による基調スピーチ、法務省から菊池審議官、UNAF E Iの森永次長、またUNODC、さらにイタリアとガーナの国連代表部の発表によって「法遵守の文化」についての議論を深めることができました。「法遵守の文化」という言葉自体、開発援助の分野ではなかなか目新しいといえますか、定着していない言葉であると思います。これまでの今日の議論の中でもずっと出てきておりますが、法律というものは起草すれば終わりというものではなくて、それが国民レベルにまで浸透してこそその実効性が担保されるのだということを、文化、英語でいうとカルチャーでございますが、文化といういい方であらわしてその醸成を進めようという動きというふうに理解しております。今日の議論の中でも、途上国の社会に受容されるような法整備というようなご指摘もありましたけれども、日本がこれまで法整備支援をしてきたことにも通じるような議論がUNDPとの間でもできたのではないかと考えております。

この法遵守ということに関連いたしまして、JICAのやっておりますプロジェクトの事例として、コートジボワールにおきまして司法省にコールセンターを設置するというのもしております。日本の法テラスのように、一般市民が電話によって司法の救済を得られるという取組でして、こういう支援もしてきているということで、UNDPとの共同のシンポジウムでは、このような法律と国民、法律と市民との接点を作るということがこれからの法整備支援の中では重要ではないかという示唆が共有される機会になったと思います。したがって、日本の法整備支援を国際舞台に広くアピールするという機会になったと考えておりますし、また、今後のUNDP等との具体的な連携の端緒を開くということができたのではないかと考えております。UNDPは、毎年年次会合、法の支配というテーマで開催しております、昨年JICAとしても出席いたしま

したが、日本の法整備支援に関する関心というのは非常に高いものがあつたという印象を受けておりました。今後もぜひこういう活動を続けていきたいと考えています。

それから、SDGsの議論が今日も出ておりました。国連が採択いたしました「持続可能な開発のための2030年までのアジェンダ」でございますが、その中の目標の1つとして、「すべての人に司法へのアクセスを提供する」ということが掲げられております。「法遵守の文化」の議論というのも、こういう目標の達成を目指すということにも寄与するのではないかと考えております。SDGs自体は国際社会全体の取組です。その達成のためにもドナー間の援助動向に関する議論にJICAとしても積極的に参加して、日本の法整備支援について発信するとともに、そこで得た議論、情報をJICAとしての案件の形成、実施に活かしていきたいと考えております。

もう一点、アジア・太平洋地域における法律家の団体であるLAWASIAの年次会合が今年の9月に東京で開催されると聞いております。この東京大会の顧問にJICA理事長の北岡が就任いたしました。JICAとしてはLAWASIAの取組を含めまして、国際的な法律家団体とも協力して法整備支援の成果のアピール、それから今後の案件の形成、実施について連携を図っていく所存です。

それから、先ほど日本への留学というお話も出ましたが、JICAもこれまで留学生を日本に招くというスキームを実施してきております。現理事長の北岡もこの点に非常に熱心でして、更に強力に進めていきたいと考えているところです。

最後になりましたが、一点ご報告したいことがあります。それは開会の挨拶でJICA理事の富吉も紹介しておりましたけれども、法整備支援20年の歩みを書籍として出版するべく作業を進めているところです。この関連で非常に多くの方々にインタビューを受けていただいたり、ベトナムやラオスでの現地取材を行ったりしているところです。これまで20年の歩みをしっかりと学ぶということがこれからの法整備支援の展開に必ず活かせると考えておりま

す。ご関係の皆様との連携、協力を進めていく上で、の土台にもなるのではないかと考えておりますので、しっかりと書籍を作って参ります。年内の発刊を目標としております。

私からのご報告は以上です。ありがとうございます。

### 山田美和ジェトロアジア経済研究所法・制度研究グループ長による報告

私は、昨年こちらで「ビジネスと人権」に関する調査研究、新興国における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発等との事業を開始することをお話ししましたので、その経過報告をいたします。それから、今日日本企業の海外展開に有効な貿易環境整備や投資環境整備や安全規制の導入支援が相手国に本当に資するのかどうかや、司令塔の不在や、戦略の不在などといろいろな議論があつたと思いますが、私の活動報告により、今後、皆様との連携についても何かのクルーになるようなインプリケーションを出せたらいいなと希望しています。

昨年、少しお話しさせていただきましたが、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」というものをご存じの方はいらっしゃるでしょうか。2011年に人権理事会で承認されたもので、問題意識としては、さまざまな多国籍企業が海外での展開を1960年代、70年代からずっと続けてきていて、その企業がその国に与えるインパクトは一国の政府が与えるインパクトよりももっと大きいものになってきており、企業活動とその人権の問題の深刻化というものは、それを統治できない、それをきちんと手当てする制度がないというガバナンス・ギャップに起因するものであり、多国籍企業という経済アクターがもたらす負の側面と、それを適切にコントロールできない国際社会側の能力のギャップをできるだけ少なくしていくということを目的として合意された指導原則です。

1つには、人権を保護する国家の義務がここでもう一度強調されて、人権を尊重する企業の責任ということが2つ目の柱であり、3つ目は、もし何か起

こったときにどうするのかという救済へのアクセスが柱になっています。この国際的枠組みの動向に関しては、私より詳しい先生方がおいでになると思いますが、ここで私が繰り返し強調したいのは、2013年にミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者トーマス・キンタナ氏が来日して、そのときもう既に日本は大きな支援を開始していましたけれども、支援、それから開発援助、それから投資などがふえていく中で、その負のインパクトをできるだけ少なくするために日本にはどういう政府としての方針がありますかと、外務省それから経済産業省、JICAなどに尋ねられて、そのときに示されたのがこの「ビジネスと人権に関する国連指導原則」であったということです。その翌々年にはG7エルマウ・サミットにおいてもこの指導原則が重要だということがいわれ、それに基づき各国がナショナルアクションプランをつくることが明記されました。昨年である2016年11月には、毎年ジュネーブで行われているビジネスと人権に関する国連フォーラムで、初めて日本政府によるこの指導原則の国別行動計画へのコミットメントを開始するというステートメントが発表され、今の状況に至っています。

G7のエルマウ・サミットでは、この指導原則もそうなのですが、責任あるサプライチェーンということがキーワードになっていまして、いわゆるサプライチェーンにおける労働者のさまざまな権利を守り、サプライチェーンをサステイナブルにするためにはやはり企業側の努力も必要であって、かつそれを支援する政府の施策も必要ですよねということが認識をされました。私どもアジア経済研究所としましては、この新興国や開発途上国に日本がいろいろ進出をする中において、労働者の問題、それから開発に伴う住民移転の問題や、環境問題などさまざまな人権課題に直面するいろいろな危険性が高まっている中、実際日本の企業がどこかの工場における労働者の扱いが労働搾取に当たるとNGOに指摘をされたり、実際に例えば英国での現代労働法が日本の企業に影響を及ぼすような事態になってきていたりして、日本としても日本企業の経済活動を促進する

と同時に、そこにおける人々の人権が侵害をされずに守られる形でオペレーションしていけるかということが大きな課題になっています。

そこで、私どもとしては、一体事態はどのようになっているのかということと、それから日本政府としては今後どのような施策が必要かということを考えるための調査研究活動を続けております。調査の内容としては、ビジネスと人権に関する各国の政策の動向を調査したり、日本企業の海外事業展開に関するアンケートの中においてサプライチェーンの管理をどのようにしているのかを調査したりしています。定期的に研究会、勉強会のようなものを開きまして、さまざまなステイクホルダーの方に参加をいただいています。

普及活動としましては、昨年6月に国連大学のウ・タント国際会議場で、国連指導原則を日本はどのようにふうに活かしていくべきかについてシンポジウムを開きました。また、日経企業が実際にオペレーションを行っている現地でワークショップを行ったり、例えばミャンマーでしたらミャンマーに進出している企業、又は進出を考えている企業の人たちに対して、この人権とビジネスという観点、責任ある企業行動という観点からワークショップを開いて企業の人たちと対話したりしています。

日本政府がこれからどのような政策を進めていくかということですが、昨年6月のシンポジウムでとったアンケートによれば、参加された企業の方でその政策決定のプロセスに非常に興味があると答えられた方が8割以上で、そのようなナショナルアクションプランがあることによって日本の海外でのビジネスでの展開がより円滑になるので、作るのであれば企業セクターの声を反映したものであってほしいとの声が寄せられました。

強調したいところは、初めて日本政府が国別行動計画を開始しますと宣言したときのステートメントによれば、UN Guiding Principlesを我々も強く支持をしていて、ナショナルアクションプランについても今後数年以内に策定すべく、現在外務省、法務省、経産省、厚労省等が予備的な協議を開始していて、



国別行動計画の策定の過程において、ビジネス及び市民社会の声を聞いて、バランスよく反映させるとともに、企業の責任ある行動を促していきたいと考えているということが表明されました。

この指導原則は、国家の義務の10原則を抜粋しました。まず第1は、人権侵害から国は国民を保護する義務があるということです。政府が企業に対して人権を尊重することの重要性、期待を明確に表明することが重要です。実際に企業が人権を尊重することを促進するのに政府としてはどんな政策を実行するのかということが重要になってくるわけです。

それから、国とビジネスとの関係ですけれども、企業と国という関係だけではなく、私どものアジア経済研究所などもそうですし、もちろんJICAもそうですし、国との関係で、国の資金が入っているエンタープライズがどういう振る舞いをするかということも重要ですし、国自体が大きな公共調達をする立場にあるので、自分たちも経済アクターであるということ、そして政策の一貫性の重要性が強調されています。開発援助の中においてもそうですし、投資条約や通商協定の中でどういうふうに政策を決定していくかということが重要になっていくと書かれています。

ここでいうナショナルアクションプランは、この指導原則をどういうふうに具体的に実行していくのかということについて、各国政府が立案して発表している文書なのですが、既に幾つかの国が発表しています。昨年12月16日はアメリカが出して、それからその数日後にはドイツが作ったと発表しました。ようやく公表されたのですが、いくつかの国、特にEU加盟国はEU指令もあって、率先して作られています。一体何がそこに書かれているかということ、企業の人権尊重の責任を促進するために政府が何をするのかということが具体的に記載されています。例えば本当に情報を提供するか、イギリスであれば英国現代労働法の話が出ていたりとか、具体的な施策が書かれています。それから共通して見られるのが、今日何度も話題になっておりますミャン

マーにおけるような責任ある企業活動に注目し、それを促進するための具体的なお金、それから支援の方法なども書かれています。

私たちジェットロアジ研がどのような調査をしているのかということですが、1つにはサプライチェーンにおける労働・安全衛生・環境に関する方針について企業の方々からアンケートをとっています。なぜサプライチェーンにおける方針が重要かといいますと、企業が進出したときに、その国の例えば労働基準法が国際的基準に満たす状況にないような場合や、未整備であったり、執行が弱かったりする場合には、その国の労働基準法のそこそこの部分を守っていれば大丈夫ということでは今ではなくなってきていて、特にそういったものに不備がある国においては、企業自体が自分自身の防衛のためにきちんとした方針を持っているということが重要になってきていますし、取引先からもその企業がそういった方針を持っているかどうかということが重視されるようになってきているからです。ですから、そういったことを調査する必要が生じています。自分たちがサプライチェーンの方針を持っていて、それをサプライヤーの方へこういう方針に従ってくださいねといっている数よりも顧客の方からいわれているという数のほうが多いのであり、サプライチェーンの構造上いろいろな問題があると思われませんが、日本企業は受け身であるといえるのであり、大企業と中小企業で比べると、やはり中小企業の方が手が遅れていることがわかります。

それから、先ほどお話したのは国内の企業についてでしたが、在ASEAN加盟国で活動している日本企業についても、調査の結果、やはり同じように自分たちに方針があって準拠を求めているというよりも求められているという数のほうが多いことがわかりました。ですから、日本企業は受け身であるといえ、政府からの人権尊重に対するシグナルを発することが重要であり、企業ももっと主体的に準備する必要があると感じました。

今日ベトナムのことが多く話題になっていますが、ベトナムのサンプル数はもうタイに匹敵する数



で、有効回答数は、タイが 557 でベトナムは 513 でした。特に製造業の著しい伸びがあって、今日は過去 20 年間という話が出ていますが、日系企業のベトナムにおける設立年度別のグラフを見てみますと、やはり 90 年代以降から著しく伸びており、そういう顕著な伸びというのはほかの国には見られません。もちろんいろいろな要因があるかと思いますが、1 つには法制度の導入とその発展というのがあると思います。サプライチェーンに関していうと、ベトナムでは現地調達率の伸びがほかの国に比べてぐんと大きくて、例えばタイは 2010 年に現地調達率が 56% で、2016 年の調査でも 57% で、既にサプライチェーンがそこに存在しているということがわかりますが、ベトナムの場合は 2010 年に現地調達率がたった 22% だったのが 2016 年では 34% にまで増えているのですね。ベトナムにおける著しい経済発展と日本企業のオペレーションの進展度は、こういったところにも十分見てとれます。ですからなおさら、これまで気付いていなかったリスクに気付く必要があると思います。アジ研とジェットロヤンゴンが共催で、ILO ヤンゴンの方も呼んでヤンゴンで行ったセミナーにおいて、「ミャンマーにおけるビジネスと人権、これからのビジネスに求められる企業行動とは」ということで、いろいろなディスカッションをしましたが、そこでミャンマーでの事業において懸念される人権リスクについてアンケートをとったところ、サプライチェーンや下請けにおける労働者の状況、未整備な法律関係と現実のギャップの埋め方、土地に関する権利の問題、それからローカルスタッフとの関係、そもそも人権リスクというコンセプト自体が欠如していることなど、いろいろな興味深い、非常に示唆に富む回答をいただきました。

法整備支援への指導原則のインプリケーションということについて、平成 25 年に法整備支援に関する基本方針の改訂版が出て、そこに日本企業の海外展開に有効な支援ということがありますが、これは決して二律背反するものではなく、企業展開を行うに伴う人権後退ということの議論を超える必要がありますし、もちろん皆さんおわかりのとおりで、私と

してはこの指導原則というものを活用することによって、そして、この指導原則のフレームワークに乗ってナショナルアクションプランを今後策定していく中で、今まで我々というか、皆様方がやってきた法整備支援をうまく入れ込んでいくことによって、法整備支援の見せ方ということに活用できると考えています。1 つには、法整備支援そのものが指導原則を具体化するものであるということです。日本企業に対して人権尊重のシグナルを出すこともできますし、JICA、法務省など国が関係している機関がいろいろな法分野において支援している中で、政策の一貫性というものを示すことができるとも考えます。

2 つ目には、イギリスもそうですし、アメリカもそうですが、この指導原則をどういうふうに使っているのかということを外交政策の中でアピールしているのであり、そういう意味で活用することができますし、それから 3 つ目には、先ほどトーマス・キンタナ氏が日本に来たというお話をしましたが、先進国だけでなく途上国もこの指導原則に基づいて政策を実行する必要があるところ、法整備支援は相手国自体がこの指導原則を実現していくための支援にもなると考えられます。ワーキンググループによるナショナルアクションプランの策定ガイドラインの中にも、開発協力を通して相手国政府の法制度整備、法執行を支援するというのが 1 つの具体的な政策の例として挙げられています。

最後になりますけれども、アジェンダ 2030 の中で、やはり法整備支援にとって一番重要なのは目標 16 だと思います。忘れてはいけないのが SDGs の全ての条文は、全ての人々の人権を実現するということを目指すということが前提になっているということで、その意味でもビジネスと人権の指導原則を活用することによって、これが非常に良い指針になるのではないかと考えております。

今日お話しさせていただいたことについて、ICD NEWS の昨年 9 月号に「法制度整備支援と『ビジネスと人権に関する国連指導原則』—すべては人々の権利のために—」という論文を掲載させていただきました

ましたので、お読みいただければ幸いです。

長くなりましたが、ご清聴ありがとうございました。

## 外山太士日本弁護士連合会国際交流委員長による報告

私のご報告は、今のお二人のような高位のレベルからのお話ではなく、日弁連の国際交流委員会というところを中心に、私たちが国際司法支援活動と呼んでいる活動を行っておりますので、最近の活動状況について報告させていただきたいと思っております。

日弁連の活動ですが、ここ最近では、ベトナム、カンボジア、モンゴル、ラオスの4か国を対象にしています。今日、ベトナムの前大臣、前次官にも来ていただきましたが、もともと日弁連としては早くから活動させていただいていたのはカンボジアでした。磯井弁護士の報告にもありましたように、2001年から2010年までJICAの資金を得まして、カンボジアに弁護士養成校を設立し、その運営を支援することを中心に活動しておりましたけれども、そのプロジェクトが終了した後は、対象国を広げて活動しています。

ベトナムにつきましては、これも今朝の報告の中に出てきましたが、2009年にベトナムにVBFと呼んでおりますけれども、全国的な弁護士会組織ができました。JICAのベトナムの支援自体はもうそれよりずっと前から始まっていたわけですがけれども、ようやくそのような組織ができたということでJICAの支援のカウンターパートにもこの弁護士会が入ったということを受けまして、2009年以来、このJICAの依頼でVBFに対する本邦研修を実施してきています。そのテーマは、若干語弊を恐れずにいえば、このVBFもでき上がって当初の数年間というのは、組織としてまだ十分安定していない状況でありまして、本邦研修も弁護士会の運営、それから刑事弁護、あるいは弁護士に対する研修といったようなテーマで繰り返し行ってきました。その本邦研修の成果がその後どのように現地で活かされてきたかということについては、必ずしも十分にフォローし切れていなかった面があったように思いま

すが、昨年は、弁護士会の組織の機能強化がテーマになっており、ベトナムの弁護士会が導入を真剣に考えている当番弁護士制度についても取り上げられました。これは司法アクセスという意味から見ても非常に重要な制度で、ベトナムにも導入できればよいと考えておりますし、日弁連として20年くらい前から苦勞して導入をしてきた制度でもありますので、ぜひこのようなベトナム弁護士会側の要請には応えていきたいなと思っております。来年度はJICAともそのあたりについてお話をさせていただいて、少しこの当番弁護士制度の構築に関する支援ができないか、既に現地の専門家を通じて少し協議を始めているところです。

それからカンボジアですが、これも先ほど触れましたように、2010年に弁護士養成校に対する支援が終了した後は、スローな支援となりましたが、昨年の10月に日本弁護士連合会の会長がかわりました、昨年末に新会長と我々代表団が訪問しまして、今後の支援関係について協議をして参りました。現地では日本の支援によって新民法、新民訴法ができたというところまではいいわけですがけれども、それを具体的に運用、適用するにおいて、弁護士もいろいろわからないこともあるし、裁判官、裁判所と弁護士との間でその新民法、新民訴法の解釈運用について認識に溝があるというような問題が起きているというようなことを伝えられました。JICAも今年4月から、次期プロジェクトを実施することを検討していると伺っていますので、そのプロジェクトの中で現にカンボジアの弁護士会のほうから挙がっている問題意識を受けとめられるのかどうか、少し協議させていただければと思っています。

モンゴルにつきましては、これもJICAの委託で調停制度について、2011年頃から取り組ませていただいております。このプロジェクトは2015年に終了しているわけですがけれども、この間に日弁連とモンゴルの弁護士たちとの間に一定の関係が構築されましたので、その関係を基礎にしまして、モンゴル側で自分たちの費用で日本に来るので、一定のテーマについて研修を行ってほしいという申し出があ

りまして、2013年から毎年モンゴル弁護士会の人たちが日本に来て、日弁連の方で中身をやらせていただくという形での研修を行っております。今年度までに4回行っています。なお、このような動きの中で、モンゴルには弁護士会ともう1つモンゴル法曹協会という法曹団体が存在しているのですが、そちらと友好協定を締結し、より関係を深めていくということを現在検討しているところです。

それから4か国目、ラオスですけれども、ラオスにつきましては、2012年度以来、東芝国際交流財団という民間の財団の支援と日弁連が独自に支出する資金と合わせた形で、それほど大きなものではありませんが、毎年時宜に適したテーマを選んで研修支援を行っております。午後のパネルディスカッションの中でありましたが、ラオスでは2015年にいわゆる「統一修習」を行う司法研修所が設立されたところ、その研修所には当然裁判官教官、検察官教官以外に、弁護教官もいるわけですが、ラオス弁護士会がJICAのプロジェクトのカウンターパートになっていない関係で、弁護教官に対する直接の支援というのはこのJICAのプロジェクトの範囲に入っていないということもございまして、この弁護教官に対する支援を日弁連のほうで昨年度から行っております。来年度も行いたいというふうに考えておりますけれども、これにつきましても、もう少しJICA側で行っておられるラオスの司法研修所に対する支援との連携、協力関係をもう少し強めるべきであると考えています。

当委員会といたしましては、国内向けにもこのような活動の理解を深め、このような分野に若手がもっとたくさん入ってきてもらうために、2015年に、これは松尾先生を始めとする、ここにもいらっしゃる多くの先生方の協力を得まして、次世代の国際司法支援を担う弁護士養成研修という連続研修を行わせていただきました。この研修も実施するのになかなかの負担もありますから、毎年はできないのですが、これからも少し小規模なものにはなるとは思いますけれども、このような研修を行って若手の育成に努めたいと考えているところです。

少し雑駁なご報告になりましたけれども、以上であります。ご清聴ありがとうございました。

## **武井健浩特許庁総務部国際協力課課長補佐による報告**

特許庁から参りました武井と申します。国際協力課というところに所属しております。ここは新興国、途上国の知財協力支援の企画立案、実施を行っているところですが、私はASEANを中心に担当しております。

私たち特許庁は、知的財産制度のもとで特許、意匠、商標といった創造の成果が適切に保護、活用され、産業が持続的に発展することを目指しております。

現在の企業活動を見てみますと、グローバル化が進み、国内のみならず、海外においても知的財産が保護され、活用ができる環境がより一層重要になってきております。特許庁においては、グローバルな事業を展開する企業を支援するためのいろいろな取組に力を入れているところです。この会の趣旨にもありますとおり、「日本企業の海外展開のための環境整備」という観点から、我々特許庁が取り組んでいる新興国・途上国への支援・協力のうち、特にASEANへの取組について発表いたします。

最初に、国際展開における特許庁の役割を説明させていただきたいと思っております。企業活動のグローバル化が進む中、国内のみならず世界中で知的財産権を円滑かつ予見性高く取得、活用できる環境が重要であると考えており、そこで特許庁は、世界最速、最高品質の審査といった我が国の知財制度を更に充実させ、それをもとに企業が世界で知的財産を取得、活用しやすい環境を構築することがその役割であると認識しています。具体的には、日本の審査結果、審査手法の活用という点、知的財産分野の制度・運用の調和、それから企業の国際展開を支援する体制の充実という3つの点について特に取り組んでいるところです。

まずASEANへの企業の進出の状況について簡単にお話しいたします。日本からの輸出の動向を見

てみますと、ASEAN地域というのはアメリカと中国に次いで第3位となっているとともに、近年、進出企業数も急激に増加しています。企業にアンケートをとってみても、中期的な有望事業展開先としてASEAN各国が上位を占めます。世界各地への特許出願状況を見ると、輸出の割合に比べるとASEAN地域の出願の割合は非常に少ない状況にありますが、今後出願が急速に増えていくことが見込まれます。そういう状況にありますので、特許庁としては、ASEANへの知財システムの整備への支援・協力はますます重要になってくると考えております。そこで、ASEANの知財制度の運用への対応ということで、権利の取得、権利の行使という縦軸と、制度と運用という横軸で整理してASEAN地域への現在の特許庁の対応の状況を俯瞰してみたいと思います。

まず、権利取得の観点からは、制度面では国際的に権利を取得するための手続を簡素化することを趣旨とする国際条約があるのですが、その国際条約への加盟を支援する取組、それから適正な権利設定についての取組、それから運用面では手続の透明化を図るとともに、審査を迅速に、そして質の高いものにするための取組が挙げられます。

一方、権利の行使については、制度面においては、取締規定の充実、知財を専門に扱う裁判所の設置といった制度の充実を図る取組、運用面においては、模倣品対策の充実を図り、消費者への知財の重要性を啓発する取組を行っております。全体を通してハイレベルな会合における後押しをし、それに加えて、権利取得面の審査協力、また権利行使面のエンフォースメント支援、さらに、これらを下支えする幅広い人材育成を行っているところです。

ここでASEAN各国の状況を見てみますと、多様性を有する国々の集まりであり、経済の発展度合いも、知財制度の構築状況も国によって大きく異なっております。一般的な指標として人口やGDPも全然違いますし、出願数等を見ても各国かなり違いがあり、知財に関する国際条約の加盟状況にもばらつきがあります。特許庁においては、こういったA

SEANの状況を踏まえまして、協力の仕方をいろいろ考えていますが、私たちがマルチと呼ぶ多国間協力による取組と、それからASEAN各国との二国間協力による取組を並行して実行しております。

多国間協力では、ASEAN各国の知的財産の基盤強化を目指して、ASEAN全体に対して日・ASEAN特許庁長官会合などを活用してアクションプランを策定し、それに基づいて課題解決に取り組むという形をとっています。二国間協力は、各国の実情の相違を踏まえてテイラーメイドともいえる協力をしています。

ASEAN全体への取組として、2012年から日・ASEAN特許庁長官会合というものを開催し、それを活用してアクションプランを策定、その実行を推進してきており、これまで本会合は6回行っております。直近の会合は昨年6月にインドネシア・バリで開催いたしました。ここでもアクションプランが策定され、このプランに基づいて本年度もこれまで支援や協力を着実に実施してきております。このプランには、特許審査基準コースという審査基準の整備をするものが含まれており、これは権利取得の際の手続の透明化につながるものです。昨年9月に、ASEAN各国の特許審査基準の担当者を日本に招へいし、その際に、基準や実務等の基本的な知識の共有に加え、その基準の考え方についての議論を2週間程度かけて行いました。課題や考え方の理解を深めることに非常に役立ったと考えております。

また、ASEAN各国が特許、商標、意匠に関する国際条約に加盟することを目指す過程で特許庁は、様々な支援をしてきていますが、直近の成果としましては、マドリッドプロトコルという商標に関する国際条約に、支援が活用されてブルネイが加盟することができました。また、インドネシアとマレーシアにおいても、マドリッドプロトコルに加盟するための国内体制の準備を着実に進めることができました。意匠のハーグ条約、PCTと略称される特許協力条約の2つにカンボジアが直近の成果として加盟を果たすことができました。

次に、知財の権利取得と権利行使にかかわるAS



E A Nの人材育成支援についてお話をしたいと思います。特許庁は、長年にわたり、アジアを始めとする新興国に長期と短期の専門家を派遣し、これらの国の審査官や研修生等の受入れを積極的に行ってきました。それに加えてセミナー、ワークショップの開催も行っており、今年度もA S E A N各国から300名程度の研修生を受け入れております。また、A S E A N各国には特許庁の職員を専門家として派遣し、人材育成を始めとする各種の取組に貢献しております。

各国の実情に沿った二国間協力について紹介したいと思います。日本の審査結果や審査手法の活用による支援や協力をしていくことの1つとして、特許審査ハイウェイという取組があります。この内容につきまして簡単に紹介しますと、日本で特許になった出願と対応する内容が対象国に出願された場合、その対象国、A S E A Nの対象国のどこかがその日本の審査結果を参照しながら早期に審査を行うというスキームです。こういったものについて、今A S E A Nで、自国で特許の実体審査を行っているシンガポール、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムにおいて、P P Hという特許審査ハイウェイの取組が既に開始されています。ただ、この取組を導入しただけで必ずしもメリットがあるわけではなくて、着実に運用されることが大事であるということもあり、直近の取組としましては、インドネシアに専門家を派遣しまして、インドネシアの現状調査と運用の確立支援を実施し、大きな成果を上げています。

もう1つ、特許審査ハイウェイに加えて、同じように審査結果を活用するという意味での取組があり、これは特許の付与円滑化に関する協力、C P Gというものです。これも本年度から開始したのですが、特許の実体審査を実質的に行っていない国に対して、日本の審査結果を活用して迅速に権利設定を可能にするという取組です。これによって現地に進出する企業の活動を支援することができると考えております。この取組は、カンボジアでは2016年7月1日に、ラオスでは2016年11月1日に始まって

います。

また別の話になりますけれども、日本の審査手法の活用、人材育成の一環としての取組を紹介いたします。本年度、新人審査官を大量に採用したタイに対して、審査の実務能力向上と審査期間の短縮を目的に、タイの新人審査官に対する研修を日本の特許庁が実施いたしました。これは初めての取組でして、非常に評価をいただいております。昨年10月に特許庁がベテランの審査官4名をタイに派遣しまして、特許審査の中核となる先行技術調査と判断手法の講義を行っております。

さらに、これは商標の話になりますが、有名なブランドなどの他人の商標を不正な目的をもって商標出願し登録する、悪意の商標出願というものがあり、特許庁は、この悪意の商標出願に関して各国と意見交換を行い、各国における商標の適切な保護を働きかけております。例えば、直近ではベトナムにおいて悪意の商標出願に関するセミナーを開催し、普及啓発の支援も行っています。

知財庁の設立を目指すミャンマーへの支援についてもお話ししたいと思います。先ほど別の方からお話もありましたけれども、J I C Aのスキームを特許庁も活用させていただいて、特許庁の特許審査官を専門家として現地に派遣しております。これまで知財庁設立に向けて取り組んでいるミャンマーと一緒に体制整備や、細則や業務フローの整備などの点において支援を行ってきました。今後も同様の支援を続けてゆくつもりです。また、特許庁はミャンマー教育省との間で二国間の協力覚書も結んでおりまして、人材育成を始め、業務フロー策定支援など多岐にわたる支援を行っています。

権利取得だけではなく、権利の行使ができる環境が重要であるため、特許庁はエンフォースメント支援も行っており、A S E A N各国の警察、税関へ協力する形で、知的財産に関する研修の提供による人材育成を行っています。ベトナムの間では、J I C Aのこの分野でのプロジェクトに特許庁の職員が長期専門家として参加しており、ベトナムの取締機関の職員を招へいして特許庁が研修をしており、こ



のような取組を通じて、ベトナムにおける執行や取締体制の改善に貢献しているものと考えております。最近の取組としまして、インドネシアとの間で知財フォーラムを昨年10月に開催し、このフォーラムにおいては、インドネシアの最高裁の判事を招へいし、知財エンフォースメントに関する講演もしていただくことができました。また、その際、インドネシアの法務人権大臣も日本にお越しいただき、知財高裁との意見交換も行っていただきました。こういった取組を通じて、日本とインドネシアにおける行政及び司法における知的財産保護に関する相互理解の促進に貢献したと考えているところです。

最後になりますが、特許庁といたしましては、権利の取得だけでなく、権利の行使も含め、制度面、運用面への支援、協力を引き続き行いたいと考えており、権利行使の部分については特許庁だけでは十分にできない部分もあると当然ながら感じておりまして、この先支援をしっかりと行うためにも、法務省の皆様、裁判所の皆様と協力を進めながら、「日本企業の海外展開のための環境整備」の一環として、ASEANでの知財環境の向上に貢献していきたいと特許庁は考えているところでございます。

以上でございます。ご清聴ありがとうございます。

### 法務総合研究所国際協力部による報告

【阪井光平国際協力部長】国際協力部長の阪井でございます。今日のご来場いただきまして本当にありがとうございます。私からは、連携と協調という観点から話をさせていただきます。

日本の支援機関相互の連携の必要性、これについては、先ほどJICAの河西さんもおっしゃったとおりです。支援対象の「法」は多様化し、基本法から経済・商事の法律へと広がっており、今までのように法曹の方々の力だけではどうにもなくなっています。今特許庁の武田さんからも話が出ましたし、先ほどジェトロアジ研の山田さんからも指摘がありました。法整備支援は、もはや法曹、そして法学の研究者だけによってとても回らなくなってお

り、当部といたしましては、様々なところと連携を強化したいと思い、実際に動いております。

「整備」の多様化ですが、単に法令を起草するだけでなく、制定された法律の運用、それに携わる人材育成へ進んでいっており、法曹・行政官の研修・研さんの経験者、有知識者と幅広く交流したいと、このように考えております。

次に「支援」の変化があります。従前の篤志家による奉仕活動から国策へと変わりつつある中、国民への説明、人材の確保・発掘が必須であり、この面でも真に効果的な法整備支援を展開するにはアクター間の連携・協調が必須であると考えております。

このような意味で求められる連携については、私は横の連携と縦の連携というようにいつもいっております。横の連携のためには、今日の連絡会のようなアクター間の密接な情報交換が必要でこのような会議をもう少し頻繁に行いたいと思っています。従前は、自分たちはこういうことをしているのだということを発表する機会に終始していたきらいがありますが、それについては疑問を呈さざるをえません。ほかのところはどうしているのだという質問を出し合い、それはおかしいのではないかと指摘し合うような場でなければならないと思うのですが、近時この法整備支援連絡会は国際会議化してきて、それはそれでよいのですが、ほとんど議論する機会がなくなっていたように感じています。今後は今日のような議論の場を増やし、国際会議的なものは別の日にやるなどして、工夫していきたいと考えています。

次に、講義等の開放、相互乗り入れということがあります。これは、当部の部報であるICD NEWSの積極活用ということにも絡みます。皆さんのところにも69号がつい先日届いていると思います。その号では、ミャンマーに対する知的財産分野の支援における我が国の支援機関の連携・協調を特集しております。冒頭に私が「連携・協調のフォーラムとしてのICD NEWS」という一文を書いておりますので、ぜひこれを読んでいただきたいと思います。私のいいたいことはほぼここに集約されておりますので、是非お読みください。実際のところ、今後は、ICD

NEWS を連携・協調のための本にしたいと思っています。この号では、ミャンマーの支援において、いかにオールジャパン体制が構築されているかという観点から、特許庁の方にも J I C A の方にも模倣品対策室の方にも弁護士の方にも書いていただきました。次号は3月末発刊予定ですが、弁護士による法整備支援を特集いたします。それに先立ちまして、69号に、先ほどお話しいただいた矢吹先生に巻頭言を書いていただきました。そこには、弁護士会の支援のこれまでの流れが出ておりますが、次の号では、日弁連の現交流委員長の方のほか、さまざまなフィールドで法整備支援に関わる弁護士の方々、J I C A 本部におられる方や、長期専門家として対象国に行かれています方に、それぞれの立場から弁護士として法整備支援にどのように関わっておられるのか語っていただくことにしております。

先ほど、山田さんが紹介されましたように、ビジネスと人権についての論文を山田さんに書いていただいております、1つ前の68号に掲載されておりますので、ぜひ読んでいただきたいと思っております。67号から内容を一新し、表紙も変えました。いろいろな分野で活躍される方々に寄稿いただき、外国法制・実務というところに関しましては、対象国の最新の情報をお届けするようにしています。例えば中国に長期派遣されている白出博之弁護士が行政訴訟法について詳細に報告してくださっております。

さらに、69号からは、今後の当部の行動予定、活動予定というコーナーを設けており、そこを見ていただきますと、いつごろ、どこで、どういう研修やその他行事を実施するのがわかりますので、どうぞ見に来てください。大阪でも東京でも行っておりますが、ここのこういう研修を見たいという方がおられましたら、いつでもお声かけください。内容によっては、公開を制限することがあるかもしれませんが、基本的には公開したいと思っております。

私たちの方でも、他の機関の研修に乗り込んでいきたいとさえ思っており、実際、先月は、経産省の模倣品対策室がインドネシアの警察関係者を招へいされた際、日本の刑事手続において、商標法違反等

の知財に係る事件がどのように扱われているかを説明させていただきました。いわゆる水際対策と一緒に模倣品対策に関する有意義な知見の提供であると思っており、こちらもそういう形で活動していきたいと考えています。また、弁護士知財ネットの先生方との連携も進めており、その点に関しましても、先ほどお話ししたミャンマーの知財支援に関する記事をお読みいただきたいと思っております。

私の考えている縦の連携ですが、一番大切だと思っているのは、国民に対する積極的な広報です。三浦さんもいっておられましたけれども、結果をしつかりと発表しなければいけないと思っています。これまでの議論で出ていますが、これまで約20年間にわたって、これだけ良いことをしてきた、そして今もこれだけ素晴らしいことをしているわけですが、それを法整備支援に関わっていない人々が知っているかといえば、残念ながらほとんど知らないのが現実です。後ほど、当部副部長の伊藤が説明いたしますが、当部は今年の10月に東京に移転します。それで今、関西のいろいろな方々に説明に上がっているのですが、「東京に移られて残念ですね」といっていただけるのであればまだしも、「日本の法務省はこんなことしていたのですか」と問われてしまうことさえあります。ある意味がっくりくるのですが、これは、いかに私たちが広報を怠ってきたかということを実に示すものであり、痛烈に反省しているところです。

もう1つの縦の連携は、次世代の発掘・育成であり、これも当部は最近非常に力を入れております。今年度に入ってから、大阪大学、神戸大学、そして京都大学の学部生の方、法科大学院の方が当部に来ていただいております、当部の概要を説明したり、そのときに行われていた研修を見ていただいたりしました。ICD NEWS に来訪というコーナーを設けて、それぞれの内容を紹介しておりますので、こちらにも目を通していただければ幸いです。この会場には、学生の方も、大学の先生も来られていると思いますが、先生方の授業の関係で学生さんたちを当部に連れて来たいというご希望があれば、1人でも2人で

も受け入れますので、ぜひ積極的にお申し出いただきたいと思っております。

このような若手向けの広報を大々的に行ったのが、昨年6月の「法整備支援へのいざない」と名をうった行事であり、自分の将来の国際関係の仕事というキャリアパスの中で法整備支援を考えてもらうというモチーフで、この会場で開催したのですが、学部生の方、法科大学院生の方、司法修習生の方、若手弁護士の方など、私が当部に来てから経験した中で最も多い、約150名の方に来場いただき、本当に熱気にあふれておりました。松尾先生にも講義していただきましたし、経験豊かな弁護士さんにも語っていただきました。

こういう広報活動を当部は積極的に行っております。また、裁判所でも主に若手判事向けに法整備支援についての講義の場を与えていただいております。当部には裁判官出身の教官がおられますし、カンボジア、ベトナムには裁判官が検事に転官した上で、JICAの長期専門家として派遣されています。裁判所も法整備支援には大変理解を示してくださっており、昨年は大阪地裁と東京地裁に私と裁判官出身教官が出向き、主に若手裁判官に対して、裁判官が法整備支援の場でどのような活動をしているのかについて講義して参りました。これも私たちの広報の1つだと考えております。

そして次に、一般の方向けの広報では、ICCLCが「金沢セミナー」という形で金沢市においてずっと市民向けセミナーを続けており、当部も関わらせていただいております。去年は法整備支援を一般の方に解きほぐすための講座にするということで、松尾先生にも来ていただきましたし、今タイのUNODC事務所におります当部の前副部長、柴田紀子さんもタイから呼んで講演してもらいました。市民に対する直接の広報という意味において、このセミナーは画期的なもので、今後も当部は積極的に関わりたいと思っております。私は、縦の連携の下の方にはこれからの法整備支援を担う若手の方が出て、上には国民の方々がいると考えています。国民に対する説明をしっかりとしなければいけないと常に考えて

おりまして、メディアからの取材要請があれば積極的に受けております。実は今日もNHKさんが来られており、早速ネット版のニュースにこの法整備支援連絡会の記事が掲載されています。こういう広報が本当に必要であると思っております。当部としては引き続き力を入れていきたいと考えております。

大阪で育てていただきまして、いろいろな方々にご支援をいただきました当部ですが、さまざまな事情がございまして、ことしの10月に東京に移転することになりました。何名かの方々には既にご説明しておりますが、多くの方に集まっていたという機会ですので、当部副部長の伊藤から、当部の移転につきまして、手短かに発表させていただきたいと思っております。

【伊藤浩之国際協力部副部長】 それでは、最後に私のほうから当部の東京移転について説明させていただきます。

平成13年、2001年に国際協力部が法総研にできまして、またその年にこちら大阪中之島合同庁舎に移転してきて、それ以来、皆様方のご指導、ご協力をいただきまして法整備支援を進めて参りました。昨今ではいろいろな政府の重要な施策の中にも法整備支援の促進ということが唱われるようになりました。

今年度だけでもJICAの本邦研修という形では、予定も含めると16回私どもで企画、運営をさせていただいておりますし、そういったJICAの本邦研修以外でも、法総研としましては、バングラデシュや東ティモールなどの方々を、共同研究という形で日本にお呼びしたりしております。

また、ラオスの民法典制定に関するシンポジウムというのを2月28日午後に、この国際会議場で開催する予定です。2012年からラオスの民法典の制定について起草支援を行ってきたのですが、今年には成立する見込みですので、その民法典の内容をご紹介し、それから東南アジアに進出する企業を法律面から支援をされている弁護士さんなどにも参加していただき、その民法を前提に、こういった課題がま

だラオスではあるのかという点などを議論することにしております。お時間のある方は是非ご参加いただきたいと思います。また、来年度になりますけれども、ことし知財紛争の解決に関する国際会議も予定しております。これはASEAN+3すなわち、ASEAN各国とそれから日本、中国、韓国の知財に関わる裁判官を日本にお呼びして議論するという大変興味深いものですので、ご期待ください。

そういった状況でございますけれども、当国際協力部は、来年度、年でいいますと今年ですけれども、東京に移転する予定になっております。背景といたしましては、一言で申し上げますと、国際協力関係部署の集約ということになります。もう少し加えますと、行刑改革にもリンクをしております、矯正機関にも老朽化、狭隘化が目立ち、そういう状況の中で法務省が施設新設することになり、その施設に先ほどから出ておりますUNAFEIと当部を入れ、法務省の国際協力分野を集約して、より一層効率的に推進し、体制の強化を図ることが企図されました。

実際に、そちらに集約、整備される施設としましては、まず当部とUNAFEIがあります。それから、法務省の法総研以外の研修施設である、公安調査庁の研修所と矯正の研修所もそこに移転します。そして、矯正医療の拠点として、現在の八王子医療刑務所、関東医療少年院、神奈川医療少年院もそこに移り、さらに、八王子少年鑑別所も少年非行対策センターとして装いを新たにしていって参ります。

場所は、東京の昭島市というところでして、電車ですと中央線から青梅線に入りまして、立川から2駅ほどのところに東中神という駅がございます。この東中神という駅が最寄駅になり、東京駅からですと1時間程度かかってしまう場所ですけれども、今工事が進められております。UNAFEIと私ども国際協力部が入る国際協力関係の部署の建物以外に120名程度と60名程度収容できる2つの国際会議場の建物ができ、主に研修員を対象にした宿泊棟も整備されます。

このような移転の予定がありますが、今後、大阪

でどのようなことを行うのかについては、私どもが今使用させていただいている国際協力部のスペースをどのように利用するのかを含めて現在調整中です。この法整備支援連絡会、これについては従来大阪をメイン会場にして、東京とつないで開催してきましたが、昭島の新会議場がメインになるかとは思いますが、関西でもお集まりいただける場所は設定したいと考えております。

私どもがICCLCと共に行っておりますアジア・太平洋会社法制研究会などの研究活動もICCLCと協議の上、できる限り継続をさせていただく方針です。アドバイザーグループの先生方との協議の場もちろん十分に確保いたしますし、阪井が申しあげました「法整備支援へのいざない」という大阪でのシンポジウムも可能な限り継続したいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【阪井部長】 ということでございまして、実質的には大阪で開く法整備支援連絡会は今日が最後になると思われ、そういう意味においても非常にメモリアルな会でございます。朝から皆さんに活発なご議論をしていただきまして本当に感謝しております。大阪で育てていただいたとって全く過言でない国際協力部でございますが、東京に移ることによりまして、UNAFEIと一緒により効果的な法整備支援ができると考えているところです。しかし、まだまだ若い組織でございまして、外から見られて何をしているのだと歯がゆい思いをされる向きも多々あることではございますが、それなりに順調に育ってきているという自負はあります。私は当部が青年時代に差し掛かってからしか知らないのですが、幼少時はさぞかし苦勞しただろうなと思っています。何とか立派に15歳くらいになっておりまして、今後成人を迎え、さらに大きくなるためには皆様のご援助が不可欠であり、かつ、今日来られている若い方々が今後この事業に対してさらに興味を持ち、何らかの形で加わっていただくことも不可欠であると思っています。引き続きご指導とご鞭撻をよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。



## 小杉丈夫公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）理事挨拶

ICCLCの理事をしております小杉丈夫です。

本日は、このベトナム法整備支援プロジェクト開始20周年ということで、この「法整備支援の回顧と展望」という題でのシンポジウムが行われて、第1部、基調講演、第2部のパネルディスカッション、それから第3部の関係者のご報告と、大変長い時間をかけて充実した議論をしていただいたということを変えたいと思っております。

私自身は、1996年、JICAの支援が始まったときに、国際民商事法センターが設立され、その設立当時からこの法整備支援に関与をさせていただいております。満20年間私も手伝いをしてきたということになります。来週の月曜日に国際民商事法センターの方は設立20周年の式典を東京で持つということになっております。顧みてもう20年かと思えますけれども、最初のベトナム支援については、先ほどからお話も出ておりますように、森島先生がずっと手掛けていらっしゃったところを私どもがその後に入っていったという形ですけれども、今考えてみても、ベトナムのグエン・デイン・ロック司法大臣、森島先生と、もう一人忘れてはいけないのは三ヶ月章先生です。当時は、法務省の特別顧問、国際民商事法センターの最高顧問をされておりましたけれども、三ヶ月先生も非常な貢献をされました。ベトナム支援で本当に幸いだったと思うのは、このリーダーのお三方、ロックさんと森島先生の間、それからロックさんと三ヶ月先生の間には非常な信頼関係があったということです。そういうことでタイミングもよかったのかもしれませんが、このお三方のリーダーシップのおかげで本当に支援がうまくいき、このような素晴らしい結果をもたらしたと思っております。

第1回のこの法整備支援連絡会が開かれたのは2001年だったと思います。2001は東京の法務省の大会議室で行われ、そのときに私も初めて出ておりますけれども、そのころから見ても法整備支援連絡会自体も随分発展したなと思えます。

第4回の際に、JICAの招へいでロックさんが日本に来られて、そこで三ヶ月先生とロックさんが対談され、その内容がICD NEWSに載っております。2003年のことでしたけれども、それを読むと、本当にお2人がこの法整備支援ということを深く考えて、先も見通して着手をされ、実行に移されたことがよくわかります。この機会にそういう最初の頃のことにもよく記憶をしておいていただければありがたいと思えます。

法整備支援連絡会については、今日は森島先生から非常に厳しい叱咤のお話もあり、最後に阪井部長からのお話もあって、今回を機会にまた新たな門出といえますか、いいたいことをいうというか、こういうことをしたいということもどんどん議論する方向に変わりそうなので、それは本当に今日の会議の成果の1つだと思いながら伺っておりました。

ベトナムに始まった法整備の成果というのは、本当に日本型といわれますけれども、被支援国の実情をよく聞き、それに合わせて一緒になって整備を進めると、それによって支援国の人材の育成にもつながるということで、それ自体非常によかったと思えますけれども、私は、人材育成というのは決して被支援国だけじゃなくて、日本側にも大きな成果があったと思っています。本日いろいろな方が話されましたけれども、そういう法整備支援に関わられた方々の蓄積ということ、それからここにいらっしゃる方々も含めて法整備支援に触れることによって自分の知識というのか、ものの見方が変わって、新しい考え方ができるようになった人たちがたくさんいるわけです。これは日本にとっても非常に有意義なことだったのであり、本当に双方向のメリットのあることを我々はやってきたと思っております。

今日は、特にこれからどうするのだと、先に向けての話がいろいろありました。被支援国のほうでもどんどん状況が変わっている。アジア全体の状況に変化があり、インドネシア、ミャンマーの新たな形の知財分野の支援の話もありました。ベトナムやカンボジアというのは、むしろ一番底のところから一緒に作り上げていったというようなことがあります。



けれども、そうでない国、途中から支援をその一部についてのみしていかなければならない国もあり、また知財のようにこれから新しい問題に直面していかなければいけない、日本自体がそういうことを経験していかなければならない分野というものもあるわけですから、この法整備支援を通じて支援国とか被支援国とかいうことでなくて、お互い対等に研究をするということも視野に入れながら今後の法整備支援を、今は支援という言葉は使いますが、考えていく必要があるとも思っております。

最後に、今日の会議で出たのは、やはり日本側の意識改革ということと日本の国内の体制の整備をしていかなければいけないということでありました。午前中、三浦さんが経済産業政策というものも念頭に置いた法整備支援を考えなければいけないといわれましたし、司令塔が必要だという話も出ました。また国民の目に見えるような形にしなければいけない、成果をきちっと出すようにしていかなければいけないというような話もございました。いろいろな面で今までのような個別に各団体がやっているということではなかなか対応の難しい、むしろオールジャパンの体制をこれから強めていかなければいけないということが、今日のいろいろな議論の中で浮彫りになったように思います。次の20年が、このような課題に適切に対処するようなチャレンジングな時期であってほしいと思います。日本の法整備支援のますますの発展と皆様のご活躍を祈念して私の閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

# シンポジウム「ラオス民法典制定と実務上の課題」

国際協力部教官

松尾 宣宏

## 第1 本シンポジウム開催の経緯

法務省法務総合研究所国際協力部は、平成29年（2017年）2月28日、公開シンポジウム「ラオス民法典制定と実務上の課題」を開催しました。

本シンポジウムは、同月27日から同年3月7日までの日程で実施されていた、平成28年度日本・ラオス共同研究のプログラムの一環として行われたものですが、日本の支援によって、一国の基本法の一つである民法典が成立しつつあることの意義を広く知っていただくことを目的として、公開シンポジウムの形式で開催しました。

従来、この種の法整備支援関連のシンポジウムは、法整備支援という特定の分野に関心の高い人のみの内輪の会合になる傾向が否定できませんでしたが、日本企業の新たな投資先・進出先としてもこれから注目が集まるラオスについて、限られた層のみで情報共有しては、民法典成立の意義もかすんでしまい、ラオスと日本の双方にとって、非常に勿体ないことであると考えました。

そこで、このシンポジウムでは、国民の経済活動の根底をなす私法の基本法たる民法典の成立が、ラオスにおける経済活動にどのようなインパクトを与えるか、ラオスにおける投資環境はどのように改善されるのか、という観点から、その実務上の課題について、法律的側面のみならず、経済的な側面も併せて参加者とともに考える機会を提供すべく、プログラムを構成しました。

おかげさまで、約100人の参加者にお集まりいただき、また、従来のこの種の行事に比べ、企業関係者の方に多く御参加いただきました。

なお、本シンポジウムの詳細については、本シンポジウムを御後援いただいた公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）のホームページ（<http://www.icclc.or.jp/>）内の“ICCLC NEWS”に全文が掲載される予定ですので、ぜひそちらを御覧いただければと思います。

## 第2 本シンポジウムの概要

### 1 駐日ラオス大使による基調講演

まずは、本シンポジウムの冒頭に、ヴィロッド・スンダーラー駐日ラオス大使に「ラオス新民法典制定の意義」と題した基調講演をいただきました。

ヴィロッド大使は、本シンポジウムの開催に当たり、「このシンポジウムの開催によりラオスを宣伝していただき、日本と友情関係・協力関係が深まる」旨、関係各機関に対する謝辞を述べられるとともに、ラオスにおける民法典の制定が、ラオス国民の権利・利益を保護する上で重要であるという意義のみならず、国内外の投資家の権利・

利益を保護する上で重要であるという意義について述べられました。

ヴィロード大使の講演内容は、私たちがこのシンポジウムで目指していたことが全て凝縮されたものであり、大使にここまでこのシンポジウムの趣旨を深く御理解いただいていることに感銘を受けました。



【講演されるヴィロード・スンダーラー大使】

## 2 ジェトロ大阪本部による講演

続いて、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部の古賀健司氏から、「メコン地域における投資環境」と題する講演をいただきました。

古賀氏からは、日系企業の進出動向の概要について説明があり、その中で、ラオスがいわゆるチャイナプラス1，タイプラス1の生産拠点として注目を集めつつあることや、インフラの更なる充実が求められるなど、ラオスにおける投資環境整備の今後の課題についての解説をしていただきました。

ICD NEWSの読者の皆様は御存じのことと思いますが、近時、法整備支援を考えるに当たり、投資環境整備の観点からの検討は欠かせないものとなっているところ、前提としての投資環境全体に関する知見の共有は、法律的な観点からの実務上の課題を考えるに当たっても重要であり、古賀氏の講演は、その意味からも、非常に貴重なものとなりました。

## 3 株式会社アデランスによる講演

ラオスにおける投資環境整備を考えるに当たっては、まさにラオスに進出している企業の生の声を聞いていただくことが重要です。

そこで、本シンポジウムでは、実際にラオスに進出している企業の一つである株式会社アデランスの執行役員の後藤雅仁氏，生産本部生産管理部長の小笠原伸夫氏に御講演いただきました。

御両名からは、ラオスに進出する中での実務上の課題について、実際の御経験に即した御指摘をいただくとともに、制定された法律が安定して運用されることが重要であるという御示唆をいただきました。

#### 4 当部によるラオス法整備支援の概要に関する講義

ラオスの投資環境整備に関する課題を参加者の皆さんに共有していただいたところで、当部の伊藤浩之副部長<sup>1</sup>が、ラオスに対するこれまでの法整備支援の概要について講義しました。

#### 5 ラオス司法省によるラオス民法典の概要に関する講義

ラオス司法省のナロンリット・ノラシン法務審査・調査局長から、ラオス民法典の概要について、御説明いただきました。

ナロンリット局長は、当初から統一的な民法典を制定せず、いわゆる単行法の制定にとどめた理由につき、当時のラオスの社会の成熟度を考慮したことなどに言及され、ラオスの社会・経済の変化に伴い、充実した法制度を整備する必要性から、民法典の制定に取り組むこととなった経緯を説明されました。

ナロンリット局長は、最後に、この民法典がラオスの人々の手によって作られたものであるゆえ、ラオスの社会にとっては最も適しているという点を強調され、民法典の制定に当たり、日本の多大な協力がなされたことに対する感謝を述べられていました。

#### 6 パネルディスカッション「ラオス民法典制定と実務上の課題」

民法典が制定されることで、ラオスにおける実務上の運用はどうなるのか、という点は、非常に興味深いところです。

そこで、本シンポジウムでは、この点について、日本の法律実務家が問題提起をし、民法典の起草に深く関わったラオスの法律実務家が答え、双方で意見交換を行うという形式のパネルディスカッションを実施しました。

日本側パネリストとして、いずれも東南アジアへの日本企業の進出における法律実務の経験豊富な江口拓哉弁護士（森・濱田松本法律事務所）及び山口大介弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）にお越しいただき、ラオス側からは、ナロンリット局長、及びラオス中部高等裁判所のソムサク・タイブンラック所長にパネリストとして御登壇いただき、モデレーターを、ラオス民法典制定に対する支援に長年携わってきた松尾弘教授（慶応義塾大学大学院法務研究科）に務めていただきました。

以下、パネルディスカッションで行われたやり取りの一部分を紹介しますが、実際に行われたやり取りは、ラオス民法に限らず、日本民法も含め、およそ民法が実際にどう適用されるかを考える上で、非常に示唆に富む内容が多く含まれていますので、ぜひ、前記”ICCLC NEWS”で全文を御覧いただきたいと思います。

まずは、第1問として、山口弁護士から、不法行為における損害賠償の範囲というテーマで出題がなされました。

山口弁護士からは、出題の背景として、東南アジアにおける法律実務において、不法行為による損害賠償請求を検討する場合、損害賠償はどの範囲で認められるかをク

---

<sup>1</sup> 2011年～2014年、JICAラオス法整備支援プロジェクト長期専門家



ライアントから問われることが多いことから、ラオスにおける法律実務はどうなるのかについて意見交換を試みたい旨の説明がなされました。

この点に関して、ナロンリット局長及びソムサック所長は、ラオス民法典では不法行為で認められる損害について詳細な規定があることを紹介され、その条文の規定から、与えられた問題についてどう考えればよいかという点につき、自身の見解を述べていました。

第2問として、江口弁護士から、詳細な内容の事例を用いて、代理制度に関する問題が出題されました。

江口弁護士からは、出題の背景として、ラオスの企業と取引をする場合、必ずしも代表権を持った人に直接会えないような場合も想定されるどころ、どのような事情があれば、代理人と称する人とのやり取りで有効に、安全に取引ができるのかについて意見交換を試みたい旨の説明がなされました。

この点に関しては、ナロンリット局長及びソムサック所長が、代理権の確認の方法についてラオス民法に明文の規定があることの説明をされ、江口弁護士の紹介した事例における結論について見解を述べられた上、松尾教授から、民法典には、いわゆる代理権濫越（日本民法110条等）に関する条文が新設されたことの紹介がなされました。



【第2問を検討するパネリストの方々】

第3問として、ラオス側から、ラオスで日本企業が土地を利用して工場を建設する場合、民法典において、どのような手段が取り得るかというテーマで、地役権、地上権等、民法典で新設された制度の紹介がなされました。

本パネルディスカッションは、基本法たる民法の解釈論のみならず、ビジネスにおける法律実務の実態についても意見交換を行うという、この種シンポジウムにおける新しい試みだったのですが、本シンポジウム終了後、複数の参加者から、非常に興味深いパネルディスカッションであったとの感想をいただきました。

### 第3 本シンポジウムを終えて

おかげさまで、本シンポジウムは、盛況のうちに終了しました。

本シンポジウムの意義については、冒頭でも述べたところですが、本シンポジウムの成果を改めて考えるに、「法整備支援におけるオールジャパンでの協力が現れた行事」だったのではないかと、思います。

今や、法整備支援は、投資環境整備という経済面での要請を考慮せずには進められない中、今まで以上に、いわゆる「産・官・学」の協働がこの分野でも必要になります。

本シンポジウムでは、私たち法務省、及びJICAという「官」はもちろんのこと、ジェトロ大阪本部、株式会社アデランスという「産」、長年ラオス法整備支援に注力されてきた松尾教授を始めとする「学」、それに、江口弁護士及び山口弁護士のようなこの分野に造詣が深い法律専門家が、共にラオスにおける法制度の充実を願い、講演・意見交換を通じて、参加者の皆様とともに、その理解を深めることができたという点で、非常に意義深いものだったと考えています。

最後になりましたが、本シンポジウムの開催に当たり、主催・共催いただいたJICA及び大阪商工会議所、御後援いただいた駐日ラオス大使館、在京都ラオス名誉領事館、ジェトロ大阪本部、関西経済連合会、ICCLC等の各機関の方々、本シンポジウムに御出席いただいた全ての皆様に対し、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

# 「ラオス民法典制定と実務上の課題」

平成29年2月28日(火) 14:00~17:45(13:00受付開始)

## 法務省法務総合研究所【国際会議室】

大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎2階

<開会挨拶> 河西 裕之 (独立行政法人国際協力機構 (JICA) 産業開発・公共政策部審議役)

## 第1部

14:10~16:10 **講演・発表**

### ラオス新民法典制定の意義

講師：ヴィロード・スンダーラー 氏 (駐日ラオス人民民主共和国大使)

### メコン地域における投資環境

講師：古賀 健司 氏 (独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) 大阪本部)

### ラオスに進出した日系企業の現況

講師：後藤 雅仁 氏 (株式会社アデランス生産本部執行役員)

小笠原 伸夫 氏 (株式会社アデランス生産本部生産管理部長)

### ラオスに対する日本の法整備支援

講師：伊藤 浩之 (法務省法務総合研究所国際協力部副部長・元JICAラオス長期派遣専門家)

### ラオス新民法典の概要

講師：ナロンリット・ノラシン 氏 (ラオス司法省法務審査・調査局長)

## 第2部

16:25~17:30 **パネルディスカッション**

「ラオス民法典制定と実務上の課題」

モデレーター

松尾 弘 氏 (慶應義塾大学法科大学院教授)

パネリスト

ナロンリット・ノラシン 氏 (ラオス司法省法務審査・調査局長)

ソムサック・タイブンラック 氏 (ラオス中部高等裁判所長)

江口 拓哉 氏 (森・濱田松本法律事務所/弁護士)

山口 大介 氏 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所/弁護士)

### 【パネルディスカッションの概要】

ベトナムを始めとする東南アジア地域での取引経験の豊富なお二人の弁護士から、東南アジア地域で取引をした際に民法上の問題が生じた事例の紹介をしていただき、東南アジア地域での取引において実際に起こり得る民法上の問題点について、ラオス民法典における規定や運用はどのようなになっているか、規定や運用が実際の取引実務の要請に合っているかについて、長年ラオス民法典の起草を支援してきた松尾教授をモデレーターとして、パネリスト間で議論します。

## 第3部

### 17:30~17:40 質疑応答

<閉会挨拶> 阪井 光平 (法務省法務総合研究所国際協力部長)

◆逐語通訳 (日・ラオス語)

◆司会: 松尾 宣宏 (法務省法務総合研究所国際協力部教官)

■参加申込方法: お名前(ふりがな)・所属・連絡先(メールアドレス)等をご記入の上、2月20日(月)までに下記アドレスにお申込みください。

➡ [icdmoj@i.moj.go.jp](mailto:icdmoj@i.moj.go.jp)

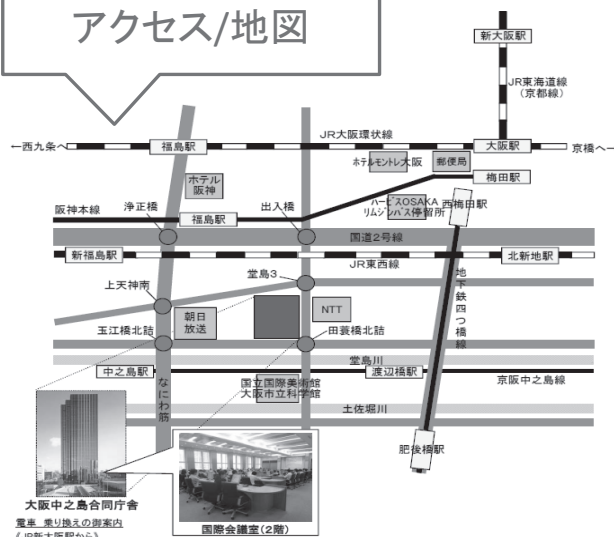
入場無料

※なお、当庁舎内の駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関をご利用の上、ご来場ください。

ご不明な点がございましたら、メール(上記アドレス)またはお電話にて法務省法務総合研究所国際協力部(TEL:06-4796-2153)までお問い合わせください。

会場の都合上、定員になり次第、申込みを締め切らせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### アクセス/地図



阪神「福島」駅 1番出口から徒歩約5分

JR東西線「新福島」駅 2番出口から徒歩約8分

JR「福島」駅 徒歩約8分

京阪「渡辺橋」駅 1番出口から徒歩約7分

地下鉄「肥後橋」駅 3番出口から徒歩約10分

主催: 法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構 (JICA)

共催: 大阪商工会議所

後援: 在日本ラオス人民民主共和国大使館

在京都ラオス人民民主共和国名誉領事館

公益社団法人関西経済連合会

独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) 大阪本部

公益財団法人国際民事法センター (ICCLC)

## 【国際研修・共同研究】

### 第10回ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2） 「教育・研修改善」本邦研修

国際協力部教官

伊藤 淳

#### 第1 はじめに

1 法務省法務総合研究所国際協力部は、2017年1月29日（日）から同年2月11日（土）まで（移動日を含む。）の間、ヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ（Viengvilay Thiangchanxay）ラオス国立大学法政治学部長を団長とする研修員22名<sup>1</sup>を対象に、第10回ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）「教育・研修改善」本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。<sup>2</sup>

本研修は、2014年7月から開始した「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」<sup>3</sup>（以下「本プロジェクト」という。）の一環である。

2 ラオスでは、現在、2010年7月から2014年7月の4年間にわたり実施されてきた独立行政法人国際協力機構（JICA）のプロジェクトである「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」（以下「フェーズ1」という。）に引き続き、2014年7月から、本プロジェクトが4年間の計画で実施されている。本プロジェクトでは、フェーズ1の成果を土台にして、引き続き、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院に法学教育機関であるラオス国立大学を加えた関係4機関をラオス側の実施機関とし、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善及び法令の普及・理解促進能力の向上を図ることを目的としている。

ラオスは、従前、法曹三者を各別に養成していたが、法解釈・法適用の不統一などの問題が生じていたため、法曹養成システムを変更し、日本型の法曹養成システムを参考に、2015年1月から、司法省傘下に設置されている国立司法研修所「National Institute of Justice」（NIJ）において、司法省職員のほか、将来、裁判官・検察官・弁護士として活躍する「法曹の卵」の一元的養成を開始した。本プロジェクトでは、前記の法曹養成研修の改善活動において、ラオス国立大学での法学教育、NIJでの教育及び実務での研修教育の改善を扱い、教育・研修改善サブワーキンググループ（以下「教育研修改善SWG」という。）がこの活動を行っているところ、同活動をプロジェクト活動の柱の一つとして位置づけている。

教育研修改善SWGは、これまでの日本の司法研修所や法科大学院等の訪問により

<sup>1</sup> 研修員は、別紙1（研修員名簿）のとおり。

<sup>2</sup> 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。

<sup>3</sup> ラオスにおける法整備支援プロジェクトの詳細は、既刊のICD NEWS各号（当部ホームページにも掲載）及び当部ホームページ内の「ラオス」、JICAホームページ内の「プロジェクト概要」等を参照されたい。



得られた知見を有効利用し、法曹養成研修等の改善に取り組む能力の向上を目的とし、前記N I J等において使用する予定の模擬事件記録教材作成等の活動を行っている。また、ラオス側は、日本の法曹関係者が「法科大学院教育→司法修習教育→実務に就いてからの継続教育」を一連のプロセスとして理解し、各段階でどのような目的を設定し何を身に付けさせるのかについて共通認識をもって法曹の育成を実施していることに強く感銘を受けており、プロジェクト活動の中でも、その発想を取り入れて法曹養成の各段階におけるカリキュラム・教授方法の改善や教材開発・利用方法の研究・見直しを行うことを強く望んでいた。

そこで、教育研修改善SWGの活動状況やラオス側の要望を踏まえて、本研修は、教育研修改善SWGのメンバーや、各教育研修段階における講師担当者ら 22 名を対象とし、現在作成している模擬事件記録教材の作成方法や具体的な活用方法及び法曹養成カリキュラムの改善について、法科大学院の訪問及び模擬講義の見学、司法研修所元教官及び法科大学院教授等の講師による講義を通じて知見を提供するとともに、研修員自らが模擬事件記録教材を使用して模擬裁判や模擬起案等を体験し、その結果を踏まえて講師との意見交換や協議を実施することで、ラオスの法曹養成分野が抱える問題点及びその解決策を具体化していくことを目的として実施したものである。

## 第2 研修内容

### 1 演習準備及び演習

本研修では、研修員に模擬事件記録教材の利用方法を実際に体験してもらうことで模擬事件記録教材の作成や法曹養成カリキュラムの改善に関する具体的なイメージをもってもらうというコンセプトの下、元司法研修所刑事裁判教官である波床昌則弁護士の全面的な協力を得て、日本の刑事事件の模擬事件記録教材を利用して、ラオス刑事訴訟法に基づいて、研修員自身が、模擬事件記録教材に関する審理計画の検討（争点の整理及び補充捜査事項の検討）、模擬事件記録教材を利用した模擬裁判（証人尋問演習）及び事実認定（判決起案）を行った。<sup>4</sup>

具体的には、日本の刑事事件の模擬事件記録教材をラオス側にも理解できるように若干のアレンジを加えた上でラオ語に翻訳し、研修開始前に、課題を課した上で研修員に配布した。そして、実際の研修では、研修員を4つのグループに分け、各グループごとに、審理計画の検討とその発表、模擬裁判の準備と模擬裁判、事実認定の検討とその発表を行い、発表や模擬裁判の後には波床弁護士や国際協力部教官を交えて、意見交換を行った。

研修員は、ラオスの法曹養成教育に模擬事件記録教材を利用した模擬裁判等の演習というカリキュラムが存在しないことから、初めて行う作業に若干のとまどいを見せる場面もあったが、普段自分たちが行っている業務を模擬記録に基づいて行うもの

---

<sup>4</sup> 模擬事件記録を利用した各種演習の概要は別紙3（シラバス）のとおり。

に過ぎないことを理解した後は、準備も演習も問題なく行っていた。

そして、研修員は、自らが現在作成している模擬事件記録教材の具体的利用方法を体験することで、模擬事件記録教材の作成について具体的イメージがわくとともに、模擬裁判自体の研修効果も理解したようであった。



【模擬裁判の様子】

## 2 意見交換

本研修では、波床弁護士、志賀剛一弁護士、中央大学法科大学院山田八千子教授、慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授を交えて、研修員がラオス国内で作成している模擬事件記録教材（民事、刑事について各1事件ずつ）についての意見交換も行った。

意見交換では、最初に、研修員が、各事件の概要と法律上の問題点や、記録作成課程で判明した書類作成上の形式的な問題点などの説明を行い、その後、講師を交えて、各問題点についての対処方法等について議論した。これらの発表・意見交換を通して、研修員は、今後、模擬事件記録教材を作成するに当たって更に考慮しなければならない事項について、実質面（事実認定及び法律上の問題点）及び形式面の両方の面からより深く理解することができた様子であった。実際、研修員からも本研修で指摘を受けた事項について、ラオスに帰国した後に再度検討し、議論の過程を含めて模擬事件記録教材に反映したいという意見が出されており、非常に充実した発表・意見交換となった。



【講師4名との意見交換】

### 3 施設訪問・見学

本研修では、教え方を学ぶという観点から、司法研修所及び法科大学院で教鞭をとられた経験もある当部阪井光平部長による模擬講義「法科大学院における事実認定教育～刑事～」の見学<sup>5</sup>の他、大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）を訪問し、藤本利一教授及び川上良特任教授による模擬講義「法科大学院における法学教育～民事～」の見学<sup>6</sup>を行った。

ラオスの法曹養成教育では、講師が生徒に一方的に教科書等の内容を説明する、いわゆる大教室による講義形式が一般的であり、いわゆるゼミナール形式はまだまだ少ないところ、阪井部長及び藤本教授らによる講義は、ゼミナール形式をとり、単なる一方的な講義ではなく、学生に対し投げかけをして学生からの反応を踏まえて新たな説明を行っていたことから、研修員は、法曹養成教育におけるゼミナール形式での授業の有効性について理解がより深まった様子であった。



【大阪大学法科大学院での模擬講義の見学】

<sup>5</sup> 阪井部長が、小職他の日本人職員を学生に見立てて、法科大学院で実際に行う刑事科目の授業を実演し、教授方法を研修員に説明した。

<sup>6</sup> 藤本教授及び川上特任教授が、大阪大学法科大学院の学生等に対し、法科大学院で実際に行う民事科目の授業を模擬ではあるものの実演し、教授方法等について研修員に説明した。

### 第3 おわりに

最後に、本研修が充実したものとなったのは、関係者の皆様の御協力と御尽力のおかげであることは言うまでもないが、改めて、講師の先生方、研修監理員チャンタソン・インタヴォン氏、通訳人チッタコン・センタヴォン氏及びマノデート・チュンタヴォン氏、JICA長期派遣専門家、公益財団法人国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げたい。

第10回ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)本邦研修

別紙 1

1	ヴィエンヴィライ ティエンチャンサイ
	Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY ラオス国立大学法政治学部長
2	ブンティアン ポムマチャン
	Mr. Bounthieng PHOMMACHANH ラオス国立大学法政治学部副学部長
3	ヴィサイ シーハーパンヤ
	Mr. Vixay SYHAPANYA ラオス国立大学法政治学部民事学科長
4	ヴィライ ランカーヴォン
	Ms. Vilay LANGKAVONG ラオス国立大学法政治学部政治学科長
5	ケオピラ アヌヴォン
	Ms. Keophila ANOUVONG ラオス国立大学法政治学部民事学科民事グループ副リーダー
6	ドゥアンマラー カムソンカ
	Ms. Douangmala KHAMSONGKA ラオス国立大学法政治学部教務課長
7	ジヨムカム ブパーリワン
	Dr. Chomkham BOUPHALIVANH 司法省国立司法研修所長
8	センパチャン ウォンポートン
	Mr. Sengphachanh VONGPHOTHONG 司法省国立司法研修所副所長
9	ベッサマイ サイモンクン
	Ms. Phetsamay XAYMOUNGKHOUNE 司法省国立司法研修所管理・マネジメント・経理部長
10	パッタナ ボーンベン
	Ms. Patthana BOUNPHENG 司法省国立司法研修所裁判所判決執行官育成学科長
11	シーサワン ルアングラート
	Mr. Sisavanh LUANGRATH 最高人民裁判所司法研修所長
12	ブンクワン タヴィサック
	Mr. Bounkhouang THAVISACK 最高人民裁判所官房局長
13	ポーンゲーン チャンタナコーン
	Mr. Phougurn CHANTHANAKHONE 最高人民裁判所司法研修所副所長
14	ティッパソーン ラットウォンサイ
	Mr. Thipasone LADVONGXAY 最高人民裁判所司法研修所運営部長
15	ダーヴォン カムシー
	Ms. Davone KHAMSY 最高人民裁判所司法研修所専門官
16	ブンマー ドゥアンマラーシン
	Mr. Bounma DUANGMALASINH 最高人民検察院監査局副局長
17	ヴィラシット シンカヴォンサイ
	Mr. Vilaith SINGKAVONGXAY 最高人民検察院検察官研修所副所長
18	ブワカム パダップディ
	Ms. Bouakham PADAPDY 最高人民検察院監査局副局長
19	カムオン ナムノヴォン
	Mr. Kham on NAMNOUVONG 最高人民検察院検察官研修所研修部長
20	ダーブサダーチャン ウォンサイ
	Mr. Dabeadachanh VONGXAY 最高人民検察院検察官研修所官房長
21	ヴィエンサワン センスリヤー
	Ms. Viengsavanh SENGSOULIYA 最高人民検察院検察官研修所カリキュラム検討・情報部副部長
22	マニチャン ピラパン
	Ms. Manichanh PHILAPHANH ラオス弁護士会弁護士

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 伊藤 淳 (ITO Atsushi)

国際協力専門官 / Administrative Staff 稲本 実穂 (INAMOTO Miho), 岸田 俊輔 (KISHIDA Shunsuke)



第10回ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「教育・研修改善」本邦研修日程表

[教官: 伊藤教官 専門官: 稲本専門官, 岸田専門官]

月日	曜日	9:30	12:30	14:00	17:00
1/29	日	移動日			
1/30	月	9:30 JICAブリーフィング 24階会議室	11:00 11:15 ICDオリエンテーション 稲本専門官 伊藤教官	12:30 24階会議室	14:00 17:00 講義①「刑事事実認定」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 24階会議室
1/31	火	9:30 審理計画検討会 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 24階会議室	12:15 24階会議室	12:30 13:30 部長主催意見交換会	14:00 17:00 講評・意見交換①「審理計画検討会について」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 24階会議室
2/1	水	9:30 模擬裁判における留意点・模擬裁判準備 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 ICD教官	12:00 国際会議室	12:30 13:30 記念写真撮影	14:00 17:00 模擬裁判準備 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室
2/2	木	9:30 ラオス側発表・協議「教材作成における問題点について」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 志賀・飯田・岡田法律事務所 志賀剛一弁護士 中央大学法科大学院 山田八千子教授 慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授	12:30 国際会議室	14:00 17:00 Q&Aセッション①「教材作成について」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 志賀・飯田・岡田法律事務所 志賀剛一弁護士 中央大学法科大学院 山田八千子教授 慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授	国際会議室
2/3	金	9:30 Q&Aセッション②「教材作成について」 中央大学法科大学院 山田八千子教授 慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授	12:30 国際会議室	14:00 17:00 Q&Aセッション③「教材作成について」 中央大学法科大学院 山田八千子教授 慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授	国際会議室
2/4	土	移動日			
2/5	日	移動日			
2/6	月	9:30 模擬裁判 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室	12:30 国際会議室	14:00 17:00 模擬裁判 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室	国際会議室
2/7	火	9:30 講評・意見交換②「模擬裁判について」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室	12:30 国際会議室	14:00 17:00 模擬裁判記録を利用した事実認定検討会 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室	国際会議室
2/8	水	9:30 講評・意見交換③「事実認定検討会について」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室	12:30 国際会議室	14:00 17:00 講義②「法科大学院における事実認定教育～刑事～」 国際協力部 阪井部長 24階会議室	24階会議室
2/9	木	9:00 講義③「模擬記録教材の利用方法について」 山本・波床法律事務所 波床昌則弁護士 国際会議室	10:30 11:00 法科大学院訪問に関するオリエンテーション ICD湯川教官 国際会議室	12:00 12:30 大阪大学大学院高等司法研究科訪問 「法科大学院における法学教育～民事～」 大阪大学大学院高等司法研究科 藤本利一教授 大阪大学大学院高等司法研究科 川上良特任教授	14:00 17:00 大阪大学大学院高等司法研究科
2/10	金	10:00 統括質疑 ICD伊藤教官 国際会議室	12:00 国際会議室	14:00 17:00 評価会・修了式 国際会議室	国際会議室
2/11	土	移動日			

24階会議室: 天板中之島合同庁舎24階記者会見室

## ラオス本邦研修の進行方法及び事前課題について

### 1 はじめに

今回の研修では、研修員の皆さんに、模擬事件記録教材の具体的な利用方法について体験してもらうことを予定しております。

研修員の皆さんには、ある刑事事件が警察及び検察院から裁判所に送致された後の刑事手続を実際に行ってもらい、その過程でグループ討論をしていただいたり、日本側の講師等と議論をしていただいたりします。

この研修方法は、日本の法科大学院や司法研修所、実務段階での研修（OJT）でも実際に行われているもので、実務能力を身に着けるために有益だと考えられています。

研修員の皆さんには、このような日本で実際に行われている模擬事件記録を利用した研修を実際に体験してもらうことで、今後、研修員の皆さんが作成する予定の模擬事件記録教材の利用方法として、参考にしていただければと考えております。

### 2 研修の概要及び注意点

#### (1) 研修の概要

今回の研修で扱う事件は、被告人がビルの地下街に通じる階段（公共の場所）で寝ていた人のポケットから財布を盗んだという事件です（ラオス刑法108条1項）。この事件について、警察及び検察院が捜査を遂げた結果、裁判所に事件を起訴したという段階までに収集された証拠を基に研修を開始します。

今回の研修では、研修員の皆さんに、①裁判官の立場から、この事件の争点は何か、補充捜査すべき事項は何かということを考えてもらうこと、②裁判官・検察官・弁護士の立場から、この事件の公判廷で、被告人や被害者に尋問すべきことは何かということを考えてもらうこと、③裁判官の立場から、この事件において、有罪と無罪をどのようにして判断するかということを考えてもらうことをそれぞれ予定しています。

#### (2) 日本の模擬事件記録を利用していること

今回のような研修は、本来はラオスの模擬事件記録を用いて、ラオスの法律に基づいて行うのが一番有効です。日本の司法研修所等で今回のような研修を行う場合、日本の模擬事件記録を使って日本の法律に基づいて行いますが、外国の模擬事件記録を使って日本の法律に基づいて研修を行うことはありません。

しかし、ラオスにおいては、現在、研修員の皆さんが模擬事件記録を作

成中であり、模擬事件記録自体が存在しません。そこで、今回は、日本の模擬事件記録を使ってラオスの法律に基づいて研修を行うという方法を採ることにしました。

このようなことから、配布された模擬事件記録の中にはラオスでは見慣れない書類があると思いますし、場所や人名等も日本の地名や名前が記載されていることからイメージが湧きづらいこともあると思います。そこで、講師において、日本の刑事訴訟法の仕組みを説明した資料（「模擬事件記録に関する補足説明」）を準備しておりますので、研修が始まる前に模擬事件記録を読む際の参考にしてください。また、質問等があればいつでもラオスに駐在する専門家にしてください。

### (3) 教育方法に関する研修であること

今回の研修の目的は、あくまでも、ラオスにおいて法曹実務教育を担当している研修員の皆さんに対し、教育方法に関する研修を行うことにあります。決して、皆さんに対し、日本の刑事訴訟法の知識を提供したり、日本の事実認定の在り方の知識を提供したりすることを目的としていません（ただし、日本における刑事事実認定の手法を紹介することは、ラオスにおける実務法曹教育の在り方一般を考えていただくためにも、あるいは今回の研修のように模擬裁判を用いた場合の教育の効果を上げるためにも、有益であると考えられますので、1月30日（月）午後に講師に講義を行ってもらうことにしました。）。

そのため、あくまで教育方法に関する研修という観点から、研修員の皆さんが、例えば、審理計画において被害者の証人尋問を実施しなくてよいと考えた場合でも、今回の研修の模擬裁判においては、あえて被害者に対する証人尋問を行ってもらうこともあります。これは、研修員の皆さんに、審理計画、模擬裁判、事実認定の全てを体験していただき、その体験した内容に基づいて、教育方法という観点から、日本側の講師等と議論等をしていただきその検討を深めていただきたいという理由からです。

ご理解いただければと思います。

## **3 審理計画検討会**

### (1) 進め方

1月31日（火）午前及び午後は審理計画検討会をします。これは、裁判における争点を明らかにし、その立証方法を明らかにするためのものです。

まず、研修員の皆さんには、A、B、C、Dの4つのグループに分かれていただきます（1グループ5名～6名）。

審理計画検討会では、午前、各グループから、下記(2)記載の事前課題について発表してもらい、研修員の皆さん相互で、あるいは、グループ相互で、議論をしていただきます。

その後、同日午後に、日本側の講師等を交えて、主に、教育方法に関する観点から、議論をしていただきます。

(2) 事前課題（研修開始前に考えておいていただきたいこと）

- ① 本件の争点は何と考えますか。
- ② 本件で、公判審理の前に補充捜査すべき事項はありますか。仮に補充捜査すべき事項があれば、その理由も述べてください。
- ③ 本件で、争点に関する判断をするために（判決をするために）、法廷で直接取り調べるべき証拠には何があると考えますか。人証としては誰を尋問すべきですか。それらの証拠を取り調べるべきであると考えた理由を述べてください。

#### 4 模擬裁判

(1) 進め方

2月1日（水）午前・午後、2月6日（月）午前・午後、2月7日（火）午前に模擬裁判をします。この模擬裁判が今回の研修で一番重要です。なお、被害者役及び被告人役はICD教官が行います。

① 2月1日午前・午後は、模擬裁判の準備を行います。

まず、A、B、C、D各グループの中で、裁判官役2名、検察官役2名、弁護士役2名を決めていただきます（別添の表をご利用ください）。

そして、A、B、C、D各グループ内で、裁判官役、検察官役、弁護人役の人が、被告人と被害者に対し、尋問すべき事項を考えてもらいます。尋問時間は、それぞれ20分ずつ（通訳時間込み）とします。例えば、Aグループの裁判官役の人であれば、被告人に対し20分、被害者に対し20分、裁判官として尋問する事項をそれぞれ考えていただきます。

② 2月6日午前・午後に模擬裁判を行います。

当日、A、B、C、Dのどのグループが被告人質問をし、どのグループが被害者尋問をするかを発表します（ですから、2月1日の事前準備の際は、各グループは、被告人と被害者のどちらに対しても質問ができるように準備しておいてください）。

各グループは、発表された役割に従って、被告人質問と被害者に対する証人尋問を行っていただきます。例えば、A及びCグループが被害者に対する証人尋問で、B及びDグループが被告人質問となった場合、A及びCグループは、被害者役のICD教官に対し、裁判官・検察官・弁護士の立

場から、それぞれ20分ずつ（通訳時間込み）、証人尋問を行っていただきます。そして、B及びDグループは、被告人役のICD教官に対し、裁判官・検察官・弁護士の立場から、それぞれ20分ずつ（通訳時間込み）、被告人質問を行ってまいります。

2月6日は、午前と午後、各2グループの模擬裁判を行う予定です。

- ③ 2月7日午前は、模擬裁判に関する講評と意見交換を行います。日本側の講師等を交えて、各グループの模擬裁判について、主に、教育方法という観点から、議論等を行います。

#### (2) 事前課題（2月1日にしていただく準備の内容）

A, B, C, Dの各グループは、被告人及び被害者に対し、裁判官・検察官・弁護士の立場から質問すべき事項を考えてください。なお、尋問時間はそれぞれ20分ずつ（通訳時間込み）です。

## 5 事実認定検討会

### (1) 進め方

2月7日（火）午後と2月8日（水）午前に事実認定検討会を行います。これは、今回の研修で模擬裁判を実施する事件に関する判決を行うものです。

本来であれば、研修員の皆さんそれぞれに、今回の事件に関する判決を起案していただくのが一番良いのですが、そのような時間がないことから、A, B, C, D各グループに、それぞれ、今回の事件で被告人は有罪か無罪か、どのような証拠に基づいてどのような事実を認定し、その事実からどのようにして有罪、無罪の結論を導いたかを発表してもらい、その発表内容について議論をする形をとることとしました。

- ① まず、2月7日（火）午後に、A, B, C, D各グループに、今回の事件で被告人が有罪か無罪か、その理由について考えたことを発表していただきます。そして、その発表内容についてグループ相互で議論をしていただきます。
- ② その後、2月8日（水）午前に、日本側の講師等を交えて、主に、教育方法という観点から、議論等をしていただきます。

### (2) 事前課題（2月7日午前に検討していただきたいこと）

- ① 今回の事件で被告人は有罪かそれとも無罪か。どのような証拠に基づいてどのような事実を認定し、その事実からどのようにして有罪、無罪の結論を導いたかを説明してください。
- ② 被害者の証言は信用できるといえますか。信用できると考えればその理



由を，信用できないと考えればその理由を述べてください。

- ③ 被告人の供述は信用できるといえますか。信用できると考えればその理由を，信用できないと考えればその理由を述べてください。

## **6 最後に**

今回の研修で研修員の皆さんに体験してもらうことは，実際の事件で，ラオスの裁判官・検察官・弁護士が行うことと同じです。ラオスの裁判官・検察官・弁護士も，実際の事件の際，事前準備をしっかりと，審理計画を立て，裁判を行い，事実認定（判決）を行うと思います。

したがって，研修員の皆さんも，今回の研修が始まる前に，模擬事件記録をよく読み，事前準備を十分に行ってください。そのうえで，今回の研修において研修員の皆さんが体験したことが，ラオスにおける法曹実務教育に資することがあれば幸いです。

# ミャンマー法整備支援プロジェクト第9回本邦研修

国際協力部教官

横山 栄 作

## 第1 本邦研修の日程・背景・目的等

### 1 研修の日程

平成29年(2017年)2月27日から同年3月10日まで(移動日を含まない。), ミャンマー法整備支援プロジェクト第9回本邦研修が行われた(以下「本研修」という。)

### 2 背景・目的等

本プロジェクトにおいては、平成27年(2015年)8月末に、連邦最高裁判所との間で、倒産法制の改革に関する活動を実質的に開始した。連邦最高裁判所長官からは、政策立案、法案起草、制定後の施行の一連の作業に対する支援を要請されているところであり、こうした倒産法制の改革に関する基本方針は、連邦最高裁判所が定めた司法戦略計画に基づく2016年活動計画にも盛り込まれていたところである。現在、ミャンマーには、個人の倒産を対象とする法令と、法人の倒産を対象とする法令が一応存在するものの、いずれも1940年以前に制定されたものであり、かつ、1962年から始まった軍政下でミャンマー的社会主義と呼ばれる体制を取っていたこともあって、現在ではほとんど利用されていない。また、再生手続については何ら規定が存在しない。

本プロジェクトでは、連邦最高裁判所との間で倒産法制に関するワーキンググループを設けて、現行法制の調査研究並びにシンガポール及びインドの倒産手続改革に関する情報の提供を行うなどして、ミャンマーにおける倒産法制改革の支援を行ってきた。さらに、平成28年(2016年)5月に実施した第7回本邦研修(ICD NEWS 68号既報)において、倒産法制一般に関する知識の更なる拡充を目指して研究者及び実務家による講義を行うなどし、また、政策の企画立案の手法等について知見の提供を行った。

第7回本邦研修の結果を踏まえて、さらにワーキンググループでの議論を進めた結果、早期に新倒産法案について起草を行うめどがつく状況となった。そこで、本研修においては、新倒産法案を具体化していくことに向け、倒産法制に対する知識を拡充しつつ、さらに、実際に機能する法律とすべく、日本における実務の運用、管財人の業務及び管財人の研修等についても日本の知見・経験を提供することとした。

また、新倒産法案が機能するものとなるためには、連邦最高裁判所の担当者だけではなく、連邦法務長官府等の法律の制定過程に関与する機関の職員、倒産法の運用に関与すると見込まれる職員等にも、倒産法制や実務の運用等に対する知識を十分に得てもらうことが必要である。その観点から、連邦最高裁判所を始め、倒産法制に係る機関の職員を対象として本研修を実施することとした。

### 3 研修参加者

本研修に参加したミャンマー側のメンバーは別添研修員名簿のとおりであり、連邦最高裁のメンバーを中心に、弁護士出身の国会議員が2名、将来的に管財人業務を担うことになる可能性がある公認会計士委員会の幹部2名も参加した。

## 第2 研修の概要

本研修では、以下のとおり講義及び訪問を行った。以下、概要について簡潔に記載することとしたい。なお、日程については別添の日程表を参照されたい。本研修は、前半の週については東京で、後半の週については大阪で実施した。

### 1 発表「現行ミャンマー倒産法の課題を踏まえた新倒産法の提言」

ミャンマーの首都であるネピドーに常駐して支援を行っている弁護士の小松健太長期派遣専門家（現JICA国際協力専門員）をモデレーターとして、ミャンマー側において作成した新倒産法の方針、素案について説明、意見交換が行われた。

### 2 管財人業務と研修について

ひいらぎ総合法律事務所の清水靖博弁護士から、破産管財人の基本的な業務及び責務に加え、弁護士に対して行われる倒産法関連研修を受けた上で実際に破産管財人業務を行ってきた経験を踏まえて、破産管財人の業務と研修の関係についてご講義頂いた。

### 3 「管財人業務（特に任意売却）について」

ひいらぎ総合法律事務所の多比羅誠弁護士から、管財人業務の基本に加え、不動産任意売却の際に生じやすい問題についての解説と、管財人の活動についてご講義頂いた。多比羅弁護士は、管財人として大型倒産事件処理等を多数手がけるなど、長年にわたって活躍されてこられたが、その豊富な知識と経験を基に、分かりやすく、かつ、説得力のある講義をしてくださり、研修員も熱心に聴講していた。また、実際の事件を基に簡略化した事例を用いて、研修員と一緒にどのようにすればいいか考えていくという手法も取り入れてくださったことなどから、研修員ももしミャンマーで同様の事件が起こったらどうするかと真剣に考えていた様子だった。

### 4 「ミャンマーにおける倒産手続の在り方」, 「ミャンマーにおける裁判官関与の在り方」

長年にわたり裁判官を務めてこられた園尾隆司弁護士からご講義を頂いた。園尾弁護士は、東京地方裁判所部総括判事時代に同地裁破産再生部で勤務し、種々の運用改革を実行したことで知られる倒産法制の第一人者であり、1日をかけてじっくりと倒産法制の概要、留意点等について講義いただいた。特に、園尾弁護士からは、ミャンマーにおける倒産手続の在り方について、利用者が利用しやすい制度にするよう提言もいただいた。質疑応答の時間には、多数の質問が研修員からなされるなど、活発な議論が交わされた。



【園尾隆司弁護士を囲んで】

## 5 ミャンマーにおける倒産法の実務と理論

千葉大学大学院専門法務研究科の杉本和士准教授から、ミャンマーにおける倒産法の実務と理論と題して、破産財団に関する議論、例えば否認権の問題などについて、事例を活用しながらご講義いただいた。杉本准教授には、東京パートで1日、大阪パートで1日半の長きにわたって講義・意見交換を担当していただき、その中で多くの質問がなされるなど活発な議論が交わされた。

## 6 西村あさひ法律事務所訪問－「管財業務の流れと留意点」

西村あさひ法律事務所を訪問し、同事務所の南賢一弁護士から、管財人業務の留意点や実際の活動などについて、豊富な経験に基づく実例主体の講義を頂いた。研修員からは非常に多くの質問が出され、予定していた時間を大幅に超えたものの、一つ一つ丁寧にご回答を頂いた。また、南弁護士の講義に引き続いて、湯川雄介弁護士、菅野百合（すがの・ゆり）弁護士から、倒産手続の進め方について、寸劇形式を用いて説明していただいた。研修員からは非常に分かりやすかったと大好評であった。倒産手続の流れを実際に目にしながら説明を受けたことは、倒産法制の理解にとって非常に有益だったと感じており、寸劇を演じてくださった菅野弁護士を始めとする西村あさひ法律事務所の職員の皆様にこの場を借りて御礼を申し上げたい。



【西村あさひ法律事務所での倒産手続実演風景】

## 7 「日本における管財人業務と管財人の適性」

長年にわたって倒産処理に携わってこられた小松陽一郎弁護士から、管財人業務における成功談、失敗談、管財業務を行うにあたっての秘訣など、種々の活動を分かりやすくご講義いただいた。研修員も熱心に聞き入っており、時間が不足するほど白熱した。

## 8 「日本における管財人研修と研修時の留意点について」

全国倒産処理弁護士ネットワーク常任理事を務めておられる野村剛司（のむら・つよし）弁護士から、破産管財人に対する研修手法及び研修の内容についてご講義頂いた。破産管財人になるための心構えについても教えていただき、研修員からは多数の質問が出されるなど活発な議論が交わされた。

## 9 奈良地方裁判所訪問

奈良地方裁判所を訪問し、稲葉重子（いなば・しげこ）所長を表敬させていただくとともに、同地裁内の受付窓口、債権者集会室等を見学させていただいた。さらに、同地裁民事部の裁判官及び職員から、倒産事件の手続や申立て件数、処理件数などについてご説明いただき、研修員からは多数の質問が出るなど好評であった。

## 10 「倒産手続における担保権の処理について」

大阪大学大学院高等司法研究科の藤本利一教授から、倒産手続における担保権の処理につきご講義いただいた。別除権、不足額責任主義など、難しい概念について分かりやすく講義していただき、研修員からも多数の質問がなされていた。

## 11 その他

本研修では、各講義実施後に研修員相互で議論する時間を設けており、そうした時間を使って、どのようにすれば新倒産法が根付くかについて活発な議論を行った。





【国際会議場での講義風景（杉本准教授）】

### 第3 おわりに

本研修は、以上のとおり充実したものとなったが、これも関係者の皆様の御協力及び御尽力のおかげであり、改めて、清水弁護士、多比羅弁護士、園尾弁護士、杉本准教授、小松弁護士、野村弁護士、藤本教授、南弁護士を始めとする西村あさひ法律事務所の皆様、温かく研修員を迎えてくださった奈良地方裁判所の皆様に心から御礼を申し上げたい。

また、本研修が実施できたのも、現地において倒産法制に関して地道な活動を続けてこられた小松健太長期派遣専門家のおかげであり、この場をお借りして敬意を表したい。

今後も、ミャンマーに根付く新倒産法制定に向け、ミャンマーの関係者の皆様に寄り添いながら、最大限の協力を続けていく所存である。

## ミャンマー法整備支援プロジェクト第9回本邦研修 研修員

1	ウイン ウィン
	<b>Mr. Win Win</b> Minbu Township Constituency, Magway Division, NLD, Member of Judicial and Legal Affairs Committee, Pyithu Hluttaw 連邦議会（下院）議員（NLD 党員、マグウェ地方ミンブ選挙区代表、司法・法務委員会委員）
2	サン ミン
	<b>Mr. San Myint</b> Yekyi Township Constituency, Ayeyarwady Division, NLD, Chairman of Committee E on People's Denunciations, Member of Bill Committee, Amyotha Hluttaw 連邦議会（上院）議員（NLD 党員、エーヤワディ地方エーチ選挙区代表、人民弾劾E委員会委員長・予算委員会委員）
3	エイ エイ ティン
	<b>Ms. Aye Aye Thein</b> Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 部長
4	ティ マー ニウエ
	<b>Ms. Thi Mar Nwe</b> Deputy Director, Criminal Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 刑事局 副部長
5	ティン ティン モー
	<b>Ms. Tint Tint Maw</b> Assistant Director, The Office of the Supreme Court of the Union, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 事務局 部長補佐
6	ティン ティン ティ
	<b>Ms. Tint Tint Htay</b> Assistant Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 部長補佐
7	ティダ ニウエ
	<b>Ms. Thida Nwe</b> Assistant Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 部長補佐
8	ウイン ミン トウン
	<b>Mr. Win Min Htun</b> Staff Officer, Office of the Union Chief Justice, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 長官室付判事
9	エイ ミヤ ミヤ チョウ
	<b>Ms. Aye Mya Mya Kyaw</b> Deputy Director, Legislative Vetting Department, The Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査局 副部長
10	エイ ティン
	<b>Mr. Aye Thein</b> Deputy Director, Legislative Vetting Department, The Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査局 副部長
11	サイ チョー チョー
	<b>Mr. Sai Kyaw Kyaw</b> Deputy Director, Bank Supervision Department, Central Bank of Myanmar 中央銀行 銀行監督局 副部長
12	アウン チョー タン
	<b>Mr. Aung Kyaw Than</b> Assistant Director, Financial Institutions Regulation and Anti-Money Laundering Department, Central Bank of Myanmar 中央銀行 金融機関規制・反マネーロンダリング局 部長補佐
13	ティダ アウン
	<b>Ms. Thida Aung</b> Deputy Director, Directorate of Investment and Company Registration, Ministry of Planning and Finance 国家計画財務省 投資企業管理局 副部長
14	ヌウエニー ウィン
	<b>Ms. Nweni Win</b> Staff Officer, Directorate of Investment and Company Registration, Ministry of Planning and Finance 国家計画財務省 投資企業管理局 部付
15	ウイン ティン
	<b>Mr. Win Thin</b> Council Member, Myanmar Accountancy Council, Office of the Auditor General of the Union 連邦会計検査院 公認会計士委員会 委員
16	モー チョー
	<b>Mr. Moe Kyaw</b> Council Member, Myanmar Accountancy Council, Office of the Auditor General of the Union 連邦会計検査院 公認会計士委員会 委員

**【研修担当/Officials in charge】**

教官 / Professor 横山 栄作 (YOKOYAMA, Eisaku)

国際協力専門官 / Staff Officer 鎌田 真梨子 (KAMADA Mariko)

## 第9回ミャンマー本邦研修日程表

[ 担当教官: 横山教官 事務担当: 鎌田事務官 ]

月日	曜	9:30	14:00	備考	
2/26	日	12:30		17:00	
2/26	日	入国			
2/27	月	9:30~12:30 JICAオリエンテーション	14:00~14:45 国際協力部オリエンテーション 法務省赤れんが棟 共用会議室	15:00~17:00 発表「現行ミャンマー倒産法の課題を踏まえた新倒産法の提言」 法務省赤れんが棟 共用会議室	
2/28	火	9:30~12:30 講義「管財人業務と研修について」 ひいらぎ総合法律事務所 弁護士 清水靖博 法務省赤れんが棟 共用会議室	14:00~17:00 講義「管財人業務(特に任意売却)について」 ひいらぎ総合法律事務所 弁護士 多比羅誠 法務省赤れんが棟 共用会議室		
3/1	水	10:00~12:30 講義「ミャンマーにおける倒産手続の在り方」 西村あさひ法律事務所 弁護士 園尾隆司 法務省赤れんが棟 共用会議室	14:00~17:00 講義「ミャンマーにおける裁判官関与の在り方」 西村あさひ法律事務所 弁護士 園尾隆司 法務省赤れんが棟 共用会議室		
3/2	木	10:00~12:30 講義「ミャンマーにおける倒産法の実務と理論」 千葉大学大学院専門法務研究科 准教授 杉本和士 法務省赤れんが棟 共用会議室	14:00~17:00 講義「ミャンマーにおける倒産法の実務と理論」 千葉大学大学院専門法務研究科 准教授 杉本和士 法務省赤れんが棟 共用会議室		
3/3	金	10:00~12:30 講義「管財業務の流れと留意点」 西村あさひ法律事務所 弁護士 南 賢一 西村あさひ法律事務所	14:00~17:00 【意見交換】倒産法ドラフト改訂作業	法務省赤れんが棟 共用会議室	
3/4	土				
3/5	日	移動日【東京→大阪】			
3/6	月	10:00~12:30 講義「日本における管財人業務と管財人の適性」 小松法律特許事務所 全倒ネット理事 弁護士 小松陽一郎 法務総合研究所 大阪支所	14:00~17:00 講義「日本における管財人研修と研修時の留意点について」 なのはな法律事務所 弁護士 野村剛司 法務総合研究所 大阪支所		
3/7	火	10:00~12:00 【訪問】奈良地方裁判所 奈良地方裁判所	14:00~17:00 【意見交換】倒産法ドラフト改訂作業	大阪中之島合同庁舎 国際会議室	
3/8	水	9:30~12:00 講義「倒産手続における担保権の処理について」 大阪大学大学院高等司法研究科 教授 藤本利一 大阪中之島合同庁舎 国際会議室	部長主催意見交換会 ホテル阪神	14:00~17:00 講義「ミャンマーにおける倒産法の実務と理論」 千葉大学大学院専門法務研究科 准教授 杉本和士 大阪中之島合同庁舎 国際会議室	
3/9	木	10:00~12:30 講義「ミャンマーにおける倒産法の実務と理論」 千葉大学大学院専門法務研究科 准教授 杉本和士 大阪中之島合同庁舎 国際会議室	14:00~17:00 【意見交換】倒産法ドラフト改訂作業	大阪中之島合同庁舎 国際会議室	
3/10	金	10:00~12:30 ミャンマー側発表・意見交換 大阪中之島合同庁舎 国際会議室	12:45~13:15 評価会・修了式	大阪中之島合同庁舎 国際会議室	
3/11	土	帰国			

## 第4回インドネシア法整備支援本邦研修

国際協力部教官

石田正範

### 第1 はじめに

法務省は、インドネシアにおける法整備支援活動として、平成27年12月に独立行政法人国際協力機構（JICA）により開始された、同国最高裁判所、同国法務人権省法規総局<sup>1</sup>（以下「法規総局」という。）及び同省知的財産総局<sup>2</sup>（以下「知財総局」という。）を実施機関とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）<sup>3</sup>に全面的に協力しており、当省から本プロジェクトの実施のために、検事2名（うち1名は知的財産高等裁判所での勤務経験のある裁判官出身）をインドネシアへ長期派遣するなどしている。

本プロジェクトにおいては、平成28年7月に、東京において、インドネシア最高裁判所、法規総局及び知財総局の関係者合計21名を対象とした第1回本邦研修<sup>4</sup>を実施したのを皮切りに、同年10月から11月にかけて、東京において、同最高裁判所関係者13名及び法規総局関係者9名を対象とした第2回本邦研修<sup>5</sup>及び第3回本邦研修<sup>6</sup>を各実施したところであるが、それらに引き続き、今般、平成29年2月13日（月）から同月21日（火）の間、東京において、法規総局職員及び憲法学等研究者16名を対象として、第4回本邦研修を実施した。

インドネシアは、人口約2億4000万人の大国であり、約1万3400個の島、約300の民族、約700の言語を抱えており、その多様性や歴史的経緯ゆえに、中央及び地方の各機関が制定する各種法令が多数存在し、かつその内容も法令相互に矛盾していたり、不明確な改正方法等に起因して、現行の法令・条項がどれかということも分かりにくかったりする状況にあり、かかる法令間の不整合、法令の不透明さは、インドネシアへの投資誘致の妨げとなっているといわれている。

また、インドネシアでは、その多様性や政治的経緯も相まって、地方自治が非常に進んだ国家であるが、その副次的作用とでもいえるべきか、中央法令と整合しない地方条例

---

<sup>1</sup> 我が国の内閣法制局等に相当する組織である。

<sup>2</sup> 我が国の特許庁等に相当する組織である。

<sup>3</sup> 本プロジェクトのプロジェクト期間は、平成27年12月から平成32年12月までの5年間を予定している。本プロジェクトの詳細は、ICD NEWS 第67号（2016年6月）51ページ「[インドネシア] インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」を参照されたい。

<sup>4</sup> 第1回本邦研修の詳細については、ICD NEWS 第69号（2016年12月号）153ページ「[インドネシア] 第1回本邦研修（知的財産権の保護）」を参照されたい。

<sup>5</sup> 第2回本邦研修の詳細については、ICD NEWS 第70号（2017年3月号）140ページ「[インドネシア] 第2回本邦研修（知的財産事件に関する裁判官の事件処理能力の強化等）」を参照されたい。

<sup>6</sup> 第3回本邦研修の詳細については、ICD NEWS 第70号（2017年3月号）146ページ「[インドネシア] 第3回本邦研修（日本の立法過程について）」を参照されたい。

が多数存在しており、これも投資誘致を妨げるものとして大きな問題となっている。ジョコ・ウィドド大統領もこの点については大きな問題意識を持っているとされており、2016年7月には、同大統領の意向を受けた内務大臣が、法律上の権限規定<sup>7</sup>に基づき約3200の地方条例等を廃止する措置を取ったが、その後、憲法裁判所において同規定自体を違憲とする判決が下されるなど、なお混沌とした状況にある<sup>8</sup>。

それらの状況の中、現在、インドネシアでは、法令間の整合性を高めるための諸施策が進められており、その一環として、法規総局が、インドネシアの立法手続、法体系等を規定した2011年第12号法律（以下「12号法律」という。）の改正に向けた作業を進めている。そして、そこでは、現在は「任意的」とされている法務人権省の支局に所属する法令起草担当者（ドラフター）の地方条例制定過程への関与を、「義務的」にする方向での改正が志向されており、それらの事情を背景として、インドネシア側においては海外の地方自治に対する関心が非常に強い。

そのため、本研修では、かかる方向での12号法律の改正作業に資するように、日本の地方自治制度を中心としたカリキュラムを組むこととした。

また、現在インドネシアでは対外的にも公開された法規総局が管理する法令データベースは存在しているものの、その機能、更新状況は必ずしも十分ではないとされ、そのことが法案作成・審査時の作業の非効率化や外国人投資家等にとってのインドネシア法令の不透明さの一因となっている可能性もあるところ、法規総局から同システムの改善に関する日本側の知見の提供も求められていたため、本研修ではかかる点についても知見を提供することとした。

## 第2 本研修の概要

### 1 訪問・講義

#### (1) 名古屋大学大学院法学研究科愛敬浩二教授

名古屋大学大学院を訪問し、その施設を見学するとともに、憲法学、比較憲法学等を御専門とされている同大学大学院法学研究科の愛敬浩二教授に、日本国憲法における地方自治の位置付け等について講義をしていただいた。

研修員も、日本とインドネシアの実務上の各制度の違いは、それぞれの憲法上における地方自治の位置付けの違いに起因するとの認識を有しており、講義を熱心に聞き、活発な質問が出されていた。

#### (2) 京都大学大学院総合生存学館（思修館）大石眞教授

京都大学大学院を訪問し、その施設を見学するとともに、憲法学、議会法等を御専門とされている同大学大学院総合生存学館思修館の大石眞教授に、日本における法律と条例の関係等について講義をしていただいた。

<sup>7</sup> 地方政府に関する2014年法律第23号251条2項、同条3項

<sup>8</sup> 廃止された地方条例の効力については、現段階では不明である。



研修員は、インドネシアでも条例は法律の範囲内でしか制定することはできないとされているにもかかわらず前記の問題が生じているのに対し、日本ではかかる問題がさほど生じていない理由について、強く興味を持った様子で、かかる観点からの質問が多く出されていた。

(3) 当部講義

当職から、研修員に日本の立法過程の全体像を把握してもらうために、日本の立法過程、法令体系、地方条例に対する司法審査等の概要について、講義を実施した。

(4) 総務省

総務省自治行政局行政課地方議会企画官から、実務家の視点から、日本の地方行政制度について講義をしていただいた。

とりわけ法規総局職員の研修員は、実務家からの講義に興味を持ったようで、制度の細部等についても活発な質問が多く出された。

(5) 堺市役所

堺市役所を訪問し、竹山修身市長を表敬訪問したほか、法制文書課長に、実務家の視点から、地方行政制度、地方自治、法律と条例の関係、立法過程等について講義をしていただいた。

研修員は、大規模市の首長を表敬訪問できたことに非常に喜んでいた上、地方条例の制定過程は研修員の関心事項の中心であったことから、講義では活発な質問がなされていた。



(6) 大江橋法律事務所

大江橋法律事務所を訪問し、インドネシア関係の取引への関与経験が豊富な同事務所の小林和弘弁護士から、投資家サイドから見たインドネシア法令の問題点等について講義をしていただいた。

外国人から自国の法令の問題点等を正面から指摘されることは必ずしも愉快的なことではないと思われるが、研修員は小林弁護士の指摘を素直に聞いており、その一方で、研修員が反論すべきと考える点は懸命に反論をしており、非常に濃密かつ活

発な講義となった。

#### (7) 新日本法規出版株式会社

法律情報サイト「e-hoki」を提供している新日本法規出版株式会社を訪問し、同社が作成、管理している法令データベースシステムの概要、作成状況等について、デモンストレーションを受けながら講義を受けた。

研修員は、同社が提供している情報には、法令の条項のみならず、改正作業状況や研究者の論文等の多様なものが含まれていることに強く興味を持った様子であった。



#### 2 インドネシア側発表

インドネシア側研修員を代表して、ジュンベル大学のバユ・デュウィ・アン講師から、12号法律の改正に関し、改正予定の詳細、作業状況、現在抱えている問題点等について発表を受け、それらについて質疑を実施した。

#### 3 意見交換

行政法を御専門とされる名古屋大学大学院法学研究科市橋克也教授及びインドネシア法を御専門とされている同大学大学院国際開発研究科の島田弦教授を交えて、研修



員と意見交換を実施した。

意見交換においては、研修員側から、比較法的視点から日本とインドネシアの地方自治制度について深い議論ができたほか、12号法律の改正に当たってのインドネシアにおける具体的な問題点が浮き彫りとなるなど、実りあるものとなった。

#### 4 その他

##### (1) 当部部长主催意見交換会兼昼食会

当部の阪井光平部部长主催の意見交換会兼昼食会を実施し、研修員と阪井部部长ら当部職員と研修員との間で率直な意見交換をするとともに、親睦を深めることができた。

##### (2) 懇談会

公益財団法人国際民商事法センター主催の懇談会が開催され、研修員と各講師を含む日本側関係者との間で一層の懇親が図られた。

### 第3 所感

本研修の研修員は、12号法律改正に直接関与している法規総局職員9名に加えて、同改正をアカデミックな立場から支援している憲法学等研究者7名も参加したが、研究者の参加が多かったこともあり、各講義においては、研修員からかなり深いレベルの質問が、時間が足りなくなるほどに熱心になされ、日程の全体を通じて、これまでの本邦研修以上に白熱した研修となったと思われる。

また、当部としても、研修員の発表や意見交換を通じて、第12号法律の改正状況の最新情報を得ることができ、有意義な研修となった。

なお、研修員それぞれの性格等に帰する部分も大きいとは思われ、またあくまで当職の個人的な感想ではあるが、研究者は、議論好きで、自分が疑問に思ったことはその場でかつ納得がいくまで質問をし、自分の意見もはっきりと言う傾向が強かったのに対し、法規総局職員は、まずは講師等の説明をしっかりと聞き、熱心にメモを取るなど少しでも多くの情報を吸収したいという姿勢を顕著に示し、発言には慎重な傾向があったように思われ、属性の違いに起因する姿勢の違いを垣間見ることができ、興味深かった。

本プロジェクトが開始された平成27年12月に当部と法規総局との付き合いが本格的に始まったが、本邦研修や現地出張等を通じて顔見知りの方々も増えていき、その関係は年々深くなってきていることが実感できる。今後も、その関係をより深めていき、本プロジェクトの目的を達成したい。

最後に、大変御多忙の中、講師をお引き受けいただいた先生方、多大な御協力をいただいた関係機関の皆様方に対し、この場を借りて改めて深く感謝申し上げたい。

インドネシア法整備支援第4回本邦研修日程表  
 【教官:石田教官、廣田教官 専門官:道藤専門官】

月 日	10:00 12:00	14:00 17:00	備考
2 / 日 12	入国		
2 / 月 13	9:30~11:00 JICAオリエンテーション 国際会議室	11:15~12:00 ICDオリエンテーション 国際会議室	13:30~16:45 インドネシア側発表(12号改正の進捗状況) インドネシア研修員代表 名古屋大学大学院国際開発研究科教授 島田弦 国際会議室
2 / 火 14	10:00~11:40 意見交換 名古屋大学大学院国際開発研究科教授 島田弦 国際会議室	11:55~12:55 部長主催意見交換会 国際会議室	13:30~16:00 講義「地方行政制度について」 総務省自治行政局行政課地方議会企画官 江口哲郎 国際会議室
2 / 水 15	10:00~11:30 講義「日本の立法過程等」 国際協力部教官 石田正範 国際会議室	11:30 記念撮影 国際会議室	15:00~17:20 講義「法律と条例の関係、内閣法制局の役割」 京都大学大学院総合生存学館「思修館」教授 大石真 京都大学(京都)
2 / 木 16	10:30~12:30 新日本法規株訪問(講義「法令データベースの概要・作成方法等」, 見学) 新日本法規株(名古屋)	14:30~16:30 講義「日本国憲法における地方自治の位置付け」 名古屋大学大学院法学研究科教授 愛敬浩二	16:30~17:00 意見交換 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 小畑郁 名古屋大学大学院法学研究科長 石井三記
2 / 金 17	10:00~12:30 意見交換(インドネシアにおける具体的事例を踏まえて) 名古屋大学理事・副総長、法学研究科教授 市橋克哉 名古屋大学大学院国際開発研究科教授 島田弦	14:00~15:00 施設見学(名古屋大学) 名古屋大学 名古屋大学大学院法学研究科教授 稲葉一将	
2 / 土 18			
2 / 日 19			
2 / 月 20	9:30~12:00 講義「投資家サイドから見たインドネシア法令の問題点」 大江橋法律事務所弁護士 小林和弘 大江橋法律事務所	13:30~17:30 堺市役所訪問(市議会見学, 講義「条例制定過程等」, 市長表敬, 議会等見学) 堺市役所	
2 / 火 21	統括質疑・意見交換 国際協力部教官 国際会議室	評価会・修了式 JICA担当者 国際会議室	
2 / 水 22	移動日		

## インドネシア法整備支援第4回本法研修・研修員名簿

1	ウイドド・エカチャヒアナ	45 歳
	Mr. Widodo Ekatjahjana 法務人権省法規総局長	
2	ヌルヤンティ・ウィディアストユティ	51 歳
	Ms. Nuryanti Widyastuti 法務人権省法規総局条例支援・起草者指導局長	
3	ユナン・ヒルミー	53 歳
	Mr. Yunan Hilmy 法務人権省法規総局整合性第二局長	
4	アジ・サメクト	55 歳
	Mr. FX. Adji Samekto ディポネゴロ大学教授	
5	サルディ・イスラ	48 歳
	Mr. Saldi Isra アンダラス大学教授	
6	ザイナル・アリフィン・モクタル・フサイン	38 歳
	Mr. Zainal Arifin Mochtar Husain ガジャマダ大学講師	
7	レフリ・ハルン	47 歳
	Mr. Refly Harun PT JASA MARGA (PERSERO) 代表監査役 (元国家官房長官特別アドバイザー)	
8	バユ・デュウィ・アングノ	34 歳
	Mr. Bayu Dwi Anggono ジェンベル大学講師	
9	フェリ・アムサリ	36 歳
	Mr. Feri Amsari アンダラス大学講師	
10	トリ・ワヒユ・ニンシ・マスダール	44 歳
	Ms. Tri Wahyu Ningsih Masdar 法務人権省法規総局事務局協力課長	
11	アレクサンダー・パルティ・ハロモアン	43 歳
	Mr. Alexander Palti Halomoan 法務人権省法規総局起草局大統領令案・法務人権大臣令案起草課長	
12	チャヒヤニ・スリアンダリ	43 歳
	Ms. Cahyani Suryandari 法務人権省法規総局起草局法案・法律代替政令案・政令案起草課長	
13	ウオロ・ウィジャヤンティ	45 歳
	Ms. Woro Wijayanti 法務人権省ジャカルタ特別州地方事務所法令公布課長	
14	フィキ・ナナ・カニア	43 歳
	Ms. Fiqi Nana Kania 法務人権省法規総局整合性第一局法務人権課長	
15	アンディ・サブトゥラ	35 歳
	Mr. Andi Saputra 憲法・パンチャシラ研究センター研究員	
16	ヘンドラ・クルニア・プトラ	29 歳
	Mr. Hendra Kurnia Putra 法務人権省法規総局起草担当者	

## 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 石田正範 (Ishida Masanori), 廣田 桂 (Hirota Kei)  
国際協力専門官 / Administrative Staff 遠藤裕貴 (Endo Yuki)



# 東ティモール共同法制研究

国際協力部教官

大西宏道

## 第1 はじめに

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）は、平成14年（2002年）の独立回復後、諸外国（ポルトガル等）、国際機関（国連開発計画（UNDP）等）等の支援を受けながら国づくりを進めており、現在、「東ティモール司法セクター戦略プラン 2011-2030」等に基づき、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等に取り組んでいる。

しかしながら、いまだ、制度の基盤、人材、情報、経験等が不足しており、外国人アドバイザーの支援による立法作業、外国人専門家の講義による法曹人材育成、諸外国及び国際機関の支援を受けた訴訟手続等、諸外国、国際機関等による支援に、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等の大部分を委ねている状況にある。

我が国としても、平成21年（2009年）度から、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組み又は当部の独自支援により、東ティモールに対する法制度整備支援を行ってきた。支援内容としては、東ティモール司法省国家法律諮問立法局（DNAJL）の幹部職員等を対象とし、東ティモールの優先度及び要望を踏まえた具体的な法律案の起草支援を行いながら、司法省の法案起草能力の向上を目指すものであり、逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取締法、調停法等を採り上げてきた。その結果として、起草の対象とした法令の一部が成立するとともに、司法省において、立法手続に係る基本的知識が習得され、具体的な法案起草に役立てられるなど、支援の成果は着実に上がっている。

平成26年（2014年）度からは、当部の独自支援として、少年法、国際法、調停法、国籍法等を採り上げ、共同法制研究、現地セミナー等を行ってきた。

## 第2 趣旨

現在も、当部による支援が継続され、平成28年（2016年）8月の現地出張においては、東ティモール司法大臣を含む司法省幹部らから、引き続き我が国の支援を実施してほしい旨の要望が示された。今回、具体的には、市民登録法及び婚姻・家族法に係る民法を題材とした共同法制研究を実施してほしい旨の要望が示された。

これまで継続的に行ってきた支援に一定の成果が上がりつつある中で、東ティモール側から引き続き支援を実施してほしい旨の要望が示されていることに加え、市民登録法及び婚姻・家族法に係る民法が、国家の基盤に当たる重要な法制度であり、国際機関等からも、東ティモール政府に対し、その整備が要請されている一方、我が国でも、婚姻・家族法について議論及び法改正が行われていることから、我が国の議論及び法改正の状況を研究することは有意義であると思われる。

したがって、東ティモール司法省の要望に応じることとし、同時に、東ティモールの法令及び司法制度の状況を把握し、今後の支援を更に効率的かつ効果的なものにするため、

本共同法制研究を実施することとした。

本共同法制研究は、平成29年（2017年）2月27日から同年3月3日までの間、東ティモール司法省職員5名を我が国に招へいし、東ティモールにおける喫緊の立法課題である市民登録法案及び婚姻・家族法に係る民法改正に関し、我が国における関連する法制度に関する講義、関係機関に対する訪問及び見学、意見交換等を行うことにより、東ティモールの法案起草能力の向上を図るとともに、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集するものである。

以下、本共同法制研究の概要を簡単に報告する。

### 第3 概要

#### 1 日本側専門家による講義

##### (1) 「戸籍法実務概論」

法務省民事局民事第一課前野政彦補佐官から、質疑応答形式により、我が国における戸籍の制度、実務等の内容について、戸籍簿の形式、届出の方式、事務管掌者等の東ティモール側研究員の関心事項を中心として、講義を受けた。

##### (2) 「婚姻・家族法における最近の動向及び比較法的な観点からの戸籍法の理論」

創価大学法学部南方暁教授から、我が国の民法における再婚禁止期間、婚姻年齢、離婚及び財産処理、事実婚、戸籍簿の形式並びに性的マイノリティに係る議論について、講義を受けた。

#### 2 訪問・見学

##### (1) 大阪家庭裁判所

大阪家庭裁判所を訪問し、家事部裁判官から、家事調停の手續について、少年部裁判官及び書記官から、少年事件の手續及び裁判官が留意することについて、家庭裁判所調査官から、家庭裁判所調査官の業務について、説明を受けるとともに、家事調停室、面接室、少年審判廷等を見学した。

##### (2) 大阪法務局

大阪法務局を訪問し、同局長を表敬し、執務室を見学するとともに、同局民事行政部戸籍課長から、我が国の戸籍制度の概要について、説明を受けた。

##### (3) 堺市

堺市役所を訪問し、竹山修身市長を表敬するとともに、堺市市民人権局市民生活部戸籍住民課課長補佐から、我が国の住民の登録制度について、戸籍制度及び住民基本台帳制度の関連の観点から、届出、証明及び行政としての情報活用、区役所の業務、システム、問題点、改正要望の仕組み等を題材として、説明を受けた上、堺区役所市民課の戸籍及び住民登録の窓口を見学した。

##### (4) 司法研修所

司法研修所を訪問し、司法研修所長を表敬し、図書室、教室、法廷教室等を見学するとともに、同所教官及び所付から、司法修習及び裁判官研修の概要について、説明を受けた。

### 3 意見交換

東ティモール側研究員から、現在、東ティモール司法省において検討している法令、東ティモールにおける立法課題、司法改革委員会の概要等について、説明を受け、当部教官らと意見交換を行った。

### 第4 おわりに

本共同法制研究において、東ティモールの市民登録法及び民法を所管する司法省職員である研究員は、我が国の戸籍法及び婚姻・家族法に関する講義、家庭裁判所、法務局及び市役所の関係機関に対する訪問及び見学、意見交換等を行うことにより、法制度の具体的な仕組みについて知見を得て、法案起草及び制度運用能力の向上が図られるとともに、我が国も、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができ、有意義なものとなった。

研究員は、特に、我が国の戸籍制度について、家族を単位とする戸籍簿の編成、離婚に関する登録、住民登録との連携、市民登録を促す仕組み等に関心を有し、東ティモールにおける市民登録制度の構築に当たって参考としていた。

市民登録制度は、国家の要素である国民の身分関係を把握する国家の基盤に当たる重要な法制度であることから、その検討に当たって、我が国の戸籍制度を参考としてもらえることは、我が国にとっても有意義なことである。

また、婚姻・家族法に係る民法は、国民の身分関係に係る根本規範である。婚姻・家族法については、当該国家における社会、伝統、文化、習慣、歴史等を基礎とする部分が大きいため、我が国における議論がそのまま通用するものではないが、我が国においても、婚姻・家族法に係る議論及び法改正が行われており、さまざまな観点から我が国の状況を研究することは、東ティモールにとって参考になったと思われる。

さらに、東ティモールにおいて創設を検討している家庭裁判所及び我が国と類似する側面を有する司法研修所について、それぞれ、我が国における機関を訪問及び見学し、意見交換することも、東ティモールにとって参考になったと思われる。

今回は、我が国国内で行われる共同法制研究において、初めて、東ティモールの公用語であるテトゥン語の日本人通訳により、大阪の日程を実施した。国内における日テトゥン語の通訳は、特に司法分野において、人材が限られているため、引き続き、さまざまな機会をとらえ、国内の体制を充実化してまいりたい。

全体を通じて、短い期間ではあったが、内容は充実し、研究員の評価も高く、東ティモール司法省の法案起草能力の向上が図られ、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができることから、有意義な共同法制研究であった。

最後に、御多忙の中、本共同法制研究に協力していただいた南方教授、前野補佐官、各訪問先関係者の方々、通訳の大坂智美氏及び呼子紀子氏その他関係者の皆様に、この場を借りて感謝申し上げたい。

## 平成28年度東ティモール共同法制研究 研究員

ネリन्ह・ヴィタル 1 Mr. Nelinho Vital 司法省国家法律諮問立法局長
ヴィクトル・ダ・コスタ・ネト 2 Mr. Victor da Costa Neto 司法省市民登録公証局長
フラヴィアノ・モニス・レアオ 3 Mr. Flaviano Moniz Leao 司法省人権市民権局長
ドミンガス・カスタネイラ 4 Ms. Domingas Castanheira 司法省法律研修所国際協力部長
アシス・ドス・サントス 5 Mr. Assis dos Santos 司法省リーガルアドバイザー

### 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 大西 宏道 (ONISHI Hiromichi) , 教官 / Professor 湯川 亮 (YUKAWA Ryo)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 井倉 美那子 (INOKURA Minako)

## 平成28年度東ティモール共同法制研究日程

[担当教官: 大西教官, 湯川教官 担当専門官: 井倉専門官]

月日	曜日	10:00	12:30	14:00	17:00	備考	
2	土	【移動】 (MI295 デイリ15:25発—シンガポール18:10着)					
25							
2	日	【入国】 (SQ618 シンガポール01:25発—関空9:00着)					
26							
2	月	10:00	12:00	12:15	13:30	14:30	17:00
27		【オリエンテーション】 国際会議室		【写真撮影】 【部長主催意見交換会】		【訪問】 大阪家庭裁判所	
2	火	10:00	12:00	14:15	17:15		
28		【訪問】 大阪法務局民事行政部戸籍課 大阪法務局		【訪問】 堺市長表敬 堺市市民人権局市民生活部戸籍住民課, 堺区役所市民課 堺市役所, 堺区役所			
3	水	【移動】 (新大阪発—東京着)		15:00	16:40		
1				【訪問】 司法研修所		司法研修所	
3	木	10:00	12:30	14:00	17:00		
2		【講義】 戸籍法実務概論 法務省民事局民事第一課前野政彦補佐官 第三教室		【講義】 婚姻・家族法における最近の動向及び比較法的な観点からの戸籍法の理論 南方暁創価大学教授 第三教室			
3	金	10:00	12:30	13:30	14:00	14:30	17:00
3		【意見交換】 東ティモール側研究員からの発表及び意見交換 南方暁教授, 国際協力部教官 第三教室		民事局長表敬	法務総合研究所長表敬	【資料整理】 第三教室	【出国】 (SQ635 羽田22:50発—シンガポール05:25着)
3	土	【移動】 (MI296 シンガポール09:25発—デイリ14:20着)					
4							



# ベトナム現地セミナー（財産登記法）

国際協力部教官

松尾 宣宏

## 第1 現地セミナー開催の経緯

ベトナムにおいては、現在、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を実施中であるところ、同プロジェクトの成果には、「ビジネス関連法令について、法令間の不整合や多義的・不明確な規定の存在を抑制・是正し、法令の適切な理解と統一的な運用のために、司法省と首相府における法令の審査能力の強化」及び「民事紛争解決に資する実体法及び手続法の起草支援、刑事手続法の起草支援、法令の適切な理解に基づく統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力向上」がある。

現時点では、ベトナムには、様々な法律に基づいて、様々な財産登録制度が混在している状態にあるところ、このような状況下、ベトナム司法省は、不動産、動産その他財産に関する権利を広く公示の対象とする、統一的な財産登記法の制定を検討している。

かかる財産登記法の制定は、2017年1月1日施行の2015年改正ベトナム民法典に定められた、不動産に関する所有権その他の権利は民法典その他財産登記に関する法令の規定に基づき登記される<sup>1</sup>（同民法106条1項）旨の規定の要請に沿うというだけでなく、様々な分野の財産をカバーする統一的な登録制度の構築を試みるという点で、上記成果の「法令の適切な理解と統一的な運用」に向けた活動として、最適なものである。

財産登記法については、2016年9月、ベトナム司法省職員らを対象とした第54回本邦研修<sup>2</sup>を実施し、また、同年11月に現地調査を行ったところであるが、これらに加え、ベトナム司法省職員だけでなく、広い範囲の政府の関係機関に対し、日本の不動産登記制度の経験や知見を共有することにより、財産登記法の制定の意義について理解を深めてもらうため、財産登記に関するセミナーを実施することとした。

## 第2 現地セミナーの詳細

### 1 日時・場所

2017年2月9日 午前8時30分から

パンパシフィックホテル（ベトナム・ハノイ市）

### 2 プログラム

#### (1) 講演「日本の不動産登記の構築と経済発展」

新井克美 氏（都城市代表監査委員，元横浜地方法務局長）

#### (2) 講演「財産の登記はどのようにあるべきか」

<sup>1</sup> ベトナム2015年改正民法と財産登記の関係については、松尾弘教授の論稿（ICD NEWS 第69号74ページ以下）に詳しい。

<sup>2</sup> 本邦研修の様子については、ICD NEWS 第69号134ページ以下に詳しい。

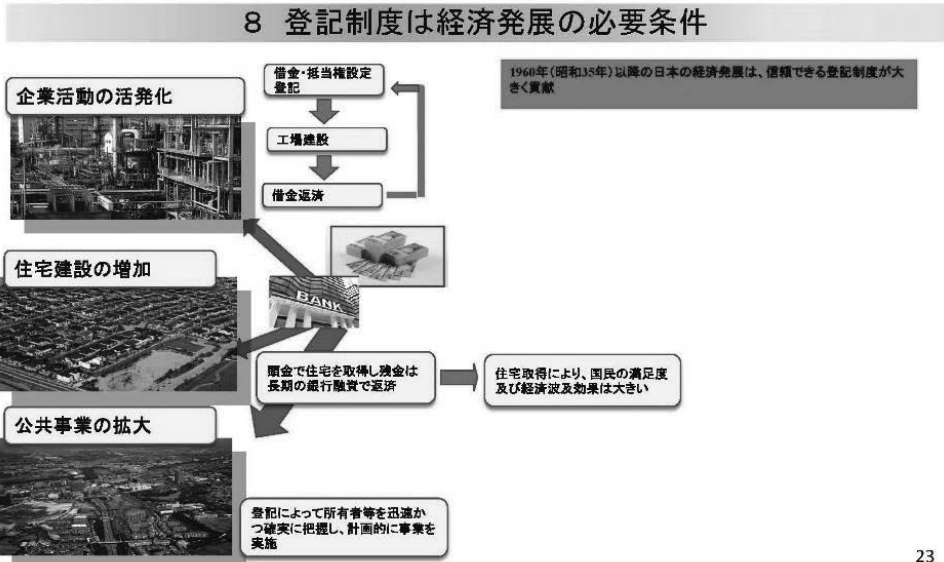
松尾弘 氏（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

(3) 意見交換（ベトナムにおける財産登記に関する法令の制定等に当たっての検討事項等について）

3 本セミナーの講演の概要等

(1) まず、講師の新井氏から、日本の不動産登記制度の歴史や、不動産登記制度が日本の社会・経済発展にどのように寄与してきたかについて、説明がなされた。

新井氏の説明は、権利内容の公示の明確性等、日本の不動産登記の利点に言及しながら、その経済発展に果たす役割についてもカバーするものであり、ベトナム側参加者は、皆真剣に聞き入っていた。



【新井氏の講演スライドから抜粋】



【新井氏による講演の様子】

(2) また、松尾教授からは、「財産の登記はどのようにあるべきか」と題して、財産登記の制度を整備することの利点、ベトナムで財産登記を整備する場合、どのような事項を登記すべきかなどについて、問題提起を含んだ講演がなされた。

松尾教授は、ベトナム 2015 年改正民法典の起草支援にも関与しており、民法との接続性を意識された講演は、参加者にとって、非常に興味深いものようであった。

<p>問 1 財産の登記とは何か          問 2 なぜ登記すべきか          問 3 何を登記すべきか          問 4 登記の効果は何か          問 5 登記制度の理想は何か          問 6 どのような財産を登記すべきか          問 7 登記法は何を規定すべきか          問 8 登記をどのように公開すべきか</p>	<p>問 7 登記法は何を          どのように規定すべきか</p> <p>(1) 登記法と民法の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法は①誰が、②どのような財産に対し、③どのような権利が存在するか(①権利の主体、②権利の客体、③権利の内容・変動)について定めるための実体法</li> <li>・登記法はそのような権利の存在と変動をすぐに確かめ、証明することを容易にするための手続法</li> <li>・登記の効果は民法に規定される</li> </ul>
<p>問 2 なぜ登記すべきか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産登記のメリットは何か</li> <li>(1) 国家にとってのメリット             <ul style="list-style-type: none"> <li>①国家における財産の把握</li> <li>②財産の利用計画の策定</li> <li>③財産の有効利用の促進</li> <li>④租税の徴収</li> <li>⑤国民所得の向上、<b>国富の最大化</b></li> </ul> </li> </ul>	<p>(2) 市民にとってのメリット</p> <p>所有権の登記、担保権の登記、利用権の登記、…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①権利の証明を容易にする</li> <li>②安全・確実な権利取得</li> <li>③財産の有効活用</li> <li>④<b>財産価値の最大化</b></li> </ul>

【松尾教授の講演スライドから抜粋】

### 3 質疑応答及び意見交換

その後、会場の参加者から広く質疑や意見を述べる機会が設けられた。

会場には、司法省だけでなく、住宅に関する政策を所管するベトナム建設省や、土

地の登録制度を所管するベトナム天然資源環境省の職員，銀行職員，法学の研究者等，様々な機関から参加者が来ており，質疑や意見具申も様々な角度から行われた。

### 第3 終わりに

今回，参加者は140名程度に及び，こちらの予想よりも多くの参加者が来場したことから，このトピックに関するベトナム側の関心の高さがうかがわれた。

今後，財産登記法制定に向けた支援は本格化することとなるが，今回盛況に終わった現地セミナーの熱が冷めないうちに，当部としてもJICA等関係機関と連携・協調し，効果的な支援活動を継続していく所存である。



# カンボジア現地セミナー

国際協力部教官<sup>1</sup>

湯川 亮

## 第1 はじめに

①2017年1月9日、10日、②同年2月20日、21日のそれぞれ2日間にわたり、カンボジア王国の首都プノンペンにあるプノンペン・ホテルにおいて、同国の民法及び民事訴訟法<sup>2</sup>に関連するテーマについての現地セミナーをそれぞれ実施した（以下、①日程のセミナーを「1月セミナー」、②日程のセミナーを「2月セミナー」という。）。

## 第2 各セミナーの内容

### 1 参加者<sup>3</sup>（1月セミナー・2月セミナー共通）

アン・ボン・ワッタナ（Ang Vong Vathana）司法大臣  
チャン・ソティアビ（Chan Sotheavy）司法省<sup>4</sup>次官  
チョロン・プロロン（Chhorn Proloeng）R A J P<sup>5</sup>学院長  
スオン・ヴィサル（Suon Visal）B A K C<sup>6</sup>会長  
ルイ・チャンナ（Luy Channa）R U L E<sup>7</sup>学長  
裁判官，弁護士，司法省職員 等

### 2 日程（1月セミナー・2月セミナー共通）

1日目	8:30	開会式 カンボジア国歌斉唱 J I C A代表者挨拶 司法大臣挨拶
	9:30	講義，質疑応答
	13:30	講義，質疑応答
	15:30	講義，質疑応答

<sup>1</sup> 執筆当時。現高松地方裁判所判事補。

<sup>2</sup> 民法及び民事訴訟法の条文は、当部ホームページにも掲載。実質的な内容は、日本の民法及び民事訴訟法と類似。現在、カンボジアの実務では、民法・民事訴訟法の規定にそぐわない運用がなされている事例も散見されることから、各セミナーのテーマとして取り上げることになった。

<sup>3</sup> セミナー参加者は、各日約180ないし200余名（日本側除く）。日本側の出席者は、J I C A長期派遣専門家、プロジェクト・オフィスのスタッフ、通訳人、当部教官等。なお、司法大臣、R A J P学院長、弁護士会長及びR U L E学長は、所用のため、開会式のみ出席。司法省次官は、開会式と閉会式に出席。

<sup>4</sup> M O J : Ministry of Justice（司法省）

<sup>5</sup> R A J P : Royal Academy for Judicial Professions（王立司法学院）

<sup>6</sup> B A K C : Bar Association of the Kingdom of Cambodia（カンボジア弁護士会）

<sup>7</sup> R U L E : Royal University of Law and Economics（王立法律経済大学）



2日目	8:30	講義, 質疑応答
	10:30	講義, 質疑応答
	13:30	講義, 質疑応答
	15:30	講義, 質疑応答
	16:30	閉会式 司法省次官挨拶

### 3 講義内容

#### (1) 1月セミナー

「民事実務上の諸問題<sup>8</sup>」と題し、カンボジアの民事実務において実際に問題となっている2つのテーマを取り上げ、事例形式等で紹介しながら説明した。具体的なテーマは、①契約の取消しと無効と②再審である。

それぞれの説明の中では、基本的な法律概念や手続の流れを確認するとともに、具体的な事例に則して、実務上の留意点を指摘し、問題解決のための考え方を提示するなどした。また、取消しの意思表示の方法や再審手続の濫用禁止等、「メッセージ性」を意識して説明した。



【講義風景①】



【講義風景② (内山淳教官)】

<sup>8</sup> これに先立ち、2016年8月11日から12日まで、「民事実務上の諸問題」と題する現地セミナーを実施した。詳細は、内山淳「カンボジア現地セミナー（民事実務上の諸問題）」ICD NEWS 第69号141頁以下参照。



【講義風景③（東尾和幸教官）】



【会場の様子】

(2) 2月セミナー

「強制執行（不動産の強制売却）」と題し、特に不動産の強制売却手続を取り上げ、手続の一連の流れについて事例形式等で紹介しながら説明した。ここでは、制度等の抽象的な説明は手続の流れを理解するための必要に応じて最小限にとどめ、申立て方法の詳細や最低売却価額の定め方等、実務的な観点を意識して説明した。



【開会式】



【講義風景①（東尾和幸教官）】



【講義風景②（湯川）】



【会場の様子】

### 第3 おわりに

1月セミナーでは、個々の法令や法制度をテーマとして取り上げて体系的な説明を行うのではなく、カンボジアの実務で現実に問題となっているテーマを取り上げた。また、2月セミナーでは、制度全体を踏まえながらも、最も多くの利用が見込まれる典型例について、特に実務的な点を重視して手続の流れを紹介する方式で行った。いずれも、実務上の問題を中心としながら、民法・民事訴訟法の基本的な理解も再確認できるように工夫したところである。このようなテーマ設定や構成は、現地派遣専門家によって汲み上げられた

カンボジア側からの要望を踏まえたものであり、閉会式での司法省次官のコメント等によると、いずれのセミナーも概ね好評だったことがうかがわれる。

2月セミナーは現行プロジェクトにおける最後の現地セミナーとなった。当職は都合4回のセミナーに関与したが、質疑応答の際に個別の案件について長々と質問をする参加者が少なくなかった当初に比べ、今回のいずれのセミナーでも、そのような個別の案件に関する質問はほとんどなく、逆に、多くの参加者の利益になるような一般的で的確な質問が多かったように感じる。また、当初は、法令に従った運用がなされていないことに起因する不都合への対応方法に関する質問やコメントが多かったところ、このようなものもほとんどなくなった。これらは、現地派遣専門家の日頃の御尽力により、カンボジアの法律家において民法や民事訴訟法の普及が少しずつではあっても着実に進んでいることを物語っているように思われる。

カンボジアにおける法整備支援プロジェクトは、2017年4月より新しい局面を迎えるが、法律家の人材育成という重要で大きな柱は変わっておらず、当部としても引き続き、現地を全力でサポートしていく所存である。

最後に、各セミナーの開催に御尽力いただいた長期・短期派遣専門家を始めとするプロジェクト・オフィスの皆様、JICA関係者、通訳人の諏訪井さん、天川さん、その他多くの関係者各位に対し、改めて心からの御礼を申し上げたい。

ありがとうございました。



【2月セミナー・集合写真】

# インドネシア現地ワークショップ

国際協力部教官

東 尾 和 幸

## 第1 はじめに

平成29年(2017年)3月20日(月)及び同月21日(火)の両日、インドネシア共和国の首都ジャカルタにおいて、同国裁判官の知的財産事件に関する研修カリキュラムについてワークショップ(以下「本ワークショップ」という。)を開催した。

## 第2 ワークショップ開催の背景

1 JICA(独立行政法人国際協力機構)は、インドネシアにおいて、平成27年(2015年)12月、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を開始し、当部も全面的にこれに協力している。インドネシア最高裁判所は同プロジェクトにおける実施機関の一つであり、同プロジェクトにおいて、裁判官に対する知的財産研修カリキュラムや研修教材の作成、人材育成等の活動が実施されている。

2 本ワークショップにおいて取り上げたのは、インドネシア司法研修所が裁判官に対して実施する知的財産事件研修カリキュラムである。

インドネシアにおいて、知的財産に関する民事事件は商事裁判所の管轄に属する。同国の法律上、裁判官が商事裁判所において勤務するためには、所定の資格付与研修を受ける必要がある。本ワークショップにおいて検討したカリキュラムは、このような資格付与研修のためのものではなく、その前提となる、いわば初級の研修である。初級研修は、多くの裁判官が知的財産権に関する基礎的知識を獲得することを目的としており、初級研修を受講した者から優先的に上級の研修である資格付与研修を受講させる予定とのことである。

3 このような背景の下、インドネシア最高裁判所より、初級研修カリキュラムについて日本側の知見の提供を受けたいとの要望があり、アドバイザーグループ委員出席の下、ジャカルタにおいて本ワークショップを開催することとなった。

## 第3 本ワークショップの概要

1 日本側出席者

飯村敏明	アドバイザーグループ委員・弁護士(元知的財産高等裁判所所長)
林いづみ	アドバイザーグループ委員・弁護士
福井信雄	アドバイザーグループ委員・弁護士
間明宏充	JICA長期派遣専門家
長橋良浩	JICA長期派遣専門家



入江克典 JICA国際協力専門員・弁護士  
竹内麻衣子 JICA産業開発・公共政策部 法・司法チーム課長補佐  
廣田 桂 国際協力部教官  
東尾和幸 国際協力部教官  
岸田俊輔 国際協力専門官

## 2 インドネシア側出席者

インドネシア側からは、プロジェクトの責任者であるタクディル最高裁判所副長官や、研修を実施する司法研修所のアグス所長のほか、ワーキンググループメンバーら約10名が出席した。

## 3 内容

あらかじめインドネシア側からカリキュラム案が示されており、これに基づき議論をした。具体的には、総論、商標、特許、著作権、仮処分、営業秘密の順に、テーマごとに、インドネシア側の発表、日本側からのコメントという形で協議を進めた。

インドネシア側のコメントのうち主なものは次のとおり。

- ・ インドネシア裁判官の知的財産事件に関する知識は不十分であるので、この研修を通じて、多くの裁判官に基本的知識を身につけてもらいたい。
- ・ 司法研修所が教材を作成するわけではなく、司法研修所はガイドラインを作成し、各講師に提示するにとどまる。具体的な教材の作成は各講師に委ねられている。
- ・ インドネシアには、標準となるテキストや判例集は存在しない。裁判例についていえば、日本の裁判例も参考になると思われるので、ぜひインドネシア側に提供してもらいたい。その上で、判例集も作成したい。

日本側のコメントのうち主なものは次のとおり。

- ・ 全ての科目に同程度の時間が割り振られている。しかし、インドネシアの実情に応じ、商標や特許といった科目を重点的に扱うなどメリハリをつけるべきである。
- ・ 事例に基づき判決書を起案する科目があると有意義だと思われる。
- ・ 知的財産事件において損害の算定は非常に難しい問題である。日本には、損害額の推定に関する規定が存在する。カリキュラム案では損害論はあまり取り扱われていないが、しっかりと取り上げるべきである。
- ・ 各種侵害訴訟における典型的な攻撃防御の構造を教授することは有益である（日本における各種侵害訴訟での典型的な攻撃防御の構造を紹介）。



集合写真

### 第3 おわりに

- 1 今回取り上げたカリキュラム案は、インドネシア裁判官にとって、知的財産法を学ぶ入門編となるもので、同国における知的財産事件処理に与える影響は大きい。そのようなカリキュラム案に対し、アドバイザーグループ委員の意見を直接伝えるとともに、知的財産事件処理に関する日本の知見を提供することができたことは、非常に有意義であった。
- 2 本ワークショップにおいて、日本側の裁判例の提供、それを踏まえての判例集の作成といった今後の具体的な活動についての言及があった。判例集は、研修の教材としてはもちろん、事件処理に際しても有用な執務資料になると思われる。判例集の作成に向けた活動を進める必要がある。

また、効果的な研修とするためには、カリキュラムを策定するにとどまらず、適切な教材を作成する必要がある。現状では、司法研修所は、飽くまでも教材作成の前提となるガイドラインを作成するにとどまるとのことであるものの、引き続き、教材作成における協力の在り方を模索する必要があると思われる。

## 【海外出張】

### モンゴル現地調査

国際協力部教官

廣 田 桂

#### 第1 はじめに

平成29年3月2日から同月9日までの間、当職らはモンゴル国に赴き、現地調査を行った。

モンゴル国は、法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）においてインドネシア、ベトナム、ミャンマーに次いで重点国として挙げられているだけでなく、先般、我が国との間で経済連携協定（EPA）が発効するなど経済分野における協力にも期待が高まっており、我が国にとって非常に重要な国として位置づけられる。

また、モンゴル国では、調停法の制定と調停制度の全国的な普及・定着を目標としたJICA調停制度強化プロジェクト（以下「調停プロジェクト」という。）が実施されていた<sup>1</sup>ところ、調停プロジェクトは平成27年12月に終了し、その後、同国に対する我が国の法整備支援は実施されていない。

そこで、今後のモンゴル国への支援の在り方を検討するため、関係各機関を訪問し、関係者との協議等を通じて、同国の現状を把握すると共に、同国に対する法整備支援の要否やその内容等を調査することを目的として、本調査を実施したものである。

#### 第2 調査結果<sup>2</sup>

1 各訪問先において、当部の活動を紹介し、モンゴル国における司法制度の課題や日本に要請する支援等について聴取したところ、モンゴル国における各機関からは、我が国に対して、主に①民法改正・商法制定、②家庭裁判所設置に向けた裁判官、調停人、人間科学に関する専門家<sup>3</sup>の育成等の支援要請があった。

特に、②に関して、モンゴル国で、平成29年に家事事件専門部を設置したところ、同部は、調停プロジェクト中に行われた本邦研修において我が国の家庭裁判所を訪問したことをきっかけとして新設されたものであるなど、モンゴル国からの我が国への支援の要請は大きかった。

2 また、本出張では、関係各機関との協議の中で、モンゴル国において、主に投資環境に関して、頻繁な法令改正等があり、法的安定性に欠けること、法令に基づく実務の運用や手続面での透明性・一貫性に問題があることなどが挙げられ、同国における

---

<sup>1</sup> JICAの法整備支援プロジェクトの中でも最も成功したものの一つとして日本で評価されているところ、モンゴル国内でも司法制度の中で最も成功したものとして認識されていた。なお、調停プロジェクトに関しては、アドバイザーグループ委員等として当部も関与した。

<sup>2</sup> 日程表については別添のとおり。

<sup>3</sup> 日本の家庭裁判所調査官に相当するものと考えられる。

具体的な問題がある程度把握できた。



モンゴル国立大学での協議



モンゴル裁判所評議会での協議



家事事件専門部での集合写真

### 第3 おわりに

以上のとおり、本調査は、モンゴル国からの具体的な法整備支援の要請を把握できるなど、充実したものとなった。今後、要請のあった法整備支援の可否等について部内や関係機関と協議・検討していきたい。

最後に、本調査において、関係各機関へのアポ入れ等をしていただいた調停プロジェクト元 JICA 長期派遣専門家岡英男弁護士や通訳のツェンドオチル氏にこの場を借りて心より御礼を申し上げたい。また、本調査において当職らに随行し、本年4月に裁判官に復帰された湯川亮元当部教官（現高松地方裁判所裁判官）にもこの場を借りて御礼を申し上げたい。



## モンゴル現地調査 日程表

[教官：廣田，湯川 専門官：遠藤]

月 日	曜	10:00	12:00	14:00	17:00		
3 / 2	木	出国					
3 / 3	金	9:00～10:00 モンゴル弁護士会 ガンバートル会長等	10:30～12:30 モンゴル国立大学 法学部長，副学部長， アマルサナー私法学科長	13:30～14:30 モンゴル最高裁判所 ソニンバヤル民事部 長，ウングラハ判事	14:45～15:30 裁判所評議会 メンドサイハン事務 総長等	16:00～17:00 在モンゴル日本大使館 井上二等書記官	
3 / 4	土						
3 / 5	日						
3 / 6	月	9:15～10:00 モンゴル・アドボケイト弁護士法律 事務所 スフバートル弁護士，オヌー弁護士	10:15～11:45 モンゴル法務省 外交部長，バトボルド政 策実施担当部専門官ら	12:45～13:45 法曹協会 会長	14:00～14:45 JICAモンゴル事務所 所長，サイハナ所員	15:00～16:00 国立発展局（旧外国 投資局） ジャルガルサイハン 投資総合政策部長ら	16:30～17:30 憲法裁判所 ナランチメグ憲法裁 判所判事
3 / 7	火	9:00～10:00 調停人委員会 トンガラグ委員長	10:30～11:15 日系企業事務所 訪問 吉野所長	11:30～12:15 日系企業事務所訪問 廣瀬所長	14:00～14:50 モンゴル商工会議所 オエンチメグCEO	15:00～16:00 国立国際仲裁センター グンジダグバ事務局長	
3 / 8	水	9:00～11:00 講義「法学教育と法実務」 廣田教官，湯川教官，遠藤専門官 名古屋大学日本法教育研究センター			12:30～14:00 モンゴルの法事情について 山本哲史特任講師 名古屋大学日本法教育研究センター		
3 / 9	木	帰国					

## 【講義・講演】

2017年2月から同年4月の期間中、法務総合研究所国際協力部の教官等が行った講義・講演は以下のとおりです。

### 記

- 1 ホーチミン税関職員等に対する講義  
日 時 2017年2月16日  
場 所 法務総合研究所国際会議室  
対 象 ホーチミン税関職員及びホーチミン市場管理局職員  
テーマ 国際協力部の業務と日本の刑事司法手続について  
担 当 国際協力部教官 松尾宣宏
  
- 2 司法修習生に対する講義  
日 時 2017年3月15日  
場 所 法務総合研究所国際会議室  
対 象 2016年12月採用大阪配属司法修習生（第70期）  
テーマ 法務省の国際協力～法整備支援について～  
担 当 国際協力部教官 伊藤 淳
  
- 3 新任検事に対する講義  
日 時 2017年3月29日  
場 所 法務総合研究所赤れんが  
対 象 新任検事（第69期）  
テーマ 検察官の国際貢献  
担 当 国際協力部長 阪井光平

## 【活動予定】

2017年7月から同年9月の間における、当部が行う予定の研修等は以下のとおりです。

なお、聴講等希望される方は、事前に当部まで御連絡ください。また、研修内容や研修場のスペースの関係で御希望に添えない場合がございますので御了承ください。

### 記

#### 1 研修

(1) 第57回OOG（首相府）ベトナム本邦研修

日 時 2017年7月18日（火）～同月28日（金）

場 所 法務省赤れんが棟，大阪中之島合同庁舎

テーマ 金融実務，民事執行及び財産登記

担 当 国際協力部教官 松尾宣宏，国際協力専門官 遠藤裕貴

(2) 第5回DGL（法務人権省法規総局）インドネシア本邦研修

日 時 2017年7月25日（火）～8月4日（金）

場 所 法務省赤れんが棟，大阪中之島合同庁舎

テーマ 法令間の整合性確保，知財法令策定過程等

担 当 国際協力部教官 廣田桂，国際協力専門官 井倉美那子

(3) インターンシップ研修

日 時 2017年8月14日（月）～同月18日（金）

場 所 大阪中之島合同庁舎

テーマ 法整備支援の体験とその課題探求

担 当 国際協力部教官 岩井具之，主任国際協力専門官 三浦寛史

(4) 第11回ラオス民事経済法サブワーキンググループ本邦研修

日 時 2017年8月14日（月）～8月25日（金）

場 所 大阪中之島合同庁舎

テーマ 経済紛争解決法ハンドブックの普及支援及び労働法等

担 当 国際協力部教官 前田澄子，国際協力専門官 稲本実穂

#### 2 共同研究

ミャンマー不動産制度共同研究

日 時 2017年8月21日（月）～同月25日（金）

場 所 法務省赤れんが棟

テーマ 不動産法制

担当 国際協力部教官 横山栄作, 大西宏道, 国際協力部事務官 鎌田真梨子

### 3 シンポジウム

第9回国際民商事法シンポジウム

日時 2017年9月12日(火) 10時~17時

場所 大阪中之島合同庁舎

テーマ 東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス  
~ベトナム カンボジア ミャンマー インドネシア~

担当 国際協力部教官 大西宏道, 主任国際協力専門官 佐藤励仁

### 塀の外の世界は広がった

国際協力専門官

遠藤裕貴

#### 1 はじめに

私は元々塀の中で勤務していました。塀の中で勤務したといっても、捕まったわけではなく、非行性のある少年の健全育成を行う法務教官として、平成22年から、少年矯正施設で、勤務していました。少年矯正施設で4年間勤務した後、国連アジア極東犯罪防止研修所（いわゆるアジ研、以下「UNAFEI」という。）において国際研修専門官として2年間勤務し、その後、当部（ICD）に国際協力専門官として異動し、ICDにおける勤務は今年度で2年目となります。振り返ってみると、現場4年、国際系が4年目という具合にどちらが本業だか分からない状態になってしまっています。実際、私が現場を離れている間に、「新少年院法」、「少年鑑別所法」等が施行され、現場復帰した際にはおそらく新採用の教官並みに右往左往することが予想されます。しかし、現在の国際系の業務は外国人との関わりが多く、コミュニケーション能力を高めるには恵まれていますし（法務教官はコミュニケーション能力がなければ勤まりません。）、海外で業務をすることがあるなど通常の矯正職員では経験できない機会に恵まれています。本稿では、UNAFEI及びICDでの勤務を振り返って、塀の中にいる（繰り返しですが捕まったわけではありません。）同期や後輩、他局の方にこの仕事の魅力を伝えたいと考えています。

#### 2 UNAFEI（国際研修専門官として）

さて、私の古巣、UNAFEIについてですが、おそらく一般の方々にとっては何をしているのか御存知ないものと思われます。業務については赤根智子元所長（現国際司法協力担当大使）が本誌58号に「アジ研の活動と法整備支援」という巻頭言を寄せていますので、そちらを御参照ください。

国際研修専門官の業務は、基本的にはICDの国際協力専門官が行っている業務と大きく変わりませんが、最も異なるのはやはり業務で使用する言語が英語に特化しているというところだと考えられます。UNAFEIで実施する多国間（いわゆるマルチ）研修はアジア太平洋地域を中心としつつ、アフリカ等からも研修参加者を募っています。当然、講義、各自のプレゼンテーション及び配布資料は全て英語です。さらには、国際研修専門官が担当するオリエンテーション、研修中に行われるイベントのアナウンス、ポスターの作成なども全て英語で実施しています。私がUNAFEIに異動した頃は、職員会議も英語で実施しており、とんでもないところに来てしまった、と驚がくし、帰宅してすぐに布団の中で震えていたものでした。しかし、慣れてくれば何ともないことも多く、相手も非ネイティブであることもあり、教科書で勉強した英語は捨てて（正確には身につかなかった



とも言います。), 身振り手振りで伝えることから始め, 1年目が終わる頃には, 国際研修専門官の仕事も板に付いてきたものでした。

そんな国際感覚も持ち合わせておらず, 塀の外で困惑ばかりの私でしたが, UNAFEIはICDと異なり, 独自の研修寮を持っているので, 朝から晩まで研修参加者と顔を合わせることになり, その結果, 自然と外国人とコミュニケーションをとることに抵抗感がなくなってきました。また, 寮内には「ラウンジB」と呼ばれる談話室があり, 毎晩研修参加者たちはそこで盛り上がっていますので, 私も勤務時間終了後はラウンジBに顔を出して, 彼らと交流を深めたものでした。時には, 「居酒屋へ行ってみよう!」という研修参加者を連れて, 北府中駅前の居酒屋で酒を酌み交わし, 盛り上げるということもありました。その結果, 過去の研修参加者に海外で会ったりすると「飲め, 飲め。おい, この遠藤さんは異常なほど酒を飲むんだ。」といろいろな人に紹介され, ちょっとやりすぎたなと思うこともありましたが, 積極的に関わったことで, 英語にも慣れ, 海外に知人が増えるというメリットがありました。矯正職員は大抵, 酒好きが多いので, UNAFEIでの勤務は向いているかもしれません(実際, UNAFEIでは教官, 専門官含め6名の矯正職員が勤務しています。)

2年目は, 毎年東南アジア各国でUNAFEIが開催している「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」(以下「GGセミナー」という。)の担当専門官となりました。いつもの研修はUNAFEI内で実施しているので, 慣れればそれほど大変ではありません。しかし, GGセミナーは外国で実施するので, 会場の調達を始め, 共催機関との連絡調整, 各国対象機関への参加依頼などUNAFEI単独でしなければなりません。その点, ICDには, 現地へICDから送り出した精鋭であるJICA長期派遣専門家がいるので, 心強いところがあると思います。UNAFEIでは, 会場側と値段や支払方法の交渉を始め, ワインの値下げの要求などいろいろと交渉しました。海外ではデポジットの文化がありますが, これは日本にはなじみのないものです。当然, なじみのないものなので, 日本はなかなか柔軟な対応がとれません(役人の良くないところです)。デポジットの割合を極力減らしてもらおうなど, いろいろな苦勞がありました。このGGセミナーの後, 私はコートジボワールで実施した「仏語圏アフリカ刑事司法研修」というサヘル地域の各国司法官を対象とした研修実施に関わったのですが, GGセミナーを実施したことで自信がついたのか, それほど慌てることなく約1か月をコートジボワールで過ごしました(なお, 帰国後, すぐに謎の高熱が出て感染症救急センターに連れて行かれました。)

今の業務の基礎的な部分は全てUNAFEIにおいて学んだものですので, 戦力外通告を出すことなく, 育成してくれたUNAFEIには頭が上がりません。

### 3 ICD (国際協力専門官として)

この「専門官の眼」では「国際協力専門官はどんな業務をするのか知らなかった。ここでの業務の内容は…」と毎度おなじみの始まり方をしていてあまり芸がないと感じていた

ので、私はあえて違う書き方をします。私は「国際協力専門官」を知っていました！ICDに矯正職員のポストが一つだけあることを知っていたので、内心狙っていたのです。しかし、実際ICDがどんな業務をしているかは他の人と同様に詳しくは知らなかったのが正直なところです…。実はUNAFEIとICDは似たような部署にも関わらず、お互いが何をやっているのか知っている職員は恐らく少ないと思います。私としては、もっとお互い協力して良いところを伸ばせばいいと思っていますが、やはり東京と大阪という距離の問題もあるのかもしれませんが。

さて、「アジ研から来たスパイ」という前評判のもと、ICDの業務に従事しましたが、やはりUNAFEIとICDは業務のカラーが違うところがあります。双方ともに「おもてなし」、いわゆるホスピタリティを重視していますが、その意味合いも若干異なっているように思いました。UNAFEIは一応名目上、国連の一機関という側面があり、研修参加者全員に対して「イコール・トリートメント」をもって、接しています。研修参加者にハイクラスから若手職員まで幅広く抱えていますので、ハイクラスであるからといって特別扱いはしていませんでした。あくまで研修参加者全員を平等にもてなすところがUNAFEIの良いところだと思います。

ICDにおいてはハイクラスの研修員がいると、タクシーを手配したり、余計な待ち時間を少なくしたり、寸分の狂いなくスムーズな動きができるように工夫するといったもてなしの方法が多いです。ICDへの異動当初はなかなか慣れなかったところですが、やはり支援対象国と密接に関わっているということもあり、そういった点を重視するのもICDの特色であると理解しました。とはいえ、やはり人情の街大阪ですので、研修員への接し方はとても温かいところがあります。基本的には現地語しか話さない研修員がほとんどですが、各専門官において韓国語やクメール語を勉強しているなど、UNAFEIにはない良さがあります。私は担当国が韓国なので、「こんにちは」、「ありがとう」、「マッコリください。」など簡単なものは覚えました。今年度からはベトナムが担当国となったので、「ネプモイ（ベトナムの酒）ください。」くらいは言えるようになりたいところです。

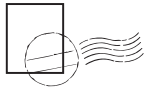
ICDで行った業務で印象深かったのは、ベトナム最高人民裁判所職員への研修で我が国の少年矯正に関する講義をしたことです。先述したとおり、ICDには矯正職員が1名しかいません。少年矯正施設見学の前イントロダクションとして、約3時間ほど講義を実施しました。現場のことは段々記憶が薄れつつあったので、勉強し直す良い機会でしたが、難しいことを質問されたらどうしようという不安もありました。結局は特に難しい質問もなく終わりました。その後、モンゴル国立大学でちょっとした講義をした際の、「なぜ日本は自殺が多いのですか。」、「精神的な性別と肉体的な性別が異なる人がいることについてどう考えますか。」といった質問の方が対応するのが大変でした（初めて法務教官採用試験で勉強した専門知識が役に立った瞬間でもありました。）。

#### 4 UNAFEIとICDで働いて思うこと

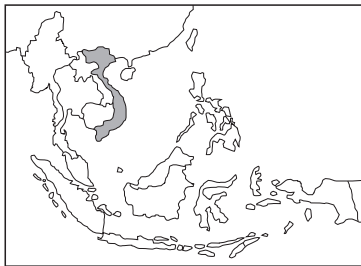
上記2及び3でいろいろと思い出を振り返りましたが、2つを通して大事にしなければいけないと考えたことは、各国の人とのつながりです。先述したGGセミナーですが、各国のカウンターパートが誰か分からないとき、頼りになったのはUNAFEI勤務1年目のときに知り合った研修参加者たちでした。昨今はSNSの発展が目覚ましいので、「タイの汚職防止委員会の国際業務担当者を教えて！」と送れば、ものの数分後にはその委員会に勤務する知人が教えてくれるわけです。これを外交ルートでやるとなるといろいろと手間がかかりますので、いろいろな場面で助けてもらいました。なかなかレポートを提出しない参加予定者に対して、催促してくれたり、こういった場面は枚挙にいとまがありません。

海外出張に行った際も、一緒に打合わせに入ってくれたり、夕食におすすめのレストランに連れていってくれたり、日本人並みのホスピタリティです。個人的な海外旅行の際も、海外の知人が遊びに来てくれて、一緒に行動したりもしました。マレーシアでは、ドリアンが名物だから食べた方がいいと知人に言われて手渡され、うっかり「オイシイデス（棒読み）」と言ったところ、さらにもう1個ドリアンを木から取ってきて、「うちの畑のドリアンだからどんどん食べていいぞ！」という素晴らしい体験もあり、業務外でもありがたいホスピタリティを受けています。

UNAFEIで勤務していた頃に、「国際的な仕事ではネットワーキングが重要だ。」と米国のフェローに助言をもらいましたが、全くそのとおりで、ネットワークがなければこの業務を円滑に遂行するのは難しいと思います。恐らく、私が国際〇〇専門官として勤務できる時間は、もうあと少ししか残されていないと思いますが、これからも仕事をおしてネットワークを広げていきたいと思っています。そして、多くの矯正職員あるいは他局の事務官に、この世界に飛び込んでもらいたいです。



## 各国プロジェクトオフィスから



2017年4月1日付けで、当プロジェクトに鎌田咲子（かまだ さきこ）専門家が着任しております。そこで、今回は、鎌田専門家からの挨拶文を掲載させていただきます。

「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」長期専門家の鎌田咲子です。酒井直樹前専門家の後任として、4月1日に着任いたしました。2011年に判事補として任官し、これまで大阪地方裁判所で勤務していました。

ハノイは漢字で河内と表記されるようで、日本にいた頃と同じ河内での生活に順調に慣れてきています。

着任後に引継資料などを確認していると、諸先輩方が長年の活動を通じていかにカウンターパートとの絆を深めていったかを感じることができ、その過程や信頼関係の強さに圧倒されています。これまで諸先輩方が築いた礎と共に、個性を出しながら、一歩ずつ進んでいきたいと思っています。

絆を更に深め、また、2020年以降の新たな関係性を構築すべく、職務を全うする所存です。不慣れで何かとご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

新体制となりました当プロジェクトにも、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。  
(ベトナム長期派遣専門家 川西 一)



辻保彦長期専門家（チーフ）が3月末で離任され、4月から新たに長期専門家（チーフ）として着任した内山です。

プロジェクトも4月から新しくなり、民事実務の運用改善をテーマとして、

- 1) 民法・民事訴訟法に関連する重要な法令の起草
- 2) 裁判実務等で使うための書式例の作成
- 3) 判決の公開・公刊

などの支援を主な活動内容とするものになりました。

新体制になりましたが、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(カンボジア長期派遣専門家 内山 淳)



2017年1月20日（金）、プロジェクトが支援を行ってきた民法典の法案が司法省から内閣に提出され、2月24日（金）には、国民議会常務委員会委員長宛に法案が提出されました。そして、5月に開会される定期国民議会から、いよいよ法案に関する審議が行われます。

民法典の起草支援が正式にプロジェクト活動に組み込まれたのは、2012年夏頃からになります。振り返って考えてみますと、その下地作りは、2003年5月に始まりました法整備支援プロジェクトにおいて民法教科書作りを始めた頃に遡ることができるように思います。

同プロジェクト終了後、若干の調査期間を挟み、2010年7月からは、法律人材育成強化プロジェクトにおいて、上記の法整備支援プロジェクトにおける活動成果を踏まえ、更にラオス民事法の研究等を進め

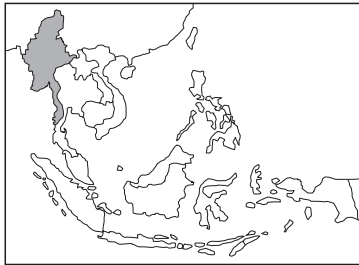


てまいりました。

フェーズ1では、民法Q&A集（2012年印刷・全226ページ）、民法ハンドブック・契約内債務（2014年印刷・全67ページ）、民法ハンドブック・契約外債務（2014年印刷、全26ページ）といった執務参考資料が執筆されるとともに、先に触れましたとおり、2012年夏頃からは、民法典の起草支援活動が本格的に開始され、2014年7月からのフェーズ2でも同活動はプロジェクトの中心的な活動の一つと位置付けられ、継続されてきました。この間、松尾弘先生、野澤正充先生を中心とするアドバイザーグループの先生方、本邦研修等において有益な知見を提供して下さった皆様方には、多大なるお力添えを賜ってまいりました。改めて厚く御礼申し上げます。

引き続き、関係者の皆様のお力添えを得ながら、法案の国会通過、更には普及活動と歩みを進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（ラオス長期派遣専門家 須田 大）



中島朋子専門家が、過日、着任されました。以下、中島専門家からのご挨拶です。

小松健太専門家の後任として、平成29年5月15日に着任いたしました、中島朋子と申します。

プロジェクト事務所のあるネピドーでは日本人コミュニティはゴルフを中心に形成されていると言っても過言ではなく、日本人間の（仕事以外の）会話の8割はゴルフの話題となっております。このため、私は日本では一切ゴルフをしたことがなかったのですが、ネピドーにてゴルフデビューすることとなりました。今はまだ、打ったボールが弧を描かない初心者ですが、ネピドーの暑い気候に負けずに、任期中に精進したいと思っております。応援のほどよろしくお願いいたします。

（ミャンマー長期派遣専門家 野瀬 憲範）



本年2月で、インドネシアに赴任して1年を迎えました。

普段は、日々の街の変化にもあまり気を留めずに過ごしてしまっていますが、改めて意識してみると、例えば、渋滞緩和を狙った地下鉄や道路の工事が、少しずつながらも市内の各所で進んでいたり、ついこないだ工事を始めたと思っていた建築場で建物が完成に近づいていたりするなど、インドネシアなりのペースであっても、月日の経過に伴い、それが着実に進んでいることに気付かされます。

私自身のことについて言いますと、過去に出張で当地を訪れたときは、一度の会議で軽く10か所を超える箇所を刺されるなど、当地の蚊には悩まされることも多かったのが、いつ頃からか、なぜかほとんど蚊に刺されなくなったり、赴任当初のころは、街中で、いつも「日本から？」と話しかけられていたのが、いつ頃からか、なぜか「韓国から？」と聞かれることの方が多くなりました。

また、たまの一時帰国の際には、入国審査のカウンターや税関のチェックで要する時間がだんだん長くなっているような気がしますし、つい先日には、インドネシアの空港で、職員からインドネシア語で話しかけられるに至りました。

これらの変化には、若干戸惑う気持ちもありませんが、1年前、できるだけこちらの環境に馴染むことができればと思って赴任した頃を思うと、少しずつでもインドネシアに溶け込むことができている証かなと（勝手に思い込み）、少し嬉しくも思います。

プロジェクトでも、日々の活動において、目に見えるような進展を感じることは必ずしも多くはありませんが、その積み重ねがわずかな一歩の前進につながることを信じつつ、引き続き、努力していきたいと思っております。

引き続き、ご指導、ご支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（インドネシア長期派遣専門家 横幕孝介）



本号が皆様のお手元に届く頃には、梅雨が明け、本格的な夏を迎える頃でしょうか。

当職は、この4月から国際協力専門官として2年目を迎えることになりました。昨年度から仕事を通じて、法務総合研究所内外の方や外部機関の方、様々な方と出会う機会に恵まれました。その中で痛感したことは、何事も吸収しようとする意識や努力がとても重要だということです。「そんなの当たり前。」と思われるかもしれませんが、当職の周りの方々は、その当たり前を人知れずされて、聞くと熱く語ってくださいます。皆様にも、ICD NEWSを通じて、法制度整備支援に携わる方々の「人知れずの努力」や「熱い思い」を受け取っていただけましたら幸いです。

さて、本号の「巻頭言」は、前知的財産高等裁判所長、森・濱田松本法律事務所弁護士設楽隆一様に「知財高裁所長と国際交流」と題して、知財高裁と海外からの訪問団との国際交流について、執筆していただいております。個人的には、「インドの最高裁長官の訪問について」において、日本の和解手続について、英米法系のインドの観点から見た和解のメリット・デメリット等に言及されているところが、他国を通じて自国の手続の特性を知ることができ、大変興味深く感じました。

次に、「寄稿」では、大阪大学大学院言語文化研究科教授清水政明様に「ベトナムの社会とことば」と題して、ベトナム語について詳細に解説していただいております。ベトナム語は、言語として複雑ではありますが、一定のルールに従っていることを知ることで、複雑性がたちまち解け、ベトナム語特有の言語の面白さを発見することができます。

そして、「連携と協調のフォーラム」では、経済産業省製造産業局模倣品対策室室長補佐越本秀幸様に「模倣品対策室の国際的な取り組み」と題して、模倣品対策室のご説明と各国の模倣品に対する国際的な取組を御紹介していただいております。

また、当部伊藤教官執筆の「日本弁護士連合会国際協力委員会との連携～国際交流委員会委員長及び副委員長との意見交換～」においては、当部と日弁連国際交流委員会との間で実施した意見交換及び今後の展望を紹介しております。他国を支援するに当たり、日本国内での情報共有及び協力体制は必要であり、記事に触れている意見交換に続き、今後も支援国に対する効果的な支援がなされることを期待します。

「外国法制・実務」では、各国専門家等執筆に係る「ベトナムにおける税務訴訟～ある事案の分析をもとに～」、「カンボジアの司法～民事訴訟法（再審）～」、「ラオス民法典制定」、「ミャンマーにおける都市政策に関する法整備の現状及び今後の展望」、「インドネシアにおける法令の種類、序列および整合性に関する法的枠組み（二・完）」、「新たな民法典の制定に向けて～ネパール法整備支援の現場から（4）～」、「中国行政訴訟法の改正条文

等について(4)」を掲載しました。各国における最新の法整備支援状況を知ることができます。

「活動報告」の「会合」では、「第18回法整備支援連絡会」及び「シンポジウム『ラオス民法典制定と実務上の課題』」を掲載しました。

「国際研修・共同研究」では、「第10回ラオス本邦研修」、「第9回ミャンマー本邦研修」、「第4回インドネシア本邦研修」、「東ティモール共同法制研究」、「ベトナム現地セミナー」、「カンボジア現地セミナー」及び「インドネシア現地ワークショップ」を、「海外出張」では「モンゴル現地調査」を掲載しました。

さらに、「講義・講演」では、当部教官の外部講義を、「活動予定」では、2017年7月から9月までの当部の活動予定を掲載しています。いずれも、当部の法制度整備支援活動の最新状況を簡潔かつ的確にお伝えする内容となっております。

遠藤国際協力専門官による「専門官の眼」では、「塀の外の世界は広がった」と題して、国連アジア極東犯罪防止研修所及び当部の業務が紹介されています。国際関係の業務は、多岐に亘り、また、一般に未経験のものも多いですが、遠藤専門官の記事を通じて、他業務にはない楽しさもたくさんあることを知っていただけたらと思います。

「各国プロジェクトオフィスから」では、現地の長期派遣専門家の方から各国の御紹介をさせていただいております。新年度になり、新体制の御紹介も兼ねておりますので、是非御一読ください。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

国際協力専門官 稲本 実穂

— 寄 稿 募 集 —

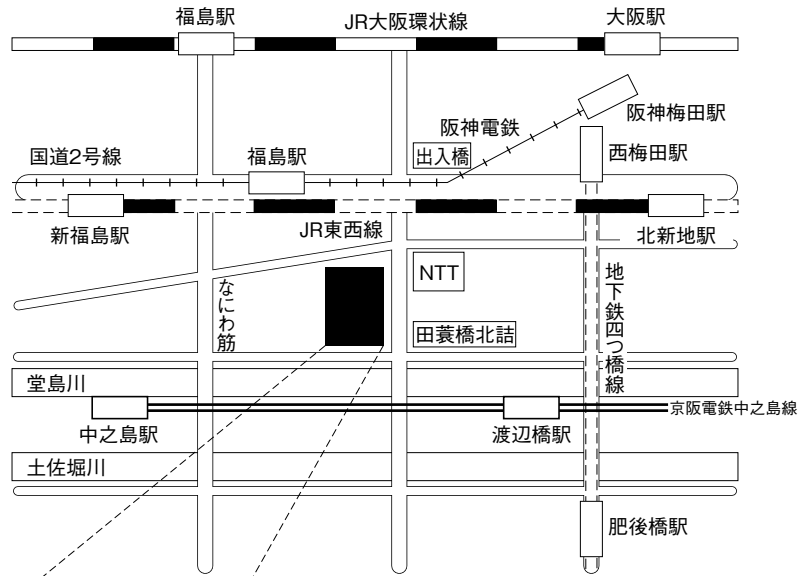
次号以降の ICD NEWS では、大学、大学院における法整備支援に関する研究・教育について特集を組む予定です。

つきましては、大学、大学院における法整備支援や国際協力に関する研究・教育について、記事を執筆いただける方を広く募集いたします。

執筆に御興味のある方は、以下のメールアドレスまで御連絡ください。

icdmoj@i.moj.go.jp（担当：国際協力部教官 前田 澄子）





大阪中之島合同庁舎

### アクセス

- 阪神福島駅から……………徒歩 5分
- JR新福島駅から……………徒歩 6分
- JR福島駅から……………徒歩 8分
- 地下鉄肥後駅から……………徒歩 10分
- JR大阪駅から……………徒歩 14分
- 京阪渡辺橋駅から……………徒歩 7分

## ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

### 法務省法務総合研究所 国際協力部

〒553-0003 大阪市福島区福島 1-1-60 大阪中之島合同庁舎

電 話：(06) 4796-2153/2154

F A X：(06) 4796-2157

ウェブサイト：[http://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_icd.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html)

メールアドレス：[icdmoj@i.moj.go.jp](mailto:icdmoj@i.moj.go.jp) (2016年9月 メールアドレス変更)

編 集：法務省法務総合研究所

発 行：2017年6月





